

アフガニスタン出身の庇護希望者の
国際保護の必要性評価にむけたUNHCR の見解
国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）

2013年8月6日
HCR/EG/AFG/13/01

NOTE

国際保護の必要性評価にむけたUNHCRの見解は、UNHCR職員・政府・民間の実務家などの決定者が庇護希望者の国際保護の必要性を評価するのを支援するために、UNHCRが公表するものである。これらの見解は、出身国／領域の社会・経済・安全・人権・人道上の状況に基づいた具体的な経歴についての難民認定基準に関する法的解釈である。関連する国際保護の必要性が詳細に分析され、当該難民認定申請がどのように国際難民法（特にUNHCR規程・1951年難民条約・1967年議定書）および関連する地域的取極（カタルヘナ宣言・1969年OAU条約・EU資格指令など）の関連原則・基準に関連するののかについて勧告を行なう。これらの勧告では、関連する場合、補完的または二次的な保護体制についても触れることがある。

UNHCRは、1951年条約および1967年議定書の第2条、ならびに難民の地位の資格およびその認定に関する事項について長年培ってきた専門性ととも、UNHCR規程の第8段落に含まれる監督責任に従って、上記難民認定基準の正確な解釈と適用を促進するため、国際保護の必要性評価にむけたUNHCRの見解を公表する。国際保護の必要性評価にむけたUNHCRの見解に含まれるガイダンスおよび情報が庇護申請について決定するにあたり、当局および司法によって注意深く検討されることが望まれる。国際保護の必要性評価にむけたUNHCRの見解は、徹底的な研究、UNHCRのフィールド事務所の世界的なネットワークにより提供された情報および独立した各国専門家、研究者およびその他の情報源からの資料に基づくものであり、信頼性を保つために厳格に見直された。国際保護の必要性評価にむけたUNHCRの見解は、UNHCRのRefworldウェブサイト (<http://www.refworld.org>) に掲載される。

目次

| | |
|--|----|
| I. 要旨 | 7 |
| 1951年条約における難民の地位 | 7 |
| 広義のUNHCRマンデート基準、地域的取極および補完的形態の保護 | 9 |
| 国内避難・移動の選択可能性 | 13 |
| 除外条項の検討 | 15 |
| II. アフガニスタンの状況の概要 | 16 |
| A. アフガニスタンにおける主な進展（2010年12月以降） | 16 |
| B. アフガニスタンにおける治安状況：紛争の市民への影響 | 23 |
| 1. 市民の死傷者 | 27 |
| 2. 安全関連の事件 | 32 |
| C. 人権状況 | 33 |
| 1. 人権侵害 | 33 |
| 2. 人権侵害から市民を保護する国家の能力 | 41 |
| D. 人道的状況 | 45 |
| E. 紛争によって引き起こされた移動、帰還および移住 | 49 |
| III. 国際保護を受ける資格 | 54 |
| A. 潜在的な危険となる経歴 | 57 |
| 1. 政府および国際部隊（IMF）を含む国際社会と関係する個人または協力的であると見なされる個人 | 57 |
| a) 政府役人および公務員 | 59 |
| b) ANPおよびALPの構成員 | 62 |
| c) ANSFまたはIMFと関係している市民または協力的であると見なされる市民 | 64 |
| d) 人権活動家、人道援助関係者および開発援助関係者 | 66 |
| e) 政府または国際社会を支持していると見なされるその他の市民 | 68 |
| f) 部族の長老および宗教的指導者 | 69 |
| g) 公的な立場にある女性 | 70 |
| h) 要旨 | 72 |
| 2. ジャーナリストおよびその他のメディア関係者 | 72 |
| 3. 戦闘年齢の男性および少年 | 77 |
| 4. 反政府勢力を支援していると疑われた市民 | 78 |
| 5. 少数派の宗教集団の構成員およびシャリア法に反すると見なされる個人 | 83 |
| a) 少数派の宗教集団 | 84 |
| b) イスラム教からの改宗 | 87 |
| c) シャリア法に反するその他の行為 | 89 |
| d) 要旨 | 89 |

| | |
|---|-----|
| 6. イスラム教の原則・規範・価値に関するタリバンの解釈に反すると見なされる個人 | 90 |
| 7. 女性 | 91 |
| a) 性およびジェンダーにもとづく暴力 | 99 |
| b) 有害な伝統的慣習 | 103 |
| c) 社会的道徳観に反すると見なされる女性 | 107 |
| d) 要旨 | 110 |
| 8. 子ども | 110 |
| a) 若年強制徴兵 | 111 |
| b) 束縛労働または有害児童労働 | 114 |
| c) 性およびジェンダーにもとづく暴力を含む子どもに対する暴力 | 116 |
| d) 教育へのアクセスの系統的な否定 | 118 |
| e) 要旨 | 121 |
| 9. 人身取引または束縛労働の被害者および人身取引または束縛労働の危機に瀕している人々 | 122 |
| 10. レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス (LGBTI) の人々 | 125 |
| 11. (少数派) 民族的集団の構成員 | 128 |
| a) クーチ族 (Kuchis) | 130 |
| b) ハザラ族 (Hazaras) | 132 |
| c) Jogi, Chori FroshおよびGorbatコミュニティを含むジャート (Jat) 民族の構成員 | 133 |
| d) 民族的側面を持つ土地紛争 | 133 |
| Te) 要旨 | 136 |
| 12. 血讐に関連する個人 | 137 |
| 13. 実業家およびその他の資産家 (の家族) | 139 |
| B. 迫害の危機に瀕した個人の国内避難・移住の選択可能性 | 140 |
| 1. 妥当性の分析 | 142 |
| 2. 合理性の分析 | 143 |
| C. UNHCRの広義のマンデート基準または地域的取極の下での難民の地位または補完的形態の保護の資格 | 148 |
| 1. UNHCRの広義のマンデート基準および地域的取極の下での難民の地位 | 149 |
| a) UNHCRの広義のマンデート基準の下での難民の地位 | 149 |
| b) 1969年OAU条約の下での難民の地位 | 151 |
| c) カタルヘナ宣言の下での難民の地位 | 152 |
| 2. UNHCRの広義のマンデート基準および地域的取極の下での国内避難・移住の選択可 | |

| | |
|--|-----|
| 能性 | 152 |
| 3. EU資格指令の下での補完的保護の資格..... | 153 |
| 4. EU資格指令の下での深刻な危害のおそれがある個人のための国内保護の検討 | 155 |
| D. 国際的難民保護からの除外 | 155 |
| 1. 共産党政権：KhAD／WADの隊員、元役人を含む軍隊または諜報・治安組織の元構成員。 | 160 |
| 2. 共産党政権中または共産党政権後の武装グループまたは民兵部隊の元構成員 | 162 |
| 3. タリバン、ハッカーニ・ネットワーク、ヘズブ・エ・イスラミ・ヘクマティヤール、その他のAGEの（元）構成員。 | 163 |
| 4. NDS、ANPおよびALPを含むアフガニスタン治安部隊の構成員..... | 164 |

略語一覧

| | |
|----------|--------------------|
| ABP | アフガニスタン国境警察 |
| AGEs | 反政府勢力 |
| AIHRC | アフガニスタン独立人権委員会 |
| ALP | アフガニスタン地方警察 |
| ANA | アフガニスタン国軍 |
| ANP | アフガニスタン国家警察 |
| ANSF | アフガニスタン治安部隊 |
| ANSO | アフガニスタンNGO安全機関 |
| APRP | アフガニスタン平和・再統合プログラム |
| AU | アフリカ連合 |
| EVAW Law | 女性に対する暴力撤廃に関する法 |
| HPC | 和平高等評議会 |
| IDP | 国内避難民 |
| IED | 即席爆発装置 |
| IHL | 国際人道法 |
| IMF | 国際部隊 |
| ISAF | 国際治安支援部隊 |
| NATO | 北大西洋条約機構 |
| NDS | 国家保安局 |
| NGO | 非政府組織 |
| OAU | アフリカ統一機構（AUが承継） |
| OHCHR | 国連人権高等弁務官事務所 |
| UAV | 無人航空機 |
| UNAMA | 国連アフガニスタン支援ミッション |
| UNDP | 国連開発計画 |
| UNDS | 国連安全保安局 |
| UNHCR | 国連難民高等弁務官事務所 |
| VSO | 集落安定化作戦 |

I. 要旨

国際保護の必要性評価にむけたUNHCRの見解は、2010年12月の『アフガニスタン出身の庇護希望者の国際保護の必要性評価にむけたUNHCRの見解』に優先するものである。¹本書に含まれるガイドラインは、アフガニスタンの一部における治安状況および広範に及ぶ人権侵害に関する継続する懸念を背景に発表される。アフガニスタンの現状において国際保護の必要性が生じ得る具体的な経歴に関する情報が含まれる。

UNHCRは、執筆時において入手可能であった様々な情報源からの最新の情報を本書に含まれるガイドラインに含めた。²ガイドライン中の分析は、一般に入手可能な情報およびアフガニスタン等における活動においてUNHCR・国連機関・パートナー機関が収集・入手した情報に基づくものである。

庇護希望者によって提出されたすべての申請は、公正で効率的な地位認定手続および関連出身国情報にしたがって、その本案について審査される必要がある。このことは、申請が1951年難民の地位に関する条約（「1951年条約」）³・UNHCRのマנדート（任務）・地域的な難民保護のための文書に含まれる難民認定基準に基づいて分析されるのか、または、補完的形態の保護を含むより広い国際保護基準に基づいて分析されるのかにかかわらず、該当する。

1951年条約における難民の地位

アフガニスタンから避難する人々は、アフガニスタンで継続する武力紛争に関連した理由による迫害または紛争とは直接関係のない深刻な人権侵害に基づく迫害、あるいは、その両方の組み合わせによる迫害を受けるおそれがある。UNHCRは、以下の個人に関しては、発生し得るリスクについてのとりわけ慎重な検討が要求されると考える。

- (i) 政府および国際部隊（IMF）を含む国際社会と関係する個人または政府・国際社会に協力的であると見なされる個人
- (ii) ジャーナリストおよびその他のメディア関係者

¹ UNHCR, *UNHCR Eligibility Guidelines for Assessing the International Protection Needs of Asylum-Seekers from Afghanistan*, December 2010 (アフガニスタン出身の庇護希望者の国際保護の必要性評価にむけたUNHCRの見解) <http://www.refworld.org/docid/4d0b55c92.html>.

² これらのガイドラインは、別段の記載がない限り、2013年8月1日時点でUNHCRが利用可能であった情報に基づくものである。

³ 「難民の地位に関する条約」（1951年7月28日）国際連合条約集第189巻137頁 (<http://www.refworld.org/docid/3be01b964.html>)

- (iii) 戦闘年齢の男性および少年
- (iv) 反政府勢力（AGEs）を支援しているという疑いを掛けられた市民
- (v) 宗教的小数派グループの構成員およびシャリア法に反すると見なされた人々
- (vi) イスラム教の原則・規範・価値に関するタリバンの解釈に反すると見なされた個人
- (vii) 女性
- (viii) 子ども
- (ix) 人身取引または束縛労働の被害者および人身取引または束縛労働の危機に瀕する人々
- (x) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）の人々
- (xi) （少数）民族の構成員
- (xii) 血讐に関与した個人
- (xiii) 実業家およびその他の資産家（の家族）

この列挙は必ずしも網羅的なものではなく、執筆時においてUNHCRが入手できた情報に基づくものである。したがって、ある申請が本書で特定された経歴のいずれにも該当しないからといって、根拠のないものと自動的に見なされるべきではない。ケースの具体的な事情によっては、これらの経歴を持つ個人の家族またはその他の同世帯の者も危機に瀕した個人との関係に基づき、国際保護を必要とする可能性もある。

アフガニстанは、国内武力紛争の影響を受け続けている。⁴この紛争の文脈における危害または危害のおそれから逃れる個人は、1951年条約第1条A（2）にいう難民の地位の基準を満たす可能性がある。その場合、第1条A（2）に定める根拠に関連した理由によって、当該個人が迫害に相当する深刻な危害を経験するだろうという合理的な可能性が存在しなくてはならない。

⁴ 例えば、以下を参照。Robin Geiß and Michael Siegrist, “Has the Armed Conflict in Afghanistan Affected the Rules on the Conduct of Hostilities?”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 93, No. 881, March 2011（アフガニスタンにおける武力紛争は敵対行為に関する規則に影響を与えたか）
<http://www.refworld.org/docid/511e1ecc2.html>.

人権侵害および紛争に関連する暴力に晒されることのその他の影響は、それ自体で、または、累積的に、1951年条約の第1条A (2) にいう迫害に相当する可能性がある。アフガニスタンにおける紛争の文脈では、個人が紛争から避難することが合理的と考えられる人権侵害またはその他の深刻な危害の存否を評価するにあたり、(i) 反政府勢力 (AGEs) による市民の支配 (並列的な司法構造の強制および不法な刑罰の実施を通じた支配を含む)、(ii) 強制的徴集、(iii) 食糧確保の危機、貧困および生計手段の破壊として現れる人道面の状況への暴力および治安悪化の影響、(iv) 政府支配地域における組織的犯罪の増加および軍閥や腐敗した政府役人が処罰を受けることなく活動する能力、(v) 教育または基本的な医療へのアクセスの系統的な制限、(vi) 社会生活への参加に対する系統的な制限 (とりわけ、女性に対する制限を含む) といった要因が関連する。⁵

アフガニスタンの武力紛争における危害または危害のおそれから避難する個人が1951年条約の第1条A (2) にいう難民の地位の基準を満たすには、暴力から生じる迫害が1951年条約上の根拠を理由としたものでなくてはならない。アフガニスタンの文脈においては、1951年条約上の根拠によって市民が暴力に晒される状況の例として、暴力が特定の民族的、政治的、宗教的な経歴を持つ市民が多く居住する地域またはそのような経歴をもつ市民が圧倒的に多く集まる場所 (市場・モスク・学校または結婚式などの大規模な社会的集まりなど) を標的としている状況が挙げられる。難民の地位の資格を満たすためには、個人が迫害主体によって個別に認識されているまたはそうした主体によって個別に追及されているといった要件は存在しない。同様に、コミュニティ全体が1951年条約上の一つ以上の根拠によって迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する場合もある。また、個人が同様の経歴を持つその他の個人が経験する危害とは形態または程度が異なる危害を受けているという要件も存在しない。⁶

広義のUNHCR マンデート基準、地域的取極および補完的形態の保護

⁵ UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence; Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa*, 20 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html> (武力紛争およびその他の暴力の状況から逃れる人々の国際保護に関する結論要旨: 2012年9月13日・14日南アフリカ・ケープタウン円卓会議) 第10-12段落。また、以下も参照のこと。A.H. Cordesman (Center for Strategic and International Studies), *Coalition, ANSF, and Afghan Casualties in the Afghan Conflict from 2001 through August 2012*, 4 September 2012, http://csis.org/files/publication/120904_Afghan_Iraq_Casualties.pdf (アフガニスタン紛争における2001年から2012年8月までの連合軍、ANSFおよびアフガニスタン人死傷者数) 3, 6, 7頁。また、以下も参照のこと。OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画) 10頁。

⁶ UNHCR 『難民認定基準ハンドブックー難民の地位の認定の基準及び手続きに関する手引きー』 (日本語版) (原文: UNHCR, *Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 1979, January 1992) <http://www.refworld.org/docid/3ae6b3314.html> の第164段落を参照。

1951年条約は、国際難民保護体制の基盤をなすものである。1951年条約にいう難民の地位の基準は、その基準を満たす個人または集団が同条約の下で正当に認定され、保護されるよう、解釈される必要がある。庇護希望者が1951年条約の難民認定基準を満たさないと判断された場合のみ、UNHCRのマンデートおよび地域的取極に含まれるより広義の保護基準が補完的保護を含め、検討されるべきである。⁷

1951年条約上の根拠との連関が存在しない暴力の状況から避難する個人は、通常、1951年条約の範囲には該当しない。しかしながら、そのような個人は、UNHCRのより広義なマンデート基準または地域的取極が定める基準には該当することがある。

UNHCRのマンデートは、1951年条約および1967年議定書の下での難民認定基準を満たす個人を含むものであるが⁸、その後の国連総会および経済社会理事会（ECOSOC）の決議を通じて拡大され、その他の様々な無差別暴力や社会的混乱から生じる強制移住の状況を含むようになった。⁹こうした発展を踏まえ、難民に国際保護を提供するUNHCRの権限は、国籍国または常居所を有していた国の外にいる者であって、一般的な暴力または公の秩序を著しく乱す出来事から生じる生命、身体の安全または自由に対する深刻な脅威のために、その国籍国または常居所を有していた国に帰ることができない者または帰ることを望まない者にまで及ぶ。¹⁰

⁷ UNHCR Executive Committee, *Conclusion on the Provision on International Protection Including through Complementary Forms of Protection*, No. 103 (LVI) – 2005, 7 October 2005, <http://www.refworld.org/docid/43576e292.html>（補完的保護を含む国際保護の付与に関する結論）を参照。

⁸ 国連総会「難民の地位に関する条約」（1951年7月28日）国際連合条約集第189巻137頁（<http://www.refworld.org/docid/3be01b964.html>）および国連総会「難民の地位に関する議定書」（1967年1月31日）国際連合条約集第606巻267頁（<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3ae4.html>）。

⁹ UNHCR, *Providing International Protection Including Through Complementary Forms of Protection*, 2 June 2005, EC/55/SC/CRP.16, <http://www.refworld.org/docid/47fdb49d.html>（補完的保護を含む国際保護の提供）；UN General Assembly, *Note on International Protection*, 7 September 1994, A/AC.96/830, <http://www.refworld.org/docid/3f0a935f2.html>（国際保護に関する覚書）

¹⁰ 例えば、以下を参照のこと。UNHCR, *MM (Iran) v. Secretary of State for the Home Department - Written Submission on Behalf of the United Nations High Commissioner for Refugees*, 3 August 2010, C5/2009/2479, <http://www.refworld.org/docid/4c6aa7db2.html>（MM (Iran) v. Secretary of State for the Home Department事件：国連難民高等弁務官を代表した書面提出）第10段落。

アフガニスタンの文脈においては、一般化した暴力による生命・身体の安全・自由に対する脅威を評価するための指標として、(i) 爆撃、空爆、自爆攻撃、IED爆発および地雷を含む無差別の暴力行為による市民の死傷者数（セクションII.B.1を参照）、(ii) 紛争に関連した安全関連の事件の数（セクションII.B.2を参照）および(iii) 紛争のために移住を強いられた人々の数（セクションII.Eを参照）などがある。しかし、そのような考慮事項は、暴力の直接の影響に限られない。それには、紛争関連の暴力の長期的でより間接的な影響で、個別または蓄積的に、生命・身体の安全・自由に対する脅威を生むものも含まれる。

アフガニスタンの例外的な事情において、公の秩序を著しく乱す事件から生じる生命・身体の安全・自由に対する脅威を評価するために考慮すべき関連事項には、国土の一部で政府がAGEsに対して実効的な支配を失い、市民に保護を与えることができないという事実が含まれる。利用可能な情報によれば、これらの地域における人々の生活の主要な側面に対する統制権の行使は抑圧的で強制的なものであり、法の支配および人間の尊厳の尊重に基づく公序 (*ordre public*) を損なうものである。そのような状況は、広範に及ぶ人権侵害の風潮の中での市民の向けられた威嚇および暴力の組織的使用によって特徴付けられる。

このような背景を踏まえ、UNHCRは、親政府派部隊とAGEsの間の戦闘継続によって影響を受けた地域の出身者または上記のような特徴を持つAGEsの実効的な支配の下にある地域の出身者は、国際保護を必要とする可能性があると考え。1951年条約の難民認定基準を満たさないと判断された者は、一般化した暴力または公の秩序を著しく乱す事件から生じる生命・身体の安全・自由に対する深刻な脅威を根拠として、UNHCRの広義のマンデートの下での国際保護の資格を有する可能性がある。

アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定する条約（「1969年OAU条約」）の締約国で国際保護を求めるアフガニスタン人およびアフガニスタン出身のその他の者は、アフガニスタンの一部または全体における公の秩序を著しく乱す事件の故に常居所を逃れることを余儀なくされたことを根拠として、同条約の第1条2項の下での難民の地位に該当する可能性がある。¹¹1969年OAU条約の文脈においては、「公の秩序を著しく乱す事件」の文言は市民の生命、自由または安全を脅かす紛争または暴力の状況およびその他の公序 (*ordre public*)

¹¹ アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規律する難民条約（「OAU条約」）（1969年9月10日）1001 U.N.T.S. 45 (<http://www.refworld.org/docid/3ae6b36018.html>)。1969年OAU条約の第1条にいう「難民」の文言の定義は、「1966年難民の地位と処遇についてのバンコク原則」（バンコク原則）にも導入された。以下を参照のこと。Asian-African Legal Consultative Organization (AALCO), *Bangkok Principles on the Status and Treatment of Refugees* (Final Text of the AALCO's 1966 Bangkok Principles on Status and Treatment of Refugees, as adopted on 24 June 2001 at the AALCO's 40th Session, New Delhi), <http://www.refworld.org/docid/3de5f2d52.html> (1966年難民の地位と処遇についてのバンコク原則 (AALCOの第40会期 (ニューデリー) において2001年6月24日に採択されたAALCOの1966年難民の地位と処遇についてのバンコク原則の最終文書))。

の深刻な混乱も包含するものである。¹² 上記と同じ理由により、UNHCRは、政府派の部隊とAGEsの間の支配を懸けた継続的な戦いの一環としての紛争継続の影響を受けるアフガニスタンの地域、また、AGEの実効的支配の下にあるアフガニスタンの地域は、公の秩序を著しく乱す事件による影響を受けた地域と見なされるべきであると考えられる。UNHCRは、そのような地域出身の個人は、公の秩序を著しく乱す事件から生じる生命・身体・安全・自由に対する深刻な脅威のために常居所から逃れることを余儀なくされたことを根拠として、1969年OAU条約の第1条2項の規定の下での国際保護を必要とする可能性があると考えられる。

難民に関するカタールヘナ宣言（「カタールヘナ宣言」）を国内法に組み入れた国において国際保護を求めるアフガニスタン人庇護希望者は、一般化した暴力、国内紛争、大規模人権侵害または公の秩序を著しく乱すその他の事態によってその生命・安全・自由が脅かされていることを根拠として難民の地位に該当する可能性がある。¹³ UNHCRの広義のマンデート基準および1969年OAU条約の場合と同様の検討の結果、UNHCRは政府派の部隊とAGEsの間の戦闘継続により影響を受けるアフガニスタン国内の地域の出身者またはAGEsの実効的支配の下にある地域の出身者は、紛争に関連する暴力の直接的または間接的な影響の形で、あるいは、AGEsの実効的支配の下にある地域でのAGEsによる深刻で広範に及ぶ人権侵害の結果として、その生命・安全・自由が公の秩序を著しく乱す事態により脅かされたことを根拠として、カタールヘナ宣言の下での国際保護を必要とする可能性があると考えられる。

欧州連合（EU）の加盟国で国際保護を求め、1951年条約にいう難民ではないと判断されたアフガニスタン人は、アフガニスタンで深刻な危害の現実的なおそれと直面すると信じる実質的な根拠がある場合、EU指令2011/95/EU（資格指令）第15条の下での補完的保護の資格を有する可能性がある。¹⁴ 本書のセクションII.Cで紹介される利用可能な証拠を踏まえ、

¹² 1969年OAU条約の「公の秩序を著しく乱す事件」の文言の意味については、以下を参照のこと。Marina Sharpe, *The 1969 OAU Refugee Convention and the Protection of People fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence in the Context of Individual Refugee Status Determination*, January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50fd3edb2.html> (1969年OAU難民条約と個別難民認定の枠組みにおける武力紛争・その他の暴力の状況から逃れる人々の保護)。Alice Edwards, “Refugee Status Determination in Africa”, 14 *African Journal of International and Comparative Law* 204-233 (2006) (アフリカにおける難民認定); UNHCR, *Extending the Limits or Narrowing the Scope? Deconstructing the OAU Refugee Definition Thirty Years On*, April 2005, ISSN 1020-7473, <http://www.refworld.org/docid/4ff168782.html> (限界の拡大か範囲の縮小か。OAU難民の定義の脱構築の30年後)。

¹³ *Cartagena Declaration on Refugees, Colloquium on the International Protection of Refugees in Central America, Mexico and Panama*, 22 November 1984, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36ec.html> (中央アメリカ、メキシコ、パナマにおける難民の国際保護に関する会議難民に関するカタールヘナ宣言)。OAU条約とは異なり、カタールヘナ宣言は法的拘束力のある文書ではない。その規定は国内法化によってのみ、法律効果が生じる。

¹⁴ 資格指令にいう深刻な危害は、(a) 死刑または処刑、(b) 申請者の出身国における拷問あるいは非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰、または、(c) 国際武力紛争または国内武力紛争の状況における無差別の暴力を理由とした文民の生命または身体に対する深刻で個

申請者は、ケースの個別の事情によっては、国家またはその機関あるいはAGEによる関連する深刻な危害の形態（死刑¹⁵または処刑、拷問または非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰）の現実的なおそれを根拠として、第15条（a）または第15条（b）の下での補完的保護を必要とする可能性がある。¹⁶

同様に、アフガニスタンは国内武力紛争による影響を受け続けているという事実を踏まえ、また、本書のセクションII.B、II.C、II.D およびII.Eで紹介する証拠を踏まえ、紛争の影響を受けた地域の出身者またはそのような地域に以前居住していた者は、ケースの個別の事情に応じて、無差別の暴力によって生命または身体に対する深刻で個別的な脅威に直面することを根拠に、第15条（c）による補完的保護を必要とする可能性がある。

アフガニスタンにおける紛争の流動的な性質に鑑みて、アフガニスタン人によるUNHCRマンドレートまたは地域的取極に含まれる定義の下での国際保護の申請は、それぞれ、申請者によって提出された証拠およびその他のアフガニスタンの事情に関する最新の信頼できる状況を踏まえ、保護ニーズの評価の未来志向の性質をしかるべく考慮して、慎重に評価されるべきである。

国内避難・移動の選択可能性

別的な脅威と定義されている。European Union, *Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)*, 13 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4f06fa5e2.html>（難民又は補完的保護の資格を持つ者の地位の共通化及び付与される保護内容のための第三国国民又は無国籍者の国際保護の享受者としての資格についての基準に関する欧州議会・理事会指令 2011/95/EU（改正）第2条f項および第15条。

¹⁵ アフガニスタン刑法の第24条では、重罪について死刑が科され得る。刑法（アフガニスタン）第1980号（1976年9月22日）（<http://www.refworld.org/docid/4c58395a2.html>）。2012年11月、カルザイ大統領は、14名の受刑者の署名を承認した。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html>（アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書）第11段落。また、以下も参照のこと。New York Times, *Afghanistan Executes Six in Gesture on Taliban*, 21 November 2012,

<http://www.nytimes.com/2012/11/22/world/asia/afghan-suicide-bomber-kills-3-near-us-embassy.html>（アフガニスタン、タリバンに対する姿勢として6名を処刑）。刑法第1条では、フドワード(hudood)の罪で有罪判決を受けた者は、シャリア法のハナフィ法学の原則にしたがって処罰される。フドワードの刑罰には、処刑および石打ちによる死刑が含まれる。Hossein Gholami, *Basics of Afghan Law and Criminal Justice*, undated, <http://www.auswaertiges-amt.de/cae/servlet/contentblob/343976/publicationFile/3727/Polizei-Legal-Manual.pdf>（アフガニスタン法および刑事司法の基礎）。

¹⁶申請者が1951年条約上の根拠を理由に真正にそのようなおそれに直面する場合、条約上の難民の地位が付与されるべきであることに留意するべきである（第1F条により難民条約による保護の利益から除外される場合を除く）。深刻な危害と条約上の根拠の一つの間に連関が存在しない場合のみ、申請者は補完的保護を付与されるべきである。

国内避難・移動の選択肢（IFA/IRA）の利用可能性の評価は、提案されたIFA/IRAの妥当性および合理性の評価を必要とする。¹⁷ IFA/IRAは、提案された移動先の地域が実際に安全且つ合法的にアクセス可能であり、当該個人が移動先の地域において迫害または深刻な危害のさらなる危険に晒されない場合にのみ、関連する。アフガニスタン人申請者について、IFA/IRAの妥当性を評価するにあたり、以下が考慮されなくてはならない。

- (i) 恒久的に安全な移動先地域の候補を特定することの困難さという観点から見たアフガニスタンにおける武力紛争の変動性および流動性
- (ii) アフガニスタン全土における広範に及ぶIED・地雷の使用、路上で発生する攻撃、戦闘・AGEsによる市民の移動の自由に対する制限を考慮して、提案された移動先地域に安全にアクセスできる具体的な見込み

申請者が国家またはその機関から迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有している場合、国家の支配地域についてはIFA/IRAの検討は関連しないことが推定される。AGEsの実効支配下にある地域でのAGEによる深刻な広範に及ぶ人権侵害およびそれらの地域での人権侵害について国家が保護を提供する能力がないことを示す利用可能な情報を踏まえて、UNHCRは、提案された移動先の地域のAGEs指導者層との間に過去に築き上げた絆がある申請者が例外となり得ることを除いて、AGEsの実効的支配の下にあるアフガニスタンの地域において、IFA/IRAは利用できないと考える。

UNHCRは、紛争継続により影響を受けた地域においては、迫害の主体にかかわらず、IFA/IRAは存在しないと考える。

申請者が非国家主体による迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する場合、提案された移住先地域まで申請者を追及する加害者の能力および当該地域において保護を提供する国家の能力が評価される必要がある。迫害の加害者がAGEsである場合、AGEsがその実効的支配下にある地域の外で攻撃を行なう能力についての証拠が考慮される必要がある。

女性・子ども・LGBTIの個人など、有害な伝統的慣習および迫害的な宗教的規範の結果としての危害を恐れる個人は、社会の大部分または国家政府・地方政府のあらゆるレベルの有

¹⁷ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees HCR/GIP/03/04*, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html> (国際保護に関するガイドライン第4号: 難民の地位に関する1951年条約・1967年議定書第1条A(2)の文脈における「国内避難・移住の選択可能性」)

力な保守勢力によってそのような慣習および規範が是認されていることが、IFA/IRAの妥当性に対抗する要素として考慮される必要がある。

IFA/IRAが「妥当」であるかどうかは、決定時における移動先の候補となる地域の安全・人権・人道的環境を十分に考慮して、個々の場合に依拠して判断されなくてはならない。特に、現在、アフガニスタン国内で避難しているアフガニスタン人の劣悪な生活状況や不安定な人権状況は、提案された国内避難・移住の選択肢の合理性を評価するにあたって考慮されるべき関連事項である。UNHCRは、個人が移住先の候補となる地域において自分の（拡大）家族、コミュニティまたは部族による意味のある支援から恩恵を受けられることが期待できる場合にのみ、国内避難または移住が合理的な選択肢となり得ると考える。この外部支援の要件の唯一の例外が、独身の身体的に健全な男性および特定された脆弱性のない就労年齢の結婚した夫婦である。これらの者は、ある特定の状況においては、生活上の基本的なニーズを満たすために必要なインフラと生計を立てる手段についての機会があり、政府の実効的支配の下にある都市部または準都市部においては、家族およびコミュニティによる支援がなくても生活できるかもしれない。しかし、長年の戦争・大量の難民流出・国内避難による社会の伝統的支援機構の崩壊に鑑みて、個別的な分析が必要となろう。

国内避難・移住の選択可能性の検討は、1969年OAU条約の第1条2項に含まれる難民認定基準の下で難民としての国際保護を必要とすると見なされた個人については関連しない。

除外条項の検討

アフガニスタンの武力紛争の長い歴史における深刻な人権侵害および国際人道法違反に鑑みて、1951年条約の第1条Fの除外条項の検討が、アフガニスタン人庇護希望者による個別申請において生じるかもしれない。特に以下の経歴については、慎重な検討が必要である。

- (i) KhAD/WADの隊員、共産党政権の元役人を含む軍隊または諜報・治安組織の元構成員。
- (ii) 共産党政権中・政権後の武装グループまたは民兵部隊の元構成員。
- (iii) タリバン、ハッカーニ・ネットワーク、ヘズブ・エ・イスラミ・ヘクマティヤール、その他のAGEの（元）構成員。
- (iv) 国家保安局（NDS）、アフガニスタン国家警察（ANP）およびアフガニスタン地方警察（ALP）を含むアフガニスタン治安部隊（ANSF）の（元）構成員。
- (v) 準軍事組織および民兵の（元）構成員。
- (vi) 組織的犯罪に関与する集団およびネットワークの（元）構成員。

II. アフガニスタンの状況の概要

A. アフガニスタンにおける主な進展（2010年12月以降）

国内武力紛争はアフガニスタンに影響を及ぼし続け、国際部隊（IMF）による支援を受けたアフガニスタン治安部隊（ANSF）が多くの反政府勢力（AGEs）、特に、タリバン、ハッカーニ・ネットワーク（Haqqani Network）およびヘズブ・エ・イスラミ・グルブッディーン・ヘクマティヤール（Hezb-e-Islami Gulbuddin Hekmatyar）¹⁸と対峙している。

国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）の報告によれば、農村部のアフガニスタン人は、AGEsがアフガニスタンの多くの地域で実質的な支配を行なっていると見なしている。一部の地域では、そのようなAGEsの領域支配が2012年の間に増加したと報告されている。¹⁹

¹⁸ 例えば、以下を参照のこと。Robin Geiß and Michael Siegrist, “Has the Armed Conflict in Afghanistan Affected the Rules on the Conduct of Hostilities?”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 93, No. 881, March 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e1ecc2.html>（アフガニスタンにおける武力紛争は敵対行為に関する規則に影響を与えたか）。ANSFにはアフガニスタン国軍（ANA）およびANPが含まれる。

¹⁹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html>（アフガニスタン 2012 年次報告書：武力紛争における市民の保護）6 頁。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html>（2012 年中間報告書：武力紛争における市民の保護）19 頁。UNAMA は、以下のように指摘する（2012 年 7 月、注 46）。「アフガニスタンの南部、南東部および東部では、地区全体、また、場合によっては州全体が、様々な程度において、反政府勢力によって統治されている。地元住民は、地区の中心都市と州都を除く南東部のパクティカ州およびホースト州の大部分は反政府勢力によってほぼ完全に統治されていると考えられる」とUNAMAに対して報告した。北部のバルフ州、サリプル州、ファリヤブ州およびジャウズジャン州では、コミュニティは特定の地区の孤立地帯または地域を挙げた。中央部のカブール（スロビ地区のみ）、カピサ州、バルワーン州の特定の地区、また、ロガル州およびワルダック州の広い範囲について、同様の状況が見られる。西部のヘラート州、バドギース州、ゴール州およびファラー州のコミュニティは、反政府勢力は地区の中心部の外の一部の地域で駐留を確保している。対話者は、北東部のバグラーン州、バダクシャー州、クンドゥーズ州およびタホル州における反政府勢力の駐留を報告している。中央高地地方では、反政府勢力の支配下にある地域は存在しない。しかし、他の州との州境に暮らす市民は、州境に沿った反政府勢力の駐留によって影響を受けている。」UNAMAは、これらの地域の多くは近年、AGEに一部支配されてきたため、これは新たな傾向を反映したものではないと見ている。以下も参照のこと。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeb2.html>（アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書）第 4 段落。また、A.H. Cordesman (Center for Strategic & International Studies), *Meeting the Real World Challenges of Transition*, 23 January 2013, <http://csis.org/publication/afghanistan-meeting-real-world-challenges-transition>（権限移譲における現実の課題に対処する）も参照。Cordesmanは、「あまりに多くの地域において、実際の統治レベルは対象地区のほとんどに適用されず、タリバンおよびその他の反徒が現場の弱体な政府役人と張り合っている」と述べている。同上書 6 頁。また、BBC, *Afghanistan's Nuristan Province "At Mercy of the Taliban"*, 20 March 2013, <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-21035695>（アフガニスタンのヌ

アフガニスタン人のコミュニティは、多くの地区において、ANSFの駐留は地区の中心地を守ることを主眼としていると指摘している。このことが、AGEsが地区内の他の地域にあるコミュニティの実効的な支配権を握ることや自分たちを支援させるために地元住民に対して嫌がらせや脅迫をすることを許している。²⁰ UNAMAは、ANSFの駐留が限られ、AGEsによって支配または一部支配されている地域における人権侵害の蔓延について指摘している。²¹

政府は、数々の和平・再統合メカニズムを樹立した。アフガニスタン平和・再統合プログラム（APRP）は2010年6月に政府によって創設され、下級の反政府要員を地元コミュニティに戻すことを目的としているが、APRPの審査プロセスに関して懸念が表明されている。²² 和平高等評議会（HPC）は、政府と戦闘しているアフガニスタン人武装グループとの和

ーリススタン州「タリバンに翻弄されて」も参照。アフガニスタン分析ネットワーク（Afghanistan Analysts Network）は、「2013年のもう一つの傾向は、タリバンが最大700名の戦闘員を集めて地区の中心地を攻撃し、一時的に地区の中心地を占拠しようとするものである。このことは、2006/07年以降、初めて起こっているように思われる。（中略）今のところ、地区の中心部が今日占拠されても、直ぐにタリバンが排除されるように、連合空軍が確保している。（中略）しかし、そのような攻撃が領域を長期に渡り占領する試みに変わるとすることも排除できない。しかし、全体としてみれば、ANSFおよびその欧米の連合国は、反徒による領域の占拠を防ぐことができている。政府はまだ全ての州都およびほとんどの地区の中心都市を押さえている」と述べている。Afghanistan Analysts Network, *After the 'Operational Pause': How Big Is the Insurgents' 2013 Spring Offensive?*, 2 June 2013, <http://aanafghanistan.com/index.asp?id=3432>（「作戦休止」の後：反徒の2013年春季攻勢はどの程度の規模か。）

²⁰ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html>（2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護）19～20頁。UNAMAは、ISAFおよびANSFがAGE支配地域で作戦を実施する場合、直ちに地区の中心地に引き返す傾向にあり、AGEがその地域での駐留を維持することを許していると指摘している。その他、例えば、National Post, *Brian Hutchinson: Afghanistan Progress Slow Despite Canada's Money and Spilled Blood*, 10 November 2012, <http://fullcomment.nationalpost.com/2012/11/10/brianhutchinson-afghanistan-progress-slow-despite-canada-money-and-spilled-blood/>（ブライアン・ハチンソン：カナダの資金と流された血をよそに、アフガニスタンの進展は遅い）も参照のこと。さらに、UNAMAは、市民の死傷者および政府派部隊とAGEの間の紛争に関連した暴力は2011年と比べ2012年は若干減少したが、この減少は必ずしも政府の駐留の強化または影響を受けた地域における市民の保護の改善につながっていない。反対に、2012年の一年を通じて、一部の地域のコミュニティはUNAMAに対し、AGEは益々領域の支配を拡大していると報告した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html>（アフガニスタン2012年年次報告書：武力紛争における市民の保護）6頁。

²¹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html>（アフガニスタン2012年年次報告書：武力紛争における市民の保護）6頁。

²² UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html>（アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書）第47段落。また、UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012,

解を促進する任務が与えられている。²³ 和解に向けた努力は、2011年9月20日に起こったブルハヌッディン・ラバニHPC議長の暗殺で著しく後退した。²⁴2012年4月14日、息子のサラフディン・ラバニが評議会の新議長として指名された。2012年5月13日、HPCの上級メンバーである Mawlawi Arsala Rahmaniが暗殺され、2013年5月1日には主要州ヘルマンドのHPC代表であるShah Wali Khanが路上での爆弾攻撃によって殺害された。²⁵

タリバンとの和平交渉の枠組みに関する協議は2011年に開幕した。しかし、その後、ほとんど進展は見られていない。²⁶国連安全保障理事会は2011年6月から2012年末までの間に、

<http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第35段落。APRPは元戦闘員およびその帰還先コミュニティのための和平・再統合プロジェクトの実施のためにかなりのドナーからの寄付を集めた。しかし、人権侵害の加害者が説明責任を果たすことなく、和平・再統合支援から利益を得ることを除外するためのARPR参加を希望する元兵士に対する厳格な審査プロセスの欠如について懸念が表明されている。2011年7月、HPCの共同事務局が審査プロセスに関するOHCHR/UNAMAの提言の一部を承認した。プログラムに参加する元戦闘員の数は依然として比較的少ない。2012年11月中旬までに、5,814名の元反徒がAPRPに参加したと報告されている。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/619 –S/2012/907, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第10段落。

²³ 国家諮問和平ジルガの結論において採択された決議 (2010年6月4日)

<http://www.hpc.org.af/english/index.php/hpc/jirga/resolution>

²⁴ BBC, *Afghan Peace Council Head Rabbani Killed in Attack*, 20 September 2011, <http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-14985779>. (アフガン和平評議会ラバニ代表、攻撃で死亡)

²⁵ AFP, *Senior Peace Envoy Killed in Afghanistan: Officials*, 1 May 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/senior-peace-envoy-killedafghanistan-officials> (上級和平使節、アフガニスタンで殺害) ; UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 – S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118c1152.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第4段落。

²⁶ Voice of America, *Despite Stumbles, Observers Say Momentum Remains for Afghan Peace Talks*. 12 July 2013, <http://www.voanews.com/content/observers-say-momentum-remains-for-afghan-peace-talks/1700393.html> (つまづきにもかかわらず、アフガニスタンの和平交渉に機運は残っていると監視官が述べる) ; Inter Press Service, *Afghanistan Faces Slim Chance of Post-Occupation Peace Deal*, 9 July 2013, <http://www.ipsnews.net/2013/07/afghanistan-faces-slim-chance-of-postoccupation-peace-deal/> (アフガニスタン、占領後の和平交渉に望み薄) ; Washington Post, *Afghan Peace Negotiations Remain Uncertain*, 4 July 2013, http://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/afghan-peace-negotiations-remain-uncertain/2013/07/04/c53fe4de-e405-11e2-bffd-37a36ddab820_story.html (アフガニスタンの和平交渉、依然として不透明) ; AFP, *The Rocky Road to Afghan Peace Talks*, 20 June 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/rocky-roadafghan-peace-talks> (アフガニスタン和平交渉への険しい道のり) ; AP, *Karzai Suspends Talks With U.S. Over Taliban Move*, 19 June 2013, <http://world.time.com/2013/06/19/karzai-suspends-talks-with-u-s-over-taliban-move/> (カルザイ、タリバンの動きで米国との交渉を停止) ; NBC News, *US, Taliban to Meet in Qatar for 'Key Milestone' Toward Ending Afghanistan War*, 19 June 2013, http://worldnews.nbcnews.com/_news/2013/06/18/19021979-us-taliban-to-meet-in-qatar-for-key-milestone

タリバンとの和解と信頼醸成のための一歩として、信頼安保理決議1988（2011）に基づいて作成された制裁対象者リストから計20名のタリバン元メンバーを除外した。²⁷アナリストおよび人道団体は、和平努力の成功の可能性について疑問を表明している。²⁸

治安権限移譲戦略の下、ANSFはISAFからアフガニスタンの治安に対する責任を徐々に引き継いだ。²⁹すべての外国戦闘部隊は2014年末までに同国から撤退する予定である。³⁰国際部

[e-toward-ending-afghanistan-war](http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html)（米国、タリバンがアフガニスタン戦争の終結に向けた「鍵となる道しるべ」のためにカタールで会合）；UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 13 June 2013, A/67/889 – S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html>（アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響）第9段落；Washington Post, *Afghan Peace Lost in Transition Worries*, 21 May 2013, http://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/afghanpeace-lost-in-transition-worries/2013/05/20/8af1780c-c09b-11e2-9aa6-fc21ae807a8a_story.html.（アフガニスタン和平、移行の懸念で低迷）

²⁷ Security Council, *Resolution 1988 (2011) Adopted by the Security Council at its 6557th Meeting, S/RES/1988 (2011)*, 17 June 2011, <http://www.refworld.org/docid/4e0c2e092.html>（安全理事会 6557 会期で採択された決議 1988 号（2011）S/RES/1988（2011））。2012 年 6 月、国連安全保障理事会は、タリバンをアルカイダと切り離し、決議 1267 号（1999）による制裁リストをタリバンに関する決議 1988 号（2011）とアルカイダに関する決議 1989（2011）により 2 つの別個の制裁リストに分離した。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan, A/HRC/22/37*, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html>（アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書）第 46 段落。監視員の一部は、サラフディン・ラバニ HPC 議長がアフガニスタン政府との和平交渉に参加するタリバン高官は訴追からの免責を受けると 2012 年 11 月に発言したことを受け、戦争犯罪およびその他の深刻な虐待に責任を有する者が訴追からの免責を受ける可能性について懸念を表明した。ラバニ氏の発言の後、HPC の要請により、パキスタンで投獄されていたタリバン高官は釈放された。Human Rights Watch, *Afghanistan: No Amnesty for Taliban Crimes*, 25 November 2012, <http://www.refworld.org/docid/50b5d10d2.html>（アフガニスタン：タリバンの犯罪に恩赦を認めるな）

²⁸ 2013 年アフガニスタン共通人道措置計画は、「和平への努力が成功するという積極的な指標はほとんど存在しない」と指摘している。OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html>（2013 年アフガニスタン共通人道措置計画）11 頁。また、以下も参照のこと。Stiftung Wissenschaft und Politik (German Institute for International and Security Affairs), *Afghanistan Halfway through the Transition Phase: Shortcomings of the 治安権限移譲 and Remaining Options for NATO*, January 2013, http://www.swp-berlin.org/fileadmin/contents/products/comments/2013C02_wmr.pdf.（アフガニスタン、移行段階で道半ば：権限移譲と NATO に残された選択肢）

²⁹ 個別の地区の安全に対する責任は、様々な段階でアフガン軍に移譲された。段階 1 は 2011 年 7 月、段階 2 は 2011 年 11 月、段階 3 は 2012 年 5 月、段階 4 は 2013 年 3 月、段階 5 および最終段階は 2013 年 6 月に始まった。AFP, *Afghan Forces to Take Over Nationwide Security: Officials*, 15 June 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-forces-take-over-nationwide-security-officials>（アフガン軍、全国の安全保障を引継ぎ）；UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 5 March 2013, A/67/778-S/2013/133, <http://www.refworld.org/docid/514853842.html>（アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響）第 12 段落。また、以下も参照のこと。Afghanistan NGO Safety Office (ANSO), *Quarterly Data Report, Q.4 2012*, <http://www.ngosafety.org/store/files/ANSO%20Q4%202012.pdf>（2012 年第 4 四半期データ報告書）17～18 頁。

³⁰ 2012 年 5 月 1 日、アフガニスタンと米国は、アフガン軍を訓練し、アルカイダの残党を標的とすることを目的とした 2014 年以降の米軍のアフガニスタン駐留の可能性について規定する戦

隊の撤退を受け、暴力が再燃する可能性³¹およびANSFが市民の保護を提供する能力について

略的パートナーシップ協定に署名した。The White House, Office of the Press Secretary, *Fact Sheet: The U.S.-Afghanistan Strategic Partnership Agreement*, 1 May 2012, <http://www.whitehouse.gov/the-pressoffice/2012/05/01/fact-sheet-us-afghanistan-strategic-partnership-agreement> (概況報告書: 米国・アフガニスタン戦略パートナーシップ協定)。また、The White House, *Joint Press Conference by President Obama and President Karzai*, 11 January 2013, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/01/11/joint-press-conference-president-obama-and-president-karzai> (オバマ大統領・カルザイ大統領共同記者会) およびGovernment of Afghanistan and US Department of State, *Joint Statement by Secretary Clinton and Foreign Minister Rassoul on the Inaugural Meeting of the US - Afghanistan Bilateral Commission*, 3 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e29fa2.html>. (米国アフガニスタン共同委員会初回会合に関するクリントン長官とラスール外相の共同声明)

³¹ 2013年アフガニスタン共通人道措置計画は、「紛争は2013年に激化する可能性が高い」としている。OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画) 19頁。同書は、「2013年、アフガニスタンは国際部隊からアフガン軍への権限移譲の道を継続する。(中略)しかし、この権限移譲と2014年末までの国際部隊の順次撤退は、紛争から不安定への移行と重なるであろう。過去5年に及ぶ悪化する紛争の傾向は、武力を用いた暴力に市民は苦しみ続け、人道状況は悪化することを示している」としている。同上書1頁。また、Reuters, *Afghans Turn to AK-47, Fearing Taliban Return or Civil War*, 18 December 2012, <http://www.trust.org/alertnet/news/insight-afghans-turn-to-ak-47-fearing-talibanreturn-or-civil-war/> (アフガニスタン人、タリバンの復活や内戦を恐れ、AK-47に頼る); Voice of America, *Analysts: Ethnic, Political Divisions Pose Threat to Afghan Peace*, 26 November 2012, <http://www.voanews.com/content/analysts-say-ethnic-political-divisions-pose-threat-to-afghan-peace/1553028.html> (アナリスト: 民族的、政治的分断がアフガニスタン和平を脅威に晒す); New York Times, *Afghan Warlord's Call to Arms Rattles Officials*, 12 November 2012, <http://www.nytimes.com/2012/11/13/world/asia/ismail-khanpowerful-afghan-stokes-concern-in-kabul.html> (アフガニスタンの部族軍長、武装を呼びかけ); Vanda Felbab-Brown (Brookings Institution), "Slip-Sliding on a Yellow Brick Road: Stabilization Efforts in Afghanistan", *Stability: International Journal of Security and Development*, Vol. 1, No. 1 (October/November 2012) [http://www.stabilityjournal.org/article/view/sta.af/19.In December 2012](http://www.stabilityjournal.org/article/view/sta.af/19.In%20December%202012) (黄色のレンガの道での横滑り: アフガニスタンにおける安定化の取り組み) 4~19頁; New York Times, *Taliban Hits Region Seen as "Safest" for Afghans*, 30 October 2012, <http://www.nytimes.com/2012/10/31/world/asia/taliban-hits-region-seen-as-safest-for-afghans.html> (タリバン、アフガニスタンで「最も安全」と見られた地域を攻撃); Reuters, *Afghanistan's Safest Province Falling Prey to Taliban*, 16 October 2012, <http://www.trust.org/alertnet/news/feature-afghanistanssafest-province-falling-prey-to-taliban> (アフガニスタンの最も安全な州がタリバンの犠牲になる)。International Crisis Group (International Crisis Group) は、「NATOや米軍司令官による保証は別として、2014年の大統領選挙を前に、治安悪化が高いレベルに留まる可能性が高いことに疑問の余地はほとんどない」と指摘している。International Crisis Group, *Afghanistan: The Long Hard Road to the 2014 Transition*, 8 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5072d5132.html> (アフガニスタン: 2014年権限移譲までの長くて険しい道のり) 18頁。また、以下も参照のこと。Gilles Dorronsoro (Carnegie Endowment for International Peace), *Waiting for the Taliban in Afghanistan*, September 2012, http://www.carnegieendowment.org/files/waiting_for_taliban2.pdf (アフガニスタンでタリバンを待つ); A.H. Cordesman (Center for Strategic & International Studies), *Statement before the House Armed Services Subcommittee on Oversight and Investigations*, 24 July 2012, http://armedservices.house.gov/index.cfm/files/serve?File_id=3b0df63f-54a4-45ad-8d2b-dc27ea4206da (監視・調査に関する下院軍事小委員会における発言) 18頁; IRIN, *Fears of Northern Violence after Drawdown*, 14 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fdb0d0e2.html> (撤退後の北部での暴力のおそれ); Spiegel Online, *The West's Afghan Workers Fear NATO Withdrawal*, 18 May 2012

て懸念が表明されている。³²アフガニスタン国内の国連機関およびその他の監視員は、国際部隊の撤退までに和平合意が達成されなければ、その後、政府派の部隊とAGEsとの間の紛争が激化すると予見している。³³国連事務総長は、アフガニスタンにおける国際部隊の兵力削減と予想される開発援助の減少は、治安状況・人材開発・市民社会・アフガニスタンの制度的枠組みにおけるこれまでの進展の持続可能性に不確実性を生じさせると指摘した。³⁴

<http://www.spiegel.de/international/world/afghan-helpers-feel-threatened-by-withdrawalof-german-troops-a-833878.html> (西側のアフガン職員、NATOの撤退を恐れる)。ISAFによれば、権限移譲が完了した地域における暴力は減少したことに留意すること。Tolo News, *Violence Decreases in Areas Transferred to Afghan Forces: ISAF*, 23 October 2012,

<http://tolonews.com/en/afghanistan/8074-violence-decreases-in-areas-transferred-to-afghan-forces-isaf> (アフガン軍に権限移譲された地域で暴力が減少: ISAF) また、以下も参照のこと。AFP, *Karzai Attacks Gloomy Predictions of Afghan Future*, 4 October 2012,

<http://www.google.com/hostednews/afp/article/ALeqM5hQ2NjB2Zld2Y2Fj9dw99z44hG3A?docId=CNGe1f5e6d356aeaa4af24c0352cd979d37.221> (カルザイ、アフガンの憂鬱な未来予測を攻撃)

³² Voice of America, *US Audit Finds Afghanistan Incapable of Sustaining Security*, 1 November 2012, <http://www.voanews.com/us-auditfinds-afghanistan-incapable-of-sustaining-security/1537211.html> (米国

監査報告書、アフガニスタンは治安を維持できないと判断) ; A.H. Cordesman (Center for Strategic & International Studies), *Statement before the House Armed Services Subcommittee on Oversight and Investigations*,

24 July 2012, http://armedservices.house.gov/index.cfm/files/serve?File_id=3b0df63f-54a4-45ad-8d2b-dc27ea4206da

(監視・調査に関する下院軍事小委員会における発言) 6 頁。また、*Meeting the Real World Challenges of Transition*, 23 January 2013,

<http://csis.org/publication/afghanistan-meeting-real-world-challenges-transition> (権限移譲における現実の課題に対処する) 35 頁。女性の権利に関するアフガン人活動家は、外国軍の撤退後の地位について特に懸念を表明した。例えば、以下を参照。AFP, *Afghanistan: Don't Forget Us in Afghan Transition, Women Plead*, 8 October 2012,

<http://www.google.com/hostednews/afp/article/ALeqM5iLz5jBo7YSNwzgeYE2Ac0CxcXc4A?docId=CNNG.292ddcf221210313506b09b3ac3844b.4d1>.

(「アフガニスタン: アフガニスタンでの権限移譲で私たちが忘れないで」女性に訴え)

³³ OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013 年アフガニスタン共通人道措置計画) 特別副

代表・アフガニスタン人道調整官による序文。また、以下も参照のこと。Clingendael (Netherlands Institute of International Relations), *Afghanistan Post-2014: Groping in the Dark?*, 11 May 2013,

<http://www.clingendael.nl/sites/default/files/Afghanistan%20post%202014%20Groping%20in%20the%20dark.pdf> (2014 年後のアフガニスタン: 暗闇で手探りか) ; Civil-Military Fusion Centre, *Prospect for a Crisis in Post-2014 Afghanistan*, April 2013,

<http://reliefweb.int/report/afghanistan/prospect-crisis-post-2014-afghanistan> (2014 年後のアフガニスタンにおける危機の見通し) ; Institute for War and Peace Reporting, *Existential Fears in Afghanistan*, 5 February 2013, <http://www.refworld.org/docid/511506052.html> (アフガニスタンにおける経験的なお

それ)。

³⁴ UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/354– S/2012/703, 13 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5065a16a2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第

62 段落; UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 – S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118c1152.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第

60 段落。国際部隊の撤退の経済的影響は、権限移譲完了のずっと以前から感じられていた。例えば、以下を参照のこと。Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Review, Week 44*, 30 October 2012, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Afghanistan_Review/CFC_Afghanistan-Review-30OCT12.pdf (アフガニスタン・レビュー第 44 週)。ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、援助の

これらの進展は、多発する汚職、政府の権威を確立・維持することの困難、法の支配の脆弱性に関する継続的な懸念と弱体化した司法制度、広範に及ぶ人権侵害、一般的な免責の風潮といった報告されている背景を踏まえて考慮されるべきである。³⁵ 平和基金会 (Fund for Peace) は、その「2012年破綻国家度数 (2012 Failed States Index)」の中で、アフガニスタンをもつて177か国中、下位6位に位置付けた。基金は、アフガニスタンの不安定性の一因となっている5つの要因を特定した。つまり、治安の欠如、有力な政治運動の過剰、中央政府の権威の欠如、中央政府の基本的サービス提供における無能力、そして脆弱な農村部の開発である。³⁶ ビジョン・オブ・ヒューマニティ (Vision of Humanity) がまとめた「2013年世界平和度数 (2013 Global Peace Index) では、アフガニスタンは162か国中、最下位とされている。³⁷

州議会選挙および大統領選挙は2014年の実施が予定されている。また、議会選挙は2015年に予定されている。³⁸

削減は既に学校や診療所の閉鎖につながっている。Human Rights Watch, *Afghanistan: Rights at Risk as Military Drawdown Advances*, 1 February 2013, <http://www.refworld.org/docid/5118bd4d2.html> (アフガニスタン：軍事撤退の進展に伴い、危機に瀕する権利)。

³⁵ Special Inspector General for Afghanistan Reconstruction, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 January 2013, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2013-01-30qr.pdf> (米国議会に対する四半期報告書) 95 頁。また、例えば、以下も参照のこと。International Crisis Group, *Afghanistan: The Long Hard Road to the 2014 Transition*, 8 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5072d5132.html> (アフガニスタン：2014 年権限移譲までの長くて険しい道のり) ; Council on Foreign Relations, *Salvaging Governance Reform in Afghanistan*, 2 April 2012, <http://reliefweb.int/node/487156> (アフガニスタンにおける政府改革の救済)

³⁶ Fund for Peace, *Failed States Index, 2012*, 18 June 2012, <http://www.fundforpeace.org/global/?q=fsi> (2012 年破綻国家度数) 3 頁、4 頁、17 頁。インデックスは 110 項目以上の政治的、社会的、経済的指標を引き合いに出している。世界銀行は、「悪化する治安不安定、拡散する暴力、アフガニスタンの政治的将来に対する不確実性および悪化する汚職・統治」に言及している。World Bank (International Development Association and International Finance Corporation), *Interim Strategy Note for Islamic Republic of Afghanistan for the Period FY12-FY14* (Report No. 66862-AF), 9 March 2012, http://www.wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2012/04/02/000386194_20120402013035/Rendered/PDF/6686201SN0P1250Official0Use0Only090.pdf (12 年～14 年度アフガニスタン・イスラム共和国暫定戦略ノート)

³⁷ このインデックスは、22 の様々な指標に基づいている。Vision of Humanity, *2013 Global Peace Index*, <http://www.visionofhumanity.org/#/page/indexes/global-peace-index/2013> (2013 年世界平和度数)。また、アフガニスタンは、世界中の国におけるテロの影響を測定する 5 年間の加重平均値を反映するテロ度数において 159 か国中 3 位にランク付けされている。Vision of Humanity, *Terrorism Index*, <http://www.visionofhumanity.org/#/page/indexes/terrorism-index> (テロ度数)

³⁸ International Crisis Group, *Afghanistan's Parties in Transition*, 26 June 2013, <http://www.refworld.org/docid/51cbfee14.html> (アフガニスタンの権限移譲の当事者) および *Afghanistan: The Long Hard Road to the 2014 Transition*, 8 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5072d5132.html> (アフガニスタン：2014 年権限移譲までの長くて険しい道のり) i 頁、5 頁、6 頁。また、以下も参照のこと。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 13 June 2013, A/67/889-S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全へ

B. アフガニスタンにおける治安状況：紛争の市民への影響

アフガニスタンの治安状況は依然として予測不可能であり、市民は紛争の重荷を背負い続けている。³⁹

戦略国際問題研究所は、「脅威の高い地域において反政府勢力に事実上の支配権を与える「和平」合意でもなければ、アフガニスタンのほとんどの地域において、地域の安全と呼べるものに近づく見込みは2014年のずっと先までほとんどない」と指摘した。⁴⁰2012年9月、国連事務総長は、「2011年の高い事件発生レベルに対して、治安状況の改善が記録されている。しかし、こうした前進は治安の改善に対する一般認識を生んではおらず、長期的な安定に必要な制度的構造の改善を反映するものではない。紛争の根深いサイクルを緩和する根本的な力学に変化はほとんどない」と述べた。⁴¹2013年6月、国連事務総長アフガニスタン特別代表ヤン・クビシュは、市民の治安状況は2013年初頭以降、悪化していると指摘した。⁴²

進行中の治安権限の移譲により、AGEsが攻撃の焦点をIMFからアフガン国内の標的に変え

の影響) 第3～8段落。2009年8月に実施された前回の大統領選挙および州議会選挙は、不法行為・不正行為の疑惑により損なわれた。2010年9月の議会選挙の有権者参加率は低く、同様に有権者の威嚇・不正行為を含む不法行為疑惑の対象となった。

³⁹ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 8頁; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan, A/HRC/22/37*, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第52段落。平和基金会は、「アフガニスタンの悲惨な治安状況が同国を世界で最も危険な国の一つにしている」としている。Fund for Peace, *Failed States Index 2012*, <http://www.fundforpeace.org/global/?q=fsi> (2012年破綻国家度数) 17頁。

⁴⁰ A.H. Cordesman and S.T. Mann (Center for Strategic and International Studies), *The Failing Economics of Transition*, 20 July 2012, <http://csis.org/publication/afghanistan-failing-economics-transition> (破綻する権限移譲の経済) 132頁。

⁴¹ UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/354 – S/2012/703, 13 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5065a16a2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第62段落。また、以下も参照のこと。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/619 – S/2012/907, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第13段落。

⁴² UNAMA, *Press conference*, 11 June 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/unama-press-conference-11-june-2013> (記者会見)。また、以下も参照のこと。Afghanistan Analysts Network, *After the 'Operational Pause': How Big Is the Insurgents' 2013 Spring Offensive?*, 2 June 2013, <http://aanafghanistan.com/index.asp?id=3432> (「作戦休止」の後：反徒の2013年春季攻勢はどの程度の規模か。)

たため、紛争の性質は変化した。⁴³ AGEsの攻撃は、地元の文民指導者を標的とした殺害と農村部のコミュニティの支配を目的とした全面的な脅迫活動の著しい増加を見せている。⁴⁴ さらに、以前は南部と東部に集中していた紛争がアフガニスタンのほとんどの部分に影響を与えるようになってきている。⁴⁵ とりわけ、北部や以前は国内で最も安定していると見られていたパンジシール州などの州にも影響を与えている。⁴⁶ 同様に、AGEsがカブールで目立った攻撃を実行し続けているが、⁴⁷ 暴力はカブールまたは都市部一般に限られたものではな

⁴³ Afghanistan Analysts Network, *After the 'Operational Pause': How Big Is the Insurgents' 2013 Spring Offensive?*, 2 June 2013, <http://aanafghanistan.com/index.asp?id=3432> (「作戦休止」の後：反徒の2013年春季攻勢ほどの程度の規模か。); Afghanistan NGO Safety Office (ANSO), *Quarterly Data Report, Q.1 2013*, <http://www.ngosafety.org/store/files/ANSO%20Q1%202013.pdf> (2013年第1四半期データ報告書) 9頁; and *Quarterly Data Report, Q.4 2012*, <http://www.ngosafety.org/store/files/ANSO%20Q4%202012.pdf> (2012年第4四半期データ報告書)

⁴⁴ Afghanistan NGO Safety Office (ANSO), *Quarterly Data Report, Q.1 2013*, <http://www.ngosafety.org/store/files/ANSO%20Q1%202013.pdf> (2013年第1四半期データ報告書) 9頁; OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画) 10頁; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan, A/HRC/22/37*, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第2段落、第4段落。

⁴⁵ OCHA, *Afghanistan: Humanitarian Dashboard*, 13 June 2013, http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Cluster_Dashboard_final_13Jun2013.pdf (アフガニスタン：人道計器盤); OCHA, *Update Conflict Displacement Faryab Province*, 22 May 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/update-conflict-displacement-faryab-province-22-may-2013> (フアリヤブ州の最新紛争関係移動); UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 9頁; OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画) 10頁。

UNAMAは、親政府派軍とAGEの間の戦闘は、中央部、中央高原、北東部、北部および西部の地域での2011年と比べ2012年の市民の死傷者数の増加の原因となっているが、死傷者数の増加はこれらの地域における武装グループの拡大と一致している。同上書9頁。

⁴⁶ AFP, *Militant Attack in 'Peaceful' Afghan Province*, 29 May 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/militant-attack-peaceful-afghanprovince> (アフガニスタンの「平和的な」州での軍事攻撃); Afghanistan Analysts Network, *After the 'Operational Pause': How Big Is the Insurgents' 2013 Spring Offensive?*, 2 June 2013, <http://aan-afghanistan.com/index.asp?id=3432> (「作戦休止」の後：反徒の2013年春季攻勢ほどの程度の規模か。)

全国の市民を標的にした事件の地理的分布を示す地図は、UNDSS-SIOC報告書、カブールの英国大使館および一般情報源からのデータに基づくiMMAPから入手可能である。例えば、以下を参照のこと。iMMAP, *Local (Civilian) Population Targeted (Dead and Injured) in Security Incidents for the Period 01/01/2013 to 01/04 2013*, 10 May 2013, <http://www.immap.org/files/maps/1039.pdf> (2013年1月1日から2013年5月10日までの期間の安全関連の事件で標的にされた(死亡または負傷した)地元(文民)住民); *Local (Civilian) Population Targeted (Dead and Injured) in Security Incidents for the Year 2012*, 20 January 2013, <http://www.immap.org/files/maps/989.pdf> (2012年の安全関連の事件で標的にされた(死亡または負傷した)地元(文民)住民)

⁴⁷ 例えば、以下を参照のこと。BBC, *Kabul Blast: Suicide Bomber Targets Foreign Convoy*, 16 May 2013, <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-22549355> (カブールでの爆発：自爆テロ犯、外国部隊

い。アフガニスタン分析ネットワーク (Afghanistan Analysts Network) は、「ほとんどの、そして多くの場合において、最も暴力的な反政府活動は農村部の比較的小さな地域を対象に行なわれている」と指摘している。⁴⁸ さらに、UNAMAは、AGEsは政府の駐留が最低限の地域で地位を保持することに努力を集中しており、それが影響を受けたコミュニティにおける人権の保護に著しい影響を与えていると見ている。(セクションII.C.1.bを参照のこと)。

49

特に北部、北東部および中央高地の地域での政府派および反政府派双方の地元民兵および武装グループの蔓延は、市民にとっての治安状況にさらなるマイナスの影響を与えた。⁵⁰ 武装グループの存在または再興が頻繁に報告されており、市民に対する保護の低下と人権侵害の増加に繋がった。

とりわけ、北部および北東部の地域では、武装グループのメンバーがアフガニスタン地方警察 (ALP) の警察官として広く採用されたことにより、武装グループの政府と政府以外への所属に関する「かすんだ線引き」が、虐待的な実行の歯止めのきかない蔓延と市民に対する保護の低下につながっていると報告されている。⁵¹ また、市民は政府派の武装グループ

を標的に) ; AFP, Policeman, *Five Gunmen Killed in Kabul Taliban Attack*, 24 May 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/policeman-five-gunmen-killed-kabul-taliban-attack> (警察官、武装グループ5名がカブールでのタリバン攻撃により死亡)。

⁴⁸ Afghanistan Analysts Network, *After the 'Operational Pause': How Big Is the Insurgents' 2013 Spring Offensive?*, 2 June 2013, <http://aanaafghanistan.com/index.asp?id=3432> (「作戦休止」の後：反徒の2013年春季攻勢はどの程度の規模か。)

⁴⁹ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 8-9頁。

⁵⁰ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2013*, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 54~56頁; ICRC, *Afghanistan: After Attack, ICRC Adapts to the Evolving Conflict*, 23 July 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghanistan-after-attack-icrc-adapts-evolving-conflict> (アフガニスタン：攻撃後、ICRCは発展する紛争に適応)。2013年5月、OCHAは「地元民兵およびその他の武装グループが、威嚇、強要、強奪、虐待および標的を絞った殺害によって、市民を標的にしている」と指摘した。威嚇の一部は継続する紛争に直接関連し、その他は地元の敵対関係、権力闘争、部族間の不正行為など、歴史的な潜在的な緊張関係により引き起こされた。OCHA, *Humanitarian Bulletin Afghanistan*, Issue 16, 1-31 May 2013,

<http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/May%20MHB%20Afghanistan.pdf> (アフガニスタン人道報告書) 2頁。また、以下も参照のこと。IRIN, *Security and Aid Work in Militia-Controlled Afghanistan*, 5 April 2013, <http://www.irinnews.org/Report/97788/Security-and-aid-work-in-militia-controlled-Afghanistan> (民兵に支配されたアフガニスタンの治安と援助活動) ; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 10頁、49~54頁; OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画) 10頁。

⁵¹ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013,

とAGEsの間の戦闘に巻き込まれることが益々増えているとも報告されている。⁵²

次の2つの小節では、アフガニスタンにおける市民の死傷者数や安全関連の事件の発生件数に関する詳細な情報を提供する。市民の死傷者数や安全関連の事件の発生件数はアフガニスタンで継続する紛争の激しさの重要な指標であるが、これらは紛争に関連する暴力の市民への直接の影響の一つの側面でしかない。紛争の市民への影響の全体についての正確な理解には、紛争の人権状況への影響や国家が人権を保護する能力を紛争が損なう度合いなど、より長期に及ぶ間接的な暴力の影響も考慮されなくてはならない（セクションII.Cを参照）。アフガニスタン国内の紛争の文脈においては、この点について、関連する要因は以下の通りである。

- (i) 反政府勢力（AGEs）による市民の支配（並列的な司法構造の強制および不法な刑罰の実施、市民に対する脅迫・威嚇、移動の自由に対する制限、強奪および違法な課税の使用による支配を含む）
- (ii) 強制的徴集
- (iii) 食糧確保の危機、貧困および生計手段の破壊として現れる人道面の状況への暴力および治安悪化の影響
- (iv) 政府支配地域における組織的犯罪の増加および軍閥や腐敗した政府役人が処罰を受けることなく活動する能力
- (v) 治安悪化の結果としての教育または基本的な医療へのアクセスの系統的な制限
- (vi) 社会生活への参加に対する系統的な制限（とりわけ、女性に対する制限を含む⁵³

<http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 55～56 頁。

⁵² 2012 年、UNAMAは武装グループによる市民に対する人権侵害（標的を絞った殺害、誘拐、脅迫、威嚇、嫌がらせ、税の強奪、学校の占拠、教育者に対する脅迫および強姦を含む）を記録している。UNAMAによって記録された虐待の大半は、ファリヤブ州およびクンドゥーズ州で起こった。UNAMAは、「全土にわたる武装グループの活発化は、一部地域における政府の最小限の駐留および反徒による支配の激化と相俟って、市民が増加する脅威に対して頼るところがないことを意味する」としている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年度報告書：武力紛争における市民の保護) 10 頁、13 頁。

⁵³ UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence; Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa, 20 December 2012*, <http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html> (武力紛争およびその他の暴力の状況から逃れる人々の国際保護に関する結論要旨：2012 年 9 月 13 日・14 日南アフリカ・ケープタウン円卓会議) 第 10～12 段落。また、以下を参照のこと。A.H. Cordesman (Center for Strategic and International Studies), *Coalition, ANSF, and Afghan Casualties in the Afghan Conflict from 2001 through August 2012*, 4 September 2012, http://csis.org/files/publication/120904_Afghan_Iraq_Casualties.pdf (アフガニスタン紛争における 2001 年から 2012 年 8 月までの連合軍、ANSFおよびアフガニスタン人死傷者数) 3, 6, 7 頁。また、以下も参照。OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013 年アフガニスタン共通

1. 市民の死傷者

UNAMAは、2007年に市民の死傷者（紛争およびその他の形態の暴力の結果として殺害された市民または負傷した市民を含む）の追跡を開始した。市民の死傷者の数は2007年から2011年の間、毎年増加した。⁵⁴ UNAMAは、2012年の市民の死傷者数の総計は2011年と比べて4%減少したが、2012年の下半期の市民の死傷者は2011年の同時期と比較して13%増加したとしている。⁵⁵ この増加傾向は、2013年も続いた。2013年の上半期において、UNAMAは紛争に関連した市民の死傷者3,852名を登録したが、その数は2012年の同時期と比べ23%増加しており、記録的な2011年の市民の死傷者数のレベルに戻っている。⁵⁶

2012年春季攻勢の開始声明の中で、タリバンは標的とする市民として国民議会およびHPCのメンバー、防衛省、情報省および内務省の役人などを明示的に挙げている。⁵⁷ その結果、

人道措置計画) 10 頁。

⁵⁴ UNAMAは、「アフガニスタンの作戦環境に関連する制限の結果、市民の死傷者数は過小報告されている可能性が高い」と指摘している。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書：武力紛争における市民の保護) i頁。また、UNAMAは、ANSFの作戦による市民の死傷者は、ANSF指導層がANSF作戦による市民の死傷者について認め、事件の捜査を行なうことに消極的であることから、過小報告されている可能性があるともしている。同上書 8 頁。米国国家テロ対策センター、米国国防総省、ISAFおよび国連による死傷者データの比較については、A.H. Cordesman (Center for Strategic and International Studies), *Back to the Body Count: The Lack of Reliable Data on the Wars in Iraq, Afghanistan, and Pakistan*, 10 September 2012, http://www.humansecuritygateway.com/documents/CSIS_BacktotheBodyCount.pdf (死者数に立ち返る：イラク・アフガニスタン・パキスタン戦争における信頼できるデータの欠如)を参照のこと。

⁵⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 3 頁。UNAMAは、2012 年の最初の 5 ヶ月間の市民の死傷者数が 2011 年と比べて減少したことは、季節はずれの厳しい冬の気候が反徒の動きを妨げたことと先のAGEに対する軍事作戦の効果によるところが大きいと指摘している。

⁵⁶ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 1 頁。また、2013 年の第 1 四半期においてAGEによる攻撃が 2012 年同時期比で 47%増加したと記録したアフガニスタンNGO安全機関(ANSO)による統計も参照のこと。Afghanistan NGO Safety Office (ANSO), *Quarterly Data Report, Q.1 2013*, <http://www.ngosafety.org/store/files/ANSO%20Q1%202013.pdf> (2013 年第 1 四半期データ報告書) 9 頁。過去の紛争パターンに基づき、2013 年は 2011 年以降で 2 番目に暴力的な 1 年になるとANSOは予測した。

⁵⁷ Statement of Leadership Council of Islamic Emirate Regarding the Inception of Al-Farooq Spring Operation, 2 May 2012, <http://theunjustmedia.com/Afghanistan/Statements/May12/Statement%20of%20Leadership%20Council%20of%20Islamic%20Emirate%20regarding%20the%20inception%20of%20Al-Farooq%20Spring%20operation.htm> (アル・ファールーク春季攻勢の開始に関するイスラム首長国指導者評議会声明) ; The Long War Journal, *Taliban Announce Start of Al Farooq Spring Offensive*, 2 May 2012, http://www.longwarjournal.org/archives/2012/05/taliban_announce_beg_1.php (タリバン、アル・ファ

UNAMAは2012年の紛争に関連する暴力の性質の変化を認識しており、AGEsと政府派の部隊の戦闘が減る一方で、AGEsによる標的を絞った市民の殺害が著しく増えている。2012年には標的を絞った攻撃による市民の死傷者は2011年と比べて108%増加し、UNAMAは標的を絞った殺害(未遂)の事例において、698名の市民の死亡と379名の負傷を記録した。⁵⁸ 2012年と同様、タリバンの2013年春季攻勢の声明は、カルザイ大統領またはその国際的な同盟者と関係した市民は攻撃の危機に瀕すると警告した。⁵⁹ 標的を絞った攻撃による市民の死傷者数の増加傾向は2013年も継続し、UNAMAは2013年の上半期におけるそのような攻撃による市民の死傷者は、2012年の同時期と比べてさらに39%増加したと報告している。⁶⁰

2012年、市民の死傷者全体の34%(死者868名および負傷者1,663名)は即席爆発装置(IED)によるものであった。2013年の上半期において、AGEsによるIEDの使用による市民の被害は、2012年の同時期に比べ34%増加した。⁶¹ IEDによる市民の被害のほとんどの事例において、IEDは特定の軍事目標に向けられ、または、その影響は正当な軍事的標的に限られているとは思えず、国際人道法の要件に反するものだった。⁶² AGEは、市民が日常的に使用する道路および市民がよく使用するその他のある場所(市場、バザール、官庁、学校内または

ルーク春季攻勢の開始を発表)

⁵⁸ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書:武力紛争における市民の保護)4頁、22頁。See also Afghanistan NGO Safety Office (ANSO), *Quarterly Data Report, Q.1 2013*, <http://www.ngosafety.org/store/files/ANSO%20Q1%202013.pdf> (2013年第1四半期データ報告書)9頁。

⁵⁹ Statement of Leadership Council of Islamic Emirate Regarding 'Khalid bin Waleed' Spring Operation, 27 April 2013, <http://shahamatenglish.com/index.php/paighamooona/30919-statement-of-leadership-council-of-islamic-emirate-regarding-%E2%80%98khalid-binwaleed%E2%80%99-spring-operation> (ハーリド・ビン・ワリード春季攻勢に関するイスラム首長国指導者評議会声明); NBC News, *Taliban Marks Start of 'Monumental' Spring Offensive with Deadly Attack*, 28 April 2013, <http://worldnews.nbcnews.com/news/2013/04/28/17955309-taliban-marks-start-of-monumental-spring-offensive-with-deadly-attack>. (タリバン、破壊的な攻撃により、「巨大な」春季攻勢を開始)

⁶⁰ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書:武力紛争における市民の保護)4頁、18~24頁。

⁶¹ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書:武力紛争における市民の保護)3頁、12~16頁。2013年6月、国連事務総長は、「南部、東部、中部市域で発見された装置は、以前に発見された同様の装置よりも洗練されている。産業レベルの物資は、より多くの大衆の死傷者を伴う事件発生の可能性と安定した国際的供給網の着実な出現の可能性がある」とした。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 13 June 2013, A/67/889-S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響)第16段落。

⁶² UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書:武力紛争における市民の保護)4頁、15頁; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書:武力紛争における市民の保護)18頁。

周辺、店舗およびバス停を含む）にIEDを設置し続けていると報告されている。AGEsは市民に対する暗殺の試みにもIEDを使用しており、多くの一般大衆を死亡させることが多い。

63

AGEsは、国際人道法に反して、公共の場（混雑した市場・モスク・結婚式などの社会的集まり・部族長老の集まり・文民政府の官庁を含む）を標的とするために自爆攻撃も使用し続けている。表面上はIMFやアフガン軍を標的とした自爆攻撃でも多くの市民の死傷につながるが多い。⁶⁴2012年、UNAMAは、自殺攻撃・複合攻撃による1,507人の市民の被害（死者328および負傷者1,179名）を記録している。⁶⁵2013年1月1日から6月6日の期間において、AGEsによる直接自爆攻撃による市民の死傷者は2012年と比べて24%減少したが、2013年には複合攻撃で死傷した市民の数が2012年と比べて57%（2011年の同時期と比べて800%）増加した。⁶⁶

⁶³ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 15 頁; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 18～20 頁。また、例えば、以下も参照のこと。AFP, *Four Killed in Spate of Afghan Civilian Deaths*, 4 June 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/four-killed-spate-afghan-civilian-deaths> (相次ぐアフガン市民の死亡事件で4名が死亡); AFP, *Afghan Roadside Bomb Kills 13 Civilians: Officials*, 13 May 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-roadside-bomb-kills-13-civilians-officials> (アフガニスタンの路肩爆弾で13名の市民が死亡)。

⁶⁴ 例えば、以下を参照。UNAMA, *UNAMA Strongly Condemns Deadly Attacks in Eastern Afghanistan*, 3 June 2013, <http://unama.unmissions.org/Default.aspx?tabid=12254&ctl=Details&mid=15756&ItemID=36903&language=en-US> (UNAMA、アフガニスタン東部における破壊的攻撃を強く非難); Special Representative of the Secretary General for Children and Armed Conflict, *SRSG Zerrougui Condemns Child Casualties in Eastern Afghanistan*, 3 June 2013, <http://childrenandarmedconflict.un.org/press-releases/srsg-zerrougui-condemns-child-casualties-in-eastern-afghanistan/> (ベルギー事務総長特別代表、アフガニスタン東部における子どもの死傷を強く非難); AFP, *7 Dead in Afghan Suicide Blast: Officials*, 22 May 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/7-dead-afghan-suicideblast-officials> (アフガニスタンの自爆攻撃で7名が死亡)。

⁶⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 20～21 頁。UNAMA は複合攻撃を「自爆装置、2名以上の攻撃者および2種類以上の装置を含む意図的で組織的な攻撃」と定義する。また、Amnesty International, *Afghanistan: Urgent Need to Protect Civilians Following Fresh Attacks*, 9 April 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5177d91f4.html> (アフガニスタン：新たな攻撃を受け、市民を保護する緊急の必要性) も参照のこと。

⁶⁶ UNAMA, *Press conference*, 11 June 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/unama-press-conference-11-june-2013> (記者会見)。また、UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 16～18 頁も参照のこと。

UNAMAは、AGEsが市民に戦闘員を宿泊させたり、作戦のために市民の所有物を使用させたりすることを強要しているとの報告を受けた。そのような慣行は、ANSFおよび国際部隊の面前で市民を反政府活動に巻き込むことにより、市民の死傷者の範囲を広げている。⁶⁷

2012年に政府派の部隊が原因となった587名の市民の被害（死者316名・負傷者271名）の内、204名（死者126名・78名）の被害の原因は空爆であった。⁶⁸ 2013年の上半期において、空爆による市民の死傷者の数は2012年の同時期と比べて30%減少した。⁶⁹2012年、UNAMAは政府派の部隊の捜査押収活動による市民の死傷者を75名（死者54名・負傷者21名）と記録したが、その数は2011年に比べて33%減少した。2013年の上半期には、この数はさらに14%減少した。⁷⁰UNAMAは、作戦環境と関連した制約と情報へのアクセスが限られていることから、夜間の捜査活動による市民の死傷者数を過小報告している可能性がある」と指摘している。⁷¹ 2013年の上半期において、UNAMAはAGEsを標的としたと見られる無人航空機（UAV）関連の事例で22名の市民の死亡を記録している。⁷²

パキスタンから越境爆撃の事例は、アフガニスタンの東部の地域に影響を与えた。2012年、

⁶⁷ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 35～36頁；UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 26-27頁。

⁶⁸ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 30～31頁。市民18名（女性・子ども16名を含む）が死亡した2012年6月6日のロガール州での空爆を受け、ISAFは市民の犠牲をより効果的に防ぐための追加的措置を実施した。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 6～7頁。2011年11月30日と2011年12月1日にISAFはそれぞれ市民の犠牲および夜間捜査活動の実施に関する2つの戦術的指令を出した。これら2つの戦術的指令の発布以降、UNAMAは親政府部隊によるすべての戦術において市民の犠牲の減少を認めている。同上書36頁。また、AFP, *UN Body 'Alarmed' by US Killings of Afghan Children*, 8 February 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/un-body-alarmed-us-killings-afghanchildren> (米国によるアフガニスタンの子ども殺害に、国連機関が「危機感」も参照のこと)。

⁶⁹ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 5頁、38頁。

⁷⁰ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 6頁、43～44頁。

⁷¹ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 43頁（脚注164）。

⁷² UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 6頁、40～42頁。

UNAMAは206件の越境爆撃を記録しており、12名のアフガン市民が死亡し、63名が負傷した。⁷³ 2013年の上半期において、合計44件の越境爆撃が14名の市民の死傷につながった。⁷⁴

2012年末の時点で、670,000人のアフガニスタン人が地雷によって汚染された地域の500メートル以内に住んでおり、1,800のコミュニティが影響を受けていた。⁷⁵ さらに、いわゆる「レガシーIED」（設置されたが、不発化したIED）がアフガン市民に深刻な影響を与え続けた。コミュニティ空間内のレガシーIEDが医療や教育へのアクセスを妨げ、恐れと治安悪化の環境を作り出しており、市民たちは常に死・障害・重傷・所有物の破壊などの脅威に常に晒されている。⁷⁶

アフガン政府は、危害を加えた戦闘の当事者が誰かにかかわらず、紛争に関連する危害を受けた市民に対して援助を行なう3つのプログラムを運営している。しかし、ANSFによる危害を受けた市民を含め、影響を受けた市民の多くは、それらのプログラムから何らの助けも受けていないと報告されている。⁷⁷

⁷³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 13 頁、61～62 頁; UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 8 頁、50 頁。越境爆撃は住宅やモスクの破壊、森林の焼失、家畜の死亡にもつながっている。合計 774 家族が越境爆撃のために東部地域の内外での移動を強いられた。同上書 (2013 年 2 月) 13 頁。

⁷⁴ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 68 頁。

⁷⁵ 75 UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/619– S/2012/907, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第 43 段落。平均で毎月 45 人が地雷またはその他の不発弾により死亡または負傷している。Inter Press Service, *Afghanistan a Minefield for the Innocent*, 7 March 2013, <http://www.ipsnews.net/2013/03/afghanistan-a-minefield-for-the-innocent/> (罪のない人々のための地雷原アフガニスタン)

⁷⁶ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 7～8 頁、62～65 頁。2013 年 6 月、国連事務総長は地雷および爆発性戦争残存物による事故により 2013 年 1 月以降毎月平均 47 名が死亡または負傷しており、2012 年の月 30 名から増加したと報告した。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 13 June 2013, A/67/889 – S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第 40 段落。

⁷⁷ Center for Civilians in Conflict, *Caring for Their Own: A Stronger Afghan Response to Civilian Harm*, 27 January 2013, <http://civiliansinconflict.org/resources/pr/afghan-government-must-strengthen-response-to-civilian-harm> (自分自身への配慮：市民の被害に対するよりアフガニスタンの強力な対応へ) 同報告書は、この状況に関する多くの理由を特定しているが、官僚的な非効率および／または汚職、面倒な申請プロセスのために申請資格のある市民が申請しないこと、武装グループからの報復のおそれまた

2. 安全関連の事件

2012年、AGEs、ANSFまたは国際部隊が起こした事件は19,769件であり、2011年に記録された26,041件から24%の減少であるとANSOは記録している。⁷⁸19,769件の内、10,468件はAGEsが開始した攻撃であると報告されており、2011年と比べて25%の減少となっている。ANSOによれば、AGEsによる攻撃の減少はAGEsの作戦能力の喪失を反映したものではなく、国際部隊の撤退に対する戦術的、可逆的な反応である。⁷⁹この評価は、2013年の第一四半期において、AGEsによる事件数は2012年の同時期に比べ47%増加しているという事実により裏付けられている。過去数年の紛争のパターンに基づき、2013年は2011年以降2番目に暴力的な年となるだろうとANSOは予測した。⁸⁰

2012年の事件発生総数が最も高かった12州（640件以上）は、ヘルマンド州、カンダハール州、ウルズガン州（南部地方）、ガズニ州、パクティア州、ホースト州（南東地方）、ナンガルハール州、クナール州（東部地方）、ヘラート州、ファラー州（西部地方）、カブール州、ワルダック州（中部地方）である。⁸¹また、ANSOは南部、南東部および東部が次第に連続的な戦場となっていると指摘している。⁸²同様に、国連は、2012年8月から10月の3ヶ月間において、すべての安全関連の事件の70%がアフガニスタン南部および東部で発生

は援助プログラムについて知らないというものが含まれる。援助を受けた市民についても、申請プロセスに関する苛立ち、支払いの遅れ、不十分な援助レベルおよび強奪のためにほとんど満足していないと報告されている。

⁷⁸ Afghanistan NGO Safety Office (ANSO), *Quarterly Data Report, Q.4 2012*, <http://www.ngosafety.org/store/files/ANSO%20Q4%202012.pdf> (2012年第4四半期データ報告書) 12頁。

⁷⁹ Afghanistan NGO Safety Office (ANSO), *Quarterly Data Report, Q.4 2012*, <http://www.ngosafety.org/store/files/ANSO%20Q4%202012.pdf> (2012年第4四半期データ報告書) 1頁、12頁。

⁸⁰ Afghanistan NGO Safety Office (ANSO), *Quarterly Data Report, Q.1 2013*, <http://www.ngosafety.org/store/files/ANSO%20Q1%202013.pdf> (2013年第1四半期データ報告書) 1頁、9頁。

⁸¹ ここで使用される地域区分は、UNAMA が使用するものと同じであり、中部（カブール、パンジシール州、ワルダック州、ロガール州、パルワーン州およびカピサ州）、中央高地（パルミヤン州およびダイクンディ州）、東部（ナンガルハール州、ラグマーン州、クナール州およびヌーリス州）、南東部（ガズニ州、パクティア州、パクティカ州、ホースト州）、南部（ヘルマンド州、カンダハール州、ニームローズ州、ウルズガン州およびザーボル州）、北東部（クンドゥーズ州、タホール州、バダクシャー州およびバグラーン州）、北部（バルフ州、サマンガーン州、ジャウズジャン州、サリプル州およびファリヤブ州）および西部（ヘラート州、ファラー州、バドギース州およびゴール州）である。これらの地域区分はANSOが使用するものと若干異なり、ANSOでは全国を6つの地方（南部、中部、東部、北東部、北部、西部）に区分している。

⁸² Afghanistan NGO Safety Office (ANSO), *Quarterly Data Report, Q.2 2012*, <http://www.ngosafety.org/store/files/ANSO%20Q2%202012.pdf> (2012年第2四半期データ報告書) 1頁。

したと指摘している。⁸³ 2011年との比較において2012年の発生件数が全体的に減少しているにもかかわらず、カンダハール、クナール、ナンガルハール、ローガルおよびワルダックの各州では2011年と比べて安全関連の事件数が著しく増加した。⁸⁴

C. 人権状況

人権に関する国内外の義務を支持する取り組みをアフガニスタン政府が明言しているにもかかわらず、アフガニスタン政府の人権保護の実績は、依然として一貫しないものである。改善が行なわれた一方で、女性・子ども・被拘禁者などの国民の多くの人々が様々な主体による多くの人権侵害を経験し続けていると報告されている。⁸⁵

1. 人権侵害

国家およびその機関による人権侵害は、とりわけ、政府の存在および法の支配のための期間が脆弱または機能を果たしていない国内の地域において、日常的に発生していると報告されている。⁸⁶ 政府支配地域では、政府と並んで軍閥が処罰を受けることなく人権を侵害できると報告されている。⁸⁷ 反対に、政府の駐留・支配が限られる地域においては、AGEsは処罰を受けることなく人権を侵害していると報告されている。頻発するAGEsによる攻撃により、多くの地区、とりわけ南部において、中央政府の人権を守る能力は限られている。⁸⁸

⁸³ UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/619– S/2012/907, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第14段落。

⁸⁴ UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/619– S/2012/907, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第14段落。

⁸⁵ Special Inspector General for Afghanistan Reconstruction, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 January 2013, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2013-01-30qr.pdf> (米国議会に対する四半期報告書) 120～121頁; *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 October 2012, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2012-10-30qr.pdf> (米国議会に対する四半期報告書) 123～125頁; and *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 July 2012, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2012-07-30qr.pdf> (米国議会に対する四半期報告書) 105頁; UK Foreign and Commonwealth Office, *Quarterly Updates: Afghanistan*, 30 September 2012, <http://www.fco.gov.uk/en/news/latest-news/?view=News&id=758877882> (四半期更新情報: アフガニスタン)

⁸⁶ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 4頁。

⁸⁷ Human Rights Watch, *Afghanistan: Rights at Risk as Military Drawdown Advances*, 1 February 2013, <http://www.refworld.org/docid/5118bd4d2.html> (アフガニスタン: 軍事撤退の進展に伴い、危機に瀕する権利)

⁸⁸ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*,

a) 国家主体による人権侵害

様々な国家主体が深刻な人権侵害について非難されている。NDS、ANP、ALPおよびアフガニスタン国境警察（ABP）は不法な殺害を行なったと報告されている。

政府役人・治安部隊・拘禁施設当局・警察は、拷問あるいは残酷な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を使用したと報告されている。警察官が女性の被拘禁者を強姦したとも報告されている。ANSFは子どもを性的に虐待し、搾取したと報告されている。各国家主体による人権侵害に対する免責が依然として広範に及んでいると報告されている⁸⁹。

2つの連続した報告書において、UNAMAは、NDS・ANP・ALP・アフガニスタン国軍（ANA）によって拘束された紛争関連の被拘禁者に対する拷問および不当な取扱いの広範に及ぶ使用を記録している。被拘禁者は人身保護に対する権利を含む救済メカニズムにアクセスすることができず、意味のある弁護士へのアクセスを持たないと報告されている。NDSとANPのいずれも刑務所の収容者数に関する定期的な公式統計をとっていない。⁹⁰

中央刑務所局が運営する刑務所制度は、深刻な過密状態にあり、裁判前勾留は日常的に3ヶ月以上に及んでいると報告されている。この状況が、法執行当局が被拘禁者、とりわけ、紛争関係の被拘禁者に自白を強要するために拷問を使用する一因となっていると報告されている。⁹¹

<http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 18頁。

⁸⁹ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)

⁹⁰ UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html> (アフガニスタン勾留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い：それから1年) およびOHCHR/UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody*, October 2011, <http://www.refworld.org/docid/4e93ecb22.html> (アフガニスタン勾留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い)。また、UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第30～36段落およびUN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第4段落、第40段落、第42段落。

⁹¹ UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for*

ALPは配置されたほとんどの地域において治安の改善を助けたと報告されている一方で、ALP職員の過去および継続する人権侵害に対する説明責任の欠如に関する疑惑⁹²およびALPの徴集および身元審査において要求される政策および手続きの適用における一貫性の欠如の報告についての懸念が依然として存在する。⁹³ 2012年、UNAMAは、ALP職員が関与する62名の市民の被害（死亡者24名、負傷者38名）を記録している。これらの死傷者の内、13名は戦闘によるものだが、これらの死傷者の大半は、とりわけ北東部および北部におい

Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書)。2012年10月、中央刑務所局は定員10,000名の施設で24,000名の受刑者および被拘禁者を収容していたと報告した。同上書第8段落、第30段落。また、UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書)* 第40段落も参照のこと。

⁹² アフガニスタン地方警察は、より広範にわたる集落安定化作戦の一環として、2010年8月にカルザイ大統領によって設立された。ALPは、反徒および犯罪グループを含むその他の武装グループからコミュニティを防衛するために農村部の地方警察を訓練する集落に焦点を当てた内務省のイニシアチブである。US Department of defense, *Report on Progress Towards Security and Stability in Afghanistan, April 2012, http://www.defense.gov/pubs/pdfs/Report_Final_SecDef_04_27_12.pdf (アフガニスタンの安全・安定に向けた進展に関する報告書)* 64～66頁。

⁹³ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書：武力紛争における市民の保護)* 50～53頁；UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security, 13 June 2013, A/67/889 – S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響)* 第14段落；UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年度報告書：武力紛争における市民の保護)* 9頁、42～47頁；UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書)* 第23段落；AFP, *Local Police, an Uncertain Player in Afghan Future, 31 December 2012, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/local-police-uncertain-player-afghan-future> (地方警察、アフガニスタンの将来の不確定なプレイヤー)*；UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security, A/67/619 – S/2012/907, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響)* 第18段落；UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護)* 45頁。ALPの創設から1年後の2011年9月、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、違法な殺害、失踪、殴打、違法な拘禁、不法な税の強制徴収および窃盗を含むALPによる人権侵害を詳細に文書化した。Human Rights Watch, *“Just Don’t Call It a Militia: Impunity, Militia and the “Afghan Local Police”*, September 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e32a92.html> (それを単に民兵と呼ぶな：免責、民兵、「アフガニスタン地方警察」)

てALP職員が市民に対して行なつたとされる人権侵害によるものである。⁹⁴ 2012年に報告されているALP職員が直接関与した人権侵害の記録の例には、「バード (baad)」の慣習(犯罪行為の賠償として少女・女性を引き渡すこと。セクションIII.A.7を参照)⁹⁵、強姦、被拘禁者の拷問、不当な取扱い、財産の没収および強制労働の事例が含まれる。⁹⁶ 2013年の上半期において、UNAMAは、ALPに責任のある事件で14名の市民が死亡、23名が負傷し、その数は2012年の同時期に比べ61%増加したと記録している。⁹⁷

UNAMAは、2012年、ISAFおよびANSFが教育に影響を与える事件11件ののに関与したと報告した。その大半が、学校の占拠であった。これらの事件の大半において、場合によっては一時的に、学校が作戦の基地として使用された。このような学校の使用は、基本的に学校を保護された文民施設から正当な軍事的標的に変えるものであり、子どもの安心・安全・教育へのアクセスに深刻な影響を与える。⁹⁸

その他の報告された国家主体による人権侵害には、2013年5月2日にカブールで発生した平和的抗議者の逮捕および不当な取扱いの疑惑が含まれる。抗議活動は、現在公的な地位にある者を含む軍閥による虐待を政府が処罰しなかったことに抗議するために、アフガニス

⁹⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年度報告書:武力紛争における市民の保護) 9頁。

⁹⁵ 例えば、New York Times, *Rape Case, in Public, Cites Abuse by Armed Groups in Afghanistan*, 1 June 2012, <http://www.nytimes.com/2012/06/02/world/asia/afghan-rape-case-is-a-challenge-for-the-government.html> (強姦事件、公の場で、武装グループによる侵害されたアフガニスタンの都市); and *Afghan Rape Case Turns Focus on Local Police*, 27 June 2012, <http://www.nytimes.com/2012/06/28/world/asia/afghan-rape-case-turns-focus-on-local-police.html> (アフガニスタンの強姦事件、地方警察に焦点); Radio Free Liberty, *Rape Case Tests Afghan Justice*, 5 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124bd912.html> (強姦事件がアフガニスタン司法を試す) を参照。

⁹⁶ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年度報告書:武力紛争における市民の保護) 44頁; UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書:武力紛争における市民の保護) 46~47頁。UNAMAは、多くの地区において、不法に武装した政府派の民兵がALPと称しており、被害者による人権侵害の加害者の特定を困難にしていると指摘した。同上書 47~48頁。

⁹⁷ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書:武力紛争における市民の保護) 50頁。

⁹⁸ 2012年、UNAMAは親政府派部隊およびAGEの両方による学校占拠の事例14件について報告を受けた。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年度報告書:武力紛争における市民の保護) 12頁、57~58頁; UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書:武力紛争における市民の保護) 32~33頁。

タン連帯党によって組織されたものだった。⁹⁹

b) 反政府勢力による人権侵害

AGEsは、超法規的処刑、拷問および不当な取扱いを行っており、また、自由な移動への権利、教育へのアクセス、表現の自由および有効な救済に対する権利を市民が行使することを妨げていると報告されている。ほとんどの場合、こうした人権侵害は政府またはANSFの駐留が限られている地域で起こっていると報告された。¹⁰⁰

AGEsが実効的な支配を行っている地域では、AGEsが政府の司法メカニズムまたはサービスの不在に乗り、独自の並列的な「司法」構造を施行している。UNAMAは、これらの構造は違法であり、アフガニスタン法の下での正当性はないと指摘している。これらの構造により、処刑・切断・切除を含む厳しい処罰が行なわれ、そうした処罰はアフガニスタン法上の犯罪行為、場合によって、戦争犯罪に相当する。¹⁰¹これらの構造の内在的な違法性のため、UNAMAはこうした構造の存在およびそれによる刑罰を人権侵害であると考えている。¹⁰²2012年、UNAMAは、AGEsによる「尋問」の後に実施された刑罰またはAGEsによって宣告された刑罰の事例17件における33名の市民の殺害を記録している。¹⁰³

AGEsは、表現の自由に対する権利について制限を課していると報告されている。AGEsに反

⁹⁹ Human Rights Watch, *Afghanistan: Peaceful Protest Suppressed*, 15 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519367334.html> (アフガニスタン：抑圧された平和的抗議活動)

¹⁰⁰ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年次報告書：武力紛争における市民の保護) 24 頁。

¹⁰¹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年次報告書：武力紛争における市民の保護) 4 頁。また、例えば、BBC, *In the Afghan Villages Where Taliban Still Rule*, 3 October 2011, <http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-15154493> (まだタリバンが支配するアフガニスタンの集落で) ; Amnesty International, *Afghanistan: 100 Lashes for Teen Shows Why Climate of Violence against Women Must Be Tackled*, 20 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/505c19522.html> (10代に対する鞭打ち 100 回がなぜ女性に対する暴力に対処しなくてはならないかを示す)

¹⁰² UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 21～25 頁。UNAMA 報告書には、タリバン関係者が殺害、切断（耳の切断、右手の切断）、鞭打ち、違法な投獄などのアフガニスタン法および国際人権法に反する刑罰を実施した多くの個人に関する詳細が含まれている。また、タリバンの並列的司法構造により課された刑罰の例がさらに挙げられている UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2013*, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) の 22～23 頁も参照のこと。

¹⁰³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年次報告書：武力紛争における市民の保護) 4 頁、24 頁。

に対する意見または政府を支持する意見を述べる市民は、政府のために「スパイ活動を行なっている」という告発に基づいてAGEsによって運営される並列的で違法な司法手続きでの略式裁判にかけられる危険に直面し、そうした「犯罪」に対する刑罰は通常処刑である（セクションIII.A.1.dを参照）。¹⁰⁴

AGEsが実効的な支配を行なう地域では、移動式または常設の検問所により、移動の自由に対する権利を日常的に制限しているとも報告されている。このことは、AGEsによって支配されている道路が地区の中心地にアクセスする唯一の手段であることが多いため、市民の生計手段および雇用に悪影響を与えている。地区の中心地に行き、農産物を売ることができない農民は、特に影響を受けている。¹⁰⁵また、AGEsは一部または全部を支配しているすべての地域において、違法な税を課しているとも報告されている。¹⁰⁶

タリバン公式声明はタリバンの教育への支持を強調し、学校攻撃に対するタリバンの責任を否定している。2012年3月7日に出された声明において、国内での教育の推進を主要目的の一つとし、教育を「新世代のニーズ」と見なしているとタリバンは宣言した。¹⁰⁷地域によっては、AGEsは学校の再開と教育の再開を促進した。他方、AGEsが承認した基準に沿った学校カリキュラムをモニタリングする任務を負った「カウンセラー」を学校で指名するなど、AGEsはカリキュラムに干渉し、またはカリキュラムを支配しようとした。¹⁰⁸

¹⁰⁴ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 22～23 頁; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 4 頁、17 頁、24 頁; UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 27 頁。

¹⁰⁵ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 25 頁。

¹⁰⁶ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 26 頁。

¹⁰⁷ Islamic Emirate of Afghanistan (Leadership Council of the Taliban), “Promotion of Education inside the Country is One of the Main Objectives of the Islamic Emirate”, 7 March 2012, <http://www.globalindigo.com/uruknet-info-taliban-statement-promotion-of-educationinside-the-country-is-one-of-the-main-objectives-of-the-islamic-emirate> (国内の教育の推進は、イスラム首長国の主要目標の一つである) タリバンによる教育へのアクセスの否定に関する詳細分析については、セクションIII.A.8.dも参照のこと。

¹⁰⁸ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 30～34 頁; UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 32～34 頁。より詳細な情報については、セクションIII.A.8.dを参照のこと。

他方、2012年、UNAMAは国のすべての地域において、教育へのアクセスに直接影響を与える紛争に関連する暴力の事例74件を確認した。これらの事例の大半は、タリバンを含むAGEsによるものである。これらの事例には、学校の焼き討ち、教師・職員を標的とした殺人および脅迫、学校近辺でのIED設置、教育施設に対するロケット弾攻撃、学校（特に女子校）の閉鎖が含まれる。また、学校は軍事目的でも占拠・使用され、国際人道法上での学校の保護された地位を損ない、子どもを危険に晒している。¹⁰⁹2013年の上半期において、UNAMAは学校に影響を与える紛争に関連する暴力と学校に対する直接攻撃の事例40件を記録しており、2012年上半期と比べて18%の増加となっている。¹¹⁰

さらに、地域の治安状況、地元教育局が特定のコミュニティにアクセスできないこと、政府が多くの学校に教科書や筆記用具を含む教材を配布できないことを理由に、アフガニスタンでは多くの学校が依然として閉鎖されたままになっている。教育省によれば、2012年5月の時点で、アフガニスタンの脆弱な地域にある590箇所以上の学校が閉鎖されている。閉鎖されている学校の多くは、AGEsが一部または全部を支配する地域にある。¹¹¹

同様に、AGEsは、医療施設および医療従事者に対する直接攻撃によってだけでなく、ポリオや麻疹に関する啓蒙活動や予防接種活動を妨害することにより、医療へのアクセスを制限していると報告されている。¹¹²

¹⁰⁹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 12 頁; UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 30~34 頁。子どもおよび武力紛争に関する国別特別委員会 (Country Task Force on Children and Armed Conflict) は、2012 年、学校および職員に対する攻撃の事例 102 件について報告を受けた。しかし、安全上の制約および資源不足により、それらの事例の内 25 件しか確認できなかった。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan, A/HRC/22/37*, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第 28 段落。UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護)。

¹¹⁰ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 66~67 頁。

¹¹¹ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 33 頁。しかし、590 校という閉鎖された学校数は、1,200 校が閉鎖された前年と比べて改善を示すものである。同上書。

¹¹² UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 12 頁; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan, A/HRC/22/37*, 28 January 2013,

また、宗教の自由に対する権利もAGEsによる攻撃の対象となると報告されている。そうした攻撃には、イスラム教の原則・規範・価値に関するAGEsの解釈に反すると見なされる個人やコミュニティに対する脅迫や攻撃の使用によるものが含まれる。¹¹³

2012年、UNAMAはAGEsによる市民の脅迫、威嚇および嫌がらせの事例121件を確認したと報告しており、2011年と比べ17%の増加となった。殺害の脅迫・襲撃・焼き討ちなどの多くの場合において、それらは人権侵害に当たる。UNAMAは、遠隔コミュニティへのアクセスが制限されていること、また、事例の報告にあたりコミュニティが直面する困難に鑑みて、そのような事例は十中八九、過小報告されていると指摘している。¹¹⁴ 2013年の上半期において、UNAMAはAGEsによる市民に対する脅迫、威嚇および嫌がらせの事例90件を記録しており、2012年の上半期と比べて105%増加した。¹¹⁵

UNAMAは、さらに、治安悪化、弱体な統治および市民に対する保護の欠如に対するコミュニティの認識が自由な移動、政治参加、教育および医療に対する権利を行使することが安全だと人々が感じる度合いに影響を与えるため、そのような認識が人権の享受に直接的な影響を与えていると指摘している。¹¹⁶この点について、AGEsが政府の駐留が最小限な地域での立場を堅持することに努力を再集中しているというUNAMAが特定した傾向とそれに付随するそれらの地域でのコミュニティの安全に対する認識の悪化が、影響を受けたコミ

<http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第4段落; The Guardian, *Taliban Stopping Polio Vaccinations, Says Afghan Governor*, 12 March 2013,

<http://www.guardian.co.uk/world/2013/mar/12/taliban-stopping-polio-vaccinations-afghanistan> (タリバンがポリオ予防接種を止めているとアフガニスタンの知事が語る)。紛争に関連した医療へのアクセスの制限に関するさらなる詳細については、セクションII.Dを参照のこと。

¹¹³ AGEによる危険に晒されている宗教的指導者の状況に関する詳細分析については、セクションIII.A.1を参照のこと。タリバンによるイスラム教の原則・規範・価値に反すると見なされる人々の状況の分析については、セクションIII.A.6を参照のこと。社会的道徳観に反すると見なされる女性の具体的な状況の分析については、セクションIII.A.7を参照のこと。

¹¹⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 25頁。

¹¹⁵ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 27~29頁。

¹¹⁶ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 18頁。また、例えば、「治安権限が移譲された地域における武装グループおよび民兵の存在が家族にとって大きな懸念となっている。こうした安全上の脅威が、息子や娘を学校に通わせ、その他の不可欠なサービスにアクセスするのを両親が妨げることに繋がっている」とするAfghan Women's Network, *Afghan Women Towards Bonn and Beyond: Position Paper*, 6 October 2011, http://www.afghanwomensnetwork.af/Latest%20Updates/AWN_Position_Paper_FINAL_FINAL_English.pdf (アフガン女性、ボン会議とその先を目指して: ポジション・ペーパー) 3頁を参照のこと。

コミュニティにおける人権保護に著しい影響を与えている。¹¹⁷

また、AGEsは、広範に及ぶIEDの使用により、基本的な人権の享受を厳しく制限している。IEDの影響を受けた地域では、市民は移動の自由、教育および医療へのアクセス、生計手段、政治参加に対する権利に対する制限に直面している。¹¹⁸

2. 人権侵害から市民を保護する国家の能力

法的枠組みが人権の保護について規定していても、これらの権利を促進し、保護するというアフガニスタンの国内法・国際法の下での義務を実際において実施することは、多くの場合において、課題であり続けている。¹¹⁹ アフガニスタンの統治は、とりわけ弱体であると認識されている。¹²⁰

高レベルの汚職、無能な統治および免責の風潮のすべてが、法の支配を弱体化させ、国家が人権侵害からの保護を提供する能力を損なう要因として、監視員から報告されている。¹²¹

¹¹⁷ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書:武力紛争における市民の保護) 8頁。

¹¹⁸ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2013*, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書:武力紛争における市民の保護) 8頁; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict, February 2013*, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012年年度報告書:武力紛争における市民の保護) 62~64頁。

¹¹⁹ Foreign and Commonwealth Office, *Human Rights and Democracy: The 2011 Foreign & Commonwealth Office Report*, April 2012, <http://www.fco.gov.uk/en/news/latest-news/?view=News&id=758877882> (人権と民主主義:2011年外務連邦省報告書) 165~166頁; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights, A/HRC/19/47*, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第41段落。

¹²⁰ Congressional Research Service, *Afghanistan: Post-Taliban Governance, Security, and U.S. Policy*, 3 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f7b5502.html> (アフガニスタン:タリバン後の統治、安全、米国の政策)。アフガニスタンは、平和基金が作成する「2012年破綻国家度数」において、177か国中172位に位置付けられている。このインデックスは、国家の正当性について、アフガニスタンを最低5か国中に位置付けている。Fund for Peace, *Failed States Index 2012*, <http://www.fundforpeace.org/global/?q=fsi> (2012年破綻国家度数) 17頁。

¹²¹ US Department of Defense, *Report on Progress Toward Security and Stability in Afghanistan*, December 2012, http://www.defense.gov/news/1230_Report_final.pdf (アフガニスタンの安全・安定に向けた進展に関する報告書) 112頁; US Department of Defense, *Report on Progress Towards Security and Stability in Afghanistan*, April 2012 (アフガニスタンの安全・安定に向けた進展に関する報告書) 6~66頁, http://www.defense.gov/pubs/pdfs/Report_Final_SecDef_04_27_12.pdf 74頁; A.H. Cordesman (Center for Strategic & International Studies), *Statement before the House Armed Services Subcommittee on Oversight and Investigations*, 24 July 2012, http://armedservices.house.gov/index.cfm/files/serve?File_id=3b0df63f-54a4-45ad-8d2b-dc27ea4206da

人権侵害に対する説明責任は依然として脆弱であると報告されており、政府による過去の取り組みがあつたにもかかわらず、暫定司法メカニズムの進展のための政治的支援はほとんど、または、まったく具体化されていない。¹²² 上述の通り、ANPやALPといった人権保護の任務を負う多くの国家主体自体が、アフガニスタンの一定の地域において、処罰を受けることなく、人権侵害を犯していると報告されている。¹²³

さらに、ほとんどの地域において、警察は機能している司法制度と関連しておらず、多くの地域では、警察を支える有効な統治は存在しない。¹²⁴ 2013年6月、国連人権高等弁務官は、

(監視・調査に関する下院軍事小委員会における発言)。インターナショナル・クライシス・グループによるコメントリーは、アフガニスタン内戦中の戦争犯罪および人道に対する罪に関する信憑性のある訴えに直面している多くの個人が、ムハンマド・ファーヒム副大統領およびカリム・ハリリ副大統領を含め、権力の座を占め続けているとしている。同様に、2001年以降、深刻な人権侵害について告発された多くの個人が、権力の座を占め続けている。International Crisis Group (Nick Grono), *Afghanistan's Injustice System*, 1 February 2012, <http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-asia/afghanistan/op-eds/afghanistans-injustice-system.aspx>. (アフガニスタンの不法制度)

¹²² UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第9段落; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第5段落。また、UN News Centre, *Afghanistan: UN Concerned over Appointment of New Human Rights Commissioners*, 18 June 2013, <http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=45207&Cr=afghan&Cr1=#.UcHLxtLdd8F> (国連、新人権委員の指名に対して懸念); Human Rights Watch, *Afghanistan: A Decade of Missed Opportunities*, 5 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4eddc8727.html> (アフガニスタン: 失われた機会の10年)も参照のこと。

¹²³ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 44~48頁。2012年、どのように人権保護が部隊の保護機能の一部をなしているかをALP部隊がより良く理解できるよう、人権に関する内容が新しいALP職員に対する訓練カリキュラムに組み込まれた。しかし、ALPの訓練の大半が軍隊様式の戦術について新人を訓練することに焦点を当てていることから、UNAMAは人権に関する訓練がALPの任務または現場におけるALPによる人権の尊重において実際の違いを生むかどうかは依然として不明であると述べている。同上書 45~46頁。米国国防総省は、様々なアフガン警察部隊の構築において進展が見られる一方で、多くの深刻な課題が残っていると述べている。US Department of Defense, *Report on Progress Towards Security and Stability in Afghanistan*, April 2012, http://www.defense.gov/pubs/pdfs/Report_Final_SecDef_04_27_12.pdf (アフガニスタンの安全・安定に向けた進展に関する報告書) セクション 2.5 (64~66頁) およびセクション 4.5。Cordesmanは、ANPは基本的に軽装備の準軍事的対反政府活動部隊となるよう訓練されており、伝統的な警察訓練はほとんどされていないとしている。A.H. Cordesman (Center for Strategic & International Studies), *Statement before the House Armed Services Subcommittee on Oversight and Investigations*, 24 July 2012, http://armedservices.house.gov/index.cfm/files/serve?File_id=3b0df63f-54a4-45ad-8d2b-dc27ea4206da

(監視・調査に関する下院軍事小委員会における発言) 5頁。

¹²⁴ A.H. Cordesman (Center for Strategic & International Studies), *Statement before the House Armed*

「最近のアフガニスタン独立人権委員会（AIHRC）の指名は、その独立性と有効性を損なうものである」と警告した。¹²⁵

汚職は、国家・州・地域レベルの国家機構の多くの部分に影響を与えていると報告されている。¹²⁶2012年、政府役人に接触した全アフガニスタン市民の半数が公的サービスにアク

Services Subcommittee on Oversight and Investigations, 24 July 2012, http://armedservices.house.gov/index.cfm/files/serve?File_id=3b0df63f-54a4-45ad-8d2b-dc27ea4206da

（監視・調査に関する下院軍事小委員会における発言）6～8頁。Cordesmanは、治安権限移譲の現在の評価は、地区全体または州全体の包括的な成功を主張する傾向にあるが、信憑性のある評価は有効な統治、司法制度、警察機能が存在しない地域がかなりあるという事実を考慮しなくてはならないとしている。同上書7頁。また、A.H. Cordesman (Center for Strategic & International Studies), *Meeting the Real World Challenges of Transition*, 23 January 2013, <http://csis.org/publication/afghanistan-meeting-real-world-challenges-transition>（権限移譲における現実の課題に対処する）44頁も参照のこと。

¹²⁵ OHCHR, *Pillay Urges Reconsideration of New Appointments for the Afghan Human Rights Commission*, 28 June 2013, <http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=13495&LangID=E>（ピライ氏、アフガニスタン人権委員会の新たな指名の再考を要請）

¹²⁶ Vanda Felbab-Brown（ブルッキングズ研究所）の2012年の記事は、「特徴として、公式・非公式の影の実力者が法の執行からの例外を顧客のネットワークに対して出し、そのためにこれらの顧客たちは高い経済的恩恵を受け、主要な犯罪からすら逃れることができる。多くの場合、政府内の者によって犯される殺害、強奪、土地の横領は処罰されないままになっている。多くのアフガニスタン人は、自分たちは信頼できないマフィアの支配の下で暮らしていると信じている」と主張している。Vanda Felbab-Brown, “Slip-Sliding on a Yellow Brick Road: Stabilization Efforts in Afghanistan”, *Stability: International Journal of Security and Development*, Vol. 1, No. 1 (October/November 2012), pp. 4-19, <http://www.stabilityjournal.org/article/view/sta.af/19>（黄色のレンガの道での横滑り：アフガニスタンにおける安定化の取り組み）。2012年12月、アフガニスタン議会の議会委員会は、近年、アフガニスタンにおいて125万エーカーの土地が、主に有力者によって、違法に押収されたと述べた。Wadsam, *Powerful Figures Involved in Land Grabbing: Parliament Commission*, 29 December 2012, <http://www.wadsam.com/powerful-figures-involved-inland-grabbing-parliament-commission-2324/>（有力者が土地の横領に関与：議会委員会）2010年の大統領令により設立された独立共同反汚職モニタリング・評価委員会（Independent Joint Anti-Corruption Monitoring and Evaluation Committee）が2012年7月に発表した報告書は、汚職がアフガニスタンの国家開発、国際援助およびアフガニスタン政府の正当性における主要な課題として残っていると警告した。同報告書は、反汚職の取り組みを主導することを役割とする独立監査高等事務所（High Office of Oversight）に対して非常に批判的である。UNAMA, *Anti-Graft Panel Says Corruption Poses ‘Major Challenge’ to Afghanistan’s Development, Aid Delivery*, 28 August 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124d0df2.html>（反汚職パネル、汚職がアフガニスタンの開発と援助の配布に「主要な課題」をもたらしていると述べる）また、Special Inspector General for Afghanistan Reconstruction, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 October 2012, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2012-10-30qr.pdf>（米国議会に対する四半期報告書）119～123頁；and *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 July 2012, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2012-07-30qr.pdf>（米国議会に対する四半期報告書）101頁；US Department of Defense, *Report on Progress Towards Security and Stability in Afghanistan*, April 2012（アフガニスタンの安全・安定に向けた進展に関する報告書）64～66頁, http://www.defense.gov/pubs/pdfs/Report_Final_SecDef_04_27_12.pdf, 70頁も参照のこと。国防総省は、2012年4月の報告書で、「報告期間中、カルザイ大統領を含むアフガニスタンの指導者は、

セスするために賄賂を支払ったと報告されている。¹²⁷ 警察内では、汚職および職権乱用・強奪が蔓延していると報告されている。¹²⁸ 同様に、司法制度も組織的な汚職に悩まされていると報告されている。¹²⁹

汚職への対処および国際社会と協力した組織改革においてほとんど進展を見せなかった。アフガニスタンの主要な反汚職機関であるHOOAC および検事総長事務局 (Attorney General's Office / AGO) は、アフガニスタン政府内での透明性および説明責任を強化するための政治的支援を相変わらず最低限にしか受けていない」としている。同上書 80 頁。トランスペアレンシー・インターナショナルの 2012 年汚職度数では、アフガニスタンは 176 か国中最下位に位置付けられた (ソマリアと北朝鮮と同位) (<http://www.transparency.org/cpi2012/results>)。2012 年 3 月、世界銀行は、「我々は汚職がアフガニスタンで蔓延し、容認の態度が存在し、執行能力が非常に低いことを認識している。様々な認識指数を動かす汚職の形態を見ると、それらは主に贈収賄、強奪、大規模な汚職、利益供与である」とした World Bank (International Development Association and International Finance Corporation), *Interim Strategy Note for Islamic Republic of Afghanistan for the Period FY12-FY14* (Report No. 66862-AF), 9 March 2012, http://www.wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2012/04/02/000386194_20120402013035/Rendered/PDF/668620ISN0P1250Official0Use0Only090.pdf (12 年～14 年度アフガニスタン・イスラム共和国暫定戦略ノート) 22 頁。また、Afghanistan Research and Evaluation Unit, *Corrupting the State or State-Crafted Corruption? Exploring the Nexus between Corruption and Subnational Governance*, June 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c21cd102.html> (国家を腐敗させているのか、国家が作った汚職か。汚職と地方統治の連関を探る) および IRIN, *Afghanistan: Running on Drugs, Corruption and Aid*, 10 May 2010, <http://www.refworld.org/docid/4be90b62c.html> (麻薬、汚職および援助について) についても参照のこと。

¹²⁷ UN Office on Drugs and Crime, *Despite Fewer People Paying Bribes, the Total Corruption Cost Increased to US\$ 3.9 Billion*, 7 February 2013, <http://www.refworld.org/docid/511e44b12.html> (賄賂を支払う人が減っているにもかかわらず、汚職費用の合計が 39 億米ドル増加)。2012 年にアフガニスタン市民によって支払われた賄賂の総額は 39 億米ドルと推計されているが、アフガニスタンの国内収入額の倍であると報告されている。39 億米ドルの総額は、2009 年の前回調査と比べて実質ベースで 40% の増加となっている (同上書)。また、UN Office on Drugs and Crime, *Corruption in Afghanistan: Recent Patterns and Trends*, December 2012, <http://www.refworld.org/pdfid/5114eedc2.pdf> (アフガニスタンでの汚職：最近のパターンと傾向) も参照のこと。

¹²⁸ A.H. Cordesman and S.T. Mann (Center for Strategic and International Studies), *The Failing Economics of Transition*, 20 July 2012, <http://csis.org/publication/afghanistan-failing-economics-transition> (破綻する権限移譲の経済) 94 頁。2012 年 5 月に UNAMA が話を聞いた多くのコミュニティの構成員は、公式な司法制度が公正で時宜を得たまたは透明な方法で事件を解決する能力について留保を表明し、汚職および無能力を疑念の主な要因として挙げた。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 22 頁。

¹²⁹ アフガニスタン再建のための米国特別総括監察官 (US Special Inspector General for Afghanistan Reconstruction) は、「司法内で蔓延る汚職」に言及している。Special Inspector General for Afghanistan Reconstruction, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 January 2013, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2013-01-30qr.pdf> (米国議会に対する四半期報告書) 113 頁。2012 年 7 月の報告書は、「汚職および犯罪利益供与ネットワークは司法制度に悪影響を与えている。そのような問題に対処するアフガニスタン役人の取り組みおよび能力は管轄により異なる。検察官および裁判官の中には、被告人に賄賂を要求した者もいると報告されている。」としている。Special Inspector General for Afghanistan Reconstruction, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 July 2012, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2012-07-30qr.pdf> (米国議会に対する四半期報告書) 99 頁。また、US Department of Defense, *Report on Progress Towards Security and Stability in Afghanistan*, April 2012, pp. 64-66,

継続する紛争は、特にAGEsの実効的支配の下にある地域において、人権を保護する政府の能力に悪影響を与えている。¹³⁰ 人権を保護する政府の能力は、多くの地区で治安悪化およびAGEsによる頻繁な攻撃により損なわれている。農村部および不安定な地域は一般的に公式の司法制度が弱体であることに悩まされている。そうした司法制度は民事紛争および刑事事件を有効且つ信頼できる方法で解決することができない。¹³¹ AGEsの実効的支配の下にあるコミュニティは、政府の司法メカニズムまたはサービスへのアクセスが非常に限られていることが多い。政府が指名した裁判官および検察官は、治安悪化により、そのような地域に留まることができないことが頻繁にあると報告されている。¹³² 上述の通り、AGEsはこの法の支配の空白に乗じて独自の並列的な「司法」構造を実施しているが、それは違法である。これらの構造により行なわれている処刑や切断といった刑罰は、アフガニスタン法上の犯罪行為である。こうした並列的司法構造によって行なわれる人権侵害の被害者は、政府の救済メカニズムにアクセスすることができないと報告されている。UNAMAは、政府が並列的司法構造の枠組みで犯される犯罪の加害者に責任を取らせることができないことは、相当な注意義務原則の下での人権の侵害に相当するとしている。¹³³

D. 人道的状況

http://www.defense.gov/pubs/pdfs/Report_Final_SecDef_04_27_12.pdf (アフガニスタンの安全・安定に向けた進展に関する報告書) 76 頁; Institute for War and Peace Reporting, *Local Officials Play Truant in Afghan North*, 15 February 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f3e4ff32.html> (地元当局関係者、アフガニスタン北部でサボる) も参照のこと。トランスペアレンシー・インターナショナルによると、司法はアフガニスタンにおいて最も汚職の影響を受けている機関と見られている。Transparency International, *Global Corruption Barometer 2010/2011*, 28 November 2012, <http://blog.transparency.org/2012/11/28/police-corruption-would-you-confront-your-local-law-enforcer/> (世界腐敗バロメーター2010/2011年)

¹³⁰ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 18~30 頁。

¹³¹ 「裁判官、弁護士、裁判所関係者のスキルおよび教育レベルは、全国で広く異なる。すべての弁護士は最低学士号以上を持っていることが期待されている。裁判官は学位と学位取得後2年間の訓練を受けるものとされている。実際においては、弁護士および裁判官はこれらの基準を必ずしも満たしていない。中には読み書きができない者もいる。多くの役人は被告人の弁護人に対する権利について知らないか、それを支持していない。」Special Inspector General for Afghanistan Reconstruction, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 July 2012, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2012-07-30qr.pdf> (米国議会に対する四半期報告書) 98 頁。

¹³² US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン); US Department of Defense, *Report on Progress Toward Security and Stability in Afghanistan*, December 2012, http://www.defense.gov/news/1230_Report_final.pdf (アフガニスタンの安全・安定に向けた進展に関する報告書) 103 頁。

¹³³ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 21~22 頁。

アフガニスタンで継続する紛争は、国内の人道状況にますます大きな重荷を課している。

¹³⁴ 治安悪化が一般化した結果、紛争はこれまで影響を受けていなかった地域、特に北部にまで波及し¹³⁵、影響を受けた人々への人道アクセスが縮小し¹³⁶、国連は国土の半分以下

¹³⁴ Feinstein International Center, *Afghanistan: Humanitarianism in Uncertain Times*, November 2012, <http://sites.tufts.edu/feinstein/files/2012/12/Afghan-uncertain-times.pdf> (アフガニスタン：先行きが不透明な時代の人道主義) 5 頁。2012 年 10 月、退任する ICRC アフガニスタン代表部代表は、アフガニスタンの紛争の市民への影響は過酷さの新たなレベルに達したと警告した。ICRC, *Afghanistan: Outgoing ICRC Head Warns of Humanitarian Crisis*, 8 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124d1f92.html> (アフガニスタン：退任する ICRC 代表、人道危機を警告)

¹³⁵ New York Times, *Taliban Kill 17 Afghan Soldiers in Once-Quiet Area*, 6 March 2013, http://www.nytimes.com/2013/03/07/world/asia/taliban-kill-17-afghan-soldiers.html?_r=0 (かつては静かだった地域でタリバンが 17 名のアフガン兵を殺害)

¹³⁶ OCHA, *Humanitarian Bulletin Afghanistan*, Issue 17, 1-30 June 2013, http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/June_MHB_2013.pdf (アフガニスタン人道報告書) 2 頁; UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 13 June 2013, A/67/889 – S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第 39 段落; UNHCR, *Update on the Solutions Strategy for Afghan Refugees: Islamic Republic of Afghanistan – Promoting Sustainable Reintegration*, September 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e470e2.html> (アフガン難民のための解決戦略に関する更新情報：アフガニスタン・イスラム共和国一持続可能な再統合の促進) 2 頁。また、OCHA, “Humanitarian Space Under Pressure as Complexity of Conflict Intensifies”, *Humanitarian Bulletin Afghanistan*, Issue 16, 1-31 May 2013, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/May%20MHB%20Afghanistan.pdf> (紛争の複雑さが増す中で圧力を受ける人道的空間) ; ICRC, *Afghanistan: Many Cut Off from Humanitarian Aid*, 18 April 2013 (News Release 13/70), <http://www.icrc.org/eng/resources/documents/news-release/2013/04-18-afghanistan-humanitarian-aid.htm> ; OCHA, *Humanitarian Bulletin*, Issue 14, 1-31 March 2013, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/MHB%20March%202013.pdf> (アフガニスタン：多くの人が人道援助から排除) 1～2 頁; *Humanitarian Bulletin*, Issue 13, 1-28 February 2013, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/MHB%20February%202013.pdf> (人道報告書) 2～3 頁; Secure Livelihoods Research Consortium (Adam Pain), *Livelihoods, Basic Services and Social Protection in Afghanistan*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e49632.html> (アフガニスタンにおける生計手段、基本的サービスおよび社会的保護) 6 頁も参照のこと。また、悪化する治安状況のために、人道団体としての ICRC がアフガニスタン国内の遠隔地にいる援助を必要とする人々に手を差し伸べることが益々難しくなっているという事実に言及した ICRC アフガニスタン代表部代表による声明も参照のこと。ICRC, *People Affected by the Conflict Remain Our Priority*, 27 February 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/people-affected-conflict-remain-our-priority> (紛争の影響を受けた人々は今も我々の優先事項である)。人道アクセスに影響を与える安全関連の事件の地理的分布を示す地図は <http://afg.humanitarianresponse.info> で入手可能である。例えば、OCHA, *Afghanistan: Summary of Reported Incidents Directly Affecting Humanitarian Access*, 1 January - 30 September 2012, http://afg.humanitarianresponse.info/sites/default/files/afg_violence_humanitarian_actors_Jan_Sep2012.pdf (アフガニスタン：人道アクセスに直接影響を与える報告された事件の概要) を参照のこと。国連事務総長は、2012 年 9 月中旬から 12 月中旬の間、国連使節および事業実施パートナーがファリヤブ州、バルフ州、ヘラート州、ゴール州、ニームローズ州およびパルワン州で攻撃されており、現地職員の誘拐および現地職員に対する脅迫が、バルフ州、ファリヤブ州、ヘラート州、バドギース州、カンダハール州、ナンガルハール州、カブールおよびバミヤン州で発

にしか直接アクセスすることができない。¹³⁷ 紛争の影響を受けた地域に駐在する人道機関が限られていることで、アフガニスタンの最も脆弱な人々が救命援助にアクセスすることが妨げられている。

数十年に及ぶ紛争と頻発する自然災害は、アフガニスタン国民を深刻に脆弱な状態に置いており、多くの人々のコーピング・メカニズムは使い尽くされつつある。継続する紛争は、生計手段の破壊、家畜の喪失、伝染病率の上昇、移住の増加、継続する人権侵害および犯罪率の上昇により、こうした脆弱性を悪化させている。¹³⁸ 監視員は、治安権限移譲の経済的影響は、アフガニスタンのための人道的資金の急速な縮小を背景に、既にかなり脆弱な国民にさらなる負担を課すと指摘している。¹³⁹

生したと報告した。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/619 – S/2012/907, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第15段落。2012年援助活動関係者安全報告書 (2012 Aid Worker Security Report) によると、2011年(確認済みのデータが利用可能な直近の年)、アフガニスタンは援助活動関係者に対する攻撃の数が世界で最も多かった。Humanitarian Outcomes, *Aid Worker Security Report*, December 2012, <http://www.humanitarianoutcomes.org/sites/default/files/resources/AidWorkerSecurityReport20126.pdf> (援助活動関係者安全報告書) 3頁。

¹³⁷ UNHCR, 2012 UNHCR Country Operations Profile – Afghanistan, <http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/page?page=49e486eb6> (2012年UNHCR国別事業概要—アフガニスタン)。人道的アクセスの欠如の結果、調査では治安悪化によって最も影響を受けた地域のデータを集めることができないために、人道・開発に関する指標の公表された数値は、紛争の市民に対する影響の全容を捉えられていないことが多い。Feinstein International Center, *Afghanistan: Humanitarianism in Uncertain Times*, November 2012, <http://sites.tufts.edu/feinstein/files/2012/12/Afghan-uncertain-times.pdf> (アフガニスタン：先行きが不透明な時代の人道主義) 5頁、7頁。信頼できるデータの欠如は、人道援助が最も脆弱なアフガニスタン人を対象にすることを困難にしている。国内の様々な地域における人道的ニーズと人道的アクセスの分析を含むアフガニスタンにおける人道的アクセスに関する詳細な分析については、*Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画) 31～34頁を参照のこと。

¹³⁸ *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画) 1頁、12頁、19頁。欧州委員会人道支援・市民保護局 (ECHO) によって実施された世界ニーズ評価 (Global Needs Assessment) は、アフガニスタンを脆弱または非常に脆弱であり、同時に危機レベル3以上の15カ国中に入れている。ECHO, *Management Plan 2013*, 21 December 2012, http://ec.europa.eu/atwork/synthesis/amp/doc/echo_mp_en.pdf (管理計画2013年) 10頁。

¹³⁹ 国連緊急援助調整官は、「駐留する国際部隊の撤退とその政治・経済・安全保障セクターへの影響の結果、人道的ニーズは高まる可能性が高い」としている。OCHA, *Emergency Relief Coordinator's Key Messages on Afghanistan*, 1 July 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/emergency-relief-coordinator%E2%80%99s-key-messagesafghanistan-1-july-2013-%C2%B7-issue> (アフガニスタンに関する緊急援助調整官の主要メッセージ)。また、UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 5 March 2013, A/67/778-S/2013/133, <http://www.refworld.org/docid/514853842.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第64段落も参照のこと。

洪水・土砂崩れ・地震・干ばつ・厳しい冬の気候を含む自然災害は、脆弱性のさらなる要因である。¹⁴⁰長期化する紛争、貧弱な統治または腐敗した機関の結果、災害に対する備え、リスク削減および緊急対応メカニズムは弱体または不在である報告されている。¹⁴¹

人道的指標は、アフガニスタンでは危機的に低い。子どもの10%が5歳の誕生日までに死亡している。¹⁴²人口の36%が国内の貧困ラインを下回る生活をしている。¹⁴³アフガニスタンの人口の34%が食料の不足した状態にある。¹⁴⁴国民の43%が改良された水資源への持続可能なアクセスを持たない。¹⁴⁵アフガニスタンは依然として地域の最貧国であり、2011年の国連人間開発指標では187か国中、172位であった。¹⁴⁶

継続する紛争は、特にAGEsの支配・影響下にある地域において、医療従事者および医療施設への直接攻撃の結果、また、一般的な治安悪化により医療施設へのアクセスが妨げられたことにより、医療へのアクセスに対して特に深刻な影響を与えた。¹⁴⁷アフガニスタン人

¹⁴⁰アフガニスタンは平均して年に 8 回の重大な自然災害により影響を受けており、毎年平均 590,000 人が避難している。2000 年から 2009 年の 10 年間の平均に基づく緊急事態データベース (Emergency Events Database/EMDAT) (2010 年) (<http://www.emdat.be/>)。Feinstein International Center, *Afghanistan: Humanitarianism in Uncertain Times*, November 2012, <http://sites.tufts.edu/feinstein/files/2012/12/Afghan-uncertain-times.pdf> (アフガニスタン：先行きが不透明な時代の人道主義) 17 頁で引用。

¹⁴¹ 同上書 17 頁。継続する紛争は他の方向にも自然災害の影響を深刻化させた。例えば、概して地雷・不発弾の存在、灌漑設備への損害など紛争関連の要因により、アフガニスタンの国土で耕作に適しているのは 12%しか存在しない。この事実が、人口学的な圧力および土地の保有権に関する未解決の問題と相俟って、多くのアフガン人を災害の影響を受けやすい地域に定住させた (同上書)。

¹⁴² *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013 年アフガニスタン共通人道措置計画) 3 頁。

¹⁴³ World Bank, *Afghanistan: World Development Indicators*, http://data.worldbank.org/country/afghanistan#cp_wdi. (アフガニスタン：世界開発指標)

¹⁴⁴ *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013 年アフガニスタン共通人道措置計画) 3 頁。

¹⁴⁵ UNICEF, *Use of an Improved Drinking Water Source in Afghanistan (MICS 2010-2011)*, 9 August 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e4c272.html>. (アフガニスタンにおける改良飲料水源の使用)

¹⁴⁶ 人間開発度数、2011 年ランキング (<http://hdr.undp.org/en/statistics/>)

¹⁴⁷ アフガニスタンの保健クラスターによると、2013 年の 1 月から 4 月の期間に発生した公衆衛生施設職員、患者巻き込む安全関連の事件の数は 2012 年の同時期と比べて 40%増加した。OCHA, *Humanitarian Bulletin Afghanistan*, Issue 16, 1-31 May 2013, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/May%20MHB%20Afghanistan.pdf> (アフガニスタン人道報告書) 4 頁。また、ICRC, *Afghanistan: ICRC Strongly Condemns Attack on its Jalalabad Office*, 29 May 2013, <http://www.icrc.org/eng/resources/documents/newsrelease/2013/05-29-afghanistan-attack-jalalabad.htm> (アフガニスタン：ICRCはICRCジャララバード事務所に対する攻撃を強く非難する) ; Thomson Reuters Foundation, *Thousands Lack Health Services Since Attack on Afghan Red Crescent*, 28 May 2013, <http://www.trust.org/item/20130528165900-u1pb3> (アフガニスタン赤新月社に対する攻撃以降、何

のほぼ6人に1人が、基本的な医療施設にすらアクセスすることができない。¹⁴⁸セーブ・ザ・チルドレンの世界ランキングによると、アフガニスタンは妊産婦にとって2番目に最悪な国である。¹⁴⁹

E. 紛争によって引き起こされた移動、帰還および移住

紛争および治安悪化は依然としてアフガニスタン国内での移動の主な推進力であり、国のすべての地域に影響を与えている。¹⁵⁰2012年末までに、486,000人のアフガン人が紛争により国内で避難しており、その数は2011年から7%増加した。¹⁵¹紛争により移動した人の総数

千人もが医療サービスを欠いている) ; The Guardian, *Afghan Violence Cutting More Civilians Off from Healthcare, Warns Red Cross*, 18 April 2013, <http://www.guardian.co.uk/world/2013/apr/18/afghanistan-red-cross-violence-healthcare-warning> (アフガニスタンでの暴力がより多くの市民を医療から排除していると赤十字が警告) ; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 12頁、58~60頁; OCHA, *Humanitarian Bulletin*, Issue 13, 1-28 February 2013, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/MHB%20February%202013.pdf> (人道報告書) 2頁; Feinstein International Center, *Afghanistan: Humanitarianism in Uncertain Times*, November 2012, <http://sites.tufts.edu/feinstein/files/2012/12/Afghan-uncertain-times.pdf> (アフガニスタン: 先行きが不透明な時代の人道主義) 7~9頁。ICRC, *Afghanistan: Outgoing ICRC Head Warns of Humanitarian Crisis*, 8 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124d1f92.html> (アフガニスタン: 退任するICRC代表、人道的危機を警告)。2012年の最初の10ヶ月間において、540箇所の医療施設が治安悪化または資金不足を理由に活動の停止を余儀なくされたが、その数はアフガニスタンで様々なタイプの医療を提供する2,600施設の30%以上にあたる。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/619 - S/2012/907, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第42段落。

¹⁴⁸ Afghan National Development Strategy (ANDS), *Health and Nutrition Sector Strategy 2007/08-2012/13*, February 2008 (健康・栄養部門戦略2007/08-2012/13) 南部では、人口の50%から60%が基本的な医療へのサービスへのアクセスが非常に限られているか、全くアクセスがない状態にある。General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/619 - S/2012/907, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第42段落。

¹⁴⁹ Save the Children, *State of the World's Mothers 2012*, May 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f7f7a62.html> (母の日レポート2012) アフガニスタンでは、2時間に1人の妊婦が死亡している。Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画) 2頁。

¹⁵⁰ 2013年5月31日現在、最も多くのIDPを受け入れている上位10州はヘラート州、ヘルマンド州、ナンガルハール州、カンダハール州、ファリヤブ州、ゴール州、クナール州、ガズニ州、ウルズガン州およびバドギース州であった。IDPの出身州上位10州はヘルマンド州、バドギース州、ゴール州、カンダハール州、ヘラート州、クナール州、ファリヤブ州、ガズニ州、ナンガルハール州およびカピサ州であった。UNHCR, *Conflict-Induced Internal Displacement - Monthly Update*, May 2013, <http://www.refworld.org/docid/51b603634.html> (紛争による国内避難-毎月更新情報)

¹⁵¹ OCHA, *Humanitarian Bulletin*, Issue 13, 1-28 February 2013,

には、2012年に新たに移動した94,000人が含まれる。¹⁵²2013年末までに、紛争に関連する国内避難民 (IDP) の総数は574,327人まで増加した。¹⁵³しかし、公式なIDPの数は、都市部および準都市部に散在する人々および人道機関がアクセスできない地域の農村に移動した人々は除いているため¹⁵⁴、アフガニスタンにおける移動の問題の規模を過小に評価していると広く考えられている。¹⁵⁵

IDPはアフガニスタンで最も脆弱なグループの一つである。多くのIDPには人道機関の手が

<http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/MHB%20February%202013.pdf> (人道報告書) ; UNHCR, Conflict-Induced Internal Displacement –Monthly Update, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/510b83582.html> (紛争による国内避難—毎月更新情報)

¹⁵² UNHCR, Conflict-Induced Internal Displacement – Monthly Update, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/510b83582.html> (紛争による国内避難—毎月更新情報) 2012 年上半期において、さらに 74,500 人のアフガニスタン人が自然災害によって新たに避難した。Assessment Capacities Project (ACAPS), *Afghanistan: Conflict and Displacement*, 10 October 2012, http://www.acaps.org/resourcescats/downloader/afghanistan_conflict_and_displacement (アフガニスタン：紛争と移動) 3 頁。増加する国内避難を背景に、アフガニスタン政府は 2012 年、難民・帰還省に対し移動原因に対処し、予防・保護・援助を強化し、避難民に対する恒久的解決を構築するための国策を策定するよう要請した。UN General Assembly / Security Council, UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/354 – S/2012/703, 13 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5065a16a2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第 49 段落。2013 年半ばまでに、国策案は採択されていない。

¹⁵³ UNHCR, Conflict-Induced Internal Displacement – Monthly Update, June 2013, <http://www.refworld.org/docid/51fa9a6a4.html> (紛争による国内避難—毎月更新情報)

¹⁵⁴ カブールのスラム地域だけで推計 35,000 人も都市IDPが暮らしている。Amnesty International, *Fleeing War, Finding Misery: The Plight of the Internally Displaced in Afghanistan*, 23 February 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f48e3862.html> (遠くに逃れ、不幸に遭う：アフガニスタンの国内避難民の窮状) 10 頁。カブールの非公式居住区の地図は、以下で入手可能。OCHA, *Kabul Informal Settlements*, 15 October 2012, http://afg.humanitarianresponse.info/sites/default/files/Kabul_City_KIS_3W_2012Oct_A1.pdf (カブール非公式居住区)。また、iMMAP, *Afghanistan: Informal Settlements in Kabul City and Surroundings: A Reference List Subject to Regular Improvement and Updating - Date at 30 September 2012*, 25 October 2012, http://www.immap.org/index.php?do=map_view&id=955&cat=10 (アフガニスタン：カブール市および周辺の非公式居住地：定期的に改善・更新される参考リスト—2012 年 9 月 30 日付)

¹⁵⁵ UNHCR, *Conflict-Induced Internally Displaced Persons in Afghanistan: Interpretation of Data as of 31 May 2012*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/5035f0fe2.html> (アフガニスタンにおける紛争国内避難民：2012 年 5 月 31 日データの解釈) 4 頁; OCHA, *Afghanistan Consolidated Appeal – Mid-Year Review*, 20 July 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e4ea02.html> (アフガニスタン統合アペール—中間レビュー) 1 頁; Internal Displacement Monitoring Centre (IDMC), *Comprehensive Response Urgently Required as Displacement Crisis Worsens*, 25 March 2013, <http://www.refworld.org/docid/515222142.html> (避難危機の悪化に伴い、包括的な対応が緊急に要求される) 6 頁; IDMC, *Afghanistan: Durable Solutions Far from Reach amid Escalating Conflict*, 16 April 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e50cd2.html> (アフガニスタン：紛争激化で、恒久的解決は遠い) 4 頁; World Bank and UNHCR, *Research Study on IDPs in Urban Settings – Afghanistan*, May 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e51382.html> (都市部のIDPに関する研究—アフガニスタン) 6 頁。アフガニスタンで移動していない人々には、国または故郷すら離れられない最も貧しく、脆弱な人々が含まれることに留意が必要である。IDMC, 同上書 (2012 年 4 月 16 日) 4 頁。

届かない。¹⁵⁶都市部のIDPは、失業、十分な住居への限られたアクセス、水・衛生への限られたアクセスおよび食糧確保の危機の影響を特に受けているため、都市部の定住貧困層よりもさらに脆弱である。¹⁵⁷

¹⁵⁶ 2013年7月、OCHAは「遠隔地のAGE支配地域にアクセスできないことは、「保護・緊急シェルター(ES)」クラスターと「非食料物資(NFI)」クラスターが評価を行ない、影響を受けた人々と避難した人々に関する情報を収集し、時宜を得た人道援助の提供を行なうことを妨げた。状況は、アフガニスタンの南東部、北東部および北西部で特に不安定であり、そこではIDP数の増加と援助をそれらの必要とする人々への限定的なアクセスに関する報告が存在する」としている。OCHA, *Mid-Year Review of the 2013 Common Humanitarian Action Plan*, 1 July 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/midyear-review-common-humanitarian-action-plan-afghanistan-2013> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画中間レビュー) 9頁。2012年5月、UNHCRは「人道的アクセスの欠如が全国のほぼすべての地域において引き続き主要な制約となっている。例えば、南東部では、人道援助機関はIDPのいるほぼ95%の場所にアクセスすることができない。北部地域では、人道的アクセスは80%と推定される一方で、北東部では55%である」と報告している。UNHCR, *Conflict-Induced Internally Displaced Persons in Afghanistan: Interpretation of Data as of 31 May 2012*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/5035f0fe2.html> (アフガニスタンにおける紛争国内避難民: 2012年5月31日データの解釈) 19~20頁。また、Internal Displacement Monitoring Centre, *Afghanistan: Durable Solutions Far from Reach amid Escalating Conflict*, 16 April 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e50cd2.html> (アフガニスタン: 紛争激化で、恒久的解決は遠い) 1頁; UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/728 -S/2012/133, 5 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fbf60732.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第52段落も参照のこと。

¹⁵⁷ Danish Refugee Council, *New Report: Chronic Emergency in Urban Afghanistan*, 18 March 2013, <http://www.drc.dk/news/news/artikel/new-report-chronic-emergency-in-urban-afghanistan/> (新レポート: アフガニスタン都市部の慢性的な緊急事態); Samuel Hall Consulting, *Challenges of IDP Protection: Research Study on the Protection of Internally Displaced Persons in Afghanistan*, November 2012, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/challenges-idp-protection-research-study-protection-internally-displaced-persons> (IDP保護の課題: アフガニスタンにおける国内避難民の保護に関する研究); Humanitarian Policy Group, *Sanctuary in the City? Urban Displacement and Vulnerability in Kabul*, June 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e53042.html> (都市の聖域? カブールの都市部移住と脆弱性); Internal Displacement Monitoring Centre, *Afghanistan: Durable Solutions Far from Reach amid Escalating Conflict*, 16 April 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e50cd2.html> (アフガニスタン: 紛争激化で、恒久的解決は遠い) 1頁、6頁; Amnesty International, *Fleeing War, Finding Misery: The Plight of the Internally Displaced in Afghanistan*, 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f48e3862.html> (遠くに逃れ、不幸に遭う: アフガニスタンの国内避難民の窮状) 12頁; World Bank and UNHCR, *Research Study on IDPs in Urban Settings - Afghanistan*, May 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e51382.html> (都市部のIDPに関する研究-アフガニスタン) 31~37頁。限られた住居の選択肢、基本的なサービスや収入創出の機会の欠如により、都市部のIDPは過酷な冬の気候に対して非常に脆弱になっている。カブールの非公式な居住地で暮らしていた人々(ほとんどが子ども)数十名が、寒さに晒されたために、2012年初頭に死亡した。このパターンは2013年初頭にも繰り返した。Amnesty International, *Children among 17 Dead in Camps amid Harsh Winter Conditions*, 21 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffdb382.html> (厳しい冬の気候によりキャンプで死亡した17名の中に子ども); OCHA, *More Funds, Long-Term Solutions Needed to Help Urban Poor*, 4 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5124d4ef2.html> (都市の貧しい人々を助けるため、さらなる資金と長期的な解決が必要); UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/728 -S/2012/133, 5 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fbf60732.html> (アフガニスタン情勢と国

パキスタンとイランは、アフガニスタン難民を最も多く受け入れ続けており、その総数は530万人と推計されている。¹⁵⁸2002年以降、580万人以上の難民がアフガニスタンに帰還し、その数はアフガニスタンの人口の約25%に当たった。¹⁵⁹帰還民の40%以上が出身コミュニティに再統合されることができず、相当数の二次的な移動につながっているが、そのような二次的な移動の大半は都市部へのものである。¹⁶⁰合計で、帰還民の最大60%がアフガニスタンでの生活再建において困難を経験している。¹⁶¹推計は、都市部のIDPの4分の1が結局

際平和・安全への影響) 第52段落。

¹⁵⁸ パキスタンは190万人登録アフガン難民および推計100万人の不正規滞在のアフガニスタン人を受け入れている。イランは、100万人の登録アフガン難民および推計140万人の不正規滞在のアフガニスタン人を受け入れている。OCHA, *Humanitarian Bulletin*, Issue No. 11, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e55642.html> (人道報告書)

¹⁵⁹ UNHCR, *Progress Report on the Solutions Strategy for Afghan refugees: A Multilateral Approach – Gathering Momentum*, September 2012, <http://www.unhcr.org/50927e7c6.html> (アフガン難民のための解決戦略に関する進捗報告書: 多角アプローチ集約モメンタム) 3頁; UNAMA, *Afghanistan, Pakistan and UNHCR Discuss Voluntary Repatriation of Afghan Refugees from Pakistan*, 20 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124d5f92.html> (アフガニスタン、パキスタン、UNHCRがパキスタンからのアフガン難民自主帰還について議論)。また、Civil-Military Fusion Centre, *Afghan Refugees and IDPs, March 2012*, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Afghanistan-RDPs/CFC_Afghanistan_IDPs-and-Refugees_Mar2012.pdf (アフガン難民およびIDP)

¹⁶⁰ UNHCR, *2012 UNHCR Country Operations Profile – Afghanistan*, 2012, <http://www.unhcr.org/pages/49e486eb6.html> (2012年UNHCR国別事業概要–アフガニスタン)

¹⁶¹ UNHCR, *Progress Report on the Solutions Strategy for Afghan refugees: A Multilateral Approach – Gathering Momentum*, September 2012, <http://www.unhcr.org/50927e7c6.html> (アフガン難民のための解決戦略に関する進捗報告書: 多角アプローチ集約モメンタム) 4頁; UNHCR, *Solutions Strategy for Afghan Refugees to Support Voluntary Repatriation, Sustainable Reintegration and Assistance to Host Countries*, May 2012, <http://www.unhcr.org/pages/4f9016576.html> (自主帰還、持続可能な再統合および受入国への援助を支援するためのアフガン難民のための解決戦略) 11頁。また、Norwegian Refugee Council, *Afghanistan: Refugee Returnees: The Realities of Return*, 20 June 2012, <http://www.nrc.no/?did=9656667> (アフガニスタン: 帰還難民: 帰還の現実) も参照のこと。帰還難民の一部は、アフガニスタンの出身地域での再統合に失敗し、再びアフガニスタンを離れた。例えば、UNHCR, *Update on the Solutions Strategy for Afghan Refugees: Islamic Republic of Afghanistan – Promoting Sustainable Reintegration*, September 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e470e2.html> (アフガン難民のための解決戦略に関する最新情報: アフガニスタン・イスラム共和国–持続的な再統合の促進) 3頁; and Voice of America, *Afghan Refugees in Pakistan Anxious as Year-End Looms*, 19 June 2012, <http://www.voanews.com/content/afghan-refugees-in-pakistan-anxious-as-year-end-looms/1213115.html>

(年末が迫るにつれ、パキスタンのアフガン難民に不安) も参照のこと。アフガニスタン独立人権委員会(AIHCR)は、特に教育において、国家機関による差別に直面する可能性があるとして報告している。AIHCR, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan – 2011*, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html> (第5報告書: アフガニスタンにおける経済的、社会的権利–2011年) 109頁。帰還民は、その振る舞いおよび見かけがアフガニスタンにおいて社会的に受け入れられる規範と異なるために、社会的疎外、拒絶、除外に直面する可能性もある。AIHCR, 同上書 106頁、109頁; Afghanistan Research and Evaluation Unit, *From Disappointment to Hope: Transforming Experiences of Young Afghans Returning “Home” from Pakistan and Iran*, November 2008, <http://www.refworld.org/docid/491abf592.html> (失望から希望へ: パキスタンおよびイランから「故郷」へ帰る若いアフガン人の経験を変える)

二次的移動をすることになった帰還難民であることを示している。¹⁶² IDPおよび帰還難民に共通する帰還の障害には、出身地域での継続する治安悪化、生計手段の喪失、医療および教育へのアクセスの欠如、土地・財産の返還請求に係る困難が含まれる。¹⁶³

2012年5月、アフガニスタン・イラン・パキスタンの政府は、アフガニスタン難民のための地域的な複数年に渡る解決戦略に署名した。同戦略はUNHCRにより促進されたものであり、調整された関与、自主帰還・持続可能な再統合への支援、受入国への援助の3つの柱に焦点を当てている。¹⁶⁴ UNHCRによるアフガニスタンへの自主帰還の促進は、出身地域の状況に

¹⁶² Internal Displacement Monitoring Centre, *Afghanistan: Durable Solutions Far from Reach amid Escalating Conflict*, 16 April 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e50cd2.html> (アフガニスタン：紛争激化で、恒久的解決は遠い) 5 頁。カブールでは、IDPの中での帰還民の割合はさらに高い可能性がある。ある情報源は、カブールのスラムに住むIDP35,000 人の内、80%もの人々が帰還民である可能性あるとしている。International Rescue Committee, *Afghanistan: The Perilous Road Ahead*, June 2012, <http://www.rescue.org/sites/default/files/resourcefile/IRC%20Afghanistan%20Perilous%20Road%20Ahead%20June%202012.pdf> (アフガニスタン：危険な前途) 7 頁。2012 年 1 月 1 日から 10 月 31 日の間にイランおよびパキスタンから帰国したアフガン難民に対して UNHCR が実施したインタビューでは、かなりの数の帰還民が出身地域に戻るつもりはない旨を示唆した (パキスタンからの帰還民の全インタビュー対象者 3,373 名中、1,013 名 (30%)、イランからの帰還民の全インタビュー対象者 240 名中、71 名)。最も重要な理由として、住居がないこと、治安悪化、生計手段の欠如、家畜の不足、公的サービスの不足が挙げられた。UNHCR, *Afghanistan Update on VolRep and Border Monitoring*, October 2012, <http://www.refworld.org/docid/50aa19b52.html> (自主帰還・国境モニタリングに関するアフガニスタン更新情報)

¹⁶³ UNHCR, *Afghanistan Update on VolRep and Border Monitoring*, October 2012 (自主帰還・国境モニタリングに関するアフガニスタン更新情報) 2~3 頁; UNHCR, *Update on the Solutions Strategy for Afghan Refugees: Islamic Republic of Afghanistan – Promoting Sustainable Reintegration*, September 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e470e2.html> (アフガン難民のための解決戦略に関する最新情報：アフガニスタン・イスラム共和国一時的な再統合の促進) 2 頁; Internal Displacement Monitoring Centre, *Afghanistan: Durable Solutions Far from Reach amid Escalating Conflict*, 16 April 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e50cd2.html> (アフガニスタン：紛争激化で、恒久的解決は遠い) 4~6 頁; Danish Refugee Council, *Afghan Refugees Return to Absolutely Nothing*, 13 April 2012, <http://www.drc.dk/news/news/artikel/afghan-refugees-return-to-absolutely-nothing> (アフガン難民、完全に何も無いところに帰還)。さらに、中東研究所 (Middle East Institute) アフガニスタン研究グループ (Afghanistan Study Group) が発表した一連の研究記事 (<http://www.refugeecooperation.org/studyGroups/afghanistan.php> で入手可能) も参照のこと。帰還難民による請求により引き起こされた土地紛争に関しては、Afghanistan Research and Evaluation Unit, *Land Conflict in Afghanistan: Building Capacity to Address Vulnerability*, April 2009, <http://www.refworld.org/docid/4ebabd582.html> (アフガニスタンにおける土地紛争：脆弱性に対処する能力を構築する) および International Crisis Group, *Afghanistan: What Now for Refugees*, 31 August 2009, <http://www.refworld.org/docid/4a9b95512.html> (アフガニスタン：難民のための次の手は)

¹⁶⁴ 戦略は、i) 帰還先地域におけるコミュニティに基づく投資を通じて、自主帰還を促す条件を作ること、ii) 帰還を促進するために、アフガニスタンにおける生計の機会に基づくアフガン難民の資金を築くこと、iii) 受入国における庇護空間を保全すること (難民受入れコミュニティのための支援向上、未処理ケースのための代替的一時的滞在先の手配、第三国定住を含む) を目的としている。UNHCR, *Solutions Strategy for Afghan Refugees to Support Voluntary Repatriation, Sustainable Reintegration and Assistance to Host Countries*, May 2012, <http://www.unhcr.org/pages/4f9016576.html> (自主帰還、持続可能な再統合および受入国への援助を

において十分に知らされ、自主的に帰還することを選択した個人を支援するものである。アフガニスタンへの自主帰還活動の促進におけるUNHCRの役割およびアフガニスタンでの帰還民・IDPの持続可能な再統合を目指した取り組みへのUNHCRの関与は、個人的な経歴または個人的な事情にかかわらず、アフガニスタンはすべての人にとって安全であるというUNHCRの評価を暗示するものと解されるべきではない。この点について、自主帰還および強制帰還は根本的に性質の異なるプロセスであり、関与する様々なアクターの責任は異なることに留意すべきである。

2012年に欧州・北米・オセアニア・アジアの44カ国で庇護申請をしたすべての庇護希望者の内、アフガニスタン出身の庇護希望者は依然として最大のグループであった。暫定的なデータは、36,600人のアフガニスタン人がこれらの国で庇護申請を行なったことを示している。¹⁶⁵

III. 国際保護を受ける資格

アフガニスタンから避難する人々は、アフガニスタンで継続する武力紛争に関連した理由による迫害または紛争とは直接関係のない深刻な人権侵害に基づく迫害、あるいは、その両方の組み合わせによる迫害を受けるおそれがある。

UNHCRは、このセクションで概説される経歴を持つ個人に関しては、発生し得るリスクについてのとりわけ慎重な検討が要求されると考える。しかし、この列挙は必ずしも網羅的なものではなく、執筆時においてUNHCRが入手できた情報に基づくものである。したがって、申請が単にここで特定された経歴のいずれにも該当しないからといって、根拠のないものと自動的に見なされるべきではない。

ケースの具体的な事情によっては、これらの経歴を持つ個人の家族または同世帯のその他

支援するためのアフガン難民のための解決戦略) ; UNHCR, *Progress Report on the Solutions Strategy for Afghan refugees: A Multilateral Approach – Gathering Momentum*, September 2012, <http://www.unhcr.org/50927e7c6.html> (アフガン難民のための解決戦略に関する進捗報告書: 多角アプローチ集約モメンタム) ; UNHCR, *Update on the Solutions Strategy for Afghan Refugees: Islamic Republic of Afghanistan –Promoting Sustainable Reintegration*, September 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e470e2.html> (アフガン難民のための解決戦略に関する最新情報: アフガニスタン・イスラム共和国ー持続的な再統合の促進)

¹⁶⁵ UNHCR, *Asylum Levels and Trends in Industrialized Countries*, 21 March 2013, <http://www.unhcr.org/5149b81e9.html> (先進工業国における庇護レベルおよび傾向) 16 頁。2011 年、36,200 人のアフガン人が同じ 44 カ国で庇護申請を行なった。世界中で、48,900 人のアフガン人が庇護申請をしており、アフガニスタンは世界で 2 番目に多くの庇護希望者の出身国となっている (2012 年に提出された個別の庇護申請に基づく数であり、難民の大量流入に関する情報および集団認定または一応の難民認定を受けた者を含まない。) UNHCR, *Global Trends Report 2012*, <http://unhcr.org/globaltrends/june2013/> (グローバル・トレンド 2012 年) 26 頁。

者も危機に瀕した個人との関係に基づき、国際保護を必要とする可能性がある。

アフガニスタンは、国内武力紛争による影響を受け続けている。¹⁶⁶ この紛争の文脈における危害または危害のおそれから逃れる個人は、1951年条約第1条A (2) に含まれる難民の地位の基準を満たす可能性がある。その場合、当該個人が恐れる迫害は1951年条約上の理由から生じるものでなくてはならない。アフガニスタンの文脈においては、1951年条約上の根拠によって市民が暴力に晒される状況の例として、特定の民族的、政治的または宗教的な経歴を持つ市民が多く居住する地域またはそのような経歴をもつ市民が圧倒的に多く集まる場所（市場、モスク、学校または結婚式など大規模な社会的集まりを含む）を暴力が標的とするような状況が挙げられる。難民の地位の資格を満たすためには、個人が迫害主体によって個別に認識されているまたはそうした主体によって個別に追及されているといった要件は存在しない。同様に、コミュニティ全体が1951年条約条の一つまたは複数の根拠により迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する可能性がある。また、個人が同様の経歴を持つその他の個人が経験する危害とは形態または程度が異なる危害を受けているという要件も存在しない。¹⁶⁷

暴力から逃れる市民が1951年条約の第1条A (2) の範囲に該当するためには、暴力の影響は迫害に相当する程度に十分に深刻なものでなくてはならない。暴力的な行為またはそのような行為の影響に習慣的に晒されるおそれは、それ自体が独立してまたは累積的に1951年条約第1条A (2) にいう迫害に相当し得る。アフガニスタンでの紛争の文脈においては、市民への暴力の影響が迫害の基準を満たすものであるかどうかを判断する際に考慮すべき関連事項として、市民の死傷者・安全関連の事件の数および生命・自由に対する脅威やその他の深刻な危害を構成する国際人道法の深刻な違反の存在が挙げられる。しかし、そのような考慮事項は、暴力の直接の影響に限られず、紛争の人権状況への影響や国家が人権を守る能力を紛争が妨げる程度など、より長期に渡り、間接的な暴力の影響も包含する。アフガニスタン国内の紛争の文脈においては、この点に関連する要因には以下のものが含まれる。

¹⁶⁶ 例えば、Robin Geiß and Michael Siegrist, “Has the Armed Conflict in Afghanistan Affected the Rules on the Conduct of Hostilities?”, *International Review of the Red Cross*, Vol. 93, No. 881, March 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e1ecc2.html> (アフガニスタンにおける武力紛争は敵対行為に関する規則に影響を与えたか) を参照のこと。

¹⁶⁷ UNHCR 『難民認定基準ハンドブック－難民の地位の認定の基準及び手続きに関する手引き－』（日本語版）（原文：UNHCR, *Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 1979, January 1992）（<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3314.html>）第164段落。

- (i) 反政府勢力（AGEs）による市民の支配（並列的な司法構造の強制および不法な刑罰の実施、市民に対する脅迫・威嚇、移動の自由に対する制限、強奪および違法な課税の使用による支配を含む）
- (ii) 強制的徴集
- (iii) 食糧確保の危機、貧困および生計手段の破壊として現れる人道面の状況への暴力および治安悪化の影響
- (iv) 政府支配地域における組織的犯罪の増加および軍閥や腐敗した政府役人が処罰を受けることなく活動する能力
- (v) 治安悪化の結果としての教育または基本的な医療へのアクセスの系統的な制限
- (vi) 社会生活への参加に対する系統的な制限（とりわけ、女性に対する制限を含む）¹⁶⁸

庇護希望者によって提出されたすべての申請は、公正で効率的な地位認定手続および関連出身国情報にしたがって、その本案について審査される必要がある。このことは、申請が1951年難民の地位に関する条約（「1951年条約」）・UNHCRのマンデート（任務）・地域的な難民関連文書に含まれる難民認定基準に基づいて分析されるか、または、補完的な保護形態を含むより広い国際保護基準に基づいて分析されるかにかかわらず、該当する。UNHCRは、以下で概説する経歴を持つ個人については潜在的な危険性について特に慎重な検討が必要であると考え。アフガニスタン出身の庇護希望者による一定の申請は、難民の地位からの除外の可能性についての検討を必要とすることがある（セクションIII.Dを参照のこと。）

認定された難民の地位は、以下の状況においてのみ、見直されるべきである。

- (i) 個別ケースにおいて、一次審査において誤って付与された難民の地位の取消しのための根拠が存在するという兆候が見られる場合。
- (ii) 1951年条約第1条Fを根拠とした難民の地位の撤回。または、
- (iii) 1951年条約の第1条C（1～4項）に基づく難民の地位の終了。¹⁶⁹

¹⁶⁸ UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence; Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa*, 20 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html>（武力紛争およびその他の暴力の状況から逃れる人々の国際保護に関する結論要旨：2012年9月13日・14日南アフリカ・ケープタウン円卓会議）第10～12段落。また、A.H. Cordesman (Center for Strategic and International Studies), *Coalition, ANSF, and Afghan Casualties in the Afghan Conflict from 2001 through August 2012*, 4 September 2012, http://csis.org/files/publication/120904_Afghan_Iraq_Casualties.pdf（アフガニスタン紛争における2001年から2012年8月までの連合軍、ANSFおよびアフガニスタン人死傷者数）3頁、6頁、7頁も参照。See also OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html>（2013年アフガニスタン共通人道措置計画）10頁。

¹⁶⁹ 「難民の地位に関する条約」（1951年7月28日）国際連合条約集第189巻137頁

UNHCRは、アフガニスタンの現状は、1951年条約第1条C（5）にいう難民の地位の終了を正当化するものではないと考える。

A. 潜在的な危険となる経歴

1. 政府および国際部隊（IMF）を含む国際社会と関係する個人または政府・国際社会に協力的であると見なされる個人

AGEsはアフガニスタン政府およびアフガニスタン国内の国際社会（IMF、国際的な人道・開発機関を含む）と関係する市民またはそれらに協力的であると見なされる市民を組織的に標的にしていると報告されている。¹⁷⁰ 上述の通り、2012年には、この組織的な標的化は激化し、UNAMAは標的を絞った殺害またはその未遂により698名の市民が死亡し、379名が負傷したと記録している。¹⁷¹2013年上半期はそのような攻撃による市民の死傷者が2012年と比べてさらに29名増加し、312名の市民が殺害され、131名が負傷した。¹⁷²そのような攻撃の主な標的には、国内・地元の政治指導者、政府役人、教師およびその他の公務員、勤務時間外の警察官、部族の長老、宗教的指導者、公的な立場にある女性、政府派の部隊のためのスパイであると非難された市民、人権活動家、人道・開発援助関係者、建設作業員および和平プロセスを支持している人々が含まれる。¹⁷³

(<http://www.refworld.org/docid/3be01b964.html>)

¹⁷⁰ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html>, pp. 18-26; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan, A/HRC/22/37*, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/43f30fbd0.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第14段落。

¹⁷¹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年次報告書：武力紛争における市民の保護) 4頁。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan, A/HRC/22/37*, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/43f30fbd0.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第21段落; UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security, A/67/619 - S/2012/907*, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/4b66f4e30.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第13段落、第25段落。

国連事務総長は、タリバン指導者ムラー・オマル (Mullah Omar) がイード・アル・フィトル (断食月明けの祝祭) に際して出たとされる市民を保護する必要性を強調した2012年10月24日の声明をよそに、市民を標的とした攻撃が増加しているとした。同上書第25段落。

¹⁷² UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 19頁。

¹⁷³ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年次報告書：武力紛争にお

2012年5月2日、タリバンは春季攻勢「アル・ファールーク作戦」は、政府高官、議員、和平高等評議会のメンバー、請負業者、そして、「ムジャヒディン（イスラム聖戦を戦う者）に背くすべての者」を含む文民の標的を殺害することを特に目的とすると発表した。¹⁷⁴2012年の時点で、タリバンは2013年春季攻勢の発表は、カルザイ大統領の政府またはその国際的な同盟者と関係する市民に攻撃のおそれがあることを警告していた。¹⁷⁵

標的を絞った殺害の他、AGEsは、その権威と考えに挑戦する人々を標的として、コミュニティおよび個人を威嚇し、その影響力と支配を拡大するために脅迫、威嚇および誘拐も使用していると報告されている。¹⁷⁶

ける市民の保護) 4 頁; UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 16 頁。

¹⁷⁴ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 16 頁; *Statement of Leadership Council of Islamic Emirate Regarding the Inception of Al-Farooq Spring Operation*, 2 May 2012, <http://theunjustmedia.com/Afghanistan/Statements/May12/Statement%20of%20Leadership%20Council%20of%20Islamic%20Emirate%20regarding%20the%20inception%20of%20Al-Farooq%20Spring%20operation.htm> (アル・ファールーク春季攻勢の開始に関するイスラム首長国指導者評議会声明); *The Long War Journal*, *Taliban announce start of Al Farooq spring offensive*, 2 May 2012, http://www.longwarjournal.org/archives/2012/05/taliban_announce_beg_1.php (タリバン、アル・ファールーク春季攻勢の開始を発表)。2012 年 8 月に発表された声明では、タリバンは文民政府職員を合法的な標的として特定した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (2012 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 17 頁。

¹⁷⁵ *Statement of Leadership Council of Islamic Emirate Regarding 'Khalid bin Waleed' Spring Operation*, 27 April 2013, <http://shahamatenglish.com/index.php/paighamoonaa/30919-statement-of-leadership-council-of-islamic-emirate-regarding-%E2%80%98khalid-binwaleed%E2%80%99-spring-operation> (ハーリド・ビン・ワリード春季攻勢に関するイスラム首長国指導者評議会声明); *NBC News*, *Taliban Marks Start of 'Monumental' Spring Offensive with Deadly Attack*, 28 April 2013, <http://worldnews.nbcnews.com/news/2013/04/28/17955309-taliban-marks-start-of-monumental-spring-offensive-with-deadly-attack> (タリバン、破壊的な攻撃により、「巨大な」春季攻勢を開始)。市民の死傷者に関するタリバンの公式声明の分析については、UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 29~33 頁を参照のこと。

¹⁷⁶ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 27~29 頁; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=A/HRC/22/37> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第 4 段落; UN General Assembly/Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/619 – S/2012/907, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニス

a) 政府役人および公務員

AGEsによる政府公務員を標的とした殺害や負傷事件は、2012年には2011年と比べて700%増加した。¹⁷⁷ 2013年の上半期において、UNAMAはAGEsが文民政府の職員、政府の庁舎、地区本部、その他の文民施設を攻撃したことにより、市民の死傷者がさらに76名増加したと記録した。¹⁷⁸

AGEsは、政府の地域・州・国家レベルの政治家、政府役人、その家族を標的にした。¹⁷⁹ 標的にされた人には、議員¹⁸⁰、HPCのメンバー¹⁸¹および州や地区の知事・議員が含まれる。¹⁸²

タン情勢と国際平和・安全への影響) 第 57 段落。

¹⁷⁷ 2012 年、UNAMAは文民政府職員を狙った殺害事件 47 件を記録しており、107 名の市民が死亡し、148 名が負傷した。2011 年には、UNAMAは 23 件のそのような事件を記録しており、23 名の市民が死亡し、11 名が負傷した。政府当局を標的とした殺害が東部、中部、北部および南部の地域で増加する一方で、2012 年の市民の死傷者の劇的な増加は北部における 2 件の大規模攻撃によるものが大きかった。2012 年 7 月 14 日にサマンガーン州アイバク市で発生した議員および政府関係者を狙った攻撃では、23 人の市民が死亡し、45 人が負傷した。2012 年 10 月 26 日にフェリヤーブ州のマイマナ市で発生した州知事を狙った攻撃では、40 人の市民が死亡し、59 人が負傷した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 4 頁、22 頁。

¹⁷⁸ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 23 頁。

¹⁷⁹ アフガニスタン分析ネットワーク (AAN) は、2013 年 1 月 1 日から 2013 年 4 月 27 日のタリバンの春季攻勢発表までの期間に、政府関係者・軍関係者・親政府派の人物に対する暗殺攻撃の成功事例が 11 件 (内、3 件は複数の標的を含むもの) あったとしている。2013 年 4 月 28 日から 6 月 2 日までの間、AANは暗殺攻撃の成功事例が 7 件、暗殺未遂が 5 件あったとしている。AAN は、これらの攻撃の多くは、多くの市民および警察官の死亡につながったと指摘している。AAN, *After the 'Operational Pause': How Big Is the Insurgents' 2013 Spring Offensive?*, 2 June 2013, <http://aan-afghanistan.com/index.asp?id=3432> (「作戦休止」の後: 反徒の 2013 年春季攻勢はどの程度の規模か。) ヘルマンド州の州都であるラシュカルガーの外で発生した攻撃で、2013 年 7 月 4 日、タリバン反徒が政府職員を目的として行なった攻撃で 4 名の少女が結婚式で死亡した。AFP, *Bomb Kills 4 Girls at Afghan Wedding: Officials*, 4 July 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/bomb-kills-4-girlsafghan-wedding-officials> (爆発で、少女 4 人がアフガニスタンの結婚式で死亡)

¹⁸⁰ 2012 年 7 月 14 日、サマンガーン州で、自爆テロ犯 1 名が議員である Ahmad Khan Samangani 司令官の娘の結婚式で自爆した。Samangani氏はウズベク族であり、有名は反タリバンの政治家であったが、この攻撃でサマンガーン州の国家安全主任担当者 (national security director) であった Mohammed Khan 大将を含む他の 22 名と共に死亡した。BBC, *Afghanistan Suicide Bomb Kills Prominent MP at Wedding*, 14 July 2012, <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-18839768> (アフガニスタンの自爆攻撃により、結婚式で有名議員が死亡); Reuters, *Suicide Bomber Kills Top Official, 22 More at Afghan Wedding*, 14 July 2012, <http://www.reuters.com/article/2012/07/14/us-afghanistan-attackidUSBRE86D02N20120714> (自爆テロ犯、高官を殺害); Voice of America, *Suicide Bomber Kills 23 in Northern Afghanistan*, 14 July 2012, <http://www.voanews.com/content/suicide-bomber-kills-17-in-afghan-samangan-province/1404752.html>

標的にされた個人には、政府に指名された裁判官および検察官が含まれる。¹⁸³ 司法制に従

(アフガニスタン北部で自爆テロ犯が23名を殺害)。2011年、Hashim Watanwal (ウルズガン州) と Mutaleb Bek (タホール州) の2名の議員が殺害された。General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/728 – S/2012/133, 5 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第9段落。2012年4月15日、AGEはカブールの議事堂を攻撃した。New York Times, *Complex Attack by Taliban Sends Message to the West*, 15 April 2012, <http://www.nytimes.com/2012/04/16/world/asia/attacks-nearembassies-in-kabul.html> (タリバンによる複合攻撃が西側へのメッセージを送る)

¹⁸¹ 2011年9月20日、アフガニスタン元大統領で和平高等評議会議長であったブルハヌッディン・ラバニがカブールで殺害された。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=A/HRC/22/37> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第13段落。2012年5月13日、正体不明の武装集団がHPCメンバーMawlawi Arsala Rahmani を銃撃し、殺害した。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 – S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第4段落。2013年5月1日、主要州ヘルマンドのHPC議長であるShah Wali Khanが路肩爆弾攻撃で殺害された。AFP, *Senior Peace Envoy Killed in Afghanistan: Officials, 1 May 2013*, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/senior-peace-envoy-killed-afghanistan-officials> (上級和平使節、アフガニスタンで殺害)

¹⁸² 2013年5月20日、バグラーン州議会の議長Rasoul Mohseniが自爆攻撃で殺害された。AFP, *Afghan Suicide Attack Kills 14, Including Politician, 20 May 2013*, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-suicide-attack-kills-least-11-police> (アフガニスタンの自爆攻撃で、政治家を含む14名が死亡) 2012年12月4日、ラグマーン州のメータラム地区で、Alishing地区知事を狙った攻撃で遠隔操作のIEDが爆発した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 20頁。2012年10月26日、ANAの制服を着た15歳の自爆テロ犯がファリヤーブ州マイマナのモスクの入り口で爆発物を爆破させ、6人の子どもを含む40名が死亡し、4人の子どもを含む59名が負傷した。報告によれば、この攻撃はファリヤーブ州知事と治安当局幹部を狙ったものであった。2012年9月4日、ナンガルハール州のDur Buba地区で、自殺テロ犯が、地区知事を狙い、葬儀で自爆ベストを爆発させた。この攻撃の結果、22人の市民が死亡し、他の69人が負傷した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 21頁。2012年5月17日、4人の攻撃者がファラー州の知事庁舎を標的にした。2012年4月28日、過激派がカンダハールの知事を攻撃した。攻撃は過激派2人が銃撃戦で打たれ、阻止された。UN General Assembly/Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 – S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/50f527ee2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第17段落。

¹⁸³ 2013年の上半期において、UNAMAは、ファラー州、カブール、ファリヤーブ州およびヘルマンド州で司法当局および機関を直接標的とした4つの攻撃を記録したが、57人の市民が死亡し、145人が負傷した(市民の死傷者202人)。UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 24頁。2013年6月11日、カブールにおける自爆攻撃により、裁判所の外で少なくとも15人が死亡し、他の40人以上が負傷した。攻撃

事する役人は、治安悪化のため、タリバンの実効的支配の下にあると地元住民が描写するコミュニティに留まることができないことが多いと報告されている。標的を絞った殺害、誘拐および脅迫は、役人の中で恐れを風潮を生み、そうした地域で就任・勤務することを妨げている。¹⁸⁴

教師、学校の守衛および教育省の役人¹⁸⁵も、医療従事者¹⁸⁶やその他の公務員、さらには建

者は爆発物を詰めた車を、裁判官を含む裁判所職員を乗せていたバスにぶつけた。報告によれば、タリバンがこの攻撃について犯行声明を出しており、「西側勢力に服従する」裁判官を殺害したとし、タリバン民兵に対して死刑判決を出し続ければ、さらに司法を攻撃すると脅迫した。BBC, *Afghanistan: Deadly Explosion at Kabul Supreme Court*, 11 June 2013, <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-22860144>; AFP, *Taliban Bomber Kills 15 at Top Afghan Court*, 11 June 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/car-bomber-targets-afghan-court-staff-14-dead> (アフガニスタン：カブール最高裁判所で破壊的な爆発) 2013年4月3日、タリバンはファラー州ファラー町の裁判所を攻撃し、裁判官2名と検察官6名を含む44名の市民を殺害したと報告されている。報告によれば、タリバンはこの攻撃について犯行声明を出しており、文民政府職員、特に裁判所および検察庁の職員を標的にすることを意図したと述べている。UNAMA, *United Nations Condemns Deliberate Targeting of Civilians in Farah Attack*, 4 April 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/united-nations-condemns-deliberate-targeting-civilians-farah-attack> (国連はファラーでの攻撃での故意に市民が標的にされたことを非難する) ; AFP, *Taliban Kill at least 44 at Afghan Court: Officials*, 3 April 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/taliban-kill-least-44-afghan-court-officials> (タリバン、アフガニスタン裁判所で少なくとも44名を殺害)

¹⁸⁴ 東部地方では、UNAMAはナンガルハール州のBishud地区およびラグマーン州のQarghayi地区での裁判官を狙った殺害、クナール州のDara-i-Pechでの地区検察官の誘拐を記録している。UNAMAは、ウルズガン州の多くの地区で正式に指名された検察官および検察官が地区におらず、治安悪化と脅迫がその主因であると報告している。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 21～22頁。2012年7月9日、AGEがガズニ州のガズニ中心部でガズニ州検察官を銃撃し、殺害した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年度報告書：武力紛争における市民の保護) 23頁。

¹⁸⁵ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年度報告書：武力紛争における市民の保護) 12頁。2012年の上半期において、UNAMAは教師、学校守衛および教育省役人を狙ったAGEによる殺人6件をホースト州、パクティヤ州、ガズニ州、ウルズガン州およびロガール州で記録している。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 5頁、32頁。2012年5月8日、AGEはパクティヤ教育省の代表の護衛を攻撃した。2回目の攻撃で市民5人が死亡し、7人が負傷した。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 – S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=A/66/855> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第34段落。また、UNICEF, *UNICEF Condemns Deadly Attack on Monitoring Team Working to Provide Better Education to the Children of Afghanistan*, 10 May 2012, <http://js.static.reliefweb.int/node/495810> (ユニセフ、アフガニスタンの子どもにより良い教育の提供に取り組んでいるモニタリング・チームへの破壊的な攻撃を非難する)。女性教師および学生の取扱いに関する詳細情報については、セクションIII.A.7およびIII.A.8を参照のこと。

¹⁸⁶ 2012年、UNAMAは医療施設または職員に対する直接攻撃の事例21件を記録し、市民12人の死傷につながった。これらの事例には、IED、標的を絞った殺害、誘拐、脅迫、威嚇および嫌

設作業員¹⁸⁷と同様、広く標的とされていると報告されている。

政府職員の退職を強要するために、政府役人の家族がAGEsに脅迫され、誘拐されていると報告されている。その他の事例では、政府職員の親族が、それらの職員に対する報復行為として、AGEsにより殺害されたと報告されている。¹⁸⁸

b) ANPおよびALPの構成員

アフガン治安部隊、特にANPは、標的を絞った一連の攻撃の対象となることが益々増えている。¹⁸⁹

がらせが含まれる。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年度報告書: 武力紛争における市民の保護) 12 頁。2012 年 12 月、東部カピサ州で女子生徒が、公衆衛生省が運営するポリオ・キャンペーンでボランティアをしていたという理由で、地元のタリバンのメンバーによって銃殺された。タリバンは、アフガニスタンおよびパキスタンの一部において、ポリオ・キャンペーンに公然と反対している。Tolo News, *Schoolgirl Shot to Death in Kapisa*, 4 December 2012, <http://www.tolonews.com/en/afghanistan/8598-schoolgirl-shot-to-death-in-kapisa-> (女子生徒、カピサで撃たれ、死亡)。また、General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children in Armed Conflict*, 26 April 2012, A/66/782-S/2012/261 (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第 17 段落も参照のこと。

¹⁸⁷ 2012 年 5 月 2 日、パクティカ州のSharana地区で、AGEが自治体の清掃業者を銃撃し、殺害した。201 年 11 月 28 日、バドギース州のQala-e-Naw地区で、AGEが農業従業員 2 名を銃撃し、殺害した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年度報告書: 武力紛争における市民の保護) 23 頁。

¹⁸⁸ Landinfo, *Afghanistan: Human Rights and Security Situation (Report by Dr. Antonio Giustozzi)*, 9 September 2011, http://www.landinfo.no/asset/1745/1/1745_1.pdf (アフガニスタン: 人権および治安状況 (Antonio Giustozzi博士による報告)) 12 頁。

¹⁸⁹ AFP, *Twin Bombs Kill 9, Wound 60 in Afghan South: Officials*, 17 May 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/twin-bombs-kill-9-wound-60-afghan-south-officials> (アフガニスタン南部で 2 つの爆弾で 9 人が死亡、60 人が負傷) ; AFP, *Taliban Kill Six Afghan Police, Three Civilians*, 21 April 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/taliban-kill-six-afghan-police-three-civilians> (タリバンがアフガン警察 6 人を殺害) ; Tolo News, *8 Children Killed in Khost Suicide Attack*, 9 March 2013, <http://tolonews.com/en/afghanistan/9714> (ホーストの自爆攻撃で 8 人の子どもが死亡) ; AFP, *Suicide Attack Kills 'Several' in Northeast Afghanistan*, 26 January 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/suicide-attack-kills-several-northeast-afghanistan> (アフガニスタン北東部で自爆攻撃により「複数人」が死亡) ; AFP, *Taliban Suicide Squad Attacks Kabul Police Complex*, 21 January 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/taliban-suicide-squad-attacks-kabul-police-complex> (タリバンの自爆分隊がカブール警察施設を攻撃) ; UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 8 頁。2012 年 2 月 1 日から 4 月 30 日の 3 ヶ月間で、ANPはアフガニスタン治安部隊に対する全攻撃中のほぼ 70%で標的にされ、死傷者数は治安部隊の全死傷者数の 70%にあたる約 875 人に上り、標的を絞った暗殺事件で最も多かった。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*,

ANPの警察官は勤務中・勤務外の両方で標的とされている。¹⁹⁰ ヌーリスタンでは、タリバン執行分隊が政府役人およびANP職員を追跡し、捕らえたと報告されている。¹⁹¹

ALPメンバーも標的とされている。¹⁹² 2010年8月のALPプログラムの創設から2012年6月ま

A/66/855 – S/20/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118c1152.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第18段落。庇護の非軍事的、人道的性質を維持する必要性の観点から、戦闘員による国際難民保護申請は、真に且つ恒久的に軍事活動を放棄したことが証明されない限り、審査されるべきではない。UNHCR Executive Committee, No. 94 (LIII) - 2002, *Conclusion on the civilian and humanitarian character of asylum*, 8 October 2002, <http://www.refworld.org/docid/3dafdd7c4.html> (庇護の非軍事的、人道的性質に関する決議) 放棄の真正性・恒久性の立証方法に関するガイダンスについては、UNHCR, *Operational Guidelines on Maintaining the Civilian and Humanitarian Character of Asylum*, September 2006, <http://www.refworld.org/docid/452b9bca2.html> (庇護の非軍事的、人道的性質の保持に関するオペレーショナル・ガイドライン) を参照のこと。

¹⁹⁰ 2013年7月5日、ウルズガンの警察署での自爆攻撃で少なくとも12人が死亡し、5人が負傷した。被害者のほとんどは警察官であり、攻撃時は昼食をとっていたと報告されている。BBC, *Afghan Suicide Bomber 'Kills 12' at Uruzgan Police Station*, 5 July 2013, <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-23193422> (アフガニスタンの自爆テロ犯、ウルズガンの警察署で「12名を殺害」) 2013年3月、報告によれば、タリバンによって設置されたとされる地雷がファラー州のKhak-e-Safid地区で爆発し、少なくとも12人のANP警察官が死傷した。Khaama Press, *12 Afghan Police Killed or Injured in Farah Province*, 7 March 2013, <http://www.khaama.com/12-afghan-police-killed-or-injured-in-farah-province-1454> (アフガニスタンの警察官12名、ファラー州で死傷) 2012年12月、ニームローズ州警察本部長であるMohammad Musa Rasoli大將が、仕事のためニームローズ州に向かう途中、ヘラート州Adraskan地区で発生した車両への爆弾攻撃により死亡した。Al Jazeera, *Two Officials Assassinated in Afghanistan*, 10 December 2012, <http://www.aljazeera.com/news/asia/2012/12/201212106318879255.html> (当局者2名がアフガニスタンで暗殺される) 2012年11月26日、ホースト州のホースト市において、自転車に付けられた遠隔操作のIEDが市場を警備していたANP警察官を狙ったと報告されている。この攻撃で、少なくとも26名の市民が負傷した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年次報告書：武力紛争における市民の保護) 19頁。2012年9月1日、ワルダック州のSayadabad地区中心部で、2つの自爆攻撃により、市民9名が死亡し、68名が負傷した。1人の自爆テロ犯がANP本部のゲートで体に装着したIEDを爆発させ、2人目の自爆テロ犯は地区知事庁舎、国際部隊基地およびANP地区本部の間で爆発物を積んだタンカーを爆発させた。2012年8月14日、ニームローズ州のZaranj市内の異なる市民居住地点で3つの体に装着したIEDが同時にANP車両を標的にし、その結果、少なくとも市民30人が死亡し、他の130人が負傷した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年次報告書：武力紛争における市民の保護) 21頁。2012年3月15日、AGEが勤務外のANP警察官をヘルマンド州のGarmser地区の自宅で銃撃し、殺害した。被害者は家族と休暇中であった。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 17頁。

¹⁹¹ The Guardian, *Taliban Enforcer Squads Accused of Ruthless Control in Nuristan*, 1 May 2012, <http://www.guardian.co.uk/world/2012/may/01/taliban-squads-control-nuristan-afghanistan> (タリバン執行分隊によるヌーリスタンでの冷酷な支配に非難)

¹⁹² 例えば、2013年2月28日、警察官8人と市民2人がクナール州Dangam地区の路上爆弾攻撃で死亡している。AFP, 28 February 2013,

での期間に、224名のALPメンバーが全国のAGEsによる攻撃で殺害され、234名のALPメンバーが負傷したと報告されている。¹⁹³ AGEはNDS将校や退職したANAメンバー¹⁹⁴、ANSFメンバーの家族も標的にしていると報告されている。¹⁹⁵

c) ANSFまたはIMFと関係している市民または協力的であると見なされる市民

AGEは、運転手、通訳またはその他の文民としての資格でIMFのために働いているアフガニスタン市民を脅迫し、攻撃していると報告されている。¹⁹⁶ AGEsは、ANSFまたはIMFと連携

<http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-blast-kills-eight-policemen-two-civilians>.

2013年2月27日、警察官10人を含む少なくとも16人が、ガズニ州Andar地区のALP検問所での攻撃で死亡した。AFP, *Taliban Kill 16 at Afghan Police Checkpoint*, 27 February 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/taliban-kill-16-afghan-policecheckpoint> (タリバン、アフガニスタン警察の検問所で16名を殺害) 2012年8月14日、クンドゥーズ州Dasht-e-Archi地区で、バイクに取り付けられたIEDがALPメンバーを狙った。IEDは混雑した街区で爆発し、少女2人を含む12名が死亡し、22名が負傷した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 20頁。

¹⁹³ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 47頁。

¹⁹⁴ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 23頁; AFP, *Taliban Suicide Squad Attacks Kabul Police Complex*, 21 January 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/taliban-suicide-squad-attacks-kabul-police-complex> (タリバンの自爆分隊がカブール警察施設を攻撃); UNAMA-OHCHR, *Protection of Civilians in Armed Conflict: Annual Report 2011*, February 2012, p. 18. <http://www.refworld.org/docid/4f2fa7572.html> (2011年年次報告書: 武力紛争における市民の保護); Afghanistan Analysts Network, *Talking and Killing in Early 2012*, 21 January 2012, <http://aan-afghanistan.com/index.asp?id=2453> (2012年初頭の議題と殺害); Ariana News, *Two NDS Employees Killed and Wounded in Nangarhar*, 18 November 2011, <http://ariananews.af/regional/two-nds-employees-killed-and-wounded-innangarhar/> (ナンガハール州でNDS職員2名が死傷); PAN, *NDS Officer Killed in Jalalabad Blast*, 20 August 2011, <http://www.pajhwok.com/en/2011/08/20/nds-officer-killedjalalabad-blast> (ジャララバードの爆発でNSD将校が死亡); The Telegraph, *Attacks Kill Five Nato Soldiers and Five Afghans*, 12 January 2011, <http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/afghanistan/8255334/Attacks-kill-five-Nato-soldiers-and-five-Afghans.html> (攻撃でNATO軍5名とアフガニスタン人5名が死亡)

¹⁹⁵ 例えば、2012年8月29日、タリバンは、地元警察の警察官である兄弟に対する報復として、カンダハール州で12歳の少年を誘拐し、首をはねた。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第27段落。また、例えば、以下も参照のこと。RRT Case No. 1215134, [2013] RRTA 93, Refugee Review Tribunal of Australia, 31 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/516eaa1e4.html>.

¹⁹⁶ 2013年7月18日、報告によれば、タリバン武装グループがカブール南部の米軍基地に仕事に向かう途中のアフガニスタン人職員8人を射殺した。AFP, *Taliban Kill Eight Afghan Workers en Route to US Base: Officials*, 18 July 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/taliban-kill-eight-afghan-workers-en-route-us-base-officials> (タリバン、米軍基地に向かう8人のアフガニスタン人職員を殺害) 2013年4月19日、ヘラートで、AGEがIMFによって雇用された民間警備員2名の手と足を切断したと報告している。UN General

しているまたはANSFまたはIMFのために「スパイ活動をしている」と疑われた市民を標的にしていると広く報告されている。¹⁹⁷UNAMAは、政府派の部隊と連携していると疑われた人々のAGEsによる殺害・切除の多くの事例を記録したと報告している。¹⁹⁸即席爆発装置(IED)の蔓延率の高い地区のコミュニティは、IEDの設置場所をANSFに報告しようとした際に、AGEsによる深刻な報復に直面すると報告されている。¹⁹⁹

Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 13 June 2013, A/67/889 – S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第 27 段落。2012 年 10 月 26 日、ガズニ州Andar地区で、タリバンが国際部隊基地で雇用された 5 名の文民日雇い労働者を誘拐し、死刑判決を出し、殺害した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 24 頁。また、例えば、ニュージーランドから第三国定住を提供されたパーミヤン州のニュージーランド軍のために働いた 23 名のアフガニスタン人通訳について報道する以下も参照のこと。BBC, *New Zealand to Resettle Afghan Interpreters*, 6 October 2012, www.bbc.co.uk/news/world-asia-20092012 (ニュージーランド、アフガニスタン人通訳を再定住へ); 通訳内の数名は足り伴から脅迫を受けていたと報告されている。複数の国の裁判所は、ISAFを含む国際社会と関係したアフガニスタン人庇護希望者がアフガニスタンにおいて迫害のおそれがあると認めている。例えば、ハザラ民族のアフガニスタン国民である申請者が、アフガニスタン政府のための物資を配達するトラック運転手として契約しており、それを理由としてタリバンが彼に危害を加えようとしたと主張した以下のケースを参照のこと。RRT Case No. 1002233, [2010] RRTA 588, Refugee Review Tribunal of Australia, 19 July 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c84d16a2.html> タリバンが政府のために働いた人々を標的としていることを示す国情報を踏まえ、ガズニ州のJaghouri 地区の外では、タリバンが活発であることを踏まえ、審判所は、申請者のアフガニスタン帰国後、合理的に予見可能な将来において、帰属された政治的意見を理由にタリバンとつながりを持つ地元ムッラー(宗教的指導者)が真剣に申請者に危害を加えようと現実的な可能性を無視することができなかった。また、The Guardian, *Britain Has 'Moral Obligation' to Offer Afghan Interpreters Asylum*, 6 April 2013, <http://www.guardian.co.uk/uk/2013/apr/06/britain-moralobligation-afghan-interpreters> (英国は、アフガニスタン人通訳に庇護を提供する「道徳的義務」がある)

¹⁹⁷ 2012 年 11 月 8 日、クナール州Marawara地区で、タリバンのグループがIMFのためにスパイ活動していたとされる男性を「逮捕」した。2012 年 11 月 9 日、タリバンの裁判所は男性に死刑判決を下し、その後、殺害した。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 4 頁、22 頁、24 頁。

¹⁹⁸ 2012 年 2 月 1 日、バドギース州のタリバン裁判所は地元の 10 代の若者をANSFのためにスパイ活動をしていた罪で有罪とし、罰として耳を切断したと報告されている。2011 年 12 月、カピサ州のタリバン裁判所は男性 1 名をIMFのためにスパイ活動をしていた罪で有罪とし、処刑した。2011 年 9 月、ナンガルハール州のAGEは、親政府部隊に燃料を配達した容疑に基づき、男性を処刑したと報告されている。被害者の両目は死後取り除かれたと報告されている。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 21 頁、24~25 頁。

¹⁹⁹ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 4 頁。UNAMAは、2012 年 5 月 12 日、男性が自宅の近くにIEDを設置する計画についてANSFに報告すると脅迫したとされる後、AGEのグループがラグマーン州Alishing地区で市民 1 名を銃撃し、殺害した。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed*

いくつかの事例では、子どもを含む市民が、家族がANSFのために働いているとの疑いにより、標的にされたとも報告されている。²⁰⁰

d) 人権活動家、人道援助関係者および開発援助関係者

AGEは国内外の人道機関²⁰¹の職員である市民（国連機関で働いているアフガニスタン人²⁰²、国際開発援助機関の職員²⁰³、国内外の非政府組織（NGO）の職員²⁰⁴、トラック運転手、建

Conflict, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html>（2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護）17頁。

²⁰⁰ 国連事務総長は、「家族が政府または国際部隊のために働いた、または、働いていると見なされた事例で、威嚇目的で子どもが誘拐された」と報告している。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html>（武力紛争における子どもに関する事務総長報告書）第27段落。UNAMAは、2012年2月、男性の家族がANSFのために働いたという容疑に基づき、タリバンが男性を誘拐し、右手を切断したと報告している。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html>（2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護）24～25頁。ANA兵士の家族は、脅迫を受けていると報告されている。Landinfo, *Afghanistan: Human Rights and Security Situation (Report by Dr. Antonio Giustozzi)*, 9 September 2011, http://www.landinfo.no/asset/1745/1/1745_1.pdf（アフガニスタン：人権および治安状況（Antonio Giustozzi博士による報告））12頁。

²⁰¹ OCHA, “Humanitarian Space Under Pressure as Complexity of Conflict Intensifies”, *Humanitarian Bulletin Afghanistan*, Issue 16, 1-31 May 2013, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/May%20MHB%20Afghanistan.pdf>（アフガニスタン人道報告書）。2013年5月29日、ジャララバードのICRC事務所が攻撃を受け、アフガニスタン人警備員1名が死亡し、他のICRC職員1名が負傷した。Jason Lyall, *The Attack on the ICRC and the Changing Conflict in Afghanistan*, 4 June 2013, <http://politicalviolenceataglance.org/2013/06/04/the-attack-on-the-icrc-and-the-changingconflict-in-afghanistan/>（ICRCに対する攻撃と変容するアフガニスタンの紛争）2013年5月24日、IOMの宿泊施設がタリバンによって攻撃された。BBC, *Afghan Taliban Battle Police in Central Kabul*, 24 May 2013, <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-22656758>（カブール中心部でタリバンが警察と戦闘）

²⁰² 2012年の1月から9月の間、OCHAは26の州で人道援助関係者、資源および施設に対する直接および間接的な攻撃・暴力の事例113件を記録した。7人の死亡と13人の負傷が記録された。3分の1は犯罪組織、ほぼ3分の2はAGE関連の活動によるものとされた。OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc332.html>（2013年アフガニスタン共通人道措置計画）33頁。

また、例えば、以下も参照のこと。IRIN, *Afghanistan: The World's Most Dangerous Place for Aid Workers*, 18 April 2013, <http://www.irinnews.org/Report/97874/Afghanistan-the-world-s-most-dangerous-place-for-aid-workers>（アフガニスタン：援助活動従事者にとって世界で最も危険な場所）；AFP, *Two Red Crescent Staffers Killed in Afghanistan*, 17 April 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/two-red-crescent-staffers-killedafghanistan>（赤新月職員2名がアフガニスタンで殺害）

²⁰³ 2012年12月、元USAID職員の兄弟がタリバンに身代金目的で誘拐されたと報告されている。Boston Globe, *The U.S. is Abandoning its Loyal Friends in Afghanistan*, 7 December 2012, http://www.washingtonpost.com/opinions/the-us-is-abandoning-its-loyal-friends-in-afghanistan/2012/12/06/cc8b7416-38b5-11e2-8a97-363b0f9a0ab3_story.html（米国は、アフガニスタンの忠実な友を見捨

設作業員および地雷除去プロジェクトその他の開発プロジェクトに関与している個人を標的にしていると報告されている。²⁰⁵ そうした経歴を持つ個人は殺害、誘拐、威嚇され、子どもを含むそのような個人の家族も標的とされている。²⁰⁶

女性の人権の擁護者は、特に治安権限移譲中の地域およびタリバンの支配下にある地域において、脅迫、威嚇および攻撃に益々多く直面していると報告されている。²⁰⁷ 治安権限移

てている)

²⁰⁴ アフガニスタンNGO安全機関は、2012年に合計58名のNGO職員が誘拐された。Afghanistan NGO Safety Office (ANSO), *Quarterly Data Report, Q.4 2012*, <http://www.ngosafety.org/store/files/ANSO%20Q4%202012.pdf> (2012年第4四半期データ報告書) 7頁。また、以下も参照のこと。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) 2013年7月4日、ノルウェー難民委員会 (Norwegian Refugee Council) のアフガニスタン人職員3名が正体不明の武装グループに誘拐された。Khaama Press, *Gunmen Kidnap Aid Workers in Herat Province of Afghanistan*, 4 July 2013, <http://www.khaama.com/gunmen-kidnap-aidworkers-in-herat-province-of-afghanistan-1626> (アフガニスタンのヘラート州で武装グループが援助活動従事者を誘拐) タリバンの行動規範とも言われるタリバンの規則書 (Layeha) は、「不信心者の政府の下で国にやってきたNGOは政府のようなものだ。彼らは人々を助けるというスローガンの下、ここにやってきたが、実際は、この政権の一部なのだ。それが、道路、橋、診療所、学校、マドラサ、他の何の建設であろうと、彼らのすべての活動が禁止されるのはそのためである」としていると報告されている。Newsweek, *The Taliban's Book of Rules*, 11 December 2006, <http://www.newsweek.com/2006/12/11/the-taliban-s-book-of-rules.html> (タリバンの規則書)

²⁰⁵ OCHA, *Humanitarian Bulletin Afghanistan*, Issue 16, 1-31 May 2013, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/May%20MHB%20Afghanistan.pdf> (アフガニスタン人道報告書) 2頁; UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 16頁。内務省の反犯罪警察は、2012年に教師、建設作業員、採掘事業の従業員および国際社会に協力していると見なされる市民102名が誘拐されたと報告している。米国国務省は、「事件の実数はもっと多かったかもしれない」と指摘している。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)

²⁰⁶ 「家族が政府または国際部隊のために働いた、または、働いていると見なされた事例で、威嚇目的で子どもが誘拐された」と報告した。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第27段落。また、例えば、以下を参照のこと。Danish Immigration Service, *Afghanistan: Country of Origin Information for Use in the Asylum Determination Process - Report from Danish Immigration Service's fact finding mission to Kabul, Afghanistan*, 25 February to 4 March 2012, May 2012, <http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/3FD55632-770B-48B6-935C-827E83C18AD8/0/FFMrapportenAFGHANISTAN2012Final.pdf> (アフガニスタン：庇護認定プロセスでの使用のための出身国情報—デンマーク入管局カブール現地調査団からの報告) 19～25頁。

²⁰⁷ Amnesty International, *Strengthening the Rule of Law and Protection of Human Rights, Including Women's Rights, Is Key to Any Development Plan for Afghanistan*, ASA 11/012/2012, 26 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/512231782.html> (法の支配と女性の権利を含む人権保護の強化が、アフガニスタンのあらゆる開発計画にとっての鍵である) 3～4頁およびAmnesty International, *Afghanistan: Don't Trade Away Women's Rights*, October 2011,

譲が既に完了した地域では、女性団体は活動を休止するよう圧力を受けたと報告されている。²⁰⁸

e) 政府または国際社会を支持していると見なされるその他の市民

AGEsは、政府を支持していることについて罰するため、意図的に市民を殺害しており、殺害は他の者への警告となるよう意図されたものであったと報告されている。²⁰⁹ また、AGEsは、政府を支持することについて市民に警告するための脅迫的なテキストメッセージや地元ラジオ放送である「夜の手紙」(shab nameha)も使用していると報告されている。²¹⁰ AGEsが市民の支持を得られない場所では、AGEsが地元コミュニティに嫌がらせや威嚇を行ない、政府を支持していることについて地元住民に対して処罰を行っていると報告されている。²¹¹ 政府のための「スパイ活動」を行っていると非難された市民は、AGEsが運営する並列的で違法な司法手続きにおいて略式裁判にかけられていると報告されている。そのよう

<http://www.refworld.org/docid/5122511f2.html> (アフガニスタン：女性の権利を引き換えにするな) 同様に、アクション・エイドは、「NATO軍の撤退準備段階で緊張が高まるにつれ、女性に対する攻撃はより頻繁になっている」と報告している。ActionAid, *Afghan Women's Rights on the Brink: Why the International Community Must Act to End Violence Against Women in Afghanistan*, June 2012, http://www.actionaid.org.uk/doc_lib/on_the_brink_afghan_womens_rights.pdf (危機に瀕したアフガン女性の権利：なぜ国際社会はアフガニスタンにおける女性に対する暴力を終わらせるために行動しなければならないのか)

²⁰⁸ Afghan Women's Network, *Afghan Women Towards Bonn and Beyond: Position Paper*, 6 October 2011, http://www.afghanwomennetwork.af/Latest%20Updates/AWN_Position_Paper_FINAL_FINAL_English.pdf (アフガン女性、ボン会議とその先を目指して：ポジション・ペーパー) 2 頁、4 頁。女性団体は、APRPに統合された反徒が暴力を再開し、帰還先のコミュニティにとってのさらなる脅威を生んでいるケースについて報告している。Civil-Military Fusion Centre, *The Peace Process and Afghanistan's Women*, April 2012, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Governance/Afghanistan_Women_Reconciliation.pdf (和平プロセスとアフガニスタンの女性) 3 頁。

²⁰⁹ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 21～23 頁。

²¹⁰ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 21～23 頁、27～29 頁；UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 27 頁。ANSOは、そのような慣行の多くの例を挙げている。例えば、ナンガルハール州 Chaparhar 地区で政府のために働くことを止めるよう住民を威嚇・脅迫する夜の手紙について記録した ANSO, *ANSO Report, Issue 89, 1-15 January 2012*, <http://www.ngosafety.org/2012.html> (ANSO 報告書) 9 頁も参照のこと。

²¹¹ 例えば、ガズニ州 Andar 地区では、タリバンによる措置に対する地元コミュニティの反対の後、タリバン部隊が 2012 年 6 月 20 日と 23 日に地元の住宅 4 件を焼き払った。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 20 頁。

な「犯罪」に対する刑罰は、通常、処刑である。²¹²

政府が支持するタリバン・その他のAGEsに対する暴動に参加したと疑われた市民は、標的を絞った市民の殺害を含む残酷な報復の対象とされていると報告されている。²¹³

f) 部族の長老および宗教的指導者

政府または国際社会の支持者であり、AGEsに協力的ではないと見なされた部族の長老など、地元の伝統的指導者をAGEsが標的にしていると報告されている。²¹⁴親政府派であると見な

²¹² UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 21～23 頁; AFP, *Taliban Accused of Beheading Two Afghan Boys*, 10 June 2013,

<http://reliefweb.int/report/afghanistan/taliban-accused-beheading-two-afghan-boys> (タリバン、アフガン少年 2 名を斬首したとして非難される); UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 4 頁、17 頁、24 頁。

²¹³ タリバン・その他のAGEに対する複数の反乱が 2012 年に中央部、北部、南東部および東部で報告されている。これらの内、最も重要なものは、ガズニ州Andar地区で起こった。2012 年 4 月に始まり、当初はヘズブ・エ・イスラミに主導され、2012 年 10 月からは、反乱を支援するためにAndar地区にANSP部隊が配置された。UNAMAによれば、「タリバンのAndar地区の市民に対する報復は残酷なものであり、市民を故意に直接狙った攻撃もあった。例えば、Andar地区のコミュニティ・メンバーは、UNAMAに対して、地元タリバンの裁判官が反乱のメンバーに対して fatwa (宗教的見解) を出し、イスラム聖戦士に対して全員を殺し、その妻と取り上げるように指示した。報復は、標的を絞った殺害の形態ととった。この期間中、反乱に参加したとしてタリバンがコミュニティのメンバーを殺した標的を絞った殺害の事例 5 件が記録された。国際人道法の下、一般市民および個別の市民は報復の対象としてはならない。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 48～49 頁 (脚注削除)

²¹⁴ AGEは、部族長老が集まる場所をIEDで標的にしていると報告されている。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 21 頁。また、AFP, *Twin Suicide Attack at Afghan Tribal Meeting Kills Five*, 6 January 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/twin-suicide-attack-afghan-tribal-meeting-killsfive> (アフガニスタンの部族会議での自爆攻撃 2 件で、5 名が死亡) 2012 年 11 月 29 日、カンダハール州Panjwai地区で、部族長老がAGEにより誘拐・拷問・殺害された。2012 年 11 月 25 日、クナール州Wata Pur地区で、AGEが部族長老、その息子および同じ村出身の他の市民 2 名誘拐した。2012 年 11 月 21 日、AGEの同じグループが長老の甥を誘拐していた。5 人の男性全員が射殺された。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 23～24 頁。2012 年 5 月 15 日、AGEメンバーがヘラート州Shindand地区でのコミュニティ会合に向かって部族長老のグループに向けて発砲し、3 名が死亡し、1 名が負傷した。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 17 頁。

された村の長老の親族が報復としてAGEsに殺害されたと報告されている。²¹⁵

また、AGEsは親政府派であると見なされた宗教的指導者も標的とし、または、その特定のイスラム教の解釈に基づいて宗教的指導者を標的としている。²¹⁶ イマームは、ANSFメンバーまたはタリバンによって殺害された個人の葬儀を行なったことを理由に標的とされていると報告されている。²¹⁷

g) 公的な立場にある女性

2001年以降、アフガニスタン政府内または市民社会において指導的役割に達した女性（裁判官、議員、公的な立場にある女性および公的な立場にある女性を含む）は、脅迫、威嚇、暴力的な攻撃に晒されることが益々増えている。²¹⁸ 女性議員、州議会議員、公務員、ジャーナリスト、弁護士、教師、人権活動家および国際機関で働く女性など公的な立場にある

²¹⁵ Landinfo, *Afghanistan: Human Rights and Security Situation* (Report by Dr. Antonio Giustozzi), 9 September 2011, http://www.landinfo.no/asset/1745/1/1745_1.pdf (アフガニスタン：人権および治安状況 (Antonio Giustozzi博士による報告)) 12 頁。

²¹⁶ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 4 頁、24～26 頁；US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012 年度版－アフガニスタン))；US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012 年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)；UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 – S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=A/66/855> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第 17 段落。2012 年 5 月、Eidgahモスクのムッラー (宗教的指導者) の自宅がIEDで標的にされた。ムッラーは、IMFに協力していることと見なされていることから「PRTムッラー」として知られており、過去にもIED攻撃の標的となっていた。ANSO, *ANSO Report*, Issue 98, 16-31 May 2012, <http://www.ngosafety.org/2012.html> (ANSO報告書) 13 頁。

²¹⁷ UNAMA, *Afghanistan: Mid-Year Report 2013, Protection of Civilians in Armed Conflict*, July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f8c0604.html> (2013 年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 24～26 頁。2012 年 8 月 3 日、ナンガルハール州のDawlat Zai村のイマームがIED攻撃で殺害された。この攻撃は、イマームがタリバンによって殺害された民間警備員のために葬儀の祈禱を行なった後に行なわれた脅迫に続くものだった。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=A/HRC/22/37> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第 18 段落、第 21 段落。

²¹⁸ UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第 44 段落。また、Afghan Women's Network, *Women Leaders in Government and Civil Society Are under Constant Attacks*, 6 October 2011, http://www.afghanwomensnetwork.af/Latest%20Updates/AWN_Position_Paper_FINAL_FINAL_English.pdf (政府および市民社会の女性指導者が絶え間ない攻撃に晒されている) 3 頁。社会的道徳観に反すると見なされる女性の状況の詳細分析については、セクションIII.A.7.cを参照のこと。

女性を標的とした事例の広範に及ぶ報告が存在する。女性たちは、とりわけAGEsの事実上の支配下にある地域において、AGEsの標的となっており、また、地元の伝統的・宗教的権威、コミュニティの構成員、場合によっては、政府当局により標的とされている。²¹⁹ 公務に関与しようとする女性は社会規範に背いていると見なされ、「不道徳である」と非難され、タリバン・その他のAGEsによる脅迫、嫌がらせまたは暴力の標的とされることが多い。²²⁰ 公的な立場にある女性は、仕事を辞めなければ標的にされる危険がある旨を警告する電話や夜の手紙により殺害の脅迫を受けていると報告されている。²²¹ また、公的な立場にある女性が殺害されたとの報告も数多く存在する。²²²

人権活動家によると、多くの場合、法執行機関は公的な立場にある女性に対する嫌がらせや攻撃に対する免責との闘いに失敗している。²²³

²¹⁹ アムネスティ・インターナショナルは、アフガン女性（特に女性の権利の擁護者）は、特に権限移譲が進行中の地域およびタリバンの支配地域において、脅迫、威嚇、攻撃に益々直面するようになっているという信頼できる情報を入手したと報告している。Amnesty International, *Strengthening the Rule of Law and Protection of Human Rights, Including Women's Rights, Is Key to Any Development Plan for Afghanistan*, ASA 11/012/2012, 26 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/512231782.html>（法の支配と女性の権利を含む人権保護の強化が、アフガニスタンのあらゆる開発計画にとっての鍵である）3~4頁。

²²⁰ US Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2013 - Tier 2: Afghanistan*, 30 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/51826ef1b.html>（USCIRF年次報告書2013年）社会的規範に反すると見なされる女性の取扱いに関する詳細情報については、セクションIII.A.6およびIII.A.7を参照のこと。

²²¹ Radio Free Europe / Radio Liberty, *Fatal Afghan Shooting Highlights Risks For Female Health Workers*, 7 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124d7e42.html>（アフガニスタンでの致命的な銃撃が女性の医療従事者のリスクを強調）

²²² 例えば、2013年7月3日、ヘルマンド州で最も地位の高い女性警察官Islam Bibi警部補が、朝に自宅を出たとき、射殺された。The Telegraph, *Helmand's Top Female Police Officer Shot Dead*, 4 July 2013, <http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/afghanistan/10159122/Helmands-top-female-police-officer-shot-dead.html>。（ヘルマンドの女性で最高位の警察官、射殺される）2012年12月10日、ラグマーン州女性省の代表代理が、通勤中に正体不明の武装グループにより銃撃され、殺害された。2012年7月13日、その前任者でラグマーン州女性省の代表を務めたHanifa Safiが、遠隔操作の爆発装置によって殺害された。その家族の複数が負傷した。Human Rights Watch, *Afghanistan: Rights at Risk as Military Drawdown Advances*, 1 February 2013, <http://www.refworld.org/docid/5118bd4d2.html>（アフガニスタン：軍事撤退の進展に伴い、危機に瀕する権利）；UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html>（アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書）第21段落。2011年5月、ロガール州の女子校の校長であるKhan Mohammadが殺害された。Amnesty International, *Afghanistan: don't trade away women's human rights*, August 2011, <http://www.refworld.org/docid/512233d32.html>（アフガニスタン：女性の権利を引き換えにするな）

²²³ Afghanistan Rights Monitor, *Forgotten Heroes: Afghan Women Leaders Killed in Impunity, Ignored in Justice*, December 2012, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/forgotten-heroes-afghan-women-leaders-killed-impunity-ignored-justice>（忘れられた英雄たち：免責の下で殺害されるアフガニスタンの女性指導者たち）

h) 要旨

以上の分析に基づき、UNHCRは、ケースの個別の事情によっては、政府またはIMFを含む国際社会と関係している人々または協力的であると見なされる人々は、その（帰属された）政治的意見を根拠に難民としての国際保護を必要とする可能性があると考えます。

ケースの具体的な事情によっては、これらの経歴を持つ個人の家族または同世帯のその他の者も危機に瀕した個人との関係に基づき、国際保護を必要とする可能性がある。

2. ジャーナリストおよびその他のメディア関係者

憲法は表現の自由に対する権利および国家当局への事前提出なしで印刷・出版する権利を保障している。²²⁴ しかし、表現の自由および情報へのアクセスに対する権利に対する脅威について懸念が残る。2009年のメディア法は、イスラム教の原則に反するまたはその他の宗教・宗派に対して攻撃的な作品および資料の製作・複製・印刷・出版を禁止する幅広い文言の規定を含む。この法規定に基づく訴追の報告は存在しないが、ラジオ・テレビのジャーナリストを含む報道機関は、法律の成立による圧力に直面し、また、特定の内容に反対する社会的アクターによる圧力に直面していると報告されている。²²⁵

²²⁴ アフガニスタン憲法第34条（2004年1月3日）<http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>。第34条は、国家当局に対する事前提出なしで印刷・出版する権利を、「法の規定にしたがって」という文言により制限している。

²²⁵ US Commission on International Religious Freedom, *Annual Report 2012*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f71a66d32.html>, (2012年次報告書) 284頁。フリーダム・ハウスは、独立系報道局および出版社は、「イスラムおよび国の価値に反する」番組を放送しているとして保守派の聖職者に批判され、同様な理由で当局により罰金を科されたと報告している。Freedom House, *Freedom in the World 2012 - Afghanistan*, <http://www.refworld.org/docid/4f6b210837.html> (世界の自由度2012年：アフガニスタン) 2013年4月22日、カルザイ大統領は、情報・文化省に命令を出した。2013年4月22日、カルザイ大統領は、情報・文化省に命令を出し、イスラムの価値およびアフガニスタン社会の価値に反する映画および放送の流布を防止するよう命令を出し、それは2ヶ月に満たない期間で2回目であったと報告されている。報告によれば、大統領令はUlema Shura（聖職者評議会）（聖職者評議会）の要請により出された。Reporters Without Borders, *Journalists Still Targeted by Violence, Threats and Censorship*, 25 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e69f64.html> (ジャーナリスト、未だ暴力・脅迫・検閲の対象に) 2012年、政府はメディアにさらなる制約を課す可能性のある法の改正案を提出した。これらの法案は後に撤回されたが、カルザイ大統領は、その後、メディアがアフガニスタンの伝統・慣習を尊重することを確保することなどにより、国営・民間メディアに対して品質基準を課すための行動計画を策定するよう、情報・文化省に命令する命令を出した。この大統領令は、その曖昧な定義がメディアに対する包括的な抑圧の余地を生むのではないかという懸念を生じさせた。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/354 - S/2012/703, 13 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5065a16a2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第

報告によれば、メディア法の名誉毀損規定が、時に政府役人に対する批判を抑えるために使用されている。²²⁶ 報告によれば、政治家、治安関係者、安全保障当局者およびその他の権力の座にある者が、報道の結果として、益々多くのジャーナリスト、とりわけ、免責・戦争犯罪・汚職・政府役人および地元有力者によるその他の失敗・麻薬取引について報じたジャーナリストに対する逮捕・脅迫・嫌がらせを行なっている。²²⁷ 報告によれば、ジャ

35 段落; Institute for War and Peace Reporting, *Afghan Journalists Alarmed by Media Decree*, 9 August 2012, <http://www.refworld.org/docid/5026a0722227.html> (アフガニスタンのジャーナリスト、メディア令により警戒); UNAMA, *Journalist Community Demands 19 Amendments in Existing Afghan Media Law*, 18 July 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124ee262.html> (ジャーナリスト、既存のアフガニスタンのメディア法について 19 の改正を要求); Human Rights Watch, *Draft Law Threatens Media Freedom*, 2 July 2012, <http://www.refworld.org/docid/4ffedf6b2.html> (法案がメディアの自由を脅威に晒す) 情報・文化省 (MOIC) は、出版物およびメディアを規制する権限を持つ。しかし、巡礼・宗教省および Ulema Shura (聖職者評議会) (聖職者評議会) の両方が、メディアを規制・妨害しようとした。苦情およびメディア規則の違反の申立ては、メディア苦情申立て委員会 (Media Complaints Commission) を通じて MOIC に提出されるとされているが、巡礼・宗教省は 2011 年 5 月、「非イスラム」および「不道德」なメディア番組を規制するために、「悪徳美德局 (Vice and Virtue Department) を設立すると報告した。さらに、Ulema Shura (聖職者評議会) および MOIC が否定的な番組制作の傾向として捉えた傾向の後、両者は法に従わなかったメディアグループの許可を取り消すと述べた。US Department of State, *2011 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 24 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fc75ac3c.html> (2011 年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン) 2012 年 10 月、閣僚評議会は情報・文化省にアフガニスタンのメディアが「国益」を侵害しないよう確保する任務を与えた。ジャーナリストは、「国益」の範囲に関する明確性の欠如により、政府批判が「国益」を侵害するものとして解釈され得ると懸念を表明した。UNAMA, *Afghan Journalists Miffed by Government Orders to 'Control' Media Coverage*, 5 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124ee952.html> (アフガニスタンのジャーナリスト、メディア報道を「規制」する政府令に怒り)

²²⁶ 2012 年 6 月 11 日、検事総長事務局 (Attorney-General's Office) は、議員がその意見に影響を与えることを意図したイランからの賄賂を受け取ったとする一連の記事を Pajhwok Afghan News agency が発表した後、Pajhwok に対する捜査を開始したと報告されている。報告によれば、情報・文化省は、Pajhwok の記事は、メディア法の第 45 条に反して議員の名誉を毀損した主張した。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012 年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン); Human Rights Watch, *Draft Law Threatens Media Freedom*, 2 July 2012, <http://www.refworld.org/docid/4ffedf6b2.html> (法案がメディアの自由を脅威に晒す); Reporters Without Borders, *News Outlets Prosecuted for Reporting that Iran Bribed Parliamentarians*, 13 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fdb07fd2.html>. (報道機関、イランが議員に賄賂を贈ったとの報道により訴追)

²²⁷ UNAMA は、「アフガニスタンはメディア分野でかなりの進展を見せたが、アフガニスタンのジャーナリストは今も日常的な脅迫・威嚇・逮捕に直面しており、その職務遂行能力が損なわれている」としている。UNAMA, *Press Freedom Key to Credible Elections in Afghanistan*, 2 May 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/press-freedom-key-credible-elections-afghanistan> (報道の自由がアフガニスタンにおける信頼できる選挙の鍵) 英国外務連邦省は、「ジャーナリストは威嚇および規制に直面し続けている」としている。United Kingdom: Foreign and Commonwealth Office, *Human Rights and Democracy: The 2012 Foreign & Commonwealth Office Report - Afghanistan*, 15 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/516fb7d14f.html> (人権と民主主義: 2012 年外務連邦省報告書) また、US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19

ジャーナリストおよびメディアは、賄賂に関する疑惑など当局が機微な問題と見なす事柄について報道することによっても、逮捕・拘禁・訴追の危険に直面し続けている。²²⁸ 報告によれば、ジャーナリストは報復のおそれのためにまた自己検閲を行なうようになっている。²²⁹

ジャーナリストに対する暴力が懸念として残り、報告によれば、ほとんどの事例について国家当局に責任がある。²³⁰ ジャーナリストに対する暴力の加害者は処罰を受けないことが

April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012 年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) ; Ariana News, *Violence Against Journalists on Rise in Takhar*, 26 October 2012, <http://ariananews.af/regional/violence-against-journalists-on-rise-in-takhar/> (タハールでジャーナリストに対する暴力が増加傾向); Reuters, *Besieged Afghan Media Appeals to Karzai for Protection*, 4 May 2012, <http://www.reuters.com/article/2012/05/04/us-afghanistan-media-restrictionsidUSBRE8430HM20120504> (包囲されたアフガニスタンメディアがカルザイ大統領に保護の訴え) も参照のこと。

²²⁸ 例えば、カブールに拠点を置く新聞Mandegar紙の記者Abdolrahman Sakhizadehは、2013年5月15日に政府反汚職局内高官が関与した汚職の疑いに関する記事を公表した後、2013年7月5日に逮捕された。新聞編集者Nazari Paryaniは、2009年大統領選挙中の不正行為の疑いについて報道したことについて、30ヶ月の懲役を受けた。Reporters Without Borders, *Reporter Arrested Arbitrarily, Editor Gets Jail Term*, 11 July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51e003904.html> (記者が恣意的に逮捕され、編集者が懲役を受ける) 2012年4月、テレビ・ジャーナリストNasto Naderiは、多くの部分で役人の関与をほのめかす汚職と犯罪に関する番組を制作した後、拘禁され、役人に対する誹謗中傷の罪で告発された。Amnesty International, *Afghan Journalist Freed*, 11 May 2012, ASA 11/010/2012, <http://www.amnesty.org/fr/library/asset/ASA11/010/2012/fr/891b6265-5c06-4229-8d0b-caff24d0b5ea/asa110102012en.html> (アフガニスタンのジャーナリスト、解放) フリーダム・ハウスは、「益々多くのジャーナリストが、その報道を理由に政治家・治安当局・その他の権力者による逮捕・脅迫・嫌がらせを受けている」と報告している。Freedom House, *Freedom in the World 2012 - Afghanistan*, <http://www.refworld.org/docid/4f6b210837.html> (世界の自由度 2012年：アフガニスタン) また、Reporters Without Borders, *Journalists Still Targeted by Violence, Threats and Censorship*, 25 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e69f64.html> (ジャーナリスト、未だ暴力・脅迫・検閲の対象に) も参照のこと。

²²⁹ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) ; Reuters, *Besieged Afghan Media Appeals to Karzai for Protection*, 4 May 2012, <http://www.reuters.com/article/2012/05/04/us-afghanistan-media-restrictions-idUSBRE8430HM20120504> (包囲されたアフガニスタンメディアがカルザイ大統領に保護の訴え) ; Foreign and Commonwealth Office, *Human Rights and Democracy: The 2011 Foreign & Commonwealth Office Report*, April 2012, <http://www.fco.gov.uk/en/news/latest-news/?view=News&id=758877882> (人権と民主主義：2011年外務連邦省報告書) 159頁; Article 19, *Afghanistan: Each Time a Journalist Is Killed, the Truth Dies With Them*, 7 October 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124d9bd2.html> (アフガニスタン：ジャーナリストがいつも殺され、真実もジャーナリストと共に死ぬ) ; Nai, *Journalists Say Peace Process Causes Self Censorship*, 17 August 2011, <http://nai.org.af/en/blog/journalists-say-peace-process-causes-self-censorship> (ジャーナリスト、和平プロセスが自己検閲を生んでいると述べる)

²³⁰ 例えば、2013年7月9日、少なくとも4名のジャーナリストがカブールの別の事件で攻撃されたと報告されている。その中にはChannel 1 TVの記者Mohammad Fahim Fetratとそのカメラマンが含まれるが、二人は警察による露天商人の虐待についての報告中、警察に殴られた。Reporters Without Borders, *Reporter Arrested Arbitrarily, Editor Gets Jail Term*, 11 July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51e003904.html> (記者が恣意的に逮捕され、編集者が懲役を受ける)

アフガニスタンのメディアの権利グループNaiは、2013年1月から4月の間、ジャーナリストに対する暴力の40件の事例を記録し、20件を記録した2012年と比べて100%増加したと報告した。UNAMA, *Afghan Media Rights Group Reports Sharp Rise in Violence Against Journalists*, 5 May 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghanmedia-rights-group-reports-sharp-rise-violence-against-journalists> (アフガニスタンのメディアの権利グループ、ジャーナリストに対する暴力の急増を報告) および *Press Freedom Key to Credible Elections in Afghanistan*, 2 May 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/press-freedom-key-credible-elections-afghanistan> (報道の自由がアフガニスタンにおける信頼できる選挙の鍵) アフガニスタン・ジャーナリスト安全委員会 (Afghan Journalists Safety Committee) は、ジャーナリストに対する暴力の主な加害者は政府であると主張している。Voice of America, *Violence Against Journalists in Afghanistan Increasing*, 27 May 2013, <http://www.voanews.com/content/afghanistan-journalists-attacks-free-press/1669241.html> (アフガニスタンのジャーナリストに対する暴力が増加) 2013年2月24日にナンガルハール州での自爆攻撃について報告中、2人のジャーナリストがNDS職員に侮辱され、殴打されたと報告されている。Khaama Press, *Afghan Media: Hopes and Challenges*, 8 March 2013, <http://www.khaama.com/afghan-media-hopes-and-challenges-1452> (アフガニスタンのメディア：希望と課題) 国境なき記者団は、「2013年世界の報道自由度数 (World Press Freedom Index 2013)」でアフガニスタンを179か国中128位に位置付け、150位だった1年前と比べ大きな改善であるとした。しかし、「ジャーナリストに対する暴力は完全にはなくなり、政府は免責の問題に取り組まなかった。2012年に殺害されたジャーナリストはおらず、メディア関係者の逮捕は減少した。外国部隊の一部の撤退および隣国パキスタンにおける状況悪化は、改善は不安定なものであることを意味している」としている。Reporters Without Borders, *World Press Freedom Index - 2013*, 30 January 2013 <http://www.refworld.org/docid/5108f621e.html> (2013年世界の報道自由度数) Nai Mediawatchは、2011年には2001年以降最高の72件であったのに対して、2012年のジャーナリストに対する暴力の事例は23件であったと報告した。2001年から2012年の間、25名のジャーナリストが殺害されたと報告されている。Nai Mediawatch, *Incidents of Violence Against Journalists in Afghanistan 2001-2012*, <http://data.nai.org.af/> (2001年から2012年のアフガニスタンにおけるジャーナリストに対する暴力の事例) ジャーナリスト保護委員会 (Committee to Protect Journalists / CPJ) はアフガニスタンで殺害されたジャーナリスト数について若干低い数字を挙げている。CPJによれば、1992年以降、24名のジャーナリストが殺害され、内12名が殺人、残りは十字砲火または危険な任務中に死亡した。Committee to Protect Journalists, *12 Journalists Murdered in Afghanistan Since 1992*, <http://www.cpj.org/killed/asia/afghanistan/murder.php> (1992年以降、アフガニスタンで12名のジャーナリストが殺害) および *24 Journalists Murdered in Afghanistan Since 1992*, <http://www.cpj.org/killed/asia/afghanistan/> (1992年以降、アフガニスタンでジャーナリスト24名が殺害) (両方日付なし。2012年9月18日にアクセス) 2009年および2010年に急増したジャーナリストの誘拐は、2011年には減少したと報告されている。また、Committee to Protect Journalists, *Attacks on the Press in 2011- Afghanistan*, 22 February 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f4cc9982d.html> (2011年報道に対する攻撃—アフガニスタン) および Freedom House, *Freedom in the World 2012 - Afghanistan*, <http://www.refworld.org/docid/4f6b210837.html> (世界の自由度 2012年：アフガニスタン) Article 19は、2011年までの10年間で少なくとも200名のジャーナリストが身体的暴行を受け、それ以上の者が安全に対する脅威の結果、職業を離れるか、国から逃れたと述べている。Article 19, *Afghanistan: Each Time a Journalist Is Killed, the Truth Dies With Them*, 7 October 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124d9bd2.html> (アフガニスタン：ジャーナリストがいつも殺され、真実もジャーナリストと共に死ぬ) 2012年末時点で、2012年2月に発生したパクティカ州Orgun地区のMelmaラジオ局のマネージャーSamid Khan Bahadarzaiの殺害について、動機は未解決のままであった。Committee to Protect Journalists, *Journalists Killed in 2012 - Motive Unconfirmed: Samid Khan Bahadarzai*, 18 December 2012, available at: <http://www.refworld.org/docid/5107a098c.html> (2012年に殺害されたジャーナリスト—動機未確認：Samid Khan Bahadarzai)

多く、ジャーナリストは自分たちを保護しないことについて政府を非難している。²³¹

AGEsによるジャーナリストおよび報道機関に対する暴力・脅迫も懸念として残り、ジャーナリストの制約を受けることなく時事問題について報道する能力を制限する効果を持っている。²³² 政府やその政策について支持的な報道を発表したジャーナリストは、タリバンからの脅迫を受けた。²³³ 州レベルでは、多くの報道局および活字メディアは軍閥が所有しており、軍閥が言論の自由を抑圧するためにメディアに対する所有権使用していると報告されている。²³⁴

以上を踏まえ、国家または非国家主体のいずれかによって機微な問題と見なされる事柄（武力紛争、政治汚職、その他の政府の失敗、麻薬取引を含むが、これに限定されるものではない）に関する批判的な報道を行なったジャーナリストおよびその他のメディア関係者は、その（帰属された）政治的意見または宗教的な見解を根拠に難民としての国際保護を必要とする可能性がある。UNHCRは考える。ケースの具体的な事情によっては、これらの経歴を持つ個人の家族の構成員または同世帯のその他の者も危機に瀕した個人との関係に基づき、国際保護を必要とする可能性がある。

²³¹ Committee to Protect Journalists, *Getting Away With Murder: CPJ's 2013 Impunity Index*, 2 May 2013, <http://reliefweb.int/report/world/getting-away-murder-cpj%E2%80%99s-2013-impunity-index> (殺人の罪を逃れる: CPJの2013年免責度数); Reuters, *Besieged Afghan Media Appeals to Karzai for Protection*, 4 May 2012, <http://www.reuters.com/article/2012/05/04/us-afghanistan-media-restrictionsidUSBRE8430HM20120504> (包囲されたアフガニスタンメディアがカルザイ大統領に保護の訴え); UNAMA, *Press in Eastern Afghanistan Urge Greater Access and Safety for Fellow Journalists*, 3 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124ecd82.html> (アフガニスタン東部の報道機関、ジャーナリストのより良いアクセスと安全を要請); Nai, *Radio Station Manager Beheaded by Unknown Assailants*, 26 February 2012, <http://www.nai.org.af/en/blog/radio-station-manager-beheaded-unknown-assailants> (ラジオ局マネージャー、正体不明の襲撃者により断首); Article 19, *Afghanistan: Each Time a Journalist Is Killed, the Truth Dies With Them*, 7 October 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124d9bd2.html> ((アフガニスタン: ジャーナリストがいつも殺され、真実もジャーナリストと共に死ぬ))

²³² Reporters Without Borders, *Journalists Still Targeted by Violence, Threats and Censorship*, 25 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e69f64.html> (ジャーナリスト、未だ暴力・脅迫・検閲の対象に); Reporters Without Borders, *2012 Predators of Press Freedom: Afghanistan/Pakistan - Mollah Mohammad Omar, Taliban Chief*, 4 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fa77ce816.html> (2012年報道の自由の侵害者—タリバン指導者ムラー・モハメッド・オマル)

²³³ ジャーナリストは、タリバンによる報復をおそれ、報道において反乱を批判するのを避けたと報告されている。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン)

²³⁴ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン) さらに、米国国務省によると、イラン、パキスタン、湾岸諸国の民間人が所有や脅迫を通じて、アフガニスタンのメディアに影響を与えようとし、イランは西部の州で反政府報道を増やすよう記者を威嚇する一方で、イランに反対する記事を制限しようとしたとされる。米国国務省同上書。

3. 戦闘年齢の男性および少年

AGEsが実効的な支配を行なう地域においては、AGEsは戦闘員を徴用するために様々なメカニズム（強制的な戦略に基づく徴兵メカニズムを含む）を使用していると報告されている。

²³⁵ 「ラシュカル (*lashkar*) 」として知られる戦争動員の伝統的な形態では、すべての世帯が戦闘年齢の男性1名を提供することが期待される。²³⁶ AGEsが実効的な支配を行なう地域およびアフガニスタンのIDPの居住地では、反乱のための戦闘員の徴集にこのメカニズムを施行するために脅迫・威嚇が使用されていると報告されている。²³⁷ 報告によれば、徴集に反抗する人々は政府のスパイであると非難され、殺害・処罰される危険に晒される。²³⁸ 反乱に関係する家族が、AGEs内での地位を確立することを願い、少年をAGEsに自爆テロ犯として提供しているとの報告が存在する。²³⁹

ALP司令官も、青年男性および子どもの両方を、ALP部隊に強制的に徴集していると報告されている。²⁴⁰

²³⁵ 例えば、2010年3月にヘルマンド州で治安と開発の国際審議会（International Council on Security and Development/ICOS）が実施した調査では、回答者の34%が男性はタリバンに参加するよう強制されるために、タリバンに参加すると述べた。ICOS, *Operation Moshtarak: Lessons Learned*, May 2010, <http://www.icosgroup.net/2010/report/operation-moshtarak-lessons-learned/>（ムシュタラク作戦：教訓）7頁。欧州庇護支援事務所（European Asylum Support Office）は、タリバンによる徴兵目的での脅迫・威嚇・暴力の使用に関する証拠を提供する現地の匿名の情報源を多く引用している。EASO, *Afghanistan: Taliban Strategies – Recruitment*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/4ffc30a82.html>（アフガニスタン：タリバンの戦略—徴兵）脚注110（ヘルマンド駐在の現地特派員）、113（アフガニスタン東部駐在の現地特派員）および115（ホースト駐在の現地特派員）

²³⁶ Landinfo, *Afghanistan: Human Rights and Security Situation*, 9 September 2011, <http://www.refworld.org/docid/4e8eadc12.html>（アフガニスタン：人権および治安状況）7頁。

²³⁷ 例えば、UNAMAはバルフ州のある地区の村長が「タリバンは、若い男性の運動の反乱軍への参加を呼びかけ、運動のために仕えることを望まない者を殺害すると脅迫する」と述べたと引用している。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html>（2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護）18頁。また、Afghanistan Research and Evaluation Unit (Antonio Giustozzi), *Thirty Years of Conflict: Drivers of Anti-Government Mobilisation in Afghanistan 1978-2011*, January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f157c6a2.html>（30年間の紛争：アフガニスタンの反政府動員の推進者たち）55頁；and Landinfo, *Afghanistan: Human Rights and Security Situation*, 9 September 2011, <http://www.refworld.org/docid/4e8eadc12.html>（アフガニスタン：人権および治安状況）7頁。

²³⁸ Landinfo, *Afghanistan: Human Rights and Security Situation*, 9 September 2011, <http://www.refworld.org/docid/4e8eadc12.html>（アフガニスタン：人権および治安状況）8頁。

²³⁹ European Union: European Asylum Support Office (EASO), *EASO Country of Origin Information Report. Afghanistan. Taliban Strategies-Recruitment*, 10 July 2012, <http://www.refworld.org/docid/4ffc30a82.html>（EASO出身国情報報告書アフガニスタン。タリバンの戦略—徴兵）29頁。

²⁴⁰ 2011年、UNAMAは、パクティカ州、ファラー州およびウルズガン州のいくつかの地区におけるALP司令官による子どもを含む地元住民の強制徴兵に関する報告を受けた。ウルズガン州の

以上を踏まえ、UNHCRは、ケースの具体的な事情によっては、AGEsの実効的支配の下にある地域または政府派の部隊とAGEsが支配を懸けた戦闘を行なっている地域に住む戦闘年齢の男性および少年は、特定の社会的集団の構成員であることを根拠として、難民としての国際保護を必要とする可能性があると考えます。

ケースの具体的な事情によっては、ALP司令官が十分有力な地位にあり、コミュニティの構成員をALPに強制的に徴集できる地域に住む戦闘年齢の男性および少年も同様に、特定の社会的集団の構成員であることを根拠として、難民としての国際保護を必要とする可能性がある。強制的徴集に反抗する男性・少年も（帰属された）政治的意見を根拠に難民としての国際保護を必要とする可能性がある。ケースの具体的な事情によっては、このような経歴を持つ男性・少年の家族の構成員も危機に瀕した個人との関係に基づき、国際保護を必要とする可能性がある。

4. 反政府勢力を支援していると疑われた市民

憲法は、何人も適正手続きなく逮捕または拘禁されないと規定する。憲法は、拷問の使用の絶対的禁止も含む。²⁴¹ こうした法的保障にかかわらず、NDSおよびANPが運営する拘禁施設における恣意的な拘禁および被拘禁者（特に紛争に関連した被拘禁者）に対する拷問および残酷なまたは品位を傷つける取扱いに関する懸念が挙げられている。²⁴² UNAMAは

Shah-Wali-Kot地区では、地元のALP司令官1名が各家庭から息子1人をALP部隊に参加するよう要求し、その結果、多くの家族がALPへの徴用を避けるために自宅から避難したと報告されている。UNAMA, *Annual Report 2011: Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f2fa7572.html> (2011年年度報告書：武力紛争における市民の保護) 6頁、34頁。

²⁴¹ アフガニスタン憲法第27条および第29条（2004年1月3日）
<http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>

²⁴² 2011年10月から2012年10月の間、UNAMAはANP、NDS、ANAおよびALPにより拘束されている635名の紛争関連の被拘禁者の面接を行なった。これらの被拘禁者の半数以上（326名）が特に34箇所（ANP・NDS）の拘禁施設で不当な取扱いおよび拷問を経験した。ANP施設における拷問・不当な取扱いの事例は、前回の12ヶ月の報告期間と比べて増加した一方で、NDS施設における事例は前回と比べて減少した。UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html> (アフガニスタン拘留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い：それから1年) 2012年3月、AIHRCもNDS・ANP施設における拷問の使用および「被拘禁者の基本的な適正手続きに対する権利の広範に及ぶ意図的な侵害」について報告した。AIHRC and Open Society Foundations, *Torture, Transfers, and Denial of Due Process: The Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghanistan*, 17 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/512241ec2.html> (拷問・移送・適正手続きの否定：アフガニスタンにおける紛争関連被拘禁者の取扱い) 報告書(10頁)は、「アフガニスタンの司法制度全体で虐待が問題である一方で、研究・経験は、紛争関連の被拘禁者は特に虐待・拷問に対して脆弱であることを示している」としている。また、UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and*

NDS施設の2箇所、ANP施設6箇所およびABP施設の1箇所において、組織的に拷問が使用されていると報告している。²⁴³拷問を受けたことが判明した被拘禁者の中には子どもも含まれる。²⁴⁴

または、UNAMAは、カンダハール州でANPによって勾留された81名が失踪したとの報告も受けている。²⁴⁵UNAMAの調査結果は、2013年1月のUNAMA報告書の公表を受けてカルザイ大統領が命令した公式調査により、2013年2月に裏付けされた。²⁴⁶

UNAMAは、被拘禁者は人身保護令状に対する権利を含む救済メカニズムへのアクセスおよび弁護士への意味のあるアクセスを持たないと報告している。²⁴⁷報告によれば、刑事裁判所は拷問によって得た自白を証拠として使用することを日常的に認めている。²⁴⁸UNAMAは、「拷問の加害者についてほとんど捜査がされず、拷問や不当な取扱いに対して責任のある者が訴追されたり、失業したりすることはなく、説明責任が慢性的に欠如していると考えられる」としている。²⁴⁹

Technical Achievements in the Field of Human Rights, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第4段落、第40～45段落を参照のこと。どう報告書は、違法な拘禁と拷問のおそれがあるのは、特に紛争関連の被拘禁者であるとしている。(第4段落)

²⁴³ UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html> (アフガニスタン勾留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い：それから1年) 4～5頁

²⁴⁴ UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html> (アフガニスタン勾留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い：それから1年) 33～34頁、38～41頁、46頁、48頁、51頁、54頁。

²⁴⁵ UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html> (アフガニスタン勾留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い：それから1年) 53～54頁。

²⁴⁶ AFP, *Kabul Inquiry Finds Evidence of Prison Torture*, 10 February 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/kabul-inquiry-findsevidence-prison-torture> (カブール調査で刑務所での拷問の証拠が見つかる)

²⁴⁷ UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html> (アフガニスタン勾留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い：それから1年) 17頁、69頁、75頁。

²⁴⁸ UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html> (アフガニスタン勾留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い：それから1年) 72～73頁。

²⁴⁹ UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html> (アフガニスタン勾留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い：それから1年) 9頁。2012年3月17日のAIHRC報告書は同様の結論に達しており、「アフガニスタン政府は被拘禁者の虐待に責任のある個人に責任を課すことに概して失敗している」と述べている。AIHRC and Open Society Foundations, *Torture, Transfers, and Denial of Due Process: The Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghanistan*, 17 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/512241ec2.html> (拷問・移送・適正手続きの否定：アフガニスタンにおける紛争関連被拘禁者の取扱い) 3頁。国連人権理事会のアフガニスタン代表は、アフガニス

先のUNAMA報告書を受け、ISAFは、アフガニスタン当局による捜査・被拘禁者の取扱いに関する実行の改善を支援するために6段階の救済スキームを導入した。²⁵⁰ また、NDSは虐待・拷問の申立てを調査する人権部門を設立し、国内基準および国際基準を守る責任について職員に再認識させる指令を出した。²⁵¹ しかし、UNAMAの第2回報告書は、救済スキームの影響は限られ、改善は一時的なものではないかもしれないと指摘した。²⁵² その他の監視員もアフガニスタンの刑事司法制度について懸念を表明し続けている。国連事務総長は2012年6月、刑務所被収容者数は著しく増加し続けているとし²⁵³、また国連人権高等弁務官はそれに先立ち、既に過密状態にある刑務所制度においてさらに増加する刑務所被収容者数による負担の増加が「被拘禁者、特に紛争関連の被拘禁者に自白を強要するために拷問をしようとする法執行当局の態度の要因となっている」と指摘していた。²⁵⁴

タンの拘禁施設における被拘禁者の組織的な拷問の疑いを否定したが、アフガニスタン刑事司法制度の「弱点」の存在を認めた。Human Rights Council, *19th Regular Session, Geneva, 27 February – 23 March 2012, Statement by M. Sharif Ghalib, Deputy Permanent Representative, Charge d’Affaires, a.i.*, pp. 4-5 (on file with UNHCR); see also Human Rights Watch, *Afghanistan: Decree Increases Detainees’ Risk of Torture*, 10 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f0fe0b72.html> (命令により、被拘禁者の拷問のリスクが増加)

²⁵⁰ UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html> (アフガニスタン拘留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い：それから1年) 76～81頁。6段階の計画には、現地施設調査、人権と被拘禁者の取扱いに関する訓練、拘禁施設のモニタリング、政府による説明責任措置に対する支援、ISAFと政府の拘禁施設業務の間の透明性の促進が含まれる。

²⁵¹ UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/728-S/2012/133, 5 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fbf60732.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第33段落。

²⁵² UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html> (アフガニスタン拘留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い：それから1年) 79～81頁。

²⁵³ UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/728-S/2012/133, 5 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fbf60732.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第33段落。

²⁵⁴ Human Rights Council, *Nineteenth Session, Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights situation in Afghanistan and Technical Assistance Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (第19会期、アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第40段落。2012年1月のアフガニスタンの刑務所の管轄の司法省から内務省への権限移譲に関して懸念が表明された。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 – S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118c1152.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第33段落; Human Rights Watch, *Afghanistan: Decree Increases Detainees’ Risk of Torture*, 10 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f0fe0b72.html> (命令のより、被拘禁者の拷問のリスクが増加) ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2003年にアフガニスタンの刑務所の管轄が内務省から司法省に移譲され、当時、重要な司法制度の改革と見なされた。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、

以前、バگرام拘禁施設で米軍に拘束されていた約3,100名の被拘禁者のアフガン当局への移送についても懸念が表明されている。人権監視員は、アフガニスタンの司法制度の組織的問題が十分に対処されたという証拠がない中での移送は、被拘禁者を拷問または残酷な、非人道的なおよび品位を傷つける取扱いの危険に晒すことになるだろうと指摘している。

²⁵⁵また、国内の刑事裁判所で訴追される必要のある非拘禁者数の著しい増加は、既存の収

すべての受刑者を内務省の管轄下に置くことは、アフガニスタン警察が尋問中、犯罪容疑者に対する直接的な権限を持つことになる可能性を増加させると懸念を表明した。同団体は、警察の虐待的な法執行方法の使用の実績に鑑みて、このことは刑務所における拷問および残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いのおそれを高めると懸念を表明した(同上書)。また、UNAMA, *Amid Challenges, UN Supports Afghan Efforts to Improve Corrections Facilities*, 8 July 2013, <http://unama.unmissions.org/Default.aspx?tabid=12254&ctl=Details&mid=15756&ItemID=37016&language=en-US> (課題のある中、国連は矯正施設の改善のためのアフガニスタンの努力を支援)

²⁵⁵ Amnesty International, *Afghanistan-US Prison Transfer Gets Go-Ahead Despite Torture Risks*, 5 April 2012, <http://www.amnesty.org/zhant/node/30730> (拷問のおそれをよそに、米国からアフガニスタンへの刑務所権限移譲が開始) 受刑者の移送は、2012年3月の米国政府とアフガニスタン政府の間の覚書締結を受けたものだった。New York Times, *U.S. and Afghanistan Agree on Prisoner Transfer as Part of Long-Term Agreement*, 9 March 2012, <http://www.nytimes.com/2012/03/10/world/asia/us-and-afghanistan-agree-on-detainee-transfer.html> (米国とアフガニスタンが長期合意の一環として受刑者の移送に合意)バگرامで拘束されている被拘禁者のアフガニスタン当局への移送は、2012年9月までに完了する予定であったが、被拘禁者が裁判にかけられるべきか、裁判なしで無期限に拘束され続けるべきかに関する米国当局とアフガニスタン当局の間の意見の不一致から、引渡しは何度も遅れた。アフガニスタン政府がアフガニスタンおよび国際部隊に危険をもたらすと見なされる被拘禁者はアフガニスタン法に基づき、拘禁され続けると保証した後、遂に2013年3月に引渡し式が行なわれた。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 13 June 2013, A/67/889-S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第29段落; Wall Street Journal, *U.S. Hands Prison Over to Afghans*, 25 March 2013, <http://online.wsj.com/article/SB10001424127887324789504578382320464998116.html> (米国、刑務所をアフガニスタンに移譲); Aljazeera, *US Hands Over Bagram Prison to Afghanistan*, 26 March 2013, <http://www.aljazeera.com/news/asia/2013/03/201332534437116216.html> (米国、バگرام刑務所をアフガニスタンに移譲) 既に過密状態にあり、高度な安全性を要求する被拘禁者の収容を目的としていないカブール青少年社会復帰センター (Kabul Juvenile Rehabilitation Centre) への危険性の高い青少年最高100人の移送について特別な懸念が挙げられた。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/354-S/2012/703, 13 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5065a16a2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第44段落。アフガニスタンで英国によって捕らえられた被拘禁者の最初のグループが2013年6月にアフガニスタン当局に移送されたが、法的な課題により他の被拘禁者の移送は妨げられ続けている。BBC, *UK Forces Begin Transfer of Afghan Detainees*, 28 June 2013, <http://www.bbc.co.uk/news/uk-23097273> (英国軍、アフガニスタン被拘禁者の移送を開始) カナダ・英国両国は、拷問および不当な取扱いの報告により、過去数年で複数回に渡り、特定のNDS施設への被拘禁者の移送を停止している。その後、両国は、アフガニスタン当局に引き渡された被拘禁者の取扱いを追跡できる移送後モニタリング計画を実施している。Government of Canada, *Canadian Forces Release Statistics on Afghanistan Detainees*, 9 September 2010, http://www.afghanistan.gc.ca/canada-afghanistan/news-nouvelles/2010/2010_09_22b.aspx?lang=eng (カナダ軍、アフガニスタン被拘禁者に対する統計を発表); および *R (on the application of Evans) v. Secretary of State for Defence*, [2010] EWHC 1445 (Admin), 25 June 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c4049be2.html> を参照のこと。しかし、AIHRC は2012年3月17日

容能力の問題を悪化させ、長期に渡る裁判前拘禁と適性手続き違反の危険を増加させるとも指摘している。²⁵⁶

以上を踏まえ、UNHCRは、AGEsを支持していると疑われた個人は、個人の経歴およびケースの事情によっては、(帰属された) 政治的意見を根拠に難民としての国際保護を必要とする可能性があると考え。庇護の非軍事的、人道的性質を維持する必要性に鑑みて、元軍事要員は、真に且つ恒久的に軍事活動を放棄したことが証明された場合のみ庇護希望者として見なされるべきである。²⁵⁷さらに、上述の経歴を持つ人々による申請は、難民の地位からの除外の可能性について検討する必要性を生じさせるかもしれない。子どもに特有な状況および脆弱性に鑑みて、子どもにたいする除外条項の適用は、十分に注意して行なわれる必要がある。²⁵⁸武装グループと関係した子どもが罪を犯したとされる場合、その者は単に加害者ではなく、国際法違反の被害者である可能性があることを心に留めておくことが重要である。²⁵⁹

の報告書で、施設外での虐待や虐待を明らかにすることに対する報復に対する被拘禁者のおそれなど報告書内で挙げられた懸念に鑑みて、移送後のモニタリング制度は、事実上、拷問、非人道的な、品位を傷つける取扱いの使用に対して十分な保障を適用するものではないとしている。AIHRC and Open Society Foundations, *Torture, Transfers, and Denial of Due Process: The Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghanistan*, 17 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/512241ec2.html> (拷問・移送・適正手続きの否定：アフガニスタンにおける紛争関連被拘禁者の取扱い) 3頁。

²⁵⁶ UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第36段落; New York Times, *U.S. Puts Transfer of Detainees to Afghans on Hold*, 9 September 2012, <http://www.nytimes.com/2012/09/10/world/asia/us-puts-afghantransfers-at-parwan-prison-on-hold.html> (米国、被拘禁者のアフガニスタン当局への移送を保留); Open Society Foundations, *Remaking Bagram: The Creation of an Afghan Internment Regime and the Divide over US Detention Power*, 6 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/512240d82.html> (バگرامの再建：アフガニスタン暫定政権の創設と米国の拘禁権限の分割)

²⁵⁷ UNHCR Executive Committee, No. 94 (LIII) - 2002, *Conclusion on the civilian and humanitarian character of asylum*, 8 October 2002, <http://www.refworld.org/docid/3dafdd7c4.html> (庇護の非軍事的、人道的性質に関する決議)。放棄の真正性・恒久性の立証方法に関するガイダンスについては、類推的に、UNHCR, *Operational Guidelines on Maintaining the Civilian and Humanitarian Character of Asylum*, September 2006, <http://www.refworld.org/docid/452b9bca2.html> (庇護の非軍事的、人道的性質の保持に関するオペレーショナル・ガイドライン) を参照のこと。

²⁵⁸ 除外条項の子どもへの適用に関する詳細なガイダンスについては、UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/09/08, 22 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html> (国際保護に関するガイドライン第8号：難民の地位に関する1951年条約・1967年議定書第1条A(2)および第1条Fの下での子どもによる庇護申請) 第58～64段落。

²⁵⁹ パリ原則は、「軍隊又は武装集団に加えられている間に行なったとされる国際法上の犯罪について罪を問われている子どもは、第一義的には国際法に反する犯罪の被害者と考えられるべきであり、実行犯としてのみとらえられるべきではない。このような子どもは、多数の協定及び原則

5. 少数派の宗教集団の構成員およびシャリア法に反すると見なされる個人

憲法は、イスラム教以外の宗教の信者は「法の範囲内で自由に宗教上の権利の行使・実行できる」と規定する。²⁶⁰しかし、憲法は、イスラム教は国教であり²⁶¹、「アフガニスタンにおいては、如何なる法律も神聖なイスラム教の教義および定めに反してはならない」とも宣言している。²⁶²さらに、憲法は、憲法・その他の法律による定めがない場合、裁判所はスンニ派イスラム法学派であるハナフィ法学に従うものとするとも定めている。²⁶³アフガニスタンの法学者および政府役人は、2つの法体系における憲法上の義務が対立する場合、アフガニスタンの国際人権法上の義務よりイスラム法を優先しているとして非難されてきた²⁶⁴（特にスンニ派イスラム教徒ではないアフガニスタン人および女性の権利との関連において）。²⁶⁵

を通じて子どもに特別な保護を与えている国際法に一致する、修復的司法及び社会的更生の枠組みの中で、国際法にしたがって処遇されなければならない」と述べている。UNICEF, *The Paris Principles: Principles and Guidelines on Children Associated with Armed Forces or Armed Groups*, February 2007, <http://www.refworld.org/docid/465198442.html>（軍隊又は武装集団に加えられた子どもに関するパリ原則及び指針）第3.6段落および第3.7段落。

²⁶⁰ アフガニスタン憲法（2004年1月3日）<http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html> 第2条。

²⁶¹ アフガニスタン憲法（2004年1月3日）<http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html> 第2条。

²⁶² アフガニスタン憲法（2004年1月3日）<http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html> 第2条。第149条は、将来の憲法改正に制約を課し、特に、「神聖なイスラム教およびイスラム共和国の教義の順守の原則は、改正されない」と規定している。

²⁶³ アフガニスタン憲法（2004年1月3日）<http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html> 第130条。イスラム法学のハナフィ学派は、スンニ派イスラム法学の4つの学派の一つである。裁判官がハナフィ法学の理解するにあたり支援を必要とする場合、最高裁判所内のファトワ・説明局（Office of Fatwa and Accounts）がハナフィ法学を解釈する。US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html>（信仰の自由に関する国際報告書（2012年度版－アフガニスタン）アフガニスタンのシーア派の家族に関する家族法の問題は、アフガニスタン憲法の第131条にしたがって可決されたシーア派身分法（Shiite Personal Status Law, March 2009, <http://www.refworld.org/docid/4a24ed5b2.html>）に準拠する。

²⁶⁴ 憲法6条は、「国家は、（中略）人権の保護に基づき、豊かで進歩的な社会を作る」とし、第9条は、「国連憲章、国際合意、アフガニスタンが加盟した国際条約および世界人権宣言が尊重されるものとする」と規定している。アフガニスタン憲法（2004年1月3日）<http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>。

²⁶⁵ US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html>（信仰の自由に関する国際報告書（2012年度版－アフガニスタン））；US Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2013 – Tier 2: Afghanistan*, 30 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/51826ef1b.html>（2013年USCIRF年次報告書－区分2：アフガニスタン）アフガニスタンの女性の詳細分析については、セクションIII.A.7を参照のこと。宗教に基づく庇護申請については、UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 6: Religion-Based Refugee Claims under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/04/06, 28 April 2004, <http://www.refworld.org/docid/4090f9794.html>（国際保護に関するガイドライン第6号：難民の地位に関する1951年条約・1967年議定書第1条A（2）の下での宗教に基づく難民申請）を参照のこと。

a) 少数派の宗教集団

非イスラム教の少数派グループ（特にキリスト教、ヒンズー教、シーク教の集団）は、法の下での差別を受け続けている。²⁶⁶例えば、憲法およびアフガニスタンの成文法による定めがない場合、憲法はスンニ派ハナフィ法学に従う。このことは、宗教にかかわらず、すべてのアフガニスタン市民に適用される。唯一の例外は、すべての当事者がシーア派イスラム教徒である場合の属人法であり、この場合はシーア派身分法 (Shiite Personal Status Law) が適用される。その他の宗教的少数派についての個別の法律は存在しない。非イスラム教徒は、非イスラム信仰について公に認めなければ、互いに結婚ができると報告されている。

267

非イスラム教の少数派グループは、社会的嫌がらせ、時には暴力を受け続けていると報告

と。

²⁶⁶ US Department of State, 2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012年度版—アフガニスタン) 宗教的人口分布に関する信頼できるデータは存在しないが、推計は人口の80%がスンニ派イスラム教徒であり、19%がシーア派イスラム教徒、1%がその他の宗教グループに属していることを示している。米国国務省は、「シーア派の一宗派と自称するイスマイル派 (Ismailis) は全人口の約5%を占めている。少数派宗教コミュニティの指導者たちは、シーク教徒が350家族、ヒンズー教徒が30家族いると推計している。バハーイー教徒とキリスト教徒は、いずれも迫害をおそれて公然と信仰しないため、その推計はより明確ではない。報告によれば、キリスト教コミュニティは500人から8,000人、バハーイー教徒は約2,000人である。さらに、その他の宗教を信仰する人々が少数いる。ユダヤ教徒として知られた人が1名いる」としている。US Department of State, 2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012年度版—アフガニスタン) 米国国務省の2011年は、アフガニスタンの非イスラム教コミュニティのほとんどの人々が内戦とその後のタリバンによる支配の時期に国を逃れ、2001年までにこうした非イスラム教の人口は実質的に除去されたとしている。タリバン崩壊後、宗教的少数派の一部は帰国したが、経済的困難や差別を理由にカブールを逃れた者もいる。ヒンズー教徒およびシーク教徒の宗教的指導者による推計はヒンズー教徒およびシーク教徒の人口が2010年と比べ2011年に減少したことを示している。US Department of State, 2011 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 30 July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502105e25a.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2011年度版—アフガニスタン))

²⁶⁷ US Department of State, 2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012年度版—アフガニスタン)) ; US Commission on International Religious Freedom, USCIRF Annual Report 2013 – Tier 2: Afghanistan, 30 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/51826ef1b.html> (2013年USCIRF年次報告書—区分2:アフガニスタン) 米国国務省報告書は、アフガニスタン独立人権委員会によれば、複数の事例において、スンニ派とシーア派のイスラム教徒の間の結婚がハラーム (禁止事項) として無効とされたとしている。さらに、イスラム教徒の男性はキリスト教徒またはユダヤ教徒と結婚できる (他の宗教的少数派の女性はイスラム教に改宗しなくてはならない)。イスラム教徒の女性が、非イスラム教の男性と結婚することは許されない。

されている。²⁶⁸報告によれば、政府は宗教的少数派をそのような不当な取扱いから保護しなかった。²⁶⁹

報告によれば、バハーイー教徒やキリスト教徒などの宗教的少数派の構成員は、差別、不当な取扱い、恣意的な拘禁または死のおそれから、信仰について公に述べたり、礼拝のために公然と集まったりすることを避けている。²⁷⁰

2007年5月、アフガニスタン最高裁判所のファトワ・説明総局（General Directorate of Fatwas and Accounts）は、バハーイー教の信仰はイスラム教とは異なり、神への冒とくの一形態であると判断した。また、バハーイー教に改宗したすべてのイスラム教徒は背教者であり、すべてのバハーイー教徒は異端者であるとも判断した。²⁷¹ 報告によれば、バハーイー教徒は判決以降、避難生活を送っている。²⁷²

報告によれば、キリスト教徒に対する社会的態度は未だ明らかに敵対的なものであり、キリスト教徒はその信仰を隠すことを余儀なくされている。²⁷³ アフガニスタン国内に公的な教会は残されておらず²⁷⁴、キリスト教徒は一人または民家で小さな集会で礼拝を行なって

²⁶⁸ Freedom House, *Freedom in the World 2012 - Afghanistan*, 22 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f6b210837.html> (世界の自由度 2012 年：アフガニスタン)

²⁶⁹ US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012 年度版—アフガニスタン))

²⁷⁰ US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012 年度版—アフガニスタン))

²⁷¹ Bahai Awareness, *Fatwa of Ulema Council of Afghanistan*, August 2011, http://www.bahaiawareness.com/fatwas_afghanistan.html (アフガニスタン聖職者評議会ファトワ) また、Freedom House, *Freedom in the World 2010 - Afghanistan*, 3 May 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c0ceb0d28.html> (世界の自由度 2010 年：アフガニスタン)

²⁷²例えば、バハーイー教徒はその慣習に基づき死者の世話をすることができなかったが、政府の注意を引くことを避けようと、通常の苦情を提出することを控えたと報告されている。同様に、バハーイー教徒のコミュニティは土地紛争に関する懸念を表明しているが、報復をおそれて、裁判所を通じて賠償を追及しないことを選択していると報告されている。US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012 年度版—アフガニスタン)) ; US Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2013 - Tier 2: Afghanistan*, 30 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/51826ef1b.html> (2013 年 USCIRF 年次報告書—区分 2：アフガニスタン)

²⁷³ US Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2013 - Tier 2: Afghanistan*, 30 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/51826ef1b.html> (2013 年 USCIRF 年次報告書—区分 2：アフガニスタン)

²⁷⁴ 残っていた最後の教会は、教会のあった土地の所有者によって、2010 年に取り壊された。CNS News, *Not a Single Christian Church Left in Afghanistan, Says State Department*, 10 October 2011, <http://cnsnews.com/news/article/not-singlechristian-church-left-afghanistan-says-state-department> (国務省、「アフガニスタンには一つの教会も残っていない」)

いる。

政府内でのシーア派の代表は増え²⁷⁵、スンニ派によるシーア派コミュニティに対する公然とした差別は減少したと報告されている。²⁷⁶しかしながら、シーア派を狙った暴力的な攻撃は発生し続けている。例えば、2011年12月に発生したカブールとマザーリシャリーフの二重攻撃は明らかにシーア派を標的としており、少なくとも58名が死亡した。²⁷⁷アフガニスタンでは民族と宗教は密接不可分なことが多く、大半がシーア派であるハザラ族の場合は特にそうであることに留意が必要である。その結果、宗教を根拠とした危険と民族を根拠にした危険をはっきりと区別することは必ずしも可能ではない。²⁷⁸

シーク教徒およびヒンズー教徒のコミュニティは公に宗教の教えを実践することが許されているが、政府の仕事を探す際などに差別に直面し続けていると報告されている。また、主な宗教祭事の際に脅迫や嫌がらせを受け続けているとも報告されている。²⁷⁹両方のコミュニティが、火葬場の近隣に住む人々の妨害により、自らの慣習にしたがって死者を火葬することができないと報告している。²⁸⁰報告によれば、シーク教およびヒンズー教徒は土地の不法な占拠・押収の被害者となっており、ムジャヒディン時代に失った財産へのアク

²⁷⁵ アフガニスタンの議員 249 名中、59 名がシーア派である。US Commission on International Religious Freedom, *Annual Report 2012 - Afghanistan*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f71a66d32.html> (2012 年次報告書)

²⁷⁶ US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012 年度版-アフガニスタン) 米国国務省は、シーア派イスマイル派コミュニティの構成員 4 名が議員を務める一方で、イスマイル派コミュニティの構成員の一部は政治当局における地位から疎外されていると訴えているとしている。同報告書は、シーア派の取扱いは地域によって異なるとしている。

²⁷⁷ カブールにおける攻撃は、礼拝者で込み合っていたシーア派の聖地を襲い、マザーリシャリーフでの攻撃はシーア派のモスク付近を襲った。BBC, *Afghanistan Bombs Kill 58 in Kabul and Mazar-e-Sharif*, 6 December 2011, <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-16046079> (アフガニスタン、爆弾でカブールとマザーリシャリーフで 58 名が死亡)

²⁷⁸ 民族的少数派の構成員の状況に関する詳細分析については、セクション III.A.11 を参照のこと。

²⁷⁹ US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012 年度版-アフガニスタン) 2010 年に英国から退去強制を受けたアフガニスタンのシーク教徒 1 名がアフガニスタンに到着時に逮捕された。その者は 18 ヶ月間にわたり拘禁されたが、如何なる犯罪についても公式に告発されなかった。拘禁中、彼は宗教のために嫌がらせを受け、改宗するように圧力を受けた。彼は 2012 年に釈放され、英国政府により、英国に戻された。The Guardian, *Sikh Man Deported to Afghanistan Returned to the UK*, 3 July 2012, <http://www.guardian.co.uk/world/2012/jul/03/sikh-man-deported-afghanistan-returned-uk> (アフガニスタンに強制退去されたシーク教徒男性、英国に戻る)

²⁸⁰ US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012 年度版-アフガニスタン) 米国国務省報告書は、シーク教徒の上院議員の介入の後、政府は火葬のために土地を提供した一方で、シーク教徒の一部はその土地はどの都市部からも遠く、安全でない場所にあり、土地を使えなくなっていると訴えている。

セスを取り戻すことができないでいる。²⁸¹報告によれば、シーク教徒およびヒンズー教徒の子どもへの教育に対する権利は、他の学生による虐待・嫌がらせ・いじめにより、深刻に損なわれている。²⁸²アフガニスタン国内のシーク教徒・ヒンズー教徒のコミュニティの規模に関する信頼できるデータは存在しないが、多くのシーク教徒およびヒンズー教徒が直面した深刻な困難の結果、アフガニスタンを離れたと考えられている。報告によれば、アフガニスタン国内に残っているシーク教徒およびヒンズー教徒は虐待に対してより脆弱な立場に置かれている。²⁸³

b) イスラム教からの改宗

イスラム教からの改宗は、背教行為であると考えられている。アフガニスタン国内のイスラム教の一部の解釈では、イスラム教からの改宗は死刑に値する。²⁸⁴アフガニスタン刑法は背教行為を犯罪と定義しておらず、憲法は如何なる行為も法律によって犯罪と定義されない限り、犯罪とは見なされないと規定しているが、刑法は背教行為を含む重大な犯罪はハナフィ法学にしたがって罰せられ、検事総長事務局 (Attorney General's office) によって処理されるべきであるとしている。正常な精神状態にある18歳以上の男性市民または16歳

²⁸¹ US Department of State, *2011 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 30 July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502105e25a.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2011年度版—アフガニスタン)) また、アフガニスタン独立人権委員会がカブールとホースト州でヒンズー教徒が所有する土地の違法な没収・選挙の複数の事例があったと述べているとして引用している以下の報告書も参照のこと。US Commission on International Religious Freedom, *Annual Report 2012 - Afghanistan*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f71a66d32.html> (2012年年度報告書—アフガニスタン) 報告によれば、ヒンズー教徒は、土地を取り戻すことができず、政府からほとんど援助を受けていない。

²⁸² 過年度において、ヒンズー教徒とシーク教徒の家族は子どもをヒンズー教・シーク教の私立学校に送ることにより、こうした問題の一部を回避することができたが、アフガニスタン国内のヒンズー教徒・シーク教徒の人口の減少により、また、悪化する経済状況により残ったヒンズー教徒・シーク教徒の家族にとって私立学校が手の届かないものになったため、こうした私立学校の多くは閉鎖された。US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012年度版—アフガニスタン) シーク教徒の子どもは同級生から嫌がらせや殴打を受けて、同級生により、意思に反して髪を切られたと報告されている。Institute for War and Peace Reporting, *Afghan Sikhs and Hindus Face Discrimination at School*, 28 July 2011, <http://www.refworld.org/docid/4e37c9eb2.html> (アフガニスタンのシーク教徒・ヒンズー教徒、学校で差別に直面)

²⁸³ アフガニスタン国内のヒンズー教徒・シーク教徒の人口減少に関する詳細分析については、以下を参照。Roger Ballard (Centre for Applied South Asian Studies), *The History and Current Position of Afghanistan's Hindu and Sikh Population*, 2011, <http://www.casas.org.uk/papers/pdfpapers/afghansikhs.pdf> (アフガニスタンのヒンズー教徒・シーク教徒人口の歴史および現状)

²⁸⁴ US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012年度版—アフガニスタン))

以上の女性市民でイスラム教から改宗した者および3日以内に改宗を撤回しない者は結婚の無効化および財産・所有物の剥奪のおそれがある。また、それらの者は家族およびコミュニティ構成員からの拒絶および雇用の喪失にも直面する可能性がある。²⁸⁵

他の者を改宗させようと試みたと見なされる者も危険に直面する。報告によれば、改宗させようとしたとして告発されたキリスト教徒が逮捕・拘禁された。²⁸⁶

²⁸⁵ US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012年度版—アフガニスタン) ; Foreign and Commonwealth Office, *Human Rights and Democracy: The 2010 Foreign & Commonwealth Office Report*, March 2011, <http://www.refworld.org/docid/4d9989c72.html> (人権と民主主義 : 2010年外務連邦省報告書) (2012年4月に公表された2011年のUKFCO報告書は、2010年と比べて宗教の自由に関する状況に変化があったとしている。Foreign and Commonwealth Office, *Human Rights and Democracy: The 2011 Foreign & Commonwealth Office Report*, April 2012, <http://www.refworld.org/docid/519c770d4.html> (人権と民主主義 : 2011年外務連邦省報告書)) 米国内務省報告書は、イスラム教からの改宗者は石打ちによる死刑に直面する可能性があるが、2012年末までに、イスラム教徒からの改宗者に国家・地元当局が刑罰を課した事例は報告されていないとしている。また、過年度から拘束されている改宗者の事例は知られていない。イスラム教徒からの改宗者の拘禁に関する報告については、New York Times, *Afghan Rights Fall Short for Christian Converts*, 5 February 2011, <http://www.nytimes.com/2011/02/06/world/asia/06mussa.html> (アフガニスタンの権利、キリスト教改宗者には及ばず) およびChristian Post, *Second Afghan Convert Faces Death Penalty under Apostasy Law*, 29 March 2011, <http://www.christianpost.com/news/second-afghan-convert-faces-death-penalty-under-apostasy-law-49632> (2人目のアフガニスタン人改宗者が背教法の下で死刑に直面) アフガニスタンのキリスト教改宗者が直面し得る危険については、国内裁判所において認識されている。例えば、英国の庇護移民審判所は、イスラム教からのキリスト教改宗者は、アフガニスタンに帰国すれば、迫害に相当する深刻な不当な取扱いのおそれがあると判断した。NM (*Christian Converts*) CG [2009] UKAIT 00045, 13 November 2009, <http://www.refworld.org/docid/4afd6a8d2.html>.

²⁸⁶ 2000年10月、Shoaib Assadullahは、友人に聖書をあげたと告発された後、マザーリシャリーフで逮捕され、6ヶ月間拘禁されたと報告されている。彼は、2011年5月に釈放されたと報告されているが、その後の行方は依然として不明である。US Commission on International Religious Freedom, *Annual Report 2012 - Afghanistan*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f71a66d32.html> (2012年年度報告書—アフガニスタン) 288頁。

(Shooaib Assadullahの事件に関する報告は様々である。アムネスティ・インターナショナルによれば、彼は自分自身がイスラム教からキリスト教に改宗したために逮捕され、撤回しなければ、死刑になると脅迫された。Amnesty International, *Annual Report 2011: Afghanistan*, <http://www.refworld.org/docid/4dce1585c.html> (2011年年度報告書 : アフガニスタン))。また、以下も参照のこと。US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012年度版—アフガニスタン) 報告書は、開業イスラム教徒およびアフガニスタン人イスラム教徒による慈善事業が、団体の信用を落とす方法として、キリスト教を布教していると濡れ衣を着せられたとしている。2004年の報告書は、アフガニスタン最高裁判所の裁判長が「福音の信仰」について有罪判決を受けた個人は、死刑に直面し得ると述べたと引用している。World Evangelical Alliance, *Geneva Report 2004, A Perspective on Global Religious Freedom: Challenges Facing the Christian Community* (2004年ジュネーブ報告書 世界の宗教の自由の全体像 : キリスト教コミュニティが直面する課題) (UK Home Office, *Afghanistan Country of Origin Information Report*, April 2006, http://www.ecoi.net/file_upload/1329_1200312380_afghanistan-280406.pdf (アフガニスタン出身国情

タリバンはキリスト教に改宗したあらゆる者に殺害の脅迫をしており、イスラム教からの改宗者はタリバンによる危険にも瀕している。²⁸⁷

c) シャリア法に反するその他の行為

背教行為に他、アフガニスタン法の定めがなく、裁判所がイスラム法に準拠するその他の行為には、神への冒とく行為が含まれる。イスラム教の一部の解釈によれば、神への冒とく行為は死刑に値する重罪である。そのため、18歳以上の男性市民または16歳以上の女性市民で正常な精神状態にあり、神への冒とく行為で告発された者は、死刑判決を受けるおそれがあるかもしれない。背教行為と同様、神への冒とく行為について起訴された者は、3日以内に撤回することができる。²⁸⁸

さらに、背教行為、神への冒とく行為、同意に基づく同性間行為または貫通 (*zina*) などシャリア法に反する罪を犯したとして起訴された者は訴追のみならず、社会的拒絶および家族、その他のコミュニティの構成員、タリバン・その他のAGEsによる暴力に直面するおそれがある。²⁸⁹

d) 要旨

上述の分析に基づき、ケースの個別の事情によっては、神への冒とく行為およびイスラム教からの改宗について起訴された者を含むシャリア法に反すると見なされた者および宗教的小数派グループの構成員は、宗教を根拠として難民としての国際保護を必要とする可能

報報告書)第6.163段落で引用)NM (*Christian Converts*) CG [2009] UKAIT 00045, 13 November 2009, <http://www.refworld.org/docid/4afd6a8d2.html>において、英国庇護・移民審判所は、「最高裁判所は、神への冒とくや背教行為などの犯罪に対する死刑など、過酷な刑罰を提唱している」という鑑定書を検討した。

²⁸⁷ タリバンは、キリスト教徒を脅迫するためにソーシャル・メディアやブログを使用していると報告されている。US Commission on International Religious Freedom, *USCIRF Annual Report 2013 - Tier 2: Afghanistan*, 30 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/51826ef1b.html> (2013年USCIRF年次報告書— 区分2:アフガニスタン) 2011年6月に公表されたビデオは、ヘラート州Enjil地区でタリバン民兵4名によるキリスト教への改宗者と信じられている男性の断首を見せている。
<http://www.persecution.org/2011/06/23/christian-convert-beheaded-in-afghanistan-as-terror-advances-ahead-of-president%E2%80%99spullout-plan>

²⁸⁸ US Department of State, *2012 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 20 May 2013, <http://www.refworld.org/docid/519dd4ec77.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2012年度版—アフガニスタン))

²⁸⁹ 男性と女性の両方が、姦通 (*zina*) やその他の結婚外の性的関係など、「道徳犯罪」への関与を根拠にした危機に瀕する可能性があることに留意すべきである。道徳犯罪に問われた女性の取扱いに関する詳細分析については、セクションIII.A.7を参照のこと。シャリア法に反すると見なされた者の取扱いに関する詳細分析については、セクションIII.A.6およびIII.A.10を参照のこと。

性があるとUNHCRは考える。²⁹⁰

6. イスラム教の原則・規範・価値に関するタリバンの解釈に反すると見なされる個人

報告によれば、タリバンは、そのイスラム教の原則・規範・価値に関する解釈に反すると見なされた個人およびコミュニティの殺害・攻撃・脅迫を行なっている。²⁹¹ タリバンの道徳規範に反して行動していると見なされる個人の殺害・攻撃・嫌がらせは、タリバンまたはその他のAGEsの実効的支配の下にある地域、その実効的支配下でない地域または完全にはタリバン・その他のAGEsに支配されていない地域で発生している。そのような攻撃の被害者には音楽家、映画製作者、監督、役者²⁹²、アマチュアまたはプロのスポーツ選手が含まれる。²⁹³ そのような攻撃の被害者には、結婚式などの音楽が演奏される社会的集まり²⁹⁴、

²⁹⁰ 宗教に基づく庇護申請については、UNHCR, Guidelines on International Protection No. 6: Religion-Based Refugee Claims under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, HCR/GIP/04/06, 28 April 2004, <http://www.refworld.org/docid/4090f9794.html> (国際保護に関するガイドライン第6号: 難民の地位に関する1951年条約・1967年議定書第1条A(2)の下での宗教に基づく難民申請)を参照のこと。アフガニスタンのキリスト教改宗者が直面し得る危険については、国内裁判所において認識されている。例えば、英国の庇護移民審判所は、イスラム教からのキリスト教改宗者は、アフガニスタンに帰国すれば、迫害に相当する深刻な不当な取扱いのおそれがあると判断した。NM (Christian Converts) CG [2009] UKAIT 00045, 13 November 2009, <http://www.refworld.org/docid/4afd6a8d2.html> 同様に、ドイツの行政裁判所 (Verwaltungsgericht) は、アフガニスタン出身のヒンズー教徒は、宗教を根拠に迫害を受けるという十分に根拠のあるおそれがあると判断した。Case No. K 103/09.KS.A, Verwaltungsgericht (VG) Kassel, judgment of 27 July 2010, http://www.asyl.net/fileadmin/user_upload/dokumente/17462.pdf および Case No. 7 K 746/09.F.A, Verwaltungsgericht (VG) Frankfurt/Main, Judgment of 11 February 2010, http://www.asyl.net/fileadmin/user_upload/dokumente/18127.pdf

²⁹¹ AGEによる危機に瀕している宗教的指導者の状況の分析については、セクションIII.A.1を参照のこと。社会的道徳観に反すると見なされる女性の具体的な状況の分析については、セクションIII.A.7を参照のこと。LGBTIの人々の具体的な状況の分析については、セクションIII.A.10を参照のこと。

²⁹² Reuters, *Family, Taliban Scare Off Actresses in Afghan Film*, 14 June 2011, <http://www.reuters.com/article/2011/06/14/afghanistan-filmwomen-idUSL3E7H62IU20110614> (家族、タリバン、アフガニスタン映画の女優たちを追い払う); New York Times, *A Director's Many Battles to Make Her Movie*, 21 September 2010, <http://www.nytimes.com/2010/09/22/movies/22tulip.html> (ある女性監督の映画を作るための多くの闘い); BBC, *Kandahar Dreamers Test Taliban Edicts*, 16 August 2009, http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/8203830.stm (カンダハールの夢を見る人々がタリバンの命令をテスト)

²⁹³ UNHCR で利用可能な情報による。UNAMAは、ナンガルハール州のある地域で、タリバンがクリケットをしていた人々を、イスラム教の解釈がそれを許さないとして脅迫したと報告している。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 28頁。

²⁹⁴ 2012年8月、タリバンは、ヘルマンド州Tajaki 地区で女性2名と男性15名を含む市民17人を殺害したと報告されている。報告によれば、男性たちは音楽を聴き、女性の踊りを見るために集まっていた。BBC, *Taliban Kill Afghan "Party-Goers" in Helmand*, 27 August 2012, <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-19388869> (タリバン、ヘルマンド州でアフガニスタン人の「パ

闘鶏や観戦者が賭博行為を行なうその他の試合²⁹⁵など、イスラム教の原則・規範・価値に反する行動の場とタリバンが主張するイベントや会場に出席した個人も含まれる。タリバンはタリバンが認めない衣装を着た個人およびコミュニティも脅迫した。²⁹⁶

以上に示された証拠に基づき、UNHCRは、ケースの個別の事情によっては、タリバンのイスラム教の原則・規範・価値に関する解釈に反すると見なされる個人は、宗教および／または帰属された政治的意見を根拠に難民としての国際保護を必要とする可能性があると考えられる。

7. 女性

2001年以降、政府はアフガニスタンの女性の状況を改善するために重要な措置を講じてきた。そうした措置には、特に女性に対する暴力撤廃に関する法（EVAW法）の採択を通じた女性の権利の保護のための国際基準の国内法化²⁹⁷、女性の政治参加を増やすための措置

「ティー客」を殺害) 2012年6月7日、11人のAGEのグループが、音楽が結婚式の一環として演奏されていたパルプ州のある村の地元民家を攻撃し、中にいる人々に発砲し。その結果、2人が死亡し、他の3人が負傷した。2012年6月21日、タリバン部隊がカブールのQargha湖にあるSpozmai レストランを攻撃し、人々に対して至近距離から発砲した。民間警備員3人、ANP警察官3人およびその他15人を含む21人がし、女性2名を含む7人が負傷した。タリバンはこの攻撃について犯行声明を出し、レストランはイスラム教の原則・規範・価値に反する不道徳的な行為のための会場として使用されていたとした。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 28頁。

²⁹⁵ 2013年1月31日、タリバン戦闘員は、ヘルマンド州Greshk地区で発生した闘鶏を見ていた観客に対する攻撃について犯行声明を出した。この攻撃で、13歳の少年が死亡し、他の8人が負傷した。AFP, *Deadly Bomb Blast Hits Afghan Bird Fight*, 31 January 2012, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/deadly-bomb-blast-hits-afghan-bird-fight> (破壊的な爆発、アフガニスタンの闘鶏を襲う)

²⁹⁶ UNAMAは、2012年6月1日、パクティカ州で、人々に肌を露出した運動着を着ることを禁止した夜の手紙が配布されたと報告している。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 28頁。

²⁹⁷ アフガニスタン憲法は、男女間の権利の平等を保障している。アフガニスタン憲法(2004年1月3日) (<http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>) の第22条を参照のこと。さらに、2009年EVAW法は、様々な形態の女性に対する暴力を犯罪としている。英語での条文は、<http://sgdatabse.unwomen.org/searchDetail.action?measureId=43483&baseHREF=country&baseHREFId=101>で入手可能。アフガニスタンは、2003年に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准した。2011年、政府は女子差別撤廃委員会に対する第1回報告書をまとめ、同報告書は2012年7月の第55回会合で審議された。委員会の*Concluding Observations on the Combined Initial and Second Periodic Reports of Afghanistan*, 23 July 2013, CEDAW/C/AFG/CO/1-2 (アフガニスタンの第1回及び第2回一括定期報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解) は、<http://www.refworld.org/docid/51ff5ac94.html>で入手可能である。政府報告書および関連文書は、<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/cedaws55.htm>で入手可能である。また、UN General Assembly (Human Rights Council), Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights

の採択²⁹⁸および女性問題省の設立が含まれる。²⁹⁹

しかし、女性および少女の状況は多くの分野において深刻な懸念として残っている。³⁰⁰ 国土の一部における治安状況の悪化は、これまでの女性の人権状況の進展を取り消した。³⁰¹ 女性に対する根深い差別は依然として蔓延している。³⁰² 女性および少女に対する暴力は依

on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第 52 段落も参照のこと。また、政府はNational Action Plan for the Women of Afghanistan (NAPWA), 2007-2017, <http://sgdatabse.unwomen.org/uploads/National%20Action%20Plan%20for%20the%20Women%20of%20Afghanistan%202007%20to%202017.pdf> (アフガニスタン女性のための国家行動計画) も採択している。

²⁹⁸ 女性は国民議会の議席の 27%、州議会の議席の 25%を占めている。2010 年の下院議会 (Wolesi Jirga) 選挙では候補者 2,556 名中 406 名が女性であり、2005 年から 24%増加した。合計で、69 名の女性が当選し、女性議席定員の 68 名を 1 議席上回った。11 名の女性は、女性議席から独立して議会に入るために十分な票を得た。女性は地方のコミュニティ開発協議会 (Community Development Council) 参加者の 24%を構成した。US Department of Defense, *Report on Progress Towards Security and Stability in Afghanistan*, April 2012, http://www.defense.gov/pubs/pdfs/Report_Final_SecDef_04_27_12.pdf (アフガニスタンの安全・安定に向けた進展に関する報告書) 92 頁。しかし、和平高等評議会メンバー80 名の内、9 名のみが女性であった。UNDP, *Top Afghan Official: A Peace Process Without the Participation of Women Will Not Work*, 4 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124f1222.html> (アフガニスタン最高幹部：女性の参加のない和平プロセスは上手くいかない)

²⁹⁹ 女性問題省は、タリバン崩壊直後、ボン合意にしたがって、2001 年に設立された。同省の権能および活動の詳細については、<http://www.mowa.gov.af/en>を参照のこと。

³⁰⁰ 国連事務総長は、「UNAMAは女性の権利の促進と保護に関連した増大する懸念を監視し続けている」と報告している。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 – S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118c1152.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第 35 段落 (イタリック追加)。2006 年から 2010 年の減少パターンとは逆に、2011 年にはアフガニスタン女性より多くが「女性の権利の欠如」、「家庭内暴力」および「強制結婚／持参金」を問題として挙げた。Civil-Military Fusion Centre, *The Peace Process and Afghanistan's Women*, April 2012, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Governance/Afghanistan_Women_Reconciliation.pdf (和平プロセスとアフガニスタンの女性) 4 頁。トムソン・ロイター財団 (Thomson Reuters Foundation) のために実施された 2011 年の世界のジェンダー専門家 213 名の調査では、アフガニスタンは女性であることが世界で最も危険な場所と位置付けられた。<http://www.trustlaw.org/trustlaw/news/trustlaw-poll-afghanistan-is-most-dangerous-country-for-women>.

³⁰¹ 例えば、以下を参照のこと。Human Rights Watch, *Afghanistan: Rights at Risk as Military Drawdown Advances*, 1 February 2013, <http://www.refworld.org/docid/5118bd4d2.html> (アフガニスタン：軍事撤退の進展に伴い、危機に瀕する権利)

³⁰² UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855– S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118c1152.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第 35 段落; US Department of Defense, *Report on Progress Towards Security and Stability in Afghanistan*, April 2012, http://www.defense.gov/pubs/pdfs/Report_Final_SecDef_04_27_12.pdf (アフガニスタンの安全・安定に向けた進展に関する報告書) 93 頁; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January

然として広範に及び、増加傾向にあると報告されている。³⁰³ 報告によれば、そのような暴

2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 1 頁 (要旨) および第 3 段落。2011 年 9 月に和平高等評議会の共同事務局によって出されたジェンダー政策 (Gender Policy) は、アフガニスタン国内での女性に対する根深い差別が、女性が国家の和平・再建プロセスの企画・実施に参加することを妨げる役割を果たしていると認めている。Civil-Military Fusion Centre, *The Peace Process and Afghanistan's Women*, April 2012, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Governance/Afghanistan_Women_Reconciliation.pdf (和平プロセスとアフガニスタンの女性) 3 頁。ANP に勤務する女性警察官は、職務上の差別や強姦を含む同僚による性的嫌がらせを受けていると報告されている。Reuters, *Once a Symbol of New Afghanistan, Can Policewomen Survive?*, 19 December 2012,

<http://reliefweb.int/report/afghanistan/insight-once-symbol-new-afghanistan-can-policewomen-survive> (かつては新しいアフガニスタンの象徴だった、女性警察官は生き残れるか)

³⁰³ UNAMA, *Afghanistan: Violence against Women on the Rise in Afghanistan: Deputy Minister*, 7 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5124f1fa2.html> (アフガニスタン：アフガニスタンで女性に対する暴力が増加傾向) AIHRCは、2012 年下半期に報告された女性に対する暴力の事例は 2011 年の同時期と比べ、22%増加した。Inter Press Service, *Violence Against Women on the Rise*, 5 December 2012, <http://www.ipsnews.net/2012/12/violence-against-afghan-women-on-the-rise/> (女性に対する暴力が増加傾向) また、以下も参照のこと。Tolo News, *Violence Against Women Cases Hit 550 Last Month*, 24 October 2012, <http://tolonews.com/en/afghanistan/8088-violence-against-womencases-hit-550> (先月、女性に対する暴力が 550 件に) 2012 年の数は、報告された女性に対する暴力の事例の大きな傾向の一環であった。2010 年 3 月 21 日から 2011 年 3 月 21 日の 12 ヶ月の期間の 2,299 件に対し、2012 年 3 月 21 日から 10 月 21 日の 7 ヶ月の期間中、AIHRCは女性に対する暴力 4,010 件を記録した。UNAMA, *Still a Long Way to Go: Implementation of the Elimination of Violence against Women Law in Afghanistan*, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html> (まだ道は長い：アフガニスタンにおける女性に対する暴力撤廃に関する法の施行) 2 頁。2010 年から 2011 年の数は、2009 年から 2010 年の数からの増加を示している。AIHRC, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html> (第 5 報告書：アフガニスタンにおける経済的、社会的権利) 18 頁、57 頁。アフガニスタンにおける女性に対する暴力の事例の数の包括的な公式統計は存在しないことに留意すべきであり、明らかなことはほとんどの事件が報告されないままになっているということである。UNAMAは、報告される事例の増加は、女性に対する暴力およびその有害な影響に関する国民の意識と感作の高まりの結果である可能性があり、その結果、「報告の増加は女性に対する暴力の実際の事例の増加を必ずしも反映したものではないかもしれない」としている。しかし、UNAMAは「女性に対する暴力の事例は、かなり過小報告されている」と警告している。UNAMA, *Still a Long Way to Go: Implementation of the Elimination of Violence against Women Law in Afghanistan*, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html> (まだ道は長い：アフガニスタンにおける女性に対する暴力撤廃に関する法の施行) iv 頁、2 頁、4 頁を参照。また、Pajhwok Afghan News, *Violence against Women Up in Western Zone*, 12 June 2012, <http://www.pajhwok.com/en/2012/06/12/violence-against-women-western-zone> (女性に対する暴力、西部地区で増加) ; Ariana News, *Violence Against Women Increases in Herat*, 8 March 2012, <http://ariananews.af/regional/violence-against-women-increases-in-herat/> (女性に対する暴力、ヘラートで増加) ; Tolo News, *Concern over Increased Violence Against Women in Balkh*, 5 March 2012, <http://tolonews.com/en/afghanistan/5539-concern-over-increased-violence-against-women-in-balkh> (バルフでの女性に対する暴力の増加に懸念) ; Pajhwok Afghan News, *Violence against Nangarhar Women on the Rise*, 27 February 2012, <http://www.pajhwok.com/en/2012/02/27/violence-against-nangarhar-women-rise> (ナンガルハール女性に対する暴力が増加傾向) ; Khaama Press, *Concerns over Increased Violence against Women in*

力に関連した免責は一般的である。³⁰⁴ 女性は経済的、社会的、文化的権利を完全に享受するにあたり、深刻な課題に直面し続けていると言われている。³⁰⁵ 進展にもかかわらず、貧困、非識字、劣悪な医療は女性に偏って影響を与え続けている。³⁰⁶

監視員は、政府の女性の権利の促進・保護に対する取り組みは、時に疑わしいものであ

Baghlan, 6 February 2012, <http://www.khaama.com/concerns-over-increased-violence-against-women-in-baghlan-576/> (バグラーンにおける増加する女性に対する暴力に懸念) ; Pajhwok Afghan News, *Violence against Women on the Rise in Uruzgan*, 15 January 2012, <http://www.pajhwok.com/en/2012/01/15/violenceagainst-women-rise-uruzgan> (女性に対する暴力、ウルズガンで増加傾向) ; Khaama Press, *Concerns over Increasing Violence on Women in Afghanistan*, 21 November 2011, <http://www.khaama.com/7890-562/> (アフガニスタンにおける増加する女性に対する暴力に懸念)

³⁰⁴ UNAMAは、「反政府勢力の傘下にある武装グループ、新政府の民兵、Arbaki、アフガニスタン地方警察 (ALP)、政府内外の有力者とのつながりを持つ女性に対する暴力の加害者や賄賂を支払う可能性のある加害者を逮捕することに対する警察の消極的な行動様式」が存在すると報告している。UNAMAは、この現象は、「警察における弱体な説明責任メカニズムおよび女性に対する差別的な態度と相俟って、アフガニスタン全土での女性に対する暴力の加害者に対する広範に渡る免責につながっている」と報告している。UNAMA, *Still a Long Way to Go: Implementation of the Elimination of Violence against Women Law in Afghanistan*, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html> (まだ道は長い: アフガニスタンにおける女性に対する暴力撤廃に関する法の施行) 4頁。また、Inter Press Service, *Violence Against Women on the Rise*, 5 October 2012, <http://www.ipsnews.net/2012/12/violence-against-afghan-women-on-the-rise/> (女性に対する暴力が増加傾向) ; UN Women, *UN Women Condemns Violence Against Afghan Women and Calls for Justice*, 13 July 2012, <http://www.reliefweb.int/report/afghanistan/un-womencondemns-violence-against-afghan-women-and-calls-justice> (国連女性機関、アフガニスタン女性に対する暴力を非難し、正義を要請)

³⁰⁵ UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 - S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118c1152.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第35段落。UNESCO報告書は、アフガニスタンからの「頭脳流出」の増加に言及し、アフガニスタンに留まる女性は、社会的道徳観に反するとして標的にされることをおそれ、働かないことを選択する可能性が益々高いと指摘している。UNESCO, *Education for All Global Monitoring Report 2010*, <http://www.refworld.org/docid/51224eae2.html> (万人のための教育グローバルモニタリングレポート)

³⁰⁶ US Department of Defense, *Report on Progress Towards Security and Stability in Afghanistan*, April 2012, http://www.defense.gov/pubs/pdfs/Report_Final_SecDef_04_27_12.pdf (アフガニスタンの安全・安定に向けた進展に関する報告書) 93頁。アムネスティ・インターナショナルは、女性の医療および教育へのアクセスに関する進展は逆戻りしていると述べた。Amnesty International, *Afghanistan: Don't Trade Away Women's Rights*, October 2011, <http://www.refworld.org/docid/5122511f2.html> (アフガニスタン: 女性の権利を引き換えにするな) 外国機関により運営される産院は、攻撃の対象とされている。例えば、2012年4月17日、モーストでMSFが運営する産院に対する爆弾攻撃で7名が負傷し、MSFは病院の閉鎖を余儀なくされた。MSF, *Medical Care Suspended in Khost after Attack on MSF Hospital*, 17 April 2012, <http://www.doctorswithoutborders.org/press/release.cfm?id=5916&cat=press-release&ref=news-index> (MSFの病院への攻撃の後、ホーストでは医療が停止) 病院は、2012年10月に再開した。MSF, *MSF Resuming Activities in Khost*, 17 October 2012, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/msf-resuming-activitieskhost> (MSF、ホーストでの活動を再開)

たと指摘している。³⁰⁷ 女性の権利の保護のための法律の実施は依然として遅れている。³⁰⁸

³⁰⁷ ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、2013年5月、カルザイ大統領は、女性の権利活動家に対して、アフガニスタンのEVAW法を守るためのさらなる努力を支援することはできず、EVAW法のより強力な執行を提唱するのは止めるように助言した。HRW, *Afghanistan: Defend Women's Rights*, 28 June 2013, <http://www.hrw.org/news/2013/06/28/afghanistan-defend-women-s-rights> (アフガニスタン：女性の権利を守れ) また、Radio Free Europe / Radio Liberty, *Protections For Women Under Threat In Afghanistan*, 24 June 2013, <http://www.rferl.org/content/afghanistanwomen-gender-legislature-quota/25026221.html> (女性のための保護がアフガニスタンで脅威に晒される) ; The Guardian, *Afghan Women's Rights under Threat*, 20 June 2013, <http://www.guardian.co.uk/global-development/2013/jun/20/afghan-womens-rights-under-threat> (アフガニスタン女性の権利が脅威に晒される) も参照のこと。米国防総省は、「(2012年)3月、カルザイ大統領により承認された聖職者評議会による声明が、アフガニスタン憲法上の基準よりも厳しい女性の振る舞いの基準の概要を説明した。カルザイ大統領の意図は不明であり、聖職者評議会による声明は、アフガニスタンの女性の権利向上への悪影響についての懸念を生んだ」と指摘している。US Department of Defense, *Report on Progress Towards Security and Stability in Afghanistan*, April 2012, http://www.defense.gov/pubs/pdfs/Report_Final_SecDef_04_27_12.pdf (アフガニスタンの安全・安定に向けた進展に関する報告書) 93頁。政府が指名した聖職者評議会の声明は一定のタイプの女性に対する暴力を正当化しようとするものであり、女性が仕事や教育の場で男性に混ざること禁止する国内法を呼びかけ、すべてのアフガニスタン女性によるベールの着用を指示しようとするものであった。以下を参照のこと。Civil-Military Fusion Centre, *The Peace Process and Afghanistan's Women*, April 2012, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Governance/Afghanistan_Women_Reconciliation.pdf (和平プロセスとアフガニスタンの女性) 5頁 ; Human Rights Watch, *"I Had to Run Away": The Imprisonment of Women for 'Moral Crimes' in Afghanistan*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f787d142.html> (「私は逃げなくてはならなかった」：アフガニスタンにおける「道徳犯罪」による女性の投獄) 7頁。同時に、カルザイ大統領は、より高い頻度で、「道徳犯罪」について有罪判決を受けた女性を赦免した。Human Rights Watch, *"I Had to Run Away"* (「私は逃げなくてはならなかった」) 3頁。政府の女性の権利に関する立場について懸念を生じさせる政府によるその他の行為には、2011年1月、政府が女性用シェルターの規則案を出し、その規則案がシェルターを政府の管理の下に置き、シェルターへのアクセスが与えられる前に政府の許可を得よう女性に要求することより、シェルターの独立性を脅かそうとするものだったという事実が含まれる。この規則案は、アフガニスタン内外の女性の権利の擁護者たちからの強い圧力によってのみ、修正された。アフガニスタン閣僚評議会は、2011年9月に修正版規則を承認した。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第29段落。2012年7月、シェルターが「不道徳と売春」を受け入れていると司法相が非難した際、再び論議が起こった。Human Rights Watch, *Free Women Jailed for "Running Away"*, 18 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/505c1c852.html> (自由な女性が「逃げ出した」として投獄される) ; Radio Free Europe / Radio Liberty, *Afghan Women's Shelters, A lifeline for Many, Face Uncertain Future*, 23 July 2012, <http://www.rferl.org/content/afghanistan-womens-shelters-uncertain-future/24653459.html> (多くの人にとって命綱であるアフガニスタンの女性シェルターが不確かな未来に直面) ; UNAMA, *UN Supports Women's Shelters*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124f3d72.html> (国連、女性シェルターを支援) ; Afghan Women Network and others, *Declaration regarding the Accusations against the Safe Houses/Women's Shelters*, 18 June 2012, <http://www.afghanwomennetwork.af/Latest%20Updates/Declaration%20regarding%20the%20Accusations%20against%20the%20Safe%20Houses.pdf> (隠れ家／女性のシェルターに対する避難に関する宣

このことには、特に、EVAW 法の実施が含まれる。2009年8月に公布された同法は、児童婚、強制結婚、その他の女性に対する17の暴力行為（強姦および家庭内暴力を含む）を犯罪としている。また、加害者に対する処罰についても規定している。³⁰⁹ 検察官および一審裁判所によるEVAW法の適用について一定の進展が指摘されている一方で³¹⁰、女性に対す

言) ; Foreign and Commonwealth Office, *Human Rights and Democracy: The 2011 Foreign & Commonwealth Office Report*, April 2012, <http://www.fco.gov.uk/en/news/latest-news/?view=News&id=758877882> (人権と民主主義 : 2011 年外務連邦省報告書) 165~166 頁。

³⁰⁸ UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW), *Concluding Observations on the Combined Initial and Second Periodic Reports of Afghanistan*, 23 July 2013, CEDAW/C/AFG/CO/1-2, <http://www.refworld.org/docid/51ff5ac94.html> (アフガニスタンの第1回及び第2回一括定期報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解) 第7段落; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第3段落、第26段落、第28段落および第30段落。国連人権高等弁務官は、女性に対する暴力の防止のための州委員会がアフガニスタンの34の州の内28の州で設立されたが、16の州の委員会だけが定期的に会合を行っていると指摘した。同上書、第30段落。同様に、政府のアフガニスタンの女性のための国家行動計画の実施は「遅く、取るに足りない」ものであった。Government of Afghanistan, *Ministry of Women's Affairs Priority Programme 2010-2013*, February 2011 (女性問題省優先プログラム2010年~2013年)

³⁰⁹ 女性に対する暴力撤廃に関する法 (2009年) (<http://sgdatabse.unwomen.org/searchDetail.action?measureId=43483&baseHREF=country&baseHREFId=101>)。同法は、大統領令の下で制定された。2013年5月の時点で、同法は議会の承認を得ていない。2013年5月18日、下院議員は同法に関する審議を開始した。法案修正案が、同法の議会による承認を確保し、いくつかの規定を強化するために提出された。保守派議員は、暴力の被害者女性のためのシェルターや結婚最低年齢に関する規定など、主要規定を攻撃したと報告されている。アフガニスタンの市民社会の指導者たちは、如何なる修正もせず、同法を可決するよう議員に呼びかけた。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 13 June 2013, A/67/889 -S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第31段落; Afghanistan Analysts Network, *The EVAW law – An Evil Law? The Backlash at Kabul University*, 26 May 2013, <http://www.afghanistan-analysts.org/the-evaw-law-an-evil-law-the-backlash-at-kabuluniversity> (EVAW法、悪法か? カブール大学での反発) ; UNAMA, *Afghan Civil Society Calls for EVAW Law Support*, 16 May 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghancivil-society-calls-evaw-law-support> (アフガニスタンの市民社会、EVAW法の支持を呼びかける) ヒューマン・ライツ・ウォッチは、同法の議会による承認を確保しようとする試みは「めちやくちやに終わった」と述べた。HRW, *Afghanistan: Defend Women's Rights*, 28 June 2013, <http://www.hrw.org/news/2013/06/28/afghanistan-defend-women-s-rights> (アフガニスタン: 女性の権利を守れ)

³¹⁰ UNAMAは、2011年10月から2012年9月の期間、2010年3月から2011年9月の前回の報告期間と比べ、事例の登録と検察官および一審裁判所による(しかし、警察によるものではない)EVAW法の適用において進展があったと見ている。しかし、UNAMAは、AIHRCに報告された女性に対する暴力の発生件数と比べ、司法プロセスとEVAW法を利用した有罪判決を通じて解決された事件の件数は「依然として非常に少ない」とも報告している。UNAMA, *Still a Long Way to Go: Implementation of the Elimination of Violence against Women Law in Afghanistan*, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html> (まだ道は長い: アフガニスタンにおける女性に対す

る深刻な犯罪を含むケースの大半は、法律の定めにしたがって訴追されるのではなく、伝統的な紛争解決メカニズムにより調停されている。UNAMAは、ANPと検察庁の両方が深刻な犯罪を含む多くのケースをジルガ (*jirgas*) およびシューラ (*shuras*) による助言または解決に委ね続けており、有害な伝統的慣習を強化していると報告している。³¹¹ これらのメカニズムによる決定は、女性および子どもをさらなる被害の危険に晒している。³¹²

シーア派コミュニティの構成員の結婚、離婚および相続権などの家族法分野を規定するシーア派身分法³¹³は、特に後見・相続・若年結婚・自宅外での移動の制限などに関して、女

る暴力撤廃に関する法の施行) 3 頁。また、Amnesty International, *Afghanistan: 11 Lashes for Teen Shows Why Climate of Violence against Women Must Be Tackled*, 20 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/505c19522.html> (10 代少女に対する鞭打ち 11 回が、なぜ女性に対する暴力の風潮に取り込まなくてはならないのかを示す) ; UNAMA and UN Women, *UN Calls for Full and Speedy Implementation of the Law on Elimination of Violence Against Women*, 8 March 2012, <http://www.unwomen.org/2012/03/on-international-womens-day-un-calls-for-full-and-speedy-implementation-of-the-law-on-elimination-of-violence-against-women-in-afghanistan/> (国連、女性に対する暴力撤廃に関する法の完全で迅速な実施を呼びかけ) ; OHCHR/UNAMA, *A Long Way to Go: Implementation of the Elimination of Violence against Women Law in Afghanistan*, November 2011, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html> (まだ道は長い: アフガニスタンにおける女性に対する暴力撤廃に関する法の施行) も参照のこと。また、SUN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第 3 段落、第 26 段落、第 28 段落および第 30 段落も参照のこと。国連人権高等弁務官は、EVAW 法は、施行後、いくつかの点で弱体化されたとしている。例えば、最高裁判所は、同法の下での赦免の使用を禁じた第 42 条を無効とした。裁判所は、同規定は、憲法上の大統領の赦免権と矛盾するとした。同上書、第 28 条。また、UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/728 -S/2012/133, 5 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fbf60732.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 23 ~24 頁も参照のこと。

³¹¹ UNAMA, *Still a Long Way to Go: Implementation of the Elimination of Violence against Women Law in Afghanistan*, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html> (まだ道は長い: アフガニスタンにおける女性に対する暴力撤廃に関する法の施行) 4 頁。また、UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW), *Concluding Observations on the Combined Initial and Second Periodic Reports of Afghanistan*, 23 July 2013, CEDAW/C/AFG/CO/1-2, <http://www.refworld.org/docid/51ff5ac94.html> (アフガニスタンの第 1 回及び第 2 回一括定期報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解) 第 14 段落; IRIN, *Afghan Women Navigate a Challenging Judicial Landscape*, 12 March 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-women-navigate-challenging-judicial-landscape> (アフガニスタン女性、困難な司法の展望を進む)

³¹² UNAMAは、州女性問題省・ANP・検察官などの伝統的な紛争解決メカニズムにケースを委任する機関による十分な監視の欠如により、女性は、伝統的な紛争解決メカニズムによる調停の後、家族の元に戻った場合に暴力再発のおそれ晒されることが多い。UNAMA, *Still a Long Way to Go: Implementation of the Elimination of Violence against Women Law in Afghanistan*, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html> (まだ道は長い: アフガニスタンにおける女性に対する暴力撤廃に関する法の施行) 4 頁。

³¹³ シーア派身分法 (2009 年 3 月) (<http://www.refworld.org/docid/4a24ed5b2.html>)。同法は、アフガニスタン憲法の第 131 条に基づき採択された。

性を差別する規定を多く含んでいる。³¹⁴

このセクションで特定される保護上の懸念はアフガニスタン全土の女性および少女に影響を与えるが、AGEsの実効的支配の下にある地域の状況は特に懸念されるものであるとして報告されている。タリバンの支配下にある地域では、タリバンは移動および政治参加の自由を含む女性および少女の権利を著しく抑制していると報告されている。³¹⁵ さらに、AGEsの実効的支配の下にある地域では、司法にアクセスし、権利侵害について有効な救済を得ようとするにあたって、女性は特別な困難に直面する可能性が高い。そのため、タリバンの支配下にある地域でタリバンが運営する並列的な司法構造が日常的に女性の権利を侵害している。³¹⁶

UNHCRは、進行中の国際部隊の撤退がアフガニスタンの女性の状況に与える影響について懸念が表明されていることに留意し、タリバン・その他のAGEsとの和平交渉の枠組みにおいて女性の権利に関して譲歩がなされる可能性について報告した。³¹⁷ UNHCRは、アフガニ

³¹⁴ 例えば、US Department of State, 2010 Report on International Religious Freedom - Afghanistan, 17 November 2010, <http://www.refworld.org/docid/4cf2d0bb64.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2010年度版—アフガニスタン)) を参照のこと。妻が夫に対して性的快楽を提供することを要求する物議を醸し出した規定は、国内外の圧力を受け、削除された。しかしながら、アフガニスタンの法律専門家は、改正法の第162条は夫が夫婦の権利と見なすことを妻が許否した場合、夫が妻に対する生活費を実質的に許否するために使用され得るという見解である。UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights (CESCR), *Consideration of reports submitted by States parties under articles 16 and 17 of the Covenant: concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights: Afghanistan*, E/C.12/AFG/CO/2-4, 7 June 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c1732dc2.html> (規約第16条及び第17条に基づく締約国により提出された報告の審査: 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解: アフガニスタン) また、同法が女性に不利な立場に置く有害な伝統的・慣習的慣行を正当化しているとして同法を批判し、その撤回を求めるUN Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the situation of human rights in Afghanistan and on the achievements of technical assistance in the field of human rights*, A/HRC/13/62, 11 January 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bc2c8d62.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第4段落および第21～23段落も参照のこと。

³¹⁵ Amnesty International, *Strengthening the Rule of Law and Protection of Human Rights, Including Women's Rights, Is Key to Any Development Plan for Afghanistan*, ASA 11/012/2012, 26 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/512231782.html> (法の支配と女性の権利を含む人権保護の強化が、アフガニスタンのあらゆる開発計画にとっての鍵である) 3～4頁; Afghan Women's Network, *Afghan Women Towards Bonn and Beyond: Position Paper*, 6 October 2011, http://www.afghanwomennetwork.af/Latest%20Updates/AWN_Position_Paper_FINAL_FINAL_English.pdf (アフガン女性、ボン会議とその先を目指して: ポジション・ペーパー) 2頁、4頁。

³¹⁶ タリバンによって運用される並列的司法構造に関する詳細な議論については、II.C.1.bを参照のこと。

³¹⁷ UNAMA, *UN Expert Report Notes Gains in Afghan Women's Rights, Expresses Concern over Future Progress*, 1 August 2013, <http://unama.unmissions.org/Default.aspx?tabid=12254&ctl=Details&mid=15756&ItemID=37123&language=en-US>; Reuters, *Afghan Women's Rights at Risk in Peace Process, UN Watchdog Says*, 29 July 2013, <http://www.trust.org/item/20130729140705-qhewv/?source=hptop> (国連専門家報告書はアフガ

スタンで進展する政治・治安状況およびそのような進展の女性の人権への影響により、アフガン女性による国際保護のすべての申請は厳重な審査に値すると考える。

a) 性およびジェンダーにもとづく暴力

ニスタンの女性の権利における進歩に留意し、将来の進展に対する懸念を表明) 議員のFawzia KofiもNATO撤退後の女性の地位に関して懸念を表明した。CNN, *Saving Face: The Struggle and Survival of Afghan Women*, 18 May 2012, <http://edition.cnn.com/2012/05/18/world/asia/afghanistan-domestic-violence/index.htm> (名誉を保つ:アフガニスタン女性の闘いと生き残り) また、以下も参照のこと。Inter Press Service, *Honouring the Silent Courage of Afghan Women*, 26 November 2012, <http://www.ipsnews.net/2012/11/qa-honouring-the-silent-courage-of-afghan-women/> (アフガニスタン女性の静かな勇気に敬意) ;United Kingdom Parliament: International Development Committee, *Afghanistan: Development Progress and Prospects after 2014*, 25 October 2012, <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmselect/cmintdev/403/40302.htm> (アフガニスタン:開発の進展および2014年以降の見通し); UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/354 – S/2012/703, 13 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5065a16a2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第33段落; US Institute of Peace (USIP), *A Death in Afghanistan: What Gender Violence Means for Afghan Women in Transition*, 13 July 2012, <http://www.usip.org/in-the-field/death-in-afghanistan> (アフガニスタンにおけるある死: 権限移譲においてジェンダー暴力がアフガニスタン女性にとって意味すること); ActionAid, *Afghan Women's Rights on the Brink: Why the International Community Must Act to End Violence Against Women in Afghanistan*, June 2012, http://www.actionaid.org.uk/doc_lib/on_the_brink_afghan_womens_rights.pdf (危機に瀕したアフガン女性の権利:なぜ国際社会はアフガニスタンにおける女性に対する暴力を終わらせるために行動しなければならないのか) ; Guardian, *Afghan Women Leave the Country in Fear of Taliban Return*, 26 May 2012, <http://www.guardian.co.uk/world/2012/may/26/afghan-women-security-fears-inequality> (アフガニスタン女性、タリバンの復活を恐れ、国を逃れる) ; Voice of America, *Activists Urge NATO to Protect Afghan Women's Rights*, 20 May 2012, <http://www.voanews.com/content/activists-urge-nato-to-protectafghan-womens-rights/727483.html> (活動家、NATOに対してアフガニスタンの女性の権利保護を要請) ; Gayle T. Lemmon, *Washington's War for Afghanistan's Women*, 17 April 2012, http://afpak.foreignpolicy.com/posts/2012/04/17/washingtons_war_for_afghanistans_women (アフガニスタン女性のためのワシントンの戦い) ; New York Times (Michelle Bachelet), *A Precarious Crossroads for Afghan Women*, 13 April 2012, <http://www.nytimes.com/2012/04/14/opinion/a-precarious-crossroads-forafghan-women.html> (アフガニスタン女性のための不安定な岐路) ; Common Ground News Service, *Preserving the Gains of Afghan Women as Troops Withdraw*, 27 March 2012, <http://reliefweb.int/node/485942> (部隊撤退に際し、アフガニスタン女性の進歩を維持する) ; Human Rights Watch, *Are Afghan Women Better Off after a Decade of War?*, 8 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f59f95b2.html> (戦争の10年の後、アフガニスタン女性はより幸せか) ; Council on Foreign Relations, *Looming Threat to Afghan Women's Rights*, 7 October 2011, <http://www.cfr.org/afghanistan/looming-threat-afghan-womens-rights/p26124#> (アフガニスタンの女性の権利に迫り来る脅威) 2011年10月のアフガニスタン全土の78の討議グループを含むプロセスであるアフガニスタン国民の和平に関する対話 (Afghan People's Dialogue on Peace) では、多くのアフガニスタン男性および女性が、女性の権利が和平の犠牲になるのではないかと心配していると述べていると記録された。Civil-Military Fusion Centre, *The Peace Process and Afghanistan's Women*, April 2012, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Governance/Afghanistan_Women_Reconciliation.pdf (和平プロセスとアフガニスタンの女性) 2頁。

国連事務総長は、アフガニスタンにおける女性に対する性およびジェンダーにもとづく暴力は依然として蔓延している状況であると指摘した。³¹⁸そのような暴力には「名誉殺人」、誘拐、強姦、強制墮胎および家庭内暴力が含まれる。³¹⁹アフガニスタン社会では結婚外の性行為は家族の名誉を傷つけるものであると広く見られているため、強姦の被害者は排斥、強制墮胎、投獄、または死さえの危機に瀕している。³²⁰社会的禁忌および汚名・報復（自らのコミュニティ・家族によるものを含む）のおそれが、被害者が性およびジェンダーにもとづく暴力を報告することを妨げることが多い。³²¹同時に、家庭内暴力による焼身自殺の事例も増え続けている。³²²

³¹⁸ UN General Assembly / Security Council, Sexual Violence in Conflict Report of the Secretary-General, A/67/792-S/2013/149, 14 March 2013, http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/N1325944_0.pdf, paras. 15-19; UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 – S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118c1152.html>（アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響）第35段落。

³¹⁹ UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html>（アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書）第3段落、第25段落。また、以下も参照のこと。AFP, *Afghan Girl Beheaded for Refusing Prostitution*, 17 October 2012, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-girl-beheaded-refusing-prostitution-police>（アフガニスタンの少女、売春を拒否したことにより断首）

³²⁰ 例えば、Human Rights Watch, *In Afghanistan, Women Behind Bars for 'Moral Crimes'*, 27 February 2013, <http://www.hrw.org/news/2013/02/27/afghanistan-women-behind-bars-moral-crimes>（アフガニスタンでは、女性が「道徳犯罪」で服役）；Washington Post, *The Immorality of Afghanistan's "Moral Crimes"*, 20 January 2012, http://www.washingtonpost.com/opinions/the-immorality-of-afghanistans-moralcrimes/2012/01/04/gIQA_FVveEQ_story.html（アフガニスタンの「道徳犯罪」の不道徳）；New York Times, *Rape Case, in Public, Cites Abuse by Armed Groups in Afghanistan*, 1 June 2012, <http://www.nytimes.com/2012/06/02/world/asia/afghan-rape-case-is-a-challenge-for-the-government.html>（強姦事件、公の場で、武装グループによる侵害されたアフガニスタンの都市）

³²¹ Heinrich Böll Stiftung, *Women's Perceptions of the Afghan National Police*, December 2011, http://www.af.boell.org/downloads/PPS_new.pdf（女性のアフガニスタン国家警察の認識）

³²² CNN, *Saving Face: The Struggle and Survival of Afghan Women*, 18 May 2012, <http://edition.cnn.com/2012/05/18/world/asia/afghanistandomestic-violence/index.htm>（名誉を保つ：アフガニスタン女性の闘いと生き残り）；Pajhwok Afghan News, *94 Self-Immolation Cases Registered in Western Afghanistan*, 28 March 2012, <http://www.pajhwok.com/en/2012/03/28/94-self-immolation-cases-registered-western-afghanistan>（アフガニスタン西部で94件の焼身自殺の事例が登録）；Ariana News, *Violence against Women Increases in Herat*, 08 March 2012, <http://ariananews.af/regional/violence-against-women-increases-in-herat/>（女性に対する暴力、ヘラートで増加）；IWPR, *Unreported Suicides in Central Afghan Province*, 17 February 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f43979a2.html>（アフガニスタン中部の州の報告されない自殺）；UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html>（アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書）第25段落；Pajhwok Afghan News, *Self-Immolations Increase in Herat*, 30 March 2011,

刑事司法制度が弱体な多くの地域においては、政府当局はほとんどの家庭内暴力の申立てを伝統的な紛争解決メカニズムに委ね続けている。³²³ 虐待または強制結婚の脅威から自宅を逃れた女性および少女は、多くの場合、自分自身が貫通(zina)や「自宅からの逃亡」などの曖昧に定義された、または、全く定義が存在しない「道徳犯罪」について起訴されている。³²⁴ こうした状況にある多くの女性が有罪判決を受け、投獄される一方で、家庭内暴力や強制結婚について責任のある男性はほとんど常に免責を受けている。³²⁵

<http://www.rawa.org/temp/runews/2011/03/30/selfimmolations-increase-in-herat.html> (ヘラートで焼身自殺が増加)。報告によれば、アフガニスタンにおける女性の自殺率は世界で最高に留まっている。Radio Free Europe / Radio Liberty, *Afghan Women's Shelters, A lifeline for Many, Face Uncertain Future*, 23 July 2012, <http://www.rferl.org/content/afghanistan-womens-shelters-uncertain-future/24653459.html> (多くの人にとって命綱であるアフガニスタンの女性シェルターが不確かな未来に直面) アジア財団の2012年アフガニスタン調査では、回答者の8%が家庭内暴力をアフガニスタン女性が直面する最大の問題と特定したことが分かった。2011年の数値(9%)および2012年の数値(8%)は2006年以降の調査で最高である。Asia Foundation, *Afghanistan in 2012 A Survey of the Afghan People*, 2012, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Surveybook2012web1.pdf> (2012年のアフガニスタン:アフガニスタン国民の調査) 157~158頁。

³²³ 被害者にとっての効果的な司法および救済の形態へのアクセスの欠如は、性暴力が概して法執行当局にも社会にも対処されないままになっていることにつながっている。例えば、Kristine Herman, *Hearing Their Voices and Meeting Their Needs: Victims of Violence Against Women in Afghanistan*, Journal of Humanitarian Assistance, 7 April 2010, <http://jha.ac/2010/04/07/hearing-their-voices-and-meeting-their-needs-victims-of-violence-against-women-in-afghanistan/> (女性たちの声を聞き、そのニーズに応える:アフガニスタンの女性に対する暴力の被害者); and UN Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Situation of Human Rights in Afghanistan and on the Achievements of Technical Assistance in the Field of Human Rights A/HRC/13/62*, 11 January 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bc2c8d62.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第27段落。2012年9月、内務省と検事総長事務局 (Attorney-General's Office) との連携の下、国連人口基金 (UNFPA) とEUアフガニスタン警察ミッション (EUPOL) により女性に対する暴力の事件に対処する警察官の能力を支援するために、全国規模の意識向上キャンペーンが立ち上げられた。UNAMA, *Nationwide Campaign to Raise Awareness against Violence against Women Launched*, 5 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124f7302.html> (女性に対する暴力に対する全国規模の意識向上キャンペーンが立ち上げ)

³²⁴ UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855-S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118c1152.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第35段落; Human Rights Watch, *I Had to Run Away": The Imprisonment of Women and Girls for 'Moral Crimes' in Afghanistan*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f787d142.html> (「私は逃げなくてはならなかった」:アフガニスタンにおける「道徳犯罪」による女性の投獄); UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights, A/HRC/19/47*, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第3段落、第25段落。Zina (結婚外の性交) は、刑法における犯罪であるが、「逃亡」または「Zinaを犯す意図」はアフガニスタン法またはシャリア法における犯罪ではない。

³²⁵ 例えば、以下を参照のこと。The Guardian, *Afghan Judges Free Three Jailed for Torture of Child*

暴力を報告しようとする女性の司法へのアクセスは、女性の警察官はアフガニスタンの全警察官中、1%強に過ぎないという事実によってさらに損なわれている。報告によれば、女性警察官は自分自身が男性同僚による強姦を含む職場での性的嫌がらせの危機に瀕している。³²⁶

さらに、国土の一部では、強姦の容疑者が有力な司令官または武装グループや犯罪組織の構成員であったり、または、容疑者がそのようなグループや影響力のある個人とのつながりを持ち、逮捕・訴追から守られるという事実により、性暴力行為に対する免責が存続していると報告されている。³²⁷

Bride Sahar Gul, 11 July 2013,
<http://www.theguardian.com/world/2013/jul/11/afghan-judges-free-sahar-guls-torturers?CMP=twg> (アフガニスタンの裁判官、子ども花嫁Sahar Gulの拷問により投獄された3名を釈放); The Guardian, *Sahar Gul Seared Afghanistan's Conscience But her Tormentors are Free*, 11 July 2013, <http://www.theguardian.com/world/2013/jul/11/sahar-gulafghanistan-tormentors-free> (Sahar Gulはアフガニスタンの良心を焼き焦がしたが、彼女を苦しめた人間は釈放) また、以下も参照のこと。Human Rights Watch, *Free Women Jailed for "Running Away"*, 18 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/505c1c852.html>; and Human Rights Watch, *I Had to Run Away": The Imprisonment of Women and Girls for 'Moral Crimes' in Afghanistan*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f787d142.html> (「私は逃げなくてはならなかった」: アフガニスタンにおける「道徳犯罪」による女性の投獄) 2~3 頁。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、虐待から逃れようとした女性・少女の投獄は、そのような虐待の他の被害者が保護または正義を求めることを阻んでいる。同上書、3 頁。さらに、家庭内暴力を逃れる女性・少女は、危険または生命を脅かす状況にすら直面する可能性があっても、法執行当局により、保護を与えられるのではなく、強制的に家族の元に帰される可能性がある。例えば、以下を参照のこと。ActionAid, *Afghan Women's Rights on the Brink: Why the International Community Must Act to End Violence Against Women in Afghanistan*, June 2012, http://www.actionaid.org.uk/doc_lib/on_the_brink_afghan_womens_rights.pdf (危機に瀕したアフガン女性の権利: なぜ国際社会はアフガニスタンにおける女性に対する暴力を終わらせるために行動しなければならないのか) 5 頁; The New York Times, *Child Brides Escape Marriage, But Not Lashes*, 30 May 2010, <http://www.nytimes.com/2010/05/31/world/asia/31flogging.html> (子ども花嫁、結婚から逃れる) 下院議会により審議された刑事訴訟法の改正案は、被告人の親族が被告人の利益に反する証人として尋問されることを禁止する可能性があり、家庭内暴力の被害者のための保護をさらに弱体化させる可能性がある。このことは、家庭内の虐待を目撃した家族が事実上、沈黙させられるため、家庭内暴力のケースの訴追の成功を見込みのないものにする可能性がある。Human Rights Watch, *Afghanistan: Escalating Setbacks for Women*, 16 July 2013, <http://www.hrw.org/news/2013/07/16/afghanistan-escalating-setbacks-women> (アフガニスタン: 悪化する女性にとっての後退)

³²⁶ Human Rights Watch, *Afghanistan: Urgent Need for Safe Facilities for Female Police*, 25 April 2013, <http://www.hrw.org/news/2013/04/25/afghanistan-urgent-need-safe-facilities-female-police>. (アフガニスタン: 女性警察官のための安全な施設の緊急の必要性)

³²⁷ UN General Assembly / Security Council, *Sexual Violence in Conflict Report of the Secretary-General*, A/67/792-S/2013/149, 14 March 2013, http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/N1325944_0.pdf (紛争における性暴力: 事務総長報告書) 第 16 段落。

b) 有害な伝統的慣習

有害な伝統的慣習は依然としてアフガニスタンで蔓延しており³²⁸、全国の農村部および都市部のコミュニティおよびすべての民族的集団内で様々な程度で発生している。³²⁹ 有害な伝統的慣習はアフガニスタン社会における女性の役割・地位に関する差別的な見方に根ざしており、女性および少女に偏って影響を与える。そのような慣行には様々な形態の強制結婚³³⁰（児童婚³³¹を含む）、自宅における強制隔離および「名誉殺人」が含まれる。³³² ア

³²⁸ UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第 10 段落; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第 3 段落、第 25 段落。また、UNAMA, *Still a Long Way to Go: Implementation of the Elimination of Violence against Women Law in Afghanistan*, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html> (まだ道は長い: アフガニスタンにおける女性に対する暴力撤廃に関する法の施行) も参照のこと。

³²⁹ シーア派身分法に関して特別な懸念が表明された。同法は、アフガニスタン憲法第 131 条にしたがって採択され、アフガニスタンの人口の約 20%を占めるシーア派コミュニティの家族法問題（例えば、結婚、離婚および相続権）について規定する。（シーア派身分法、2009 年 3 月、<http://www.refworld.org/docid/4a24ed5b2.html>）。同法は、シーア派法学を正式に認めたものとして、一部の著名なシーア派およびシーア派グループにより歓迎されたが、原案の法律は女性の権利を保護しないことについて国内外の批判の対象となった。この批判が同法の改正につながったが、同法は後見、相続、若年結婚および自宅外での移動に対する制限に関する差別的な規定など異論の多い規定のいくつかを残している。例えば、US Department of State, *2011 Report on International Religious Freedom - Afghanistan*, 30 July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502105e25a.html> (信仰の自由に関する国際報告書 (2011 年度版 - アフガニスタン)) 妻が夫に対して性的快楽を提供することを要求する物議を醸し出す規定は、削除された。しかしながら、アフガニスタンの法律専門家は、改正法の第 162 条は夫が夫婦の権利と見なすことを妻が許否した場合、夫が妻に対する生活費を実質的に許否するために使用され得るという見解である。例えば、以下を参照のこと。UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights (CESCR), *Consideration of reports submitted by States parties under articles 16 and 17 of the Covenant: Concluding Observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights: Afghanistan*, E/C.12/AFG/CO/2-4, 7 June 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c1732dc2.html> (規約第 16 条及び第 17 条に基づく締約国により提出された報告の審査: 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解: アフガニスタン) 国連人権高等弁務官は、女性に不利な立場に置く有害な伝統的・慣習的慣行を正当化しているとして同法を批判し、その撤回を求めた。UN Human Rights Council, *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Situation of Human Rights in Afghanistan and on the Achievements of Technical Assistance in the Field of Human Rights*, A/HRC/13/62, 11 January 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bc2c8d62.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第 4 段落および第 21~23 段落。

³³⁰ アジア財団の 2012 年アフガニスタン調査では、回答者の 6%が強制結婚・持参金をアフガニスタン女性が直面する最大の問題と特定したことが分かった。Asia Foundation, *Afghanistan in 2012 A Survey of the Afghan People*, 2012, <http://asiafoundation.org/resources/pdfs/Surveybook2012web1.pdf> (2012 年のアフガニスタン: アフガニスタン国民の調査) 157~158 頁。

³³¹ アフガニスタン独立人権委員会は、アフガニスタンのすべての結婚の内、60~80%が強制結

婚であると推計している。信頼できるデータを得るのは難しいが、調査は15%の女性は15歳までに結婚し、46%が18歳までに結婚することを示している。アフガニスタン法では、結婚の最低年齢は少女で16歳であり、少年で18歳である。UN Population Fund, *Escaping Child Marriage in Afghanistan*, 4 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124f78d2.html> (アフガニスタンにおける児童婚を逃れる)少女の高い児童婚率がアフガニスタンの高い産婦死亡率と少女の高い中退率につながっている。例えば、Inter Press Service, *Afghan Girls Give More Than Their Hands in Marriage*, 26 February 2013, <http://www.ipsnews.net/2013/02/afhangirls-give-more-than-their-hands-in-marriage/> (アフガニスタンの少女は結婚でその手以上のものを差し出す)

³³² 名誉殺人のケースは、増加傾向にあると報告されている。UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW), *Concluding Observations on the Combined Initial and Second Periodic Reports of Afghanistan*, 23 July 2013, CEDAW/C/AFG/CO/1-2, <http://www.refworld.org/docid/51ff5ac94.html> (アフガニスタンの第1回及び第2回一括定期報告に対する最終見解)第24段落。2013年4月22日、2人の子どもの母親であったHalimaという名の女性が、夫がイランにいる間、従兄弟と逃げようとしたと非難された後、バドギョース州Aabkamari地区のKookchaheel村で父親に射殺されたと報告されている。Amnesty International, *Afghanistan: Woman Killed for "Dishonouring" Family*, 30 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/5183c3fe4.html> (アフガニスタン: 家族の「名誉を汚した」として、女性が殺害される)。2013年3月に報告された「名誉殺人」のケースには、バダクシャー州Kishim地区で兄弟と父親に生き埋めにされたとされる若い少女、婚約者と結婚することを拒否した際に殺害されたとされるヘラート州の14歳の少女、既婚の姉妹がイランにいる夫のところに行くとき強く主張したため、殺害されたとされる兄弟および妻を断首されたとされるジャウズジャン州の夫が含まれる。UN Women, *UN Women Strongly Condemns "Honour Killings" of Women and Girls*, 1 April 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/un-womenstrongly-condemns-%E2%80%9Chonour-killings%E2%80%9D-women-and-girls> (国連女性機関、女性および少女に対する「名誉殺人」を強く非難)「名誉殺人」の件数は、2012年に急増したと報告されている。Reuters, *Woman, Children Beheaded in Afghan "Honour Killing"*, 4 July 2012, <http://www.trust.org/alertnet/news/woman-children-beheaded-in-afghan-honour-killing> (アフガニスタンの「名誉殺人」で女性、子どもが断首) New York Times, *With Help, Afghan Survivor of "Honor Killing" Inches Back*, 1 December 2012, <http://www.nytimes.com/2012/12/02/world/asia/doctors-and-others-buck-tradition-in-afghan-honor-attack.html> (支援により、アフガニスタンの「名誉殺人」のサバイバー、少し下がる) また、以下も参照のこと。UNAMA, *Still a Long Way to Go: Implementation of the Elimination of Violence against Women Law in Afghanistan*, December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c72e0d2.html> (まだ道は長い: アフガニスタンにおける女性に対する暴力撤廃に関する法の施行)3頁。AIHRCによれば、2012年の3月および4月(アフガニスタン暦の最初の2ヶ月)、アフガニスタンでは「名誉殺人」のケースが、前年は1年間で20件に対し、16件あった。AIHRCが2001年に「名誉殺人」を記録し始めて以来、1年間で20件を超えたことはなかった。しかし、AIHRCは「名誉殺人」の多くのケースは報告されないままになっているとも指摘した。Reuters, *Woman, Children Beheaded in Afghan "Honour Killing"*, 4 July 2012, <http://www.trust.org/alertnet/news/woman-children-beheaded-in-afghan-honour-killing> (アフガニスタンの「名誉殺人」で女性、子どもが断首) また、報告された「名誉殺人」1件あたり、12件の他のケースが報告されないままになっていると推計されるという人権擁護者の発言を引用しているNew York Times, *With Help, Afghan Survivor of "Honor Killing" Inches Back*, 1 December 2012, <http://www.nytimes.com/2012/12/02/world/asia/doctors-and-others-buck-tradition-in-afghan-honor-attack.html> (支援により、アフガニスタンの「名誉殺人」のサバイバー、少し下がる) も参照のこと。2012年10月、共に既婚だが一緒に逃亡した女性と男性が、報告によれば女性の兄弟により、ナンガルハール州のKandi Bagh村で攻撃された。女性は重傷を負い、彼女のパートナーは殺害された。New York Times, *With Help, Afghan Survivor of "Honor Killing" Inches Back*, 1 December 2012, <http://www.nytimes.com/2012/12/02/world/asia/doctors-and-others-buck-tradition-in-afghan-honor-attack.html> (支援により、アフガニスタンの「名誉殺人」のサバイバー、少し下がる) 2012年7月4日、

フガニスタンにおける強制的な形態の結婚には、以下が含まれる。

- (i) 女性および少女が決められた量の物または決められた額の現金で売られる、または、家族の借金を清算するために売られる「売買」結婚³³³。
- (ii) 例えば、血債を清算するためなど、罪を犯した家族が「不当な扱いを受けた」家族に結婚のために少女を差し出す部族の紛争解決形態である**baad dadan**³³⁴。
- (iii) 結婚費用を最小限にするために2つの家族が娘を交換する**baadal**³³⁵。

事件を捜査する警察官が「名誉殺人」と描写する事件で、女性1名とその子ども2名がガズニ州で女性の元夫により殺害された。Reuters, *Woman, Children Beheaded in Afghan "Honour Killing"*, 4 July 2012, <http://www.trust.org/alertnet/news/woman-children-beheaded-in-afghan-honour-killing> (アフガニスタンの「名誉殺人」で女性、子どもが断首) 2012年6月、姦通で告発された22歳の女性が、タリバンの地区知事の命令により、パルワーン州で公開処刑により殺害された。Reuters, *Afghan Women Protest for Rights after Public Execution*, 11 July 2012, <http://www.trust.org/trustlaw/news/fghan-women-protest-for-rights-after-public-execution> (アフガニスタン女性、公開処刑の後、権利を訴え抗議) 2012年5月17日、バドギース州で、タリバンは姦通で告発された男性と女性の裁判を開き、両者を公開処刑した。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 24頁。また、Institute for War and Peace Reporting, *"Honour Killings" Rising in Afghan West: Culture of Impunity Seen as Encouraging Murder*, 28 June 2011, <http://www.refworld.org/docid/4e1c657d2.html> (「アフガニスタン西部で「名誉殺人」が増加：免責の文化が殺人を奨励しているように見られる」)

³³³ アヘン農家の家族が、アヘン密輸業者に対する借金を清算するために子ども、特に少女を売っていると報告されている。US State Department, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012年人身売買報告書－アフガニスタン) 62頁。

³³⁴例えば、以下を参照のこと。UNICEF, *Programme Aims to Protect Vulnerable Children and Reunite Them with Their Families*, 14 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124f7f92.html> (脆弱な子どもの保護および家族との再統合を目的としたプログラム) ; New York Times, *For Punishment of Elder's Misdeeds, Afghan Girl Pays the Price*, 16 February 2012, <http://www.nytimes.com/2012/02/17/world/asia/in-baad-afghan-girls-are-penalized-for-elders-crimes.html> (年長者の悪事のために、アフガニスタンの少女が対価を払う) この記事は、ナンガルハール州出身の議員であるFraidoon Mohmandが、baadを是認しながら、「baadで差し出された女性はほんの短い間苦しむだけ」と思うと述べたと引用している。2012年の上半期、UNAMAは、ALP警察官が直接baadに関与した多くの事例を記録したが、そうした事例には、最近の結婚について2人のALP職員の家族の間に起こり得る争いを防止するため、2012年5月17日にALP司令官からALP職員の一人に差し出されたクンドゥーズ州クンドゥーズ地区の18歳の少女が含まれる。2012年5月12日、パクティカ州Khair Kot地区 (Zarghun Shahr) で、ALP司令官1名とALP職員4名が土地に関する争いの間に男性1人を銃撃し、殺害した。この問題はジルガを通じて対処され、ジルガはALP司令官の7歳の娘をbaadで亡くなった男性の家族に差し出す決定をした。ANPはALP司令官およびその部下を殺人またはbaadの罪で捜査・逮捕しなかった。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 46頁。また、以下も参照のこと。Landinfo, *Afghanistan: Marriage*, 19 May 2011, <http://www.refworld.org/docid/512258e82.html> (アフガニスタン：結婚) ; Human Rights Watch, *Stop Women Being Given as Compensation*, 8 March 2011, <http://www.refworld.org/docid/4d79c53f2.html> (女性が賠償として差し出されるのを止めろ)

³³⁵ アフガニスタンの結婚の慣習に関する掘り下げた情報については、Afghanistan Independent

(iv) 配偶者と死別した女性に対する死亡した夫の家族の男性との結婚の強制。³³⁶

児童婚の慣習は女性および家族の唯一の生き残り手段と見なされることが多いため、経済的な不安定や継続する紛争も児童婚の問題を助長している。³³⁷

EVAW法は複数の有害な伝統的慣習を犯罪としているが、そのような慣習には女性を結婚のために売買すること、*baad*に基づき女性を紛争解決のために差し出すこと、児童婚および強制結婚が含まれる。しかし、上述の通り、同法の実施は遅れており、一貫していない。

338

Human Rights Commission, *Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan: Fifth Report*, November/December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html> (アフガニスタンにおける経済的、社会的権利：第5報告書) 第3部; Landinfo, *Afghanistan: Marriage*, 19 May 2011, <http://www.refworld.org/docid/512258e82.html> (アフガニスタン：結婚); Afghanistan Research and Evaluation Unit, *Decisions, Desires and Diversity: Marriage Practices in Afghanistan*, February 2009, <http://www.refworld.org/docid/4992cc722.html> (決定、欲望、多様性：アフガニスタンにおける結婚の慣行); and Women and Children Legal Research Foundation, *Early Marriage in Afghanistan*, 2008, http://www.wclrf.org/English/eng_pages/Researches/Early%20Marrige%20with%20cover.pdf (アフガニスタンにおける若年結婚)

³³⁶ そのような結婚を拒否した配偶者と死別した女性は、子どもの養育に関するアフガニスタン民法上の差別的な規定により、子どもの養育権を失う可能性が高い。また、そのような結婚を拒否した配偶者と死別した女性は、亡くなった夫の男性親族による性およびジェンダーにもとづく暴力の危険に晒されることがある。Landinfo, *Afghanistan: Marriage*, 19 May 2011, <http://www.refworld.org/docid/512258e82.html> (アフガニスタン：結婚) 15～16頁; UNAMA, *Harmful Traditional Practices and Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan*, 9 December 2010, <http://www.refworld.org/docid/4d00c4e82.html> (有害な伝統的慣行と女性に対する暴力撤廃に関する法の実施) 27～30頁; Afghanistan Research and Evaluation Unit, *Decisions, Desires and Diversity: Marriage Practices in Afghanistan*, February 2009, <http://www.refworld.org/docid/4992cc722.html> (決定、欲望、多様性：アフガニスタンにおける結婚の慣行) 51～57頁。強制結婚を避けるため、または、子どもを守り続けるために自宅から逃げた配偶者と死別した女性は、「道徳犯罪」について訴追されることがあり、また、「名誉殺人」に晒される可能性がある。セクションIII.A.7.cも参照のこと。

³³⁷ Afghanistan Independent Human Rights Commission, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html> (第5報告書：アフガニスタンにおける経済的、社会的権利) 53～54頁。米国国務省は、持参金の慣習は、貧しい家族が、実際の結婚は子どもが年頃になるまで遅らされるだろうという理解の下、6歳や7歳の若さで娘の結婚を約束する動機を与えているとしている。しかし、報告書は、この結婚の遅れはほとんど見られず、その若い少女は新郎だけでなく、特に新郎も子供の場合は、家族の年長の男性により、性暴力を受けていることを示している。9歳から11歳の間に結婚した若い少女が焼身自殺を図ったという報告が存在した。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) 既婚者の公立学校制度への登録を禁止した法律が、若年で結婚した多くの少女に中退を余儀なくしている。Inter Press Service, *Education in Afghanistan - the Good, the Bad and the Ugly*, 26 June 2013, <http://www.ipsnews.net/2013/06/education-in-afghanistan-the-good-the-badand-the-ugly/> (アフガニスタンにおける教育—良い点、悪い点、そして忌まわしい点)

³³⁸ *Baad*は1976年アフガニスタン刑法における犯罪であるが、同条は配偶者と死別した女性およ

c) 社会的道徳観に反すると見なされる女性³³⁹

ジェンダー間の平等を促進する政府の努力にもかかわらず、根深い偏見や女性を疎外する慣習の実行により、女性は社会的、政治的、経済的な差別の蔓延に直面し続けている。³⁴⁰ 社会的規範に反すると見なされた女性は、社会的汚名、一般的な差別および安全上のリスクに直面し続けている。そのような規範には、公の場に姿を現す際には男性親族の同行を得なくてはならないという要件などの女性の移動の自由を制限する要件が含まれる。³⁴¹ 配偶者と死別した女性を含む男性の支援および保護のない女性は、特有の危険に晒されている。移動の自由に対する制限を含め、単身で生活する女性に制約を課す既存の社会的規範に鑑みて、そうした女性は一般的に生き残りのための手段を持たない。³⁴²

び18歳以上の女性にのみ適用される。刑法の下では、baad に対する懲役は2年を超えてはならない。baad に対する刑法規定は、女性を結婚のために差し出す犯罪の範囲を18歳以下の少女にまで拡大し、baad に対して可能な懲役を最大10年に延長した女性に対する暴力撤廃に関する法によって補完された。また、同法は、犯罪に加担したと見なされる者の範囲も拡大した。

³³⁹ 公的な立場にある女性の取扱いに関する詳細分析については、セクションIII.A.1を参照。

³⁴⁰ UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights (CESCR), *Consideration of Reports Submitted by States Parties under Articles 16 and 17 of the Covenant: Concluding Observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights: Afghanistan, E/C.12/AFG/CO/2-4*, 7 June 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c1732dc2.html> (規約第16条及び第17条に基づく締約国により提出された報告の審査: 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解: アフガニスタン) シャリア法に反すると見なされる女性の取扱いの詳細分析については、セクションIII.A.5 およびIII.A.6を参照のこと。公的な立場にある女性の状況の詳細分析については、セクションIII.A.1.9を参照のこと。

³⁴¹ UNAMAが実施した研究によれば、「自分一人で公の場に現れる女性は自分の評判と安全を危険に晒す。本報告書の研究期間中に意見を聞いたムッラーは、女性は男性親族の同行者 (mahram) に伴われている場合にのみ公の場に現れることができるという見方を正当化するためにイスラム教の教義に言及した。この研究の枠組みで意見を聞いたシーア派の専門家は、ヒジャブ (イスラム教のベール) に関する一定の規則が守られることを条件に、宗教が男性同行者の必要性を課しているというのに異議を唱えたが、このイスラム教の解釈はアフガニスタンで一般的である。UNAMA, *Silence is Violence: End the Abuse of Women in Afghanistan*, 8 July 2009, p. 10, <http://www.refworld.org/docid/4a548f532.html> (沈黙は暴力である: アフガニスタンにおける女性虐待を終わらせろ)

³⁴² 米国平和研究所 (USIP) によると、女性の移動に関する伝統的な慣習および低い雇用レベルは、女性はアフガニスタンでは独立して生き残ることができないことを意味する。以下で引用。Civil-Military Fusion Centre, *The Peace Process and Afghanistan's Women*, April 2012, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Governance/Afghanistan_Women_Reconciliation.pdf (和平プロセスとアフガニスタンの女性) 6頁。N v. Sweden, *Application no. 23505/09*, 20 July 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c4d4e4e2.html>において、欧州人権裁判所は、女性は、社会、伝統または法制度によるジェンダーの役割に合致しないと見なされた場合、アフガニスタンにおいて不当な取扱いを受ける特に高いおそれがあると判断した。単に申請者がスウェーデンに住んでいたという事実が、許容される振る舞いの一線を越えたと思なされる可能性が十分にある。彼女が夫と離婚したがっており、とにかく彼とはもう一緒に暮らしたくないという事実は、アフガニスタン帰国に際して、深刻な声明を脅かす影響につながる可能性がある。さらに、報告書は、アフガニスタンの女性の多くの割合が、当局が正当なものとみなし、つまり、訴追しない行為である家庭内暴力による影響を受けていることを示している。保護者のいない女性または男性の「指導者」

タリバンの実効的支配下にある地域では、不道徳な振る舞いについて非難された女性は、タリバンの並列的な司法構造により裁かれ、鞭打ち刑および死刑を含む過酷な刑罰を受けるおそれがある。³⁴³

慣習法またはシャリア法違反による拘禁は、女性および少女に偏って影響を与えている。³⁴⁴ そうした拘禁には、適切な同行を受けていない³⁴⁵、結婚の拒否³⁴⁶または「自宅からの逃亡」³⁴⁷（家庭内暴力の場合を含む³⁴⁸）など、「道徳犯罪」を根拠にした拘禁が含まれる。「道

がない女性は、私生活または職業生活に対する継続的な深刻な制限、そして社会的排除に直面した。また、彼女たちは、男性の親族に守られていなければ、完全に生き残りの手段を持たないことが多い。その結果、裁判所は、もしNがアフガニスタンに強制退去されれば、スウェーデンは欧州人権条約第3条に違反すると判断した。また、難民再審査審判所がアフガニスタンに家族が誰も残っていない配偶者と死別した女性である申請者が男性による保護のないアフガニスタンの高齢女性という特定の社会的集団の構成員であると判断した。RRT Case No. 1005628 [2010] RRTA 822, Refugee Review Tribunal of Australia, 21 September 2010, <http://www.austlii.edu.au/cgibin/sinodisp/au/cases/cth/RRTA/2010/822.html> も参照のこと。

³⁴³ 2012年2月、ゴール州において、タリバン裁判所が男性1名と女性1名を姦通罪（zina）で有罪とし、両者を罰として鞭打ちにした。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html>（2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護）。タリバンによって不道徳な振る舞いについて非難された女性の公開処刑に関する詳細情報については、以下の名誉殺人に関する議論を参照のこと。

³⁴⁴ Human Rights Watch, “I Had to Run Away”: The Imprisonment of Women for ‘Moral Crimes’ in Afghanistan, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f787d142.html>（「私は逃げなくてはならなかった」：アフガニスタンにおける「道徳犯罪」による女性の投獄）3頁；Washington Post, *The Immorality of Afghanistan’s “Moral Crimes”*, 20 January 2012, http://www.washingtonpost.com/opinions/the-immorality-of-afghanistans-moral-crimes/2012/01/04/gIQAFVveEQ_story.html（アフガニスタンの「道徳犯罪」の不道徳）

³⁴⁵ 「不適切な同伴（Improper accompaniment）」は、ハナフィ法学によれば、犯罪と見なされる。女性たちは、適切な同伴なく男性と一緒にいたこと、またはKhelwat-esahihaについて、拘禁、起訴、有罪判決を受けた。UNAMA, *Arbitrary Detention in Afghanistan: A Call For Action, Volume I - Overview and Recommendations*, January 2009, <http://www.refworld.org/docid/49d07f272.html>（アフガニスタンにおける恣意的な拘禁：行動要請、第1巻：概要および提言）7頁。

³⁴⁶ UNAMA, *Harmful Traditional Practices and Implementation of the Law on Elimination of Violence against Women in Afghanistan*, 9 December 2010, <http://www.refworld.org/docid/4d00c4e82.html>（有害な伝統的慣行と女性に対する暴力撤廃に関する法の実施）

³⁴⁷ 自宅からの逃亡はアフガニスタンで汚名の対象となるが、刑法における犯罪ではなく、そのため、適切な定義を持たない。それは、帰宅の意思なく、逃亡し、両親または法的後見人の許可なく家族を見捨てる行為を意味すると理解されている。AIHRC, *Report on the Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan - IV*, December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b3b2df72.html>（アフガニスタンの経済的、社会的権利の状況に関する報告書）58頁を参照。また、UN Women, *UN Women in Afghanistan Welcomes Government Statements Confirming that “Running Away” Is Not a Crime under Afghan Law*, 3 October 2012, <http://www.unwomen.org/2012/10/un-women-in-afghanistan-welcomes-government-statements-confirming-that-running-away-is-not-a-crime-under-afghan-law/>（国連女性機関、「逃亡」がアフガニスタン法上の犯罪ではないことを確認する政府の声明を歓迎）；UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW), *Concluding Observations on the Combined Initial and Second Periodic Reports of Afghanistan*, 23 July 2013, CEDAW/C/AFG/CO/1-2,

「道徳犯罪」を理由に拘禁される少女および女性の数は2011年10月から2013年5月までの間に50%上昇した。³⁴⁹ 上述の通り、家庭内暴力または強制結婚の脅威により自宅を逃亡した女性および少女は、多くの場合、自分自身が自宅からの逃亡または姦通の罪で告発される。³⁵⁰ 姦通およびその他の「道徳犯罪」による告訴は名誉殺人を引き起こす可能性があるため、場合によっては、当局はそのような行為について告訴された女性の拘禁を保護措置として正当化しようとした。³⁵¹

<http://www.refworld.org/docid/51ff5ac94.html> (アフガニスタンの第1回及び第2回一括定期報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解) 第24段落。

³⁴⁸ アフガニスタン最高裁判所は、国内裁判官に対して、アフガニスタンの成文法にはこの犯罪が存在しないにもかかわらず、「逃亡」を犯罪として扱うように指示した。裁判所は、家庭で問題を経験している女性にとって適切な一連の行動は、当局による援助を求めるものだと述べた。Human Rights Watch, “I Had to Run Away”: The Imprisonment of Women for ‘Moral Crimes’ in Afghanistan, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f787d142.html> (「私は逃げなくてはならなかった」: アフガニスタンにおける「道徳犯罪」による女性の投獄) 5頁。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、保護および/または司法へのアクセスを求める女性が直面する法執行当局による差別に鑑みて、政府の援助を求めることは、家庭内暴力または有害な伝統的慣行に被害者であるほとんどの女性および少女にとって、安全ではなく、実行不可能な選択肢であるとしている。(同上書) 2010年8月1日付けの最高裁令(ダリ語)の写しがUNHCRに記録されている。女性の警察官尋問者、弁護士および検察官の不在は、道徳犯罪を問われた女性が司法にアクセスするさらなる障害となり得る。Institute for War and Peace Reporting, *Lack of Female Lawyers in Eastern Afghanistan*, 5 April 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f82f00c2.html> (アフガニスタン東部における女性弁護士の不足) ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2012年9月16日の会合において、司法大臣、女性問題省大臣および内務副大臣は、女性・少女にとって「逃亡」することは刑事犯罪ではなく、暴力から逃れること、または、逃亡することは拘禁または訴追の根拠ではないと始めて公に確認した。Human Rights Watch, *Free Women Jailed for “Running Away”*, 18 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/505c1c852.html> (自由な女性が「逃げ出した」として投獄される)

³⁴⁹ 「道徳犯罪」について投獄される女性・少女の数は、2011年10月の約400人から2013年5月の約600人に増加したと報告されている。Human Rights Watch, *Afghanistan: Surge in Women Jailed for “Moral Crimes”*, 21 May 2013, <http://www.hrw.org/news/2013/05/21/afghanistan-surge-women-jailed-moral-crimes> (アフガニスタン: 「道徳犯罪」で投獄される女性が急増)

³⁵⁰ UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855– S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118c1152.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第35段落; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第3段落、第25段落。2012年のヒューマン・ライツ・ウォッチ報告書によると、2012年1月、約400人の女性が「道徳犯罪」について投獄されたが、その数はアフガニスタンの刑務所の全女性の約半分にあたり、青少年拘禁施設の実質的にすべての少女にあたる。Human Rights Watch, “I Had to Run Away”: The Imprisonment of Women for ‘Moral Crimes’ in Afghanistan, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f787d142.html> (「私は逃げなくてはならなかった」: アフガニスタンにおける「道徳犯罪」による女性の投獄) 3頁。

³⁵¹ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン) 多くのケースにおいて、刑務所から釈放された女性は、家族が受入れを拒否するか、女性自身が自宅に戻れば、暴力に直面および/または結婚を強制されることをおそれるために、

d) 要旨

ケースの個別の事情によっては、UNHCRは以下のカテゴリーに該当する女性は難民としての国際保護を必要とする可能性が高い。

- a) 性およびジェンダーにもとづく暴力の被害者およびその危機に瀕している者。
- b) 有害な伝統的慣習の被害者およびその危機に瀕している者。
- c) 社会的道徳観に反すると見なされる女性。

ケースの個別の事情によっては、そうした女性は、「アフガニスタン国内の女性」と定義される特定の社会的集団の構成員であること、宗教および／または（帰属された）政治的意見を根拠として、難民としての国際保護を必要とする可能性がある。

8. 子ども

子どもは、本書に含まれるその他のリスクのある経歴の多くに該当する可能性がある。³⁵²しかし、子どもは子どもに特有な迫害形態に晒される危険もあり、それは、若年徴兵、子どもの人身取引、束縛労働または有害児童労働、子どもに対する家庭内暴力、強制および／または若年結婚、児童買春および児童ポルノおよび教育の系統的な否定が含まれる。³⁵³

自宅に帰ることができなかった。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第 45 段落。UNAMAは、州の女性問題省および地元の女性シェルターは、自宅に帰ることのできないまたはそれを望まない釈放された女性受刑者の何名かを受け入れてきた (同上書)。道徳的犯罪を犯したとして非難された女性および少女に対する「名誉殺人」を含む家族からの報復のおそれについては、Human Rights Watch, “I Had to Run Away”: The Imprisonment of Women for ‘Moral Crimes’ in Afghanistan, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f787d142.html> (「私は逃げなくてはならなかった」：アフガニスタンにおける「道徳犯罪」による女性の投獄) 6 頁; Institute for War and Peace Reporting, *No Life Outside for Female Ex-Cons in Afghanistan*, 24 August 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c762dc72c.html> (アフガニスタンの女性前科者にとって刑務所の外に人生はない) ; and Human Rights Watch, “We Have the Promises of the World”: Women’s Rights in Afghanistan, 3 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b179c4a2.html>. (「私たちに世界は約束がある」：アフガニスタンにおける女性の権利)

³⁵² 反政府勢力を支持していると疑われる個人、少数派宗教グループの構成員、シャリア法に反すると見なされた者、タリバンのイスラム教原則・規範・価値の解釈に反すると見なされた者、特定の経歴を持つ女性、人身取引の被害者および人身取引の危機に瀕している個人、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス (LGBTI) の個人、少数派民族グループの構成員および血讐に関する経歴を参照のこと。

³⁵³ 強制結婚または若年結婚を含む有害な伝統的慣行の危機に瀕した少女および性およびジェン

a) 若年強制徴兵

2011年1月、国連と政府は若年徴兵の防止に関する行動計画に署名した。³⁵⁴ 報告によれば、政府は行動計画の実施において進展を見せているが、ANSF、とりわけANPおよびALPでの若年徴兵に関して懸念が残った。³⁵⁵

ダーにもとづく暴力の危機に瀕した少女の状況に関する詳細分析は、セクションIII.A.7を参照のこと。人身取引、束縛労働および児童売春に関する詳細分析については、III.A.9も参照のこと。³⁵⁴ General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第33段落; UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/728-S/2012/133, 5 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fbf60732.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 23頁。行動計画は、性暴力および子どもの殺害・不具化の防止に関する付属書を持つ。若年徴兵を防止し、ANSF内における関連懲戒処分の改善するための3つの省令が内務省および国防省から出された。児童徴兵、拷問および学校・病院に対する攻撃のイスラム教上の禁止に関する意識を高めるための2つの命令がUlema Shura (聖職者評議会) から出された。(同上書) また、UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第23段落も参照のこと。アフガニスタンは、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書に加入している。選択議定書は、子ども(18歳未満の者と定義)の自国の軍隊への強制的徴集の禁止(第2条)を含む。16歳以上の子どもの自発的徴集は、一定の条件下で認められるが(第3条)、子どもは敵対行為に直接参加してはならない(第1条)。非国家武装集団による子供の徴集および敵対行為における使用はあらゆる状況において禁止される(第4条)。武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書(2000年5月25日)国際連合条約集第2173巻222頁 (<http://www.refworld.org/docid/47fdfb180.html>)

³⁵⁵ アフガニスタン監視・報告調査特別委員会(country task force on monitoring and reporting in Afghanistan)は、志願に関する公式な年齢要件に反し、ALPおよびANPは2012年に19件の若年徴兵について責任があった。ANP、ALPおよびANAを含むANSFによる治安関連の任務のための子どもの非公式の使用についても懸念が残った。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第25段落。2013年2月1日から4月30日の間の期間、アフガニスタン治安部隊は、警察による作戦のために3人の少年を徴集したと報告されている。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 13 June 2013, A/67/889-S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第26段落。See also UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 55~56頁; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第29段落。国連人権高等弁務官は、性的搾取が少年のANSFへの徴集の動機となる要因であったと報告している。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human*

報告によれば、AGEsによる子どもの徴兵は増加傾向にある。³⁵⁶2012年、AGEsは自爆攻撃に益々多くの子供を使用した。2012年、UNAMAは子ども3名が自爆攻撃を実行して死亡し、さらに48名の子供が自爆攻撃の計画の容疑でANSFによって逮捕された。³⁵⁷また、子

Rights, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第23段落。国連事務総長は、ANPおよびANAの部隊が、アフガニスタン法に違反して、子どもを検問所で使用し、また、多くの場合、東部および南部において、子どもが威嚇を通じてALPに徴集されたと報告している。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children in Armed Conflict*, 26 April 2012, A/66/782-S/2012/261, <http://www.refworld.org/docid/4fd706472.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第8段落。また、US Department of Labor, *Findings on the Worst Forms of Child Labor 2011: Afghanistan*, 26 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124b8f42.html> (2011年最悪の形態の児童労働に関する報告書：アフガニスタン) も参照のこと。

³⁵⁶ アフガニスタン監視・報告調査特別委員会は、2012年にAGEによる児童徴兵47件を報告している。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第24段落。2013年2月1日から4月30日の期間、武装反政府グループは、爆発物の組み立て・設置および戦闘作戦への参加などの紛争関連の活動を実施するために29人お少年を徴兵したと報告されている。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 13 June 2013, A/67/889-S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第26段落。See also UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html> (アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書) 第29段落; UNICEF, *Deaths and Injuries to Children Increase as a Result of the On-Going Conflict in Afghanistan*, 13 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124f89f2.html> (アフガニスタンで継続する紛争の結果、子どもの死傷者が増加); General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children in Armed Conflict*, 26 April 2012, A/66/782-S/2012/261, <http://www.refworld.org/docid/4fd706472.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第7段落。タリバンは自爆テロ犯にするために、金銭を約束して子どもを騙し、または、自爆テロ犯になるよう強制した。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン); UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 18頁; UNAMA, *UNHCR Assists IDP Families in Balkh*, 13 August 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124f84d2.html> (UNHCR、バルフのIDP家族を援助) また、以下も参照のこと。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 - S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118c1152.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第34段落; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第23段落。

³⁵⁷ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン2012年年次報告書：武力紛争における市民の保護) 11頁、55頁。アフガニスタン監視・報告調査特別委員会は、2012年、少なく

もはIEDの設置や武器・制服の密輸にも使用され、護衛または偵察者としても使用されている。³⁵⁸

報告によれば、AGEsは徴兵のために子どもを誘拐したが、身代金目的や政府派の部隊への関与の容疑に関する報復や脅迫のためにも誘拐した。³⁵⁹

とも子どもたちが自爆攻撃を行なうためにAGEに徴集された。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第 24 段落。また、以下も参照のこと。US Department of State, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012 年人身売買報告書 – アフガニスタン) ; General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children in Armed Conflict*, 26 April 2012, A/66/782-S/2012/261, <http://www.refworld.org/docid/4fd706472.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第 7 段落。2011 年、8 歳の少女 1 人を含む 11 人の子どもが自爆攻撃の実行において死亡した。子どもの一部は知らずに爆発物を運んでいた。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children in Armed Conflict*, 26 April 2012, A/66/782-S/2012/261, <http://www.refworld.org/docid/4fd706472.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第 7 段落。また、以下を参照のこと。Aljazeera, *Children Caught Up in Afghan Conflict*, 23 September 2012, <http://www.aljazeera.com/indepth/features/2012/09/2012918124140212587.html> (子どもがアフガニスタンの紛争に巻き込まれる) ; The Sydney Morning Herald, *Taliban Accused of Using Children to Spy and Bomb*, 27 March 2012, <http://www.smh.com.au/world/taliban-accused-of-using-children-to-spy-andbomb-20120326-1vunz.html> (タリバン、スパイ活動や爆撃に子どもを使用しているとして非難される) ; The Telegraph, *Afghans Halt Convoy of Boys “Headed for Suicide Training Camps”*, 23 February 2012, <http://www.telegraph.co.uk/news/9101670/Afghans-halt-convoy-of-boys-headed-for-suicide-training-camps.html> (アフガニスタン当局、「自殺訓練キャンプ」に向かう少年の車両を止める) ; The Telegraph, *Afghan Boy Suicide Bombers Tell How They Are Brainwashed into Believing They Will Survive*, 13 January 2012, <http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/afghanistan/9014282/Afghan-boy-suicide-bombers-tell-how-they-are-brainwashed-into-believing-they-will-survive.html> (アフガニスタンの少年自爆テロ犯、どのように自分たちは生き延びられると信じるよう洗脳されるかを語る) ; Landinfo, *Afghanistan: Human Rights and Security Situation*, 9 September 2011, <http://www.refworld.org/docid/4e8eade12.html> (アフガニスタン：人権および治安状況) 8 頁; Human Rights Watch, *Afghanistan: Taliban Should Stop Using Children As Suicide Bombers*, 31 August 2011, <http://www.refworld.org/docid/4e60bb792.html> (アフガニスタン：タリバンは子どもを自爆テロ犯として使用することをやめるべきである) ; The Guardian, *Taliban Use Girl, 8, as Bomb Mule in Attack on Afghanistan Police Post*, 26 June 2011, <http://www.guardian.co.uk/world/2011/jun/26/afghanistan-taliban-girl-bomb-police> (タリバン、アフガニスタン警察署に対する攻撃で 8 歳の少女を爆弾の運び屋として使用) ; The Telegraph, *Taliban Recruiting Nine-Year-Old Suicide Bombers*, 15 May 2011, <http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/afghanistan/8515012/Taliban-recruiting-nine-year-old-suicide-bombers.html> (タリバン、9 歳の自爆テロ犯を徴集)

³⁵⁸ UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年次報告書：武力紛争における市民の保護) 11 頁。

³⁵⁹ General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children in Armed Conflict*, 26 April 2012, A/66/782-S/2012/261, <http://www.refworld.org/docid/4fd706472.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第 18 段落。2011 年には 31 件の武装グループによる子どもの誘拐が記録された。

報告によれば、子どもはAGEs支援の容疑による違法な拘禁の危機に瀕しており、また、拘禁施設内での殴打、電気ショック、性暴力および性暴力の脅迫を含む拷問および不当な取扱いの危機に瀕している。³⁶⁰

b) 束縛労働または有害児童労働³⁶¹

報告によれば、児童労働は依然として広範に及んでいる。³⁶²アフガニスタンにおける児童

³⁶⁰ 2013年1月のUNAMA報告書は、自爆攻撃容疑を含む国家安全保障上の犯罪容疑によるNDS、ANPおよびALPによる子どもの違法な拘禁および拷問 80 件を記録している。UNAMA, *Treatment of Conflict-Related Detainees in Afghan Custody: One Year On*, 20 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50ffe6852.html> (アフガニスタン勾留施設における紛争関連被拘禁者の取扱い：それから1年) 33~34 頁、38~41 頁、46 頁、48 頁、51 頁、54 頁。2011年にはAGEへの支援容疑についての子どもの拘禁 204 件が記録されている。10 歳の少年を含め、全員が少年であった。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children in Armed Conflict*, 26 April 2012, A/66/782-S/2012/261, <http://www.refworld.org/docid/4fd706472.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第 10~11 段落。2011年8月25日、カルザイ大統領は、自爆テロを実行しようとしていたところをNDSにより逮捕された子ども 20 人の釈放を命令した。US Department of State, *2011 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 24 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fc75ac3c.html> (2011年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) 拘禁された子どもは、無罪推定、罪状を知らされる権利、弁護人へのアクセスおよび自白を強要されない権利を含む基本的権利および適正手続きの多くの面を一般的に否定されていると報告されている。2011年に全国の少年院にいた子どもは十分な食料、医療および教育へのアクセスを持たなかった。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) AGEを支援したと疑われた市民の状況に関する詳細分析については、セクションIII.A.4も参照のこと。

³⁶¹ 迫害を構成する児童労働の形態に関する詳細ガイダンスについては、UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/09/08, 22 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html> (国際保護に関するガイドライン第8号：難民の地位に関する1951年条約・1967年議定書第1条A(2)および第1条Fの下での子どもによる庇護申請) 第29~30段落を参照のこと。

³⁶² US Department of Labor, *Findings on the Worst Forms of Child Labor 2011: Afghanistan*, 26 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124b8f42.html> (2011年最悪の形態の児童労働に関する報告書：アフガニスタン) 労働法は、有害な雇用を含む雇用最低年齢を18歳と定めている。15歳から18歳の子どもは週35時間までの「軽作業」に従事することができる。子どもは14歳から見習いとして働くことができる。しかし、労働法の施行は、政府の組織的能力の不足および10%未満の子どもしか公式な出生登録がされていないことが当力の法施行能力を制限していることから、弱体であると報告されている。米国労働省同上書およびUS Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) を参照。子どもの労働者の合計の推計は様々なである。UNICEFによる推計によれば、小学校の年齢のこどもの少なくとも30%が何らかの形態の仕事をしており、14歳未満の児童労働者が100万人以上いた。AIHRCによる2010年の研究では、アフガニスタンの1500万人の子どものさらに多く(最大40%)が、何らかの有給の仕事に従事している可能性が高いことが分かった。(米国国務省同上書)2010年~2011年のアフガニスタン複数指標クラスター調査(Afghanistan

労働の様式には、借金による束縛やその他の形態の強制労働³⁶³、麻薬取引を含む違法な活動における子どもの使用および売春における子どもの使用など³⁶⁴、最悪の形態の児童労働が含まれる。子どもは、健康、安全または道徳を害する可能性の高い有害な仕事にも従事している。³⁶⁵

ストリート・チルドレンは、アフガニスタンにおいて最も危険に晒され、脆弱なグループの一つであり、政府サービスにほとんど、または、全くアクセスすることができない。貧困および食料不足のため、家族は食料や金銭の物乞いをさせるために子どもたちを路上に送り出すことを余儀なくされている。³⁶⁶

Multiple Indicator Cluster Survey 2010-2011) では、5 歳から 11 歳の子どもの 27%、12 歳から 14 歳の子どもの 22%が労働活動に関与していたことが分かった。5 歳から 14 歳の子どもの児童労働全体では少女の 23%、少年の 28%であった。Central Statistics Organisation and UNICEF, *Afghanistan Multiple Indicator Cluster Survey 2010-2011*, June 2012 (2010-2011 年アフガニスタン複数指標クラスター調査) 127 頁。また、以下も参照のこと。Reuters, *Afghan Child Labor Fears Grow as Aid Dries Up*, 7 February 2012 (援助の枯渇に伴い、アフガニスタンの児童労働が増加するおそれ) ; CCN, *Kabul's "Unnoticed" Child Workers*, 18 October 2011, <http://edition.cnn.com/2011/10/18/world/cnnheroes-kabul-child-labor/index.html> (カブールの「知られざる」児童労働者)

³⁶³ 束縛労働の慣行は、男性、女性および子どもが借金の支払いまたは不満を解決する方法として働くことを許すものである。借金は世代から世代への続くことがあり、子どもが両親の借金を返すために働くことを強要される。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012 年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) また、以下も参照のこと。Institute for war and Peace Reporting, *Afghanistan: "I Was Not Born a Slave"*, 23 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fbf52512.html> (アフガニスタン：「私は奴隷として生まれたのではない」) ; IRIN, *Bonded Labour Ensnarers Entire Families*, 16 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fba18602.html> (束縛労働が家族全体を陥れる) ; The New York Times, *In Afghan Kilns, A Cycle of Debt and Servitude*, 15 March 2011 (アフガニスタンの窯で、借金と隷属の循環)

³⁶⁴ 麻薬取引および児童売春を含む違法活動における子どもの使用に関する詳細分析については、セクション III.A.9 を参照のこと。

³⁶⁵ 例えば、児童労働のいくつかのセクターが子どもを地雷に晒すを報告された。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012 年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)

³⁶⁶ ストリート・チルドレン数の信頼できる数値は存在しないが、労働・社会問題・殉教者・障害者省はカブールのストリート・チルドレンの数は 2011 年に以前の NGO による推計 37,000 人から減少したと推計している。しかし、国家統計局による新たな調査は行なわれていない。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012 年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) カブールの路上で働いている子どもの総数の推計は、50,000 人から 60,000 人と様々である。Assessment Capacities Project (ACAPS), *Afghanistan: Conflict and Displacement*, 10 October 2012, http://www.acaps.org/resourcescats/downloader/afghanistan_conflict_and_displacement (アフガニスタン：紛争と移動) 子どもの一部は物乞い集団に属していると報告されている。US Department of Labor, *Findings on the Worst Forms of Child Labor 2011: Afghanistan*, 26 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124b8f42.html> (2011 年最悪の形態の児童労働に関わる報告書：ア

c) 性およびジェンダーにもとづく暴力を含む子どもに対する暴力³⁶⁷

児童虐待は全国的に蔓延していると報告されており、2012年に報告件数は増加傾向にあった。一般的な虐待の形態には、身体的暴力、性的虐待、遺棄および一般的なネグレクトが含まれる。³⁶⁸ 子どもに対する家庭内暴力の形態の一部は、しつけの名の下に発生している。³⁶⁹ 報告によれば、子どもに対する性的虐待が依然として蔓延していた。³⁷⁰ 性的虐待の被害者の子ども（特に少女）のほとんどは家族によって虐待されているが³⁷¹、少年・少女には国家機関による性的暴力のおそれもあると報告されており³⁷²、特に少年はAGEsによる性

フガニスタン)行商人として働くストリート・チルドレンは、自爆攻撃に対して特に脆弱である。例えば、<http://www.skateistan.org/blog/tragic-loss>を参照。

³⁶⁷ 有害な伝統的慣行および性およびジェンダーにもとづく暴力に晒される少女の取扱いに関する詳細分析については、セクションIII.A.7を参照。

³⁶⁸ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)

³⁶⁹ 2010年～2011年のアフガニスタン複数指標クラスター調査では、2歳から14歳の子どもの74%が母親・世話人による何らかの形態の精神的な罰または体罰の対象とされており、子どもの38%が過酷な体罰の対象とされたことが分かった。Central Statistics Organisation and UNICEF, *Afghanistan Multiple Indicator Cluster Survey 2010-2011*, June 2012 (2010-2011年アフガニスタン複数指標クラスター調査) 129～131頁。米国国務省は、さらに、家庭外でも、学校、矯正施設およびその他の公的機関における体罰が法に反するにもかかわらず一般的であると指摘している。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)

³⁷⁰ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)。AIHRCによると、委員会によって登録された性的暴行の事例の80%において、サイバーは18歳未満の10代の少女であった。Inter Press Service, *Violence Against Women on the Rise*, 5 October 2012, <http://www.ipsnews.net/2012/12/violence-against-afghan-women-on-the-rise/> (女性に対する暴力が増加傾向) 2011年、内務省はカブールだけで推計100件の児童強姦事件を記録し、他の13州からの報告では2011年の児童強姦事件は470件に上った。未報告の事件はさらに高いと考えられている。

³⁷¹ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)

³⁷² 国連事務総長は、国家安全保障に関わる罪で拘禁されている少年の一部は、ANSFによる逮捕時または拘禁中の性的暴力または性的暴力の脅迫を報告したとしている。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第30段落。また、第27段落も参照のこと。2011年には、9歳の少女の強姦を含むANP関係者が関与した4つの事例が報告されている。インタビューを受けた少年院で拘禁されている76人の少年の内、10人が逮捕時における性的暴力または性的暴力の脅迫を報告した。Security Council, *Report of the Secretary-General on Children in Armed Conflict*, 26 April 2012, A/66/782-S/2012/261, <http://www.refworld.org/docid/4fd706472.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第15段落。2011年4月、タホール州の12歳の少女が輪姦されたとされ

的虐待のおそれがあると報告された。³⁷³若い少年には、少年が有力者および実業家に売られ、男性の観衆のために女性の衣服を着て踊るよう訓練され、性行為のために使用・取引される慣行である**bacha baazi**のおそれが引き続きあった。³⁷⁴この慣行は増加傾向にあると報告されている。³⁷⁵

子どもの性的虐待に対する免責は問題として残った。ほとんどの虐待者は逮捕されず、子どもが安全保障当局者やANPと関係がある個人により処罰を受けることなく強姦されているとの報告が存在する。³⁷⁶

ている。加害者の複数はANPの制服を着ていたと報告されている。AIHRCおよびその他の市民社会の代表が大々的なタホールの調査訪問を行なったが、当局は逮捕を行なわなかった。US Department of State, *2011 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 24 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fc75ac3c.html> (2011年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) 警察が拘禁された子どもを殴打し、性的に虐待しているとの報告が存在する。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) 2011年4月、4人の武装したALPメンバーが13歳の少年1人を誘拐し、ALP副司令官の自宅に連れて行った。そこで少年は輪姦された。Human Rights Watch, “*Just Don’t Call It a Militia: Impunity, Militia and the “Afghan Local Police”*”, September 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e32a92.html> (それを単に民兵と呼ぶな：免責、民兵、「アフガニスタン地方警察」)

³⁷³ General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第27段落; General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children in Armed Conflict*, 26 April 2012, A/66/782-S/2012/261, <http://www.refworld.org/docid/4fd706472.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 第15段落。

³⁷⁴ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)。国務省は、影響を受けた少年の数に関する信頼できる統計は、その問題が依然として恥の原因となっているため、入手が難しいとしている。米国国務省は、ANSFによるbacha baaziの使用と闘うために2011年1月に署名された行動計画の目標達成に向けた2012年6月までの12か月においてほとんど進展は報告されていないとしている。US Department of State, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012年人身売買報告書－アフガニスタン)

³⁷⁵ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) ; The Washington Post, *Afghanistan Sees Rise in “Dancing Boys” Exploitation*, 5 April 2012, www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/afganistans-dancing-boys-are-invisible-victims/2012/04/04/gIQAyreSwS_story_1.html (アフガニスタンで、「踊り子少年」の搾取が増加)

³⁷⁶ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン) 2011年、内務省はカブールだけで推計100件の児童強姦事件を記録し、他の13州からの報告では2011年の児童強姦事件は470件に上った。未報告の事件はさらに高いと考えられている。US Department of State, *2011 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 24 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fc75ac3c.html> (2011年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)

「道徳犯罪」について訴追された子どもの一部は、犯罪者ではなくむしろ犯罪被害者であった。性的虐待の事例を報告したことにより、子どもは家族の名を汚したと見なされ、処罰の必要があると見なされた。³⁷⁷報告によれば、実際の加害者の家族代理として投獄された子どももいた。³⁷⁸

d) 教育へのアクセスの系統的な否定

教育へのアクセスに対する制限は重大な懸念として残った。就学は少年・少女の両方で改善したが³⁷⁹、高レベルの治安悪化が教育へのアクセスを妨げる主要要因となっており、420万人の子どもが安全上の理由により教育にアクセスできないと報告されている。³⁸⁰ AGEsお

³⁷⁷ 例えば、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、公園で成年男性2名との性行為について起訴された後、「道徳犯罪」で有罪とされた13歳の少年のケースについて報告している。少年は、少年院での拘禁1年の判決を受けた。Human Rights Watch, *Afghanistan: Don't Prosecute Sexually Assaulted Children*, 10 February 2013, <http://www.refworld.org/docid/511a0ac941e.html> (アフガニスタン: 性的暴行を受けた子どもを訴追するな) また、US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン) も参照のこと。

³⁷⁸ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン)

³⁷⁹ Central Statistics Organisation and UNICEF, *Afghanistan Multiple Indicator Cluster Survey 2010-2011, June 2012* (2010-2011年アフガニスタン複数指標クラスター調査)。アフガニスタンのおよそ840万人の学校児童中、教育省は39%にあたる327万人が女子であると推計した。男子は第二レベルで2対1、第三レベルでは4対1の割合で女子を上回った。US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン)

³⁸⁰ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン)。アフガニスタン教育相は、いくつかの地域では、安全の欠如が教育へのアクセスがないことを意味し、唯一の方法は子どもたちをタリバンが支配する地区から国内の他の場所に移すことだと述べたとして引用されている。Washington Post, *Afghan Students Leave Home to Find a Safe Place to Go to School*, 24 December 2012, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-students-leave-home-find-safe-place-go-school> (アフガニスタンの学生、通学に安全な場所を探すために家を離れる) 教育省によれば、3年前の約1,200校に対し、2012年5月時点では590校以上の学校がアフガニスタンの脆弱な地域で閉鎖されていた。閉鎖された学校の多くは、AGEの部分的または完全な支配の下にある地域にあった。UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 33頁。2012年8月、ボイス・オブ・アメリカは、教育省のスポークスマンが、治安悪化のために南部で500校が閉鎖され、アクセスがないためにその地域の300,000人の学生が学校に言っていないと述べたとして引用している。Voice of America, *Afghanistan Struggles to Educate Its Youth*, 1 August 2012, <http://www.voanews.com/content/afghanistan-struggles-to-educate-itsyouth/1452844.html> (アフガニスタン、若者を教育するために奮闘) また、US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人

よび政府派の部隊の両方による学校の軍事目的での使用はさらなる懸念をもたらしている。

381

AGEsは学校、教師、学生への直接攻撃も続けており³⁸²、そうした攻撃は特に少女の教育と

権状況に関する国別報告書：アフガニスタン）；Institute for War and Peace Reporting, *Afghanistan: Children Traumatized by War in Kunar Province*, 6 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50c1b88d2.html>（アフガニスタン、クナール州での戦争によりトラウマを抱えた子どもたち）；およびUNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html>（2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護）18頁も参照のこと。アフガニスタン国内の権限移譲が完了した地域に関する特別な懸念を挙げた監視員もいた。例えば、「治安権限が移譲された地域における武装グループおよび民兵の存在が家族にとって大きな懸念となっている。こうした安全上の脅威が、息子や娘を学校に通わせ、その他の不可欠なサービスにアクセスするのを両親が妨げることにつながっている」とする「Afghan Women's Network, *Afghan Women Towards Bonn and Beyond: Position Paper*, 6 October 2011, http://www.afghanwomennetwork.af/Latest%20Updates/AWN_Position_Paper_FINAL_FINAL_English.pdf（アフガン女性、ボン会議とその先を目指して：ポジション・ペーパー）3頁を参照。

³⁸¹ 2012年、UNAMAは学校が占拠され、軍事目的で使用された事例14件の報告を受けた。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict, February 2013*, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html>（アフガニスタン2012年年次報告書：武力紛争における市民の保護）57～58頁。紛争状況における学校の軍事化は1951年条約第1条A(2)にいう迫害に相当し得る。UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence; Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa*, 20 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html>（武力紛争およびその他の暴力の状況から逃れる人々の国際保護に関する結論要旨：2012年9月13日・14日南アフリカ・ケープタウン円卓会議）第11段落；また、UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, HCR/GIP/09/08*, 22 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html>（国際保護に関するガイドライン第8号：難民の地位に関する1951年条約・1967年議定書第1条A(2)および第1条Fの下での子どもによる庇護申請）第36段落も参照。

³⁸² 2013年2月1日から4月30日の3ヶ月間に、学校の爆撃、標的を絞った殺害・誘拐を含む教育設備および職員に対する行動を伴う事例25件が子どもおよび武力紛争に関する国別特別委員会に報告された。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, 13 June 2013, A/67/889 - S/2013/350, <http://www.refworld.org/docid/51c00fe74.html>（アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響）第26段落。国連事務総長は2012年、「武装グループは、即席爆発装置および自爆攻撃を用い、学校を狙った攻撃を行ない、学校を焼き払い、教育関係者を殺害した。武装グループは、威嚇、教師・学童に対する脅迫および学校閉鎖の行為についても責任を有する。2012年、タリバンは学校攻撃を否定する5つの声明を出し、教育のための委員会を設置すると宣言した。また、タリバンは、少女の教育に反対し、通学を続ける少女を脅迫する書簡も出した」と報告した。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children and Armed Conflict*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html>（武力紛争における子どもに関する事務総長報告書）第31段落。同時に、タリバンは地元当局による譲歩を引き出す手段として、学校の一時閉鎖を使用している。例えば、OCHA, “40 Schools in Zabul Province Close after Threats”, *Humanitarian Bulletin Afghanistan*, Issue 16, 1-31 May 2013, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/May%20MHB%20Afghanistan.pdf>（アフガニスタン人道報告書）を参照のこと。また、UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html>（2012年中間報告書：武力紛争に

関連して行なわれた。³⁸³そのような攻撃は増加傾向にあると報告されている。³⁸⁴その他、

おける市民の保護) 5 頁も参照。アフガニスタン分析ネットワーク (AAN) は、タリバンは、クエッタ・シューラ (Quetta Shura) の監督下にある委員会とペシャワール・シューラ (Peshawar Shura) の監督下にある委員会の 2 つの教育委員会を持っているとしている。AANによると、ペシャワール委員会は教育を多くの条件およびタリバンの監視の対象とされる権利として描写している。2010 年から、タリバンは教育に関する戦略を変更した。国家による教育を強制的に終了しようとする代わりに、学校への攻撃を停止し、いくつかの条件の下で学校の再開を許し、タリバンは教育省との交渉に入った。学校再開の条件には、一定の科目の排除 (少女に対する英語教育など)、男女共学の禁止、カリキュラム内でのイスラム教科目の拡大、タリバンに敵対的であると見なされる教師の排除、マドラサに対する資金の増加、タリバンの改宗活動の許可および教師によるタリバンへの報告が含まれる。報告によれば、ペシャワール教育委員会は、学校の建物に対する攻撃を禁止したが、学校がタリバンによって課される規則に従わない場合は、委員会は学校閉鎖およびタリバンの規則を順守することを拒否する教育職員、または、学生に対する攻撃を命令することがある。ペシャワール委員会は、ペシャワール委員会による学校攻撃の禁止にもかかわらず、個別のタリバン・ネットワークが公立学校への攻撃を命令し得ることを認めたと報告されている。Afghanistan Analysts Network (AAN), *The Battle for the Schools: The Taliban and State Education*, December 2011, <http://www.aan-afghanistan.org/index.asp?id=2349> (学校をかけた戦い: タリバンと公教育) および *The Ongoing Battle for the Schools: Uprising, Negotiations and Taliban Tactics*, June 2013, <http://www.afghanistan-analysts.net/index.asp?id=3448> (学校をかけた戦闘継続: 暴動、交渉およびタリバンの戦術)

³⁸³ 例えば、Reuters, *Afghan Girls' School Feared Hit by Poison Gas*, 21 April 2013, <http://www.trust.org/item/?map=afghan-girlsschool-feared-hit-by-poison-gas/> (アフガニスタンの女子校、毒ガス攻撃を恐れる) アクション・エイドは、「学校の少女たちは、反乱の一環として特に攻撃され、タリバンの標的にされた場所では、少女たちが憂慮すべき割合で学校を中退している」としている。ActionAid, *Afghan Women's Rights on the Brink: Why the International Community Must Act to End Violence Against Women in Afghanistan*, June 2012, http://www.actionaid.org.uk/doc_lib/on_the_brink_afghan_womens_rights.pdf (危機に瀕したアフガン女性の権利: なぜ国際社会はアフガニスタンにおける女性に対する暴力を終わらせるために行動しなければならないのか) 4 頁。女子校だけが AGE によって攻撃されているのではないことに留意が必要である。男子校も攻撃の対象とされている。例えば、Washington Post, *Afghan Students Leave Home to Find a Safe Place to Go to School*, 24 December 2012, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-students-leave-home-find-safe-place-go-school> (アフガニスタンの学生、通学に安全な場所を探すために家を離れる) UNAMA は、「アフガニスタン全国の紛争の影響を受けた 99 の地域との協議の一環として、UNAMA はこれらの地域におけるタリバンの教育への影響が増加していることを確認した。このことは、特に少女にとっての、子どもの教育へのアクセスに影響を与えた」としている。2011 年 12 月の報告書において、アフガニスタン分析ネットワークは、「タリバンは公教育を強制的に終わらせることができないが、公教育をなんとか部分的に吸収することができた。この新たな暫定協定における主な敗者は、アフガニスタンの少女である」と述べた。AAN, *The Battle for the Schools: The Taliban and State Education*, December 2011, <http://www.aan-afghanistan.org/index.asp?id=2349> (学校をかけた戦い: タリバンと公教育)

³⁸⁴ 2012 年、UNAMA は教育に対する攻撃の事例 74 件を確認した。これらの攻撃の大半は AGE によるものであり、学校の焼き討ち、教師・職員を狙った殺害、教育施設に対する武力攻撃、学校の占拠、威嚇、学校 (特に女子校) の閉鎖が含まれる。UNAMA, *Afghanistan: Annual Report 2012, Protection of Civilians in Armed Conflict*, February 2013, <http://www.refworld.org/docid/512b26a92.html> (アフガニスタン 2012 年次報告書: 武力紛争における市民の保護) 57~58 頁。また、以下を参照。Government of Afghanistan, *President Karzai: We Will not Let Anyone to Deprive Our Children of Education and to Leave Them in Further Dependence*, 11 October 2012, http://president.gov.af/en_news/13664 (カルザイ大統領: 我々は子どもから教育を剥奪し、さらな

貧困、若年・強制結婚、家族の支援の欠如、女性教師の不足および最寄りの学校が遠いことが特に少女の教育に対する障害となっている。³⁸⁵

e) 要旨

ケースの特別な事情によっては、UNHCRは、以下のカテゴリーに該当する子どもは難民としての国際保護を必要とすると考えられる。

- a) AGENsまたはANSF要員が若年徴兵を行なっている地域出身の子ども。
- b) 束縛労働または有害児童労働が行なわれている社会環境出身の子ども。
- c) 性およびジェンダーにもとづく暴力を含む子どもに対する暴力の被害者およびそのような暴力が行なわれている社会環境出身の子ども。
- d) 学齢期の子ども、とりわけ、少女。³⁸⁶

る依存状況に置くことを誰にも許さない) ; Government of Afghanistan, *President Karzai: Attacks on Education Are Carried Out by Those Who Want Afghans to Remain Uneducated and Needy*, 10 October 2012, http://president.gov.af/en_news/13640 (カルザイ大統領: 教育に対する攻撃は、アフガニスタンで無学で、支援が必要な状態のままにしたい者によって行なわれている) ; UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 30~34頁; UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/855 -S/2012/462, 20 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118e1152.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第34段落; UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the Human Rights Situation in Afghanistan and Technical Achievements in the Field of Human Rights*, A/HRC/19/47, 18 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f391a772.html> (アフガニスタンの人権状況および人権分野における技術的成果に関する国連人権高等弁務官報告書) 第24段落。2012年4月26日現在、タリバンは2011年の武力紛争における子どもに関する事務総長報告書において具体的な子どもに対する重大な侵害に責任を有する紛争当事者として新たに列挙された。General Assembly / Security Council, *Report of the Secretary-General on Children in Armed Conflict*, 26 April 2012, A/66/782-S/2012/261, <http://www.refworld.org/docid/4fd706472.html> (武力紛争における子どもに関する事務総長報告書) 同報告書は、特に学校および/または病院に対する攻撃またはそのような保護された場所または個人に対する脅迫について責任のある個人またはグループを列挙している。

³⁸⁵ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン)。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、「タリバンの下で教育はアクセス可能なものから程遠い一方で、半数以上の少女が登校していない。Human Rights Watch, *I Had to Run Away”: The Imprisonment of Women and Girls for “Moral Crimes” in Afghanistan*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f787d142.html> (「私は逃げなくてはならなかった」: アフガニスタンにおける「道徳犯罪」による女性の投獄) 4頁。

³⁸⁶ 詳細ガイダンスについては、UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 2: “Membership of a Particular Social Group” Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 7 May 2002, <http://www.refworld.org/docid/3d36f23f4.html> (国際保護に関するガイドライン第2号: 難民の地位

ケースの個別の事情によっては、そうした子どもは特定の社会的集団の構成員であること、宗教および／または（帰属された）政治的意見を根拠として、国際保護を必要とする可能性がある。

子どもによる庇護申請（元児童兵についての除外条項の検討の審査を含む）は慎重に、子どもの庇護申請に関するUNHCRガイドラインにしたがって評価される必要がある。³⁸⁷

9. 人身取引または束縛労働の被害者および人身取引または束縛労働の危機に瀕している人々

アフガニスタン人男性、女性および子どもは強制労働および性的搾取のために国内外において人身取引されていると報告されている。³⁸⁸アフガニスタン内での人身取引は、国境を超えた人身取引よりも多い。アフガニスタン人の人身取引被害者の大半は子どもであると報告されており、そうした子どもはアフガニスタン国内やパキスタン・イラン・サウジアラビアでの強制労働、家庭内での隷属、商業的性的搾取、強制的な物乞い、麻薬の密輸のために人身取引されている。³⁸⁹ 承知の上で強制売春のために子どもを売る家族もあるが、

に関する 1951 年条約・1967 年議定書第 1 条 A (2) の文脈における「特定の社会的集団の構成員」を参照。

³⁸⁷ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/09/08, 22 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html> (国際保護に関するガイドライン第 8 号：難民の地位に関する 1951 年条約・1967 年議定書第 1 条 A (2) および第 1 条 F の下での子どもによる庇護申請)

³⁸⁸ Special Inspector General for Afghanistan Reconstruction, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 October 2012, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2012-10-30qr.pdf> (米国議会に対する四半期報告書) 124 ~ 125 頁； and *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 July 2012, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2012-07-30qr.pdf> (米国議会に対する四半期報告書) 106 ~ 107 頁； US Department of State, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012 年人身売買報告書—アフガニスタン)； AIHRC, *Summary Report on Investigation of Causes and Factors of Trafficking in Women and Children*, July 2011, <http://www.refworld.org/docid/4e1d57012.html> (女性および子どもの人身売買の原因および要因の調査に関する概略報告)； IRIN, *Sharp Rise in Human Trafficking in Sindh Province*, 21 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f7034212.html> (シンド州で人身取引が急増)； AIHRC, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html> (第 5 報告書：アフガニスタンにおける経済的、社会的権利) 129 頁。 .

³⁸⁹ 例えば、International Organization for Migration, *Counter Trafficking and Assistance to Vulnerable Migrants: Annual Report Activities 2011*, 8 January 2013, <http://reliefweb.int/report/world/counter-trafficking-and-assistance-vulnerable-migrants-annual-report-activities-2011> (反人身取引および脆弱な移住者に対する援助：2011 年活動年次報告書) 同報告書は、「建設現場またはその他のハードシップ・セクターにおける強制労働や首都での物乞いのために、少年が国内で人身取引され、時には労働搾取の過程で性的虐待に晒されている証拠」を発見した。

そうした強制売春には、資産家が社会的、性的な娯楽のために若い少年の集団を使用する *bacha baazi*が含まれる。他方、アヘン農家の家族が、アヘン密輸業者に対する借金を清算するために子ども、特に少女を売っていると報告されている。³⁹⁰アフガニスタン東部でのレンガ製造などでの束縛労働の状態に陥るアフガニスタン人家族（子どもを含む）もいると報告されている。³⁹¹報告によれば、アフガニスタン人女性および少女は人身取引され、パキスタン、イランおよびインドで強制売春および家庭内での隷属を受けている。³⁹²報告によれば、アフガニスタン人男性はパキスタン、ギリシャ、ペルシア湾岸諸国、そして場合により、東南アジア諸国に向けて人身取引され、農業および建設セクターでの強制労働および借金による束縛を受けている。³⁹³

(34 頁、36 頁)。また、US Department of State, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012 年人身売買報告書—アフガニスタン) ; Watchlist on Children and Armed Conflict, *Setting the Right Priorities: Protecting Children Affected by Armed Conflict in Afghanistan*, 14 June 2010, pp. 39-40, <http://www.watchlist.org/reports/pdf/Afghanistan%20Report%202010.pdf> (権利を優先事項に：アフガニスタンにおける武力紛争の影響を受けた子どもの保護)

³⁹⁰ US Department of State, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012 年人身売買報告書—アフガニスタン) ; Washington Post, *Afghanistan Sees Rise in ‘Dancing Boys’ Exploitation*, 5 April 2012, http://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/afghanistans-dancing-boys-are-invisible-victims/2012/04/04/gIQAyreSwS_story.html (アフガニスタンで、「踊り子少年」の搾取が増加)

³⁹¹ US Department of State, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012 年人身売買報告書—アフガニスタン) ; Institute for War and Peace Reporting, *Afghanistan: “I Was Not Born a Slave”*, 23 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fbf52512.html> (アフガニスタン：「私は奴隷として生まれたのではない」) ; International Labour Organization, *Buried in Bricks: A Rapid Assessment of Bonded Labour in Brick Kilns in Afghanistan*, 2011, http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---robangkok/documents/publication/wcms_172671.pdf (レンガに葬られる：アフガニスタンのレンガ製造所における束縛労働の迅速評価) ILO 報告書は、調査された労働者の半数以上が子ども、その大半は 14 歳未満であり、レンガ製造所はほぼ完全に束縛労働に頼っていたとしている。ほとんどの子どもは 7 歳から 8 歳の間に働き始め、9 歳までには子どものほぼ 80% が働いていることが分かった。レンガ製造所は、ほぼ完全に借金による束縛に頼っており、労働者および家族は生活必需品のための借金を清算する必要性から製造所に結び付けられていたことが判明した。(ILOはこの報告に関する短いビデオをユーチューブに投稿している。 *Child and Bonded Labourers in Afghan Brick Kilns*, 12 February 2012, <http://www.youtube.com/watch?v=kwoYT8EOYHE>. (アフガニスタンのレンガ製造所の子どもと束縛労働者)

³⁹² 例えば、以下を参照のこと。International Organization for Migration, *Counter Trafficking and Assistance to Vulnerable Migrants: Annual Report Activities 2011*, 8 January 2013, <http://reliefweb.int/report/world/counter-trafficking-and-assistance-vulnerable-migrants-annual-report-activities-2011> (反人身取引および脆弱な移住者に対する援助：2011 年活動年次報告書) 同報告書は、「アフガニスタンでは、女性が売春を強要され、家庭内隷属および強制労働で搾取され、紛争解決目的の結婚で交換されている」としている(37 頁) また、Deutsche Welle, *Human Trafficking, Prostitution Thrive in Afghanistan*, 24 October 2012, <http://www.dw.de/human-trafficking-prostitution-thrive-in-afghanistan/a-16327746> (人身取引、売春がアフガニスタンで蔓延) ; US Department of State, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012 年人身売買報告書—アフガニスタン)

³⁹³ US Department of State, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012,

2008年、政府は反人身取引法を可決したが³⁹⁴、2011年6月から2012年6月の12ヶ月間で同法の下で訴追され、有罪判決を受けた人身取引業者は1人もいないと報告されている。³⁹⁵ 反対に、報告によれば、政府は人身取引された直接の結果として犯したとされる罪について被害者を処罰した。³⁹⁶ 政府職員は、人身取引の共犯者として非難されていると報告されている。³⁹⁷

以上を踏まえ、UNHCRは、人身取引または束縛労働に対する脆弱性を生む特定の社会的、経済的状况にある人々、特に女性および子どもは、ケースの個別の事情によっては、特定の社会的集団の構成員であることを根拠に難民としての国際保護を必要とする可能性がある

<http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012年人身売買報告書—アフガニスタン)

³⁹⁴ 強制労働はアフガニスタン憲法(2004年1月3日)(<http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>)第49条により禁止されている。2008年7月14日、反誘拐・人身取引/密輸法がカルザイ大統領により承認され、官報で公表された。同法は、人身売買の犯罪を防止し、闘うこと、また、この点に関する関連当局の活動を調整することを目的とした高レベルの委員会設立を要求している。AIHRC, *Report on the Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan - IV*, December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b3b2df72.html> (アフガニスタンの経済的、社会的権利の状況に関する報告書—IV) 47頁を参照。同法は、刑法第516条と並び、労働目的の人身売買について8年から15年の懲役を定めている。女性に対する暴力撤廃に関する法は、女性に対する売春強制について、最大15年の懲役刑を規定している。

³⁹⁵ 米国務省は、アフガニスタンは人身売買の撲滅のための最低基準を完全に順守していないと報告しているが、政府は実施されればそれらの最低基準の順守に向けた相当な努力となる明文化された計画を持っていると報告している。また、米国務省は、ANSFによるbacha baaziの使用と闘うために2011年1月に署名された行動計画の目標達成に向けた2012年6月までの12か月においてほとんど進展は報告されていないとしている。US Department of State, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012年人身売買報告書—アフガニスタン)

³⁹⁶ いくつかの事例では、人身取引の被害者が、その認定された被害者の地位にもかかわらず、法的事件の解決までの間、投獄された。女性被害者は、売春または姦通、売春を強要した夫から逃げたこと、または自宅での虐待から逃げた際に、付き添いがいなかったことを理由に、逮捕、投獄、その他の処罰を受けた。当局は、武装グループによりパキスタンで精神的に強要、訓練、装備されたとされる複数の子どもの自爆テロ志望者を逮捕した。UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW), *Concluding Observations on the Combined Initial and Second Periodic Reports of Afghanistan*, 23 July 2013, CEDAW/C/AFG/CO/1-2, <http://www.refworld.org/docid/51ff5ac94.html> (アフガニスタンの第1回及び第2回一括定期報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解) 第26段落; US Department of State, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012年人身売買報告書—アフガニスタン)

³⁹⁷ これには、ANSFメンバーによるbacha baaziを含む少年の性的虐待の報告、人身取引業者が刑務所からの釈放を確保するためにアフガニスタン当局関係者に賄賂を贈っているという報告、政府が運営する個人で腐敗した役人が子どもを性的に虐待し、売春を強要しているという報告、ANPおよび国境警察が人身取引の手助けをし、性的搾取目的の人身取引の被害者を強姦したとの報告が含まれる。政府は、人身取引の犯罪の手助けをした政府役人を捜査、逮捕、措置しなかったと報告されている。US Department of State, *Trafficking in Persons Report 2012 – Afghanistan*, 19 June 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fe30cea3c.html> (2012年人身売買報告書—アフガニスタン)

ると考える。過去に人身取引または束縛労働の被害者となった個人は人身売買または束縛労働に再度晒されるといふ脆弱性が高まった状況にある場合があるため、こうした個人もこれに含まれる。³⁹⁸

10. レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス (LGBTI) の人々

アフガニスタンでは同意の上での同性間の性的関係は違法であり、アフガン刑法の下、「長期投獄」に処せられる。³⁹⁹人々の性的指向に基づく警察による嫌がらせ、暴力および拘禁の使用は2012年に過去数年と比べて著しく増加したと報告されている。⁴⁰⁰シャリア法の下では、同性間関係に対する最高刑は死刑であるが、タリバンの崩壊以来、同性間関係に対する死刑の宣告は報告されていない。⁴⁰¹

同性愛に関する社会的禁忌は依然として強い。⁴⁰²LGBTIの個人は、当局、家族・コミュニ

³⁹⁸ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 7: The Application of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees to Victims of Trafficking and Persons At Risk of Being Trafficked*, HCR/GIP/06/07, 7 April 2006, <http://www.refworld.org/docid/443679fa4.html> (国際保護に関するガイドライン第7号: 難民の地位に関する1951年条約・1967年議定書第1条A(2)の人身取引の被害者および人身取引の危機に瀕している者への適用)

³⁹⁹ アフガニスタン刑法第427条(1976年10月7日)。刑法の英語版は、<http://www.refworld.org/docid/4c58395a2.html>で入手可能である。承諾年齢未満の者との性的関係も第427条の適用を受ける。International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association, *State-Sponsored Homophobia – A World Survey of Laws Prohibiting Same Sex Activity between Consenting Adults*, May 2012, http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2012.pdf (政府に支援された同性愛嫌悪: 同意した成人間の同性間性的行為を禁止する法律の世界調査) 12頁、41頁。

⁴⁰⁰ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices – Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン)

⁴⁰¹ International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association, *State-Sponsored Homophobia – A World Survey of Laws Prohibiting Same Sex Activity between Consenting Adults*, May 2012, http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2012.pdf (政府に支援された同性愛嫌悪: 同意した成人間の同性間性的行為を禁止する法律の世界調査) 41頁。

⁴⁰² The Guardian, *Gay Afghan Men Face Exile or Marriage in Conformist Masculine Society*, 10 September 2012, <http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2012/sep/10/gay-afghan-men-exile-or-marriage> (ゲイのアフガニスタン人男性、体制順応的な男性社会で亡命か結婚に直面); US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices – Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン)。報告によれば、アフガニスタンではhamjins baazi (同性愛) とbacha baazi (小児性愛) が区別しないで使用され、同性愛の用語自体が誤って理解されていることが多い。The Guardian, *Afghanistan's Accidental Gay Pride*, <http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2011/may/24/gay-pride-afghanistan-rainbow-flags> (アフガニスタンの思いがけないゲイ・プライド) アフガニスタン社会の一部では、男性間の行為が珍しく

ティの構成員およびAGEsによる差別および暴力に直面していると報告されている。⁴⁰³ 異性装者は警察による嫌がらせに直面していると報告されている。⁴⁰⁴ 報告によれば、性的指向の自由の保護および行使に取り組む団体は依然として地下組織として活動している。⁴⁰⁵

蔓延する同性間関係に関する社会的禁忌に鑑みて、アフガニスタン国内のLGBTIの個人の取扱いに関して入手可能な情報はほとんど存在しない。存在するわずかな情報は、ゲイの男性または男性の異性装者に関するものである。レズビアン⁴⁰⁶の状況およびバイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの個人の状況は概して文書化されていない。情報の不在は、LGBTIの個人にとってのリスクが存在しないことを意味するものとして捉えら

ないということに留意すべきである。しかし、男性は他の男性と性的行為をすることと他の男性に愛を感じることを区別していると報告されており、後者はイスラム教では罪であり、シャリア法の下で処罰されると考えられる。例えば、Afghanistan Human Terrain Team, *Pashtun Sexuality: Research Update and Findings (Unclassified)*, 2009, <http://info.publicintelligence.net/HTT-PashtunSexuality.pdf> (パシュトゥーン社会：研究の更新および結果)；Shivananda Khan, *Everybody Knows, But Nobody Knows: Desk Review of Current Literature on HIV and Male-Male Sexualities, Behaviours and Sexual Exploitation in Afghanistan* (London: Naz Foundation International), September 2008, http://www.aidsdatahub.org/dmdocuments/Everybody_knows_but_nobody_knows_Afghan_Review.pdf.pdf (みんな知っているが、誰も知らない：アフガニスタンにおけるHIVと男性間性行為・行動・性的搾取に関する現在の文献の調査) 22頁、29頁およびShivananda Khan, *Rapid Assessment of Male Vulnerabilities to HIV and Sexual Exploitation in Afghanistan* (London: Naz Foundation International), 30 March 2009, http://www.aidsdatahub.org/dmdocuments/Rapid_Assessment_of_Male_Vulnerabilities_to_HIV_and_Sexual_Exploitation_in_Afghanistan_2009.pdf.pdf (アフガニスタンにおける男性のHIVに対する脆弱性と性的搾取に関する迅速評価) 17頁、63頁。bacha baaziの慣行に関する情報については、セクションIII.A.8を参照のこと。

⁴⁰³ Shivananda Khanは、「否定、不可視性、疎外および（宗教的・世俗的）違法性のため、男性と性交渉を持った男性は、嫌がらせ、暴力、また、おそらく投獄の相当な危険に直面することは明白に認識されている」と述べている。Shivananda Khan, *Rapid Assessment of Male Vulnerabilities to HIV and Sexual Exploitation in Afghanistan* (London: Naz Foundation International), 30 March 2009, http://www.aidsdatahub.org/dmdocuments/Rapid_Assessment_of_Male_Vulnerabilities_to_HIV_and_Sexual_Exploitation_in_Afghanistan_2009.pdf.pdf (アフガニスタンにおける男性のHIVに対する脆弱性と性的搾取に関する迅速評価) 63頁。シャリア法に反すると見なされた個人の状況に関する詳細分析については、セクションIII.A.5を参照のこと。タリバンのイスラム教の原則・規範・価値に反すると見なされた個人の状況に関する詳細分析については、セクションIII.A.6を参照のこと。

⁴⁰⁴ US Department of State, *2011 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 24 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fc75ac3c.html> (2011年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)；The Guardian, *Will Afghanistan Learn that Cross-Dressers Are Not Criminals?*, 13 November 2011, <http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2011/nov/13/cross-dressing-afghanistan-transvestite> (アフガニスタンは異性装者は犯罪者ではないことを学ぶのか)

⁴⁰⁵ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)。報告書は、カブールのコミュニティ内での合意に基づく同性間行為に関する認識の改善の報告がいくつか存在するとしている。

れるべきではない。⁴⁰⁶

強い社会的禁忌および同性間関係が刑法犯罪とされていることを踏まえ、UNHCRは、LGBTIの個人は、支配的な法的、宗教的、社会的規範に合致しないまたは合致しないと見なされるため、その性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティーに基づく特定の社会的集団の構成員であることを理由に難民としての国際保護を必要とする可能性が高いと考える。⁴⁰⁷LGBTIの個人は迫害を回避するために自らのアイデンティティーを変更・隠匿することを期待されないということを念頭に置くべきである。⁴⁰⁸さらに、同性間行為に対

⁴⁰⁶ COC Nederland and Vrije Universiteit Amsterdam (Sabine Jansen and Thomas Spijkerboer), *Fleeing Homophobia: Asylum Claims Related to Sexual Orientation and Gender Identity in Europe*, September 2011, <http://www.refworld.org/pdfid/4ebba7852.pdf> (同性愛嫌悪を逃れる：欧州における性的指向およびジェンダー・アイデンティティーに関連する庇護申請) 第8章。

⁴⁰⁷ 詳細なガイドラインについては、「国際保護に関するガイドライン第9号：難民の地位に関する1951年条約第1条(A)2および／または1967年議定書の文脈における性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティーを理由とする難民申請」(2012年10月23日)(仮訳)(UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, 23 October 2012, HCR/GIP/12/01, <http://www.refworld.org/docid/50348afc2.html>) およびUNHCR, *Guidelines on International Protection No. 2: "Membership of a Particular Social Group" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, 7 May 2002, <http://www.refworld.org/docid/3d36f23f4.html> (国際保護に関するガイドライン第2号：難民の地位に関する1951年条約・1967年議定書第1条A(2)の文脈における「特定の社会的集団の構成員」を参照のこと。英国庇護・移民審判所は、個人またはLGBT団体が「公の場で政治的意見を述べようとしたり、大衆の怒りを買うような方法で行動した場合、政府からの厳しい対応があるかもしれない」と判断した。AJ (*Risk to Homosexuals*) *Afghanistan CG [2009] UKAIT 00001*, 5 January 2009, <http://www.refworld.org/docid/4964c06b2.html>を参照。

⁴⁰⁸ 「国際保護に関するガイドライン第9号：難民の地位に関する1951年条約第1条(A)2および／または1967年議定書の文脈における性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティーを理由とする難民申請」(2012年10月23日)(仮訳)(UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, 23 October 2012, HCR/GIP/12/01, <http://www.refworld.org/docid/50348afc2.html>) を参照。言論および表現の自由は、「演説・態度・服装・身体的特徴・名前の選択その他の手段によるアイデンティティーまたは個性の表現が含まれる。同様に、人権・性的指向とジェンダー・アイデンティティーに関する事柄を含むあらゆる種類の情報・思想を、国境を問わずあらゆる媒体から求め、獲得し、伝達する自由に関する権利」と包含する。ジョグジャカルタ原則第19原則を参照。*Principles on the application of international human rights law in relation to sexual orientation and gender identity*, March 2007, <http://www.refworld.org/docid/48244e602.html> (性的指向及びジェンダー・アイデンティティーに関する国際人権法の適用に関する原則)。多くの国内裁判所で認められているように、迫害を受けるものが国内で回避行動をとることによって危害を取り除くことができるからといって、迫害が1951年条約にいう迫害ではなくなる。例えば、以下を参照のこと。UK Supreme Court judgment in *HJ (Iran) and HT (Cameroon) v. Secretary of State for the Home Department*, [2010] UKSC 31, 7 July 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c3456752.html> ; *Nasser Mustapha Karouni v. Alberto Gonzales, Attorney General*, No. 02-72651, United States Court of Appeals for the Ninth Circuit, 7 March 2005, <http://www.refworld.org/docid/4721b5c32.html> および *Appellant S395/2002 v. Minister for Immigration and Multicultural Affairs; Appellant S396/2002 v. Minister for Immigration and Multicultural Affairs*, [2003] HCA 71, 9 December 2003 (High Court of Australia), para.

する重大な刑事制裁の存在は、迫害的行為が家族やコミュニティの構成員など非国家主体によってなされる場合も含め、国家による保護に対する障害となっている。⁴⁰⁹

11. (少数派) 民族的集団の構成員

アフガニスタンの人口は多くの異なる民族的集団から構成されており、そうした民族的集団が伝統的に中央政府に対して大幅な自治を保ってきた。⁴¹⁰ 強制的な移動および自主的な移動の両方を含む様々な歴史的な人口移動の結果、民族的集団の構成員の一部は現在、伝統的にその民族が多数を占めていた地域の外に居住している。⁴¹¹ その結果、全国的には最大

81, <http://www.refworld.org/docid/3fd9eca84.html>.

⁴⁰⁹ 同性愛行為を犯罪とする法的規定の執行が存在しない場合でも、社会的態度などにより証明される蔓延するまたは一般的な同性愛嫌悪は、アフガニスタンでLGBTの人々が直面し得る危険の兆候と考えられ得る。「国際保護に関するガイドライン第9号：難民の地位に関する1951年条約第1条(A)2および/または1967年議定書の文脈における性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティを理由とする難民申請」(2012年10月23日)(仮訳)(UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, 23 October 2012, HCR/GIP/12/01, <http://www.refworld.org/docid/50348afc2.html>)

⁴¹⁰ Maley, William, *The Afghan Wars*, 2002, New York, Palgrave Macmillan (アフガニスタン戦争) 8～9頁:「アフガニスタンの人口は、完全な国勢調査によって数えられたことは一度もないが、関連データを考慮して調整された1979年の部分的な調査の結果は、800,000人の遊牧民を含む約1305万人の人口を示している(Eighthy, 1990: 10)。この人口は決して同質ではなく、「アフガニスタン社会」について語ることは、用語が実際には決して存在しない一定の一貫した構造を提案するものであるため、一種の誤りである。むしろ、アフガニスタンは、浸透性の柔軟な境界を持つ万華鏡のような「小社会」の集まり(qawmまたは「ネットワーク」として特定されることが多い)を包含する。ある学者は、アフガニスタンを「少数民族の国家」とさえ読んでいる(Jawad, 1992)。歴史的に民族、宗教、職業およびジェンダーはアフガニスタン人が自分を仲間と同一視しようとする際の様々な根拠を提供する一方で、これらのいくつかは事実上、帰属的なもの、つまり、不変または多大な社会的コストによってのみ変更可能なものであり、それぞれの相対的な重視は戦略的な選択の問題であることが多い。(中略)アフガニスタンは、第一に、他民族国家である。」上記の引用部分において、William Maleyが指摘するように、アフガニスタンでは1979年の部分的調査以降、国勢調査は行なわれていない。1979年の調査もソビエト侵攻により完了していない。1979年のデータの外挿に基づき、情報源は、アフガニスタンの現在の民族構成は、パシュトゥーン42%、タジク27%、ハザラ9%、ウズベク9%、アイマク4%、トルコマン3%、バルーチ2%、その他の民族グループが4%としている。US Central Intelligence Agency, *CIA Factbook: Afghanistan*, <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/af.html> (CIAファクトブック:アフガニスタン)アフガニスタンの民族構成に関する統計は、様々な民族グループにより、真偽を問われている。Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Ethnic Groups: A Brief Investigation, August 2011*, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-ethnic-groups-brief-investigation> (アフガニスタンの民族グループ:簡易調査)アフガニスタンの民族グループの地理的分布を示す詳細地図については、Congressional Research Service, *Afghanistan: Post-Taliban Governance, Security, and U.S. Policy*, 3 May 2012, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/RL30588.pdf> (アフガニスタン:タリバン後の統治、安全、米国の政策) 88頁、Figure A-2, “Map of Afghan Ethnicities” (図A-2「アフガニスタン民族地図」)にある。

⁴¹¹ 例えば、(1880年から1901年までアフガニスタンと支配した)Abdur Rahman Khanは、厄介なDurrani部族およびGhilzai部族のパシュトゥーン人を北部のウズベク民族およびタジク民族が

の民族的集団の一つに所属する個人が居住地域においては少数派の民族的集団を構成し、そのため、自宅のある地域で民族を理由に一定の問題に直面することがある。⁴¹² 反対に、国家レベルで少数派を構成する民族的集団の構成員でも、その民族的集団が地元で多数を占める地域では民族を根拠とした危険に晒されないこともある。

様々な民族的集団は必ずしも均質なコミュニティではないことに留意が必要である。例えば、パシュトゥーン民族の間でも、異なる小集団の間の強い敵対関係が緊張関係や紛争の原因となることもある。⁴¹³

特にその大部分がシーア派であるハザラ族の場合は、民族と宗教は密接不可分であることが多いことも留意が必要である。そのため、特定の事件や緊張関係の背景にある主要な要因として宗教と民族を区別することは必ずしも可能ではない。⁴¹⁴ 同様に、政治的忠誠は民

住む地域に移し、その非パシュトゥーン族グループの中での分散により、彼らをRahman中央政権に依存させた。また、Rahmanは何万ものパシュトゥーン人戦士をハザラジャートのシーア派ハザラ族およびカフィリスタン（現在のヌーリスタン）の精霊信仰部族に対するイスラム聖戦に参加させた。パシュトゥーン人戦士は、占領した地域の略奪品と土地によって報酬を受けた。タジク・ウズベク・ハザラ民族の定住地域へのパシュトゥーン民族移住の第二波は、政府が土地を持たない何千ものパシュトゥーン系Ghilzai部族の家族を北部に移送した際に20世紀の第二四半期に起こり、北部少数民族が何世紀も支配してきた貴重な農耕・牧草地を奪った。例えば、Peter Tomsen, *The Wars of Afghanistan*, New York: Public Affairs, 2011（アフガニスタンの戦争）42頁、53頁、80頁を参照。

⁴¹² 一つの例は、アフガニスタン北部のパシュトゥーン人であり、彼らは19世紀・20世紀に政府によって伝統的にウズベク民族・タジク民族が定住していた地域に移住させられたパシュトゥーン民族の子孫である。2001年のタリバン崩壊後、アフガニスタン北部出身で少数派を構成する多くのパシュトゥーン民族は、（認識された）タリバン政権との関係によって彼らに向けられた民族的暴力のために移住を余儀なくされた。移住を強いられた者の一部にとっては、土地および財産の返還請求は依然として課題として残っている。Internal Displacement Monitoring Centre, *Afghanistan: Durable Solutions Far from Reach amid Escalating Conflict*, 16 April 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e50cd2.html>（アフガニスタン：紛争激化で、恒久的解決は遠い）；Minority Rights Group International, *Pashtuns (undated)*, <http://www.minorityrights.org/5433/afghanistan/pashtuns.html>（パシュトゥーン民族（更新情報））；Human Rights Watch, *Paying for the Taliban's Crimes: Abuses Against Ethnic Pashtuns in Northern Afghanistan*, 9 April 2002, <http://www.refworld.org/docid/3cb2ad007.html>（タリバンによる犯罪の対価を払う：アフガニスタン北部におけるパシュトゥーン民族に対する虐待）また、以下も参照のこと。Secure Livelihoods Research Consortium (Adam Pain), *Livelihoods, Basic Services and Social Protection in Afghanistan*, July 2012, <http://www.odi.org.uk/sites/odi.org.uk/files/odi-assets/publications-opinion-files/7718.pdf>（アフガニスタンにおける生計手段、基本的サービスおよび保護）4頁。

⁴¹³ 例えば、以下を参照。Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Ethnic Groups: A Brief Investigation*, August 2011, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-ethnic-groups-brief-investigation>（アフガニスタンの民族グループ：簡易調査）；Tribal Analysis Center, *Pashtun Tribal Dynamics*, October 2009, <http://www.tribalanalysiscenter.com/PDF-TAC/Pashtun%20Tribal%20Dynamics.pdf>（パシュトゥーン民族の部族的原動力）

⁴¹⁴ 例えば、以下を参照。US Commission on International Religious Freedom, *Annual Report 2012 – Afghanistan*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f71a66d32.html>（2012年年度報告書－アフ

族により導かれるものであることが多いため、(帰属された) 政治的意見および民族は様々なグループの間の紛争および緊張関係において密接不可分な要因であることがある。⁴¹⁵

アフガニスタンにおける民族的区分は依然として強い。マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (Minority Rights Group International) がまとめた *Peoples under Threat Index* (脅威に晒された人々インデックス) は、特に民族および宗教に基づく個人に対する標的を絞った攻撃を理由に、アフガニスタンを民族的少数派にとって世界で3番目に危険な国として挙げている。同インデックスは、アフガニスタンで危機に瀕した民族的少数派として特にハザラ族、パシュトゥーン族、タジク族、ウズベク族、トルコマン族、ブラーフウイー族に言及している。⁴¹⁶

憲法は、「すべての民族的集団および部族の間の平等」を保障している。⁴¹⁷しかし、特定の民族的集団の構成員は国家による差別 (自分たちが少数派である地域の地元政府での仕事へのアクセスの不平等の形態による差別も含む) を訴えている。⁴¹⁸

a) クーチ族 (*Kuchis*)

ガニスタン) ; Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Ethnic Groups: A Brief Investigation*, August 2011, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-ethnic-groups-brief-investigation> (アフガニスタンの民族グループ: 簡易調査)

⁴¹⁵ 例えば、以下を参照。Congressional Research Service, *Afghanistan: Politics, Elections, and Government Performance*, 20 September 2012, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/RS21922.pdf> (アフガニスタン: 政治、選挙、政府実績) 2 頁。対応する危険に関する詳細分析は、セクション III.A.1 および III.A.5 にある。

⁴¹⁶ Minority Rights Group International, *State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2012*, 28 June 2012,

<http://www.minorityrights.org/11374/state-of-the-worlds-minorities/state-of-the-worlds-minorities-and-indigenous-peoples-2012.html> (2012 年世界の少数民族および先住民族の状況) 213 頁。2010 年の指標では、アフガニスタンは民族的少数派にとっても世界で 4 番目に危険な国として挙げられた。2011 年には 3 位に上昇し、2012 年の指標でも 3 位に留まった。ある特定の暴力的事件を民族的動機によるものとして分類することに、すべての監視員が合意するわけではないことに留意すべきである。議会調査部は、「アフガニスタン人は伝統的な提携のパターンに従い続ける一方で、すべての政治的、民族的グループおよび派閥を受け入れる感覚が存在する。タリバンの崩壊以降、民族に基づく暴力の事件は非常に限られるが、他の民族的コミュニティの相対的な経済的、政治的地位に対する嫉妬が散発的に衝突または政治的対立として現れた。Congressional Research Service, *Afghanistan: Politics, Elections, and Government Performance*, 20 September 2012, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/RS21922.pdf> (アフガニスタン: 政治、選挙、政府実績) 2 頁。

⁴¹⁷ Article 6 of the アフガニスタン憲法 (2004 年 1 月 3 日) (<http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>)

⁴¹⁸ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012 年人権状況に関する国別報告書: アフガニスタン)

パシュトゥーン系のクーチ族は疎外された集団を形成している。⁴¹⁹2001年のタリバン政権崩壊後、クーチ族の人間開発指標は他の民族的集団の指標を下回っていると報告されている。クーチ族はアフガニスタンで最も貧しい人々に数えられる。⁴²⁰伝統的に、クーチ族は遊牧民であるが、クーチ族の大半は、現在、町や村に定住している。⁴²¹憲法は、国家は遊牧民の生計手段を改善し、遊牧民の教育へのアクセスを改善するための措置をとると規定している（第44条）。⁴²²しかし、アフガニスタン独立人権委員会（AIHRC）は、政府はクーチ族のために移動式の学校および診療所を建設するという誓約に基づいてほとんど行動していないと報告している。その結果、遊牧民のクーチ族の識字率は世界で最も低い水準にあると報告されている。また、クーチ族の医療施設へのアクセスは非常に限られている。

423

⁴¹⁹ この点を認め、下院議会の 10 議席がクーチ族に割り当てられた。US Department of State, 2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012 年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)

⁴²⁰ AIHRC, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html> (第 5 報告書：アフガニスタンにおける経済的、社会的権利) 114 頁; Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Ethnic Groups: A Brief Investigation*, August 2011, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-ethnic-groups-brief-investigation> (アフガニスタンの民族グループ：簡易調査) 3 頁; Minority Rights Group International, *Kuchis* (undated), <http://www.minorityrights.org/5444/afghanistan/kuchis.html>.

⁴²¹ アフガニスタンにおけるクーチ族の総数に関する信頼できる統計は存在しない。推計は 150 万人から 200～300 万人と様々である。AIHRC, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html> (第 5 報告書：アフガニスタンにおける経済的、社会的権利) 113 頁; Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Ethnic Groups: A Brief Investigation*, August 2011, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-ethnic-groups-brief-investigation> (アフガニスタンの民族グループ：簡易調査) 3 頁。AIHRCは、クーチ族の 80%以上が町や村に永久的に定住し、18%近くが半遊牧民であり、定住しているが、1 年の内の一定の時期に動物を連れて移動すると報告している。クーチ族の約 2%のみが完全に遊牧民であり、常居所を持たない。(AIHRC、同上書) 定住したクーチ族は、場合によっては、政府当局による強制退去のおそれに晒され続けている。カブールのクーチ族は、2012 年 12 月 10 日にカブールの Qasaba 地区の居住地を立ち退くように命令された後、ブルドーザーが入ってきた際に 3 人が死亡したと主張している。Radio Free Europe / Radio Liberty, *Afghan Nomads Fend Off Authorities In Kabul Land Dispute*, 14 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5124f90b2.html> (カブールの土地紛争でアフガニスタンの遊牧民が当局をかわす)

⁴²² アフガニスタン憲法 (2004 年 1 月 3 日) (<http://www.refworld.org/docid/404d8a594.html>) 第 14 条および 44 条。AIHRCはクーチ居住区に関してカルザイ大統領が出した大統領令 1387 (2008-2009)は施行されていないとしている。AIHRC, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html> (第 5 報告書：アフガニスタンにおける経済的、社会的権利) 115 頁。

⁴²³ その結果、クーチ族の子どもの接種率は、都市部・農村部を問わず、他の子どもたちと比べてかなり低い。クーチ族女性の 17%のみが妊婦検診へのアクセスがある。AIHRC, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html> (第 5 報告書：アフガニスタンにおける経済的、社会的権利) 114 頁。

b) ハザラ族 (Hazaras)

ハザラ族も社会的差別に直面し続け、違法な課税を通じた強奪、強制的徴集および強制労働および身体的虐待の標的にされ続けていると報告されている。⁴²⁴報告によれば、パシュトゥーン族はハザラ少数民族に対して益々反感を募らせている。ハザラ族は歴史的にパシュトゥーン族によって疎外・差別されてきたが、2001年のタリバン政権の崩壊後、著しい経済的、政治的発展を遂げた。⁴²⁵しかし、ハザラ族は、政府はパシュトゥーン族を優遇し、少数民族一般、特にハザラ族を犠牲にしていると政府を非難している。⁴²⁶また、ハザラ族はタリバン・その他のAGEsによる嫌がらせ、脅迫および殺害の対象とされ続けていると報告されている。⁴²⁷2012年8月、タリバンによる犯行とされるウルズガン州でのハザラ人2名の殺害を受け、ハザラ族が実行したと広く信じられている攻撃によって9名のパシュトゥーン人が殺害された。地元の政府役人は民族的な動機による暴力の循環の不安と上記殺害について正義がなされない場合は、政府に対して武器をとるというパシュトゥーン族の脅迫について懸念を表明した。⁴²⁸

⁴²⁴ US Department of State, *2012 Country Reports on Human Rights Practices - Afghanistan*, 19 April 2013, <http://www.refworld.org/docid/517e6e73f.html> (2012年人権状況に関する国別報告書：アフガニスタン)

⁴²⁵ Congressional Research Service, *Afghanistan: Politics, Elections, and Government Performance*, 20 September 2012, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/RS21922.pdf> (アフガニスタン：政治、選挙、政府実績) 3頁。

⁴²⁶ Freedom House, *Freedom in the World 2012 - Afghanistan*, 22 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f6b210837.html> (世界の自由度 2012年：アフガニスタン)；US Commission on International Religious Freedom, *Annual Report 2012 - Afghanistan*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f71a66d32.html> ((2012年年度報告書－アフガニスタン))

⁴²⁷ US Commission on International Religious Freedom, *Annual Report 2012 - Afghanistan*, March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f71a66d32.html> (2012年年度報告書－アフガニスタン) また、以下も参照のこと。また、ガズニ州Andar地区でのタリバンによるハザラ族5名の殺害について報告する Free Europe, *Five Civilians Gunned Down in Eastern Afghanistan*, 27 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5090e5b223.html> (アフガニスタン東部で5人の市民が射殺) も参照のこと。2012年9月、パーミヤン州出身のハザラ族5人が、ワルダック州を経由してパーミヤン州とカブールをつなぐ道路を移動していたところをタリバンによって殺害されたとされる。New York Times, *Taliban Hits Region Seen as "Safest" for Afghans*, 30 October 2012, <http://www.nytimes.com/2012/10/31/world/asia/taliban-hits-region-seen-as-safest-for-afghans.html> (タリバン、アフガニスタンで「最も安全」と見られた地域を攻撃) 2013年3月、アフガニスタン議員30名のグループがオーストラリア政府に対し、大半がハザラ人である庇護が認められなかった庇護希望者125名をアフガニスタンに強制的に帰国させる計画を、帰還民の安全が保障されないことを根拠に断念するようオーストラリア政府に要請する書簡を書いた。同書簡に署名した議員のほとんどはハザラ民族であるが、署名者には他の民族グループの議員も含まれた。書簡はUNHCRにファイルされている。また、ABC News, *Australia Warned against Returning Afghan Refugees*, 12 March 2013, <http://www.abc.net.au/news/2013-03-12/afghan-letters/4568656> (オーストラリア、アフガニスタン難民を帰国させないよう警告される)

⁴²⁸ UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/67/354-S/2012/703, 13 September 2012, <http://www.refworld.org/docid/5065a16a2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響) 第22段落。2012年1月のパーミヤン州でのハザラ少女の死亡は、地元州議会のサイド議員によ

c) Jogi, Chori FroshおよびGorbatコミュニティを含むジャート (Jat) 民族の構成員,

アフガニスタン国内で最も疎外されたコミュニティの一つが、Jogi, Chori FroshおよびGorbatコミュニティを含むジャート (Jat) 族のコミュニティである。⁴²⁹ 報告によれば、組織的な差別がこれらのコミュニティの構成員の主な障害を構成しているが、内務省はジャート民族の構成員をアフガニスタン国民として見なすことを拒否していると報告されている。このことは、ジャート民族には国民IDカード (*tazkira*) が発給されないことを意味してきた。その結果、ジャート族の社会的サービス、政府の学校、雇用および土地所有へのアクセスは限られている。⁴³⁰

d) 民族的側面を持つ土地紛争

土地紛争はアフガニスタンでは一般的であり、頻繁に暴力的なものへと発展する。⁴³¹ 報告

るものとされたが、ハザラとサイドの間の緊張につながった。EurasiaNet, *Still Searching for Inter-Ethnic Equilibrium*, 12 October 2012, <http://www.eurasianet.org/node/66044> (民族間の均衡を今も模索)

⁴²⁹ Samuel Hall Consulting, *Jogi and Chori Frosh Communities: A Story of Marginalization (for UNICEF)*, November 2011,

<http://samuelhall.org/REPORTS/JOGI%20and%20CHORI%20FROSH%20Communities.pdf> (Jogi およびChori Froshコミュニティ：疎外の物語)

⁴³⁰ Samuel Hall Consulting, *Jogi and Chori Frosh Communities: A Story of Marginalization (for UNICEF)*, November 2011,

<http://samuelhall.org/REPORTS/JOGI%20and%20CHORI%20FROSH%20Communities.pdf> (Jogi およびChori Froshコミュニティ：疎外の物語)

Jogi, Jat, Gorbat およびChori Froshは「教育および雇用へのアクセスを制限する深刻な社会的、経済的、政治的障害に苦しんでいる」。ILO, *Afghanistan: Time to move to Sustainable Jobs: Study on the State of Employment in Afghanistan*, May 2012,

<http://www.refworld.org/docid/5124c39f2.html> (アフガニスタン：持続可能な仕事に移るべき時：アフガニスタンにおける雇用状況に関する研究) 7 頁。Jogi, Jat, Gorbat およびChori Froshの人々は約 30,000 人と推計されており、ほとんどがジャララバード (Jat)、マザーリシャリーフ (Jogi およびChori-Frosh)、カブール (Jogi およびJat)、クンドゥーズ (Jogi およびChori Frosh) およびヘラート (Gorbat) の町に住んでいる (同上書、39 頁)。

また、Humanitarian Policy Group, *Sanctuary in the City? Urban Displacement and Vulnerability in Kabul*, June 2012,

<http://www.odi.org.uk/resources/docs/7722.pdf> (都市の聖域？カブールの都市部移住と脆弱性) 7 頁；

Afghan Civil Society Forum, *The Jogi People*, 2010,

http://www.acsf.af/english/index.php?option=com_content&view=article&id=23:jogi-people&catid=9:articles&Itemid=14 (Jogi民族) およびInstitute for War and Peace Reporting, *Gypsies Demand their Rights*,

22 June 2009, <http://www.refworld.org/docid/4a3b58f01e.html> (ジブシー、自らの権利を要求) また、

アフガニスタンには、バダクシャー州北部に約 1,500 人の小規模なキルギス民族コミュニティが存在しており、アフガニスタンにおける自らのコミュニティの存続について懸念を表明している。

キルギスタンへの移住を受けるための努力は、今のところ、失敗に終わっている。EurasiaNet, *Kyrgyz Community in Afghanistan Looking for a Way Out*, 7 May 2012,

<http://www.eurasianet.org/node/65369> (アフガニスタンのキルギス・コミュニティ、出口を探す)

⁴³¹ Afghanistan Analysts Network, *Land Grabs in Afghanistan (1): Nangrahar, The Disputed O-rangeland*, 16 June 2012, <http://aanafghanistan.com/index.asp?id=2814> (アフガニスタンにおける土地横領 (1) :

によれば、土地の横領は広範に及び、政府とつながりを持つ有力者が関与していることが多いと報告されている。⁴³²すべての土地紛争解決メカニズムは、公式・非公式を問わず、汚職に悩まされていると報告されている。⁴³³

土地の所有権および土地の使用権をめぐる紛争は民族的な側面を持つことが多い。⁴³⁴帰還

ナンガルハール州、争われている *O-rangeland*; Inter Press Service, *Land Triggers New Conflicts*, 4 December 2011, <http://www.ipsnews.net/2011/12/afghanistan-land-triggers-new-conflicts/> (土地が新たな紛争を引き起こす); Civil-Military Fusion Centre, *From Dispute to Resolution: Managing Land in Afghanistan*, October 2011, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Governance/Afghanistan_Land_Dispute_Resolution.pdf.

(紛争から解決へ：アフガニスタンにおける土地の管理)

⁴³² ある議員委員会は 2012 年 12 月、アフガニスタンにおいて合計 125 万エーカーの土地が、主に有力者によって、違法に押収されたと報告した。委員会は、検事総長事務局 (Attorney-General's Office) は、これらの土地横領に対して措置をとらなかったと述べた。Wadsam, *Powerful Figures Involved in Land Grabbing: Parliament Commission*, 29 December 2012,

<http://www.wadsam.com/powerful-figures-involved-in-land-grabbing-parliament-commission-2324/> (有力者が土地の横領に関与：議会委員会) カルザイ大統領が議長を務める国家安全保障評議会の 2013 年 2 月 24 日の会合は、内務省、検事総長事務局および独立地方統治局 (Independent Directorate of Local Governance/IDLG) に対して、土地の押収の問題に対処し、自らの権威・地位を乱用する有力者によって違法に横領された土地について補償を提供するための計画を策定するよう指示した。Government of Afghanistan, *National Security Council Meeting Discusses Situation in Wardak and Logar Provinces*, 24 February 2013, <http://president.gov.af/en/news/17740> (国家安全保障評議会会合、ワルダック州およびロガル州の状況について協議) 2012 年 10 月、アフガニスタン研究評価部 (Afghanistan Research and Evaluation Unit/AREU) は土地管理法に対する改正案は、土地の横領に関する新たな章 (第 10 章) を含むが、主に国有地と推定される土地の横領に焦点を当てており、国家主体によるコミュニティの土地の横領は無視していると指摘している。Afghanistan Research and Evaluation Unit, October 2012, *Land Governance at the Crossroads: A Review of Afghanistan's Proposed New Land Management Law*, <http://www.areu.org.af/ResearchProjectDetails.aspx?ContentId=2&ParentId=2&ResearchProjectId=16>

(岐路にある土地管理：新土地管理法の再考) 19~20 頁。2013 年 2 月の報告書において、AREU は、「2002 年に初めて行政に非難された「土地の横領」は、過去 10 年間で増加し、裁判所および政治的アクターを含む主な機関の無意識または意図的な共謀を享受しているようである。土地横領に関する土地法案の新しい章に規定される刑罰は、無視される可能性が大いにある」としている。AREU (Liz Alden Wily), *Land, People, and the State in Afghanistan: 2002 – 2012*, February 2013, <http://www.areu.org.af/EditionDetails.aspx?EditionId=622&ContentId=7&ParentId=7> (アフガニスタンの土地、国民、国家：2002 年~2012 年) 94 頁。米国平和研究所 (USIP) は、「数十年に渡る戦争、統治の破綻、人々の移動および農業管理の失敗の後、土地を巡る紛争はアフガニスタンで広範に及んでいる。軍閥、反徒および政府当局は、自らが望む財産を押収するために、混沌とした状態を利用し続けている」としている。United States Institute of Peace, *Afghanistan Land Conflicts Pit Nomads Against Villagers, Power Brokers Against Each Other*, 21 February 2013, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghanistan-land-conflicts-pit-nomads-againstvillagers-power-brokers-against> (アフガニスタンの土地紛争が遊牧民を村人と対立させる)

⁴³³ AREU (Liz Alden Wily), *Land, People, and the State in Afghanistan: 2002 – 2012*, February 2013, <http://www.areu.org.af/EditionDetails.aspx?EditionId=622&ContentId=7&ParentId=7> (アフガニスタンの土地、国民、国家：2002 年~2012 年) 92 頁。

⁴³⁴ 土地に関する紛争の一部の原因は、19 世紀および 20 世紀初頭のアフガニスタンのパシュトゥーン系支配者が、アフガニスタン国内の以前はパシュトゥーン民族が定住していなかった地域を掌握しようとし、パシュトゥーン系アフガニスタン人を中心とした人々を以前はそうした地域

後に土地の返還要求をしようとするアフガニスタン人は、特に民族的な側面を持つ土地紛争の影響を受けやすい可能性がある。⁴³⁵例えば、20世紀初頭に北部の地域に定住したパシュトゥーン系の多くの家族は、ロシアによるアフガニスタン占領期にウズベク族、トルコマン族およびハザラ族がパシュトゥーン族による占領・支配（牧草地の支配権に対するものを含む）に対して反旗を翻したことから避難した。⁴³⁶報告によれば、数十年に及ぶ避難生活から北部の出身地域に帰還すると、自宅や土地が多くはウズベク人民兵によって占拠されていた。⁴³⁷

ワルダック州およびガズニ州では、クーチ族の遊牧民が家畜のための牧草を求めて毎年ハ

に意図的に移住させたことに遡る。例えば、Landinfo, *The Conflict between Hazaras and Kuchis in the Beshud Districts of Wardak Province*, 6 June 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c5142.html>（ワルダック州Beshud地区におけるハザラ族とクーチ族の紛争）；Cooperation for Peace and Unity (CPAU), *Fractured Relationships: Understanding Conflict between Nomadic and Settled Communities in Wardak's Pastureland*, October 2010, <http://www.cpau.org.af/images/publications/CPAU%20Report%20-%20Fractured%20Relationships.pdf>.

（壊れた関係：ワルダック州の牧草地における遊牧民と定住コミュニティの間の紛争を理解する）

⁴³⁵ インターナショナル・クライシス・グループは、2009年の報告書で、「アフガニスタン人が故郷の州に再定住し、または国内のより安全で経済的に生産的な地区に移住しようとするにあたり、土地紛争が根深い部族的、民族的または派閥的暴力を生むおそれがある。」と指摘している。International Crisis Group, *Afghanistan: What Now for Refugees*, 31 August 2009, <http://www.refworld.org/docid/4a9b95512.html>（アフガニスタン：難民のための次の手は）i頁。また、Afghanistan Research and Evaluation Unit, *Land Conflict in Afghanistan: Building Capacity to Address Vulnerability*, April 2009, <http://www.refworld.org/docid/4ebabd582.html>（アフガニスタンにおける土地紛争：脆弱性に対処する能力を構築する）も参照のこと。

⁴³⁶ Brookings-Bern Project on Internal Displacement, *Beyond the Blanket: Towards More Effective Protection for Internally Displaced Persons in Southern Afghanistan*, May 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c3d8cab2.html>（毛布を超えて：アフガニスタン南部における国内避難民のより効率的な保護に向けて）；Minority Rights Group International, *World Directory of Minorities and Indigenous Peoples - Afghanistan: Pashtuns*, 2008, <http://www.refworld.org/docid/49749d6745.html>（世界少数民族・先住民族要覧－アフガニスタン：パシュトゥーン族）およびHuman Rights Watch, *Paying for the Taliban's Crimes: Abuses Against Ethnic Pashtuns in Northern Afghanistan*, 9 April 2002, <http://www.refworld.org/docid/3cb2ad007.html>（タリバンによる犯罪の対価を払う：アフガニスタン北部におけるパシュトゥーン民族に対する虐待）

⁴³⁷ Afghanistan Research and Evaluation Unit, *Land Governance at the Crossroads: A Review of Afghanistan's Proposed New Land Management Law*, October 2012, <http://www.areu.org.af/ResearchProjectDetails.aspx?ContentId=2&ParentId=2&ResearchProjectId=16>

（岐路にある土地管理：新土地管理法案の再考）15頁；Brookings-Bern Project on Internal Displacement, *Beyond the Blanket: Towards More Effective Protection for Internally Displaced Persons in Southern Afghanistan*, May 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c3d8cab2.html>（毛布を超えて：アフガニスタン南部における国内避難民のより効率的な保護に向けて）；Internal Displacement Monitoring Centre, *Internal Displacement: Global Overview of Trends and Developments in 2009 - Afghanistan*, 17 May 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bf252560.html>（国内避難：2009年世界の傾向・進展の概観－アフガニスタン）；IRIN, *Ethnic Antagonism Spurs Land Disputes in North*, 11 September 2008,

<http://www.irinnews.org/Report/80289/AFGHANISTAN-Ethnic-antagonism-spurs-land-disputes-in-north>（民族的敵対が北部での土地紛争に拍車を掛ける）

ザラ族が定住した地域に移動することがクーチ族とハザラ族の間の反復的な暴力を生んでいる。⁴³⁸ 暴力により両者に死傷者が出ており、また、ハザラ族の村人たちの移住につながっている。⁴³⁹

e) 要旨

上記に基づき、UNHCRは、特に自分の民族が多数派を構成しない地域において、アフガニスタンのある（少数派）民族的集団の構成員である個人は、ケースの個別の状況によっては、国籍または民族／人種に基づき難民としての国際保護を必要とする可能性があると考えられる。関連する考慮事項には、申請者の出身地域における当該民族的集団の相対的な地位および当該地域における民族間関係の歴史が含まれる。

アフガニスタンで支配的なある民族的集団の構成員である個人も、ケースの個別の事情に

⁴³⁸ クーチ族は、19世紀末にRahman 政権により出された政令は彼らが一部の土地を農地および夏の牧草地として使用する権利を有することを意味すると主張している。ハザラ族は、政令は無効であると主張し、これに対抗している。Landinfo, *The Conflict between Hazaras and Kuchis in the Beshud Districts of Wardak Province*, 6 June 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c5142.html> (ワルダック州Beshud地区におけるハザラ族とクーチ族の紛争)

⁴³⁹ AIHRCは、「1386 (2007/08) 年には、ワルダック州Behsud 地区およびDaimirdad地区出身の約1,900 家族がこれらの紛争により国内で避難した。1387 (2008/09) 年には、紛争は6,000 以上の家族の国内避難につながり、84 軒の住宅が焼失した。1388 (2009/10) 年には、クーチ族はこれらの地域には来ず、その結果、誰も国内避難しなかった。しかし、1389 (2010/11) 年には、クーチ族はまたこれらの土地にやってきて、地元住民との紛争の結果、地元の2,791 家族がHesa Awal地区、Hesa Dowum地区およびDaimirdad 地区から国内避難し、そのほとんどがカブールに避難した。1390 (2011) 年、ガズニ 州Nahor地区における同様の紛争の結果、36 の村が深刻な被害を受け、782 家族が財産を略奪され、国内で避難した。2011 年4月、27 のハザラ族の村がクーチ族の遊牧民に教われ、焼き払われた。AIHRC, *Fifth Report: Situation of Economic and Social Rights in Afghanistan*, December 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e58cf0.html> (第5報告書：アフガニスタンにおける経済的、社会的権利) 113～115 頁。2012 年6月、最大で20000 人のクーチ族遊牧民がワルダック州Behsud地区のKajab谷に入り、ハザラ系市民4人と兵士7人を殺害し、村を焼き払った。多くのハザラ系住民は、2012 年6月の暴力の後、Kajab谷から避難したと報告されている。クーチ族侵略者の仲にはタリバンもいたと報告されており、タリバンが政府から土地に対する支配権を奪うためにクーチ族を利用しているとおそれを生んでいる。AFP, *Afghan Nomad Clashes Raise Fears of Ethnic Strife*, 6 August 2012, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-nomad-clashes-raise-fears-ethnic-strife> (アフガニスタンの遊牧民の衝突が民族対立のおそれを生んでいる) また、以下も参照のこと。AREU (Liz Alden Wily), *Land, People, and the State in Afghanistan: 2002 - 2012*, February 2013, <http://www.areu.org.af/EditionDetails.aspx?EditionId=622&ContentId=7&ParentId=7> (アフガニスタンの土地、国民、国家：2002 年～2012 年) 90 頁; International Crisis Group, *Afghanistan: The Long Hard Road to the 2014 Transition*, 8 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5072d5132.html> (アフガニスタン：2014 年権限移譲までの長くて険しい道のり) 11～12 頁; BBC Persian, *Conflict between Kuchis and Ghazni Rural Residents Displaces Hundreds of Families*, 26 June 2011, http://www.bbc.co.uk/persian/afghanistan/2011/06/110626_k02-ghazni-nomads.shtml (クーチ族とGhazni農村地区住民の間の紛争により、何百もの家族が避難)

よっては、国籍または人種も基づき難民としての国際保護を必要とするかもしれない。関連する考慮事項には、当該民族集団が出身地域で多数派を構成するか、それともそこで少数派を構成するかという問題が含まれる。

民族／人種に基づく国際保護の必要性は、宗教および／または（帰属された）政治的意見に基づく国際保護の必要性と重複する可能性がある。当該申請者が本書で概説されるその他のリスク要因も示しているかについても十分な考慮がされるべきである。アフガニスタンで存続する強い民族的区分を踏まえ、治安権限移譲および国内で進行中の政治的プロセスの民族間関係への悪影響の可能性についても十分な考慮がなされるべきである。⁴⁴⁰

12. 血讐に関連する個人

一般的に、血讐はある家族の構成員が報復的な復讐行為においても一つの家族の構成員を殺害することを含み、そうした行為は名誉と振る舞いに関する古い行動規範にしたがって実行される。⁴⁴¹アフガニスタンの文脈においては、血讐は主としてパシュトゥーン族の伝統であり、パシュトゥーン人の慣習法制度である Pashtunwali に根ざしている。⁴⁴² 血讐は殺人によって引き起こされ得るが、永久的で深刻な損傷、既婚女性の誘拐・暴行または土

⁴⁴⁰ See, for example, International Crisis Group, *Afghanistan: The Long Hard Road to the 2014 Transition*, 8 October 2012, <http://www.refworld.org/docid/5072d5132.html> (アフガニスタン：2014年権限移譲までの長くて険しい道のり)；Gilles Dorronsoro (Carnegie Endowment for International Peace), *Waiting for the Taliban in Afghanistan*, September 2012, http://www.carnegieendowment.org/files/waiting_for_taliban2.pdf (アフガニスタンでタリバンを待つ)；A.H. Cordesman (Center for Strategic & International Studies), *Statement before the House Armed Services Subcommittee on Oversight and Investigations*, 24 July 2012, http://armedservices.house.gov/index.cfm/files/serve?File_id=3b0df63f-54a4-45ad-8d2b-dc27ea4206da (監視・調査に関する下院軍事小委員会における発言)

⁴⁴¹ UNHCR, *UNHCR Position on Claims for Refugee Status Under the 1951 Convention relating to the Status of Refugees Based on a Fear of Persecution Due to an Individual's Membership of a Family or Clan Engaged in a Blood Feud*, 17 March 2006, paras. 5-6 and 16-20, <http://www.refworld.org/docid/44201a574.html> (血讐に関連する家族または一族の構成員であることを理由とした迫害のおそれに基づく1951年難民の地位に関する条約の下での難民の地位の申請に関するUNHCRの見解)

⁴⁴² Landinfo, *Afghanistan: Blood Feuds, Traditional Law (Pashtunwali) and Traditional Conflict Resolution*, 1 November 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c6512.html> (アフガニスタン：血讐、伝統法 (Pashtunwali) および伝統的紛争解決) 9頁。Landinfoの報告書は、Pashtunwaliの中心的要素としての名誉および復讐の概念に関する詳細分析を提供している。Landinfo報告書は、血讐は主にパシュトゥーン民族の伝統であるが、血讐および私人による復讐は、特に歴史的にパシュトゥーン民族と他の民族グループが混在し、共通の規範が徐々に根付いた地域において、アフガニスタン国内のパシュトゥーン以外のグループ内でも起こり得るとしている。しかし、血讐はパシュトゥーン以外のグループではより一般的ではなく、そのようなグループにおいては紛争解決のために公的な司法制度を利用する意志がより高い。同上書、15～16頁。

地・水供給・財産に関する未解決の争いなどの罪によっても引き起こされることがある。⁴⁴³

血讐は、報復的な暴力と復讐の長期に渡る循環を生むことがある。⁴⁴⁴ Pashtunwaliでは、原則として、罪を犯した者に対して復讐しなくてはならないが、一定の状況においては、罪を犯した者の兄弟やその他の父方の親族が復讐の標的となり得る。一般的に、女性や子どもに対しては必要とされない。⁴⁴⁵ 被害者家族が復讐を実行できる状況にない場合、被害者の家族が復讐をすることができると思う時まで血讐は休止状態に置かれることがある。

そのため、復讐は最初の罪から数年または数世代もかかることがある。⁴⁴⁶ 公式の司法制度による罪を犯した者の処罰は、必ずしも被害者家族による暴力的な報復を妨げるものではない。血讐を終わらせる伝統的な紛争解決メカニズムを通じて和解がされない限り、罪を

⁴⁴³ Landinfo, *Afghanistan: Blood Feuds, Traditional Law (Pashtunwali) and Traditional Conflict Resolution*, 1 November 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c6512.html> (アフガニスタン: 血讐、伝統法 (Pashtunwali) および伝統的紛争解決) 13 頁。また、Herald Sun, *Save Us, Plead Afghan Blood-Feud Lovers*, 9 January 2011, <http://www.heraldsun.com.au/news/victoria/save-us-plead-afghan-blood-feud-lovers/story-e6frf7lf-1225984337772> (「私たちを助けて」、血讐に巻き込まれた恋人たちが訴え)；また、軍閥とつながりのある武装派閥と民兵の間の衝突で相手側を支持する部族構成員による報復殺害のおそれから2008年12月に故郷の村から逃れたバドギース州Jawand地区出身の86家族(516名)のグループについて報告するAfghanistan Protection Cluster, *Protection Overview (Northern and North-Eastern Region - 2010)*, 11 May 2011, <http://www.refworld.org/docid/4dd21fe52.html> (保護の概要(北部および北東部-2010年)20頁を参照のこと。2011年5月の時点で、これらの人々はまだ避難した状態あり、近い将来にJawandに帰れるだろうとは考えていなかった。ヒューマン・ライツ・ファーストは、家族間の確執に関与する個人がアフガニスタンの国際部隊に対立する家族の構成員を逮捕・拘禁させようと、虚偽の情報を提供する現象について報告している。Human Rights First, *Detained and Denied in Afghanistan*, May 2011, <http://www.refworld.org/docid/5122423c2.html> (アフガニスタンで拘禁され、否定される)18~19頁。

⁴⁴⁴ 例えば、35年間続き、67人の命を奪った家族間の血讐に関するDawn, *Jirga Settles Decades Old Blood Feud*, 21 April 2012, <http://dawn.com/2012/04/21/jirga-settles-decades-old-bloodfeud/> (ジルガが数十年來の血讐を解決)および28年間続き、50人もの命を奪った血讐に関するStars and Stripes, *In Khost, Not Naming Names, But Mediating Blood Feuds*, 12 April 2012, <http://www.stripes.com/news/reporter-s-notebook/in-khost-not-naming-namesbut-mediating-blood-feuds-1.174268> (ホーストでは、名前をつけるのではなく、血讐の仲裁をしている)を参照。

⁴⁴⁵ Landinfo, *Afghanistan: Blood Feuds, Traditional Law (Pashtunwali) and Traditional Conflict Resolution*, 1 November 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c6512.html> (アフガニスタン: 血讐、伝統法 (Pashtunwali) および伝統的紛争解決) 10 頁。しかし、2つの家族の間の復讐の一環と思われる事件で女性と娘が殺害されたケースについて報告するReuters, *Heater Bomb Kills Two in Afghan Family Feud*, 15 January 2012, <http://in.reuters.com/article/2012/01/15/afghanistan-feud-bomb-idINL3E8CF0D820120115> (アフガニスタンの家族の復讐でヒーター爆弾が2人を殺害)

⁴⁴⁶ Landinfo, *Afghanistan: Blood Feuds, Traditional Law (Pashtunwali) and Traditional Conflict Resolution*, 1 November 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c6512.html> (アフガニスタン: 血讐、伝統法 (Pashtunwali) および伝統的紛争解決) 10 頁; The Guardian, *US Troops' Killing of Hamid Karzai's Cousin Brings Claim of "Deep Conspiracy"*, 10 March 2011, <http://www.guardian.co.uk/world/2011/mar/10/hamid-karzai-cousin-nato-death-conspiracy-afghanistan> (米軍によるハミッド・カルザイの従兄弟の殺害が「深い陰謀」の主張を生む)

犯した者の服役後、被害者の家族は罪を犯した者に対して復讐をすることが期待される。⁴⁴⁷

以上を踏まえ、UNHCRは、血讐に関与した者は、個別ケースの状況によっては、特定の社会的集団の構成員であることを理由に難民としての国際保護を必要とすると考えられる。⁴⁴⁸しかし、血讐に関与した者による申請は、難民の地位からの除外の可能性について審査する必要を生むことがある。ケースの具体的な事情によっては、血讐に関連する個人の家族、配偶者またはその他の扶養家族も、危機に瀕した個人との関係に基づいて、国際保護を必要とする可能性がある。

13. 実業家およびその他の資産家 (の家族)

「共通人道措置計画 (Common Humanitarian Action Plan)」は、強奪・脅迫は紛争の市民の生活への最も明白な影響の一つである。⁴⁴⁹AGEsは、その部分的・全面的支配の下にあるほぼすべての地域において、市民から違法な税を強要していると報告されている。⁴⁵⁰また、AGEsは、みかじめ料の徴収や身代金目的の誘拐を含むその他の違法な活動から豊富な利益を得ていると報告されている。⁴⁵¹

政府役人も、強奪の慣行に関与していると報告されており、特に州レベルでは、州の再建に貢献するために必要などといった様々な口実により、個人から金銭が巻き上げられている。⁴⁵²

⁴⁴⁷ Landinfo, *Afghanistan: Blood Feuds, Traditional Law (Pashtunwali) and Traditional Conflict Resolution*, 1 November 2011, <http://www.refworld.org/docid/5124c6512.html> (アフガニスタン: 血讐、伝統法 (Pashtunwali) および伝統的紛争解決) 9 頁

⁴⁴⁸ OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013 年アフガニスタン共通人道措置計画) 10 頁。

⁴⁴⁹ OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013 年アフガニスタン共通人道措置計画) 10 頁。

⁴⁵⁰ UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012 年中間報告書: 武力紛争における市民の保護) 26 頁。AGEは、違法な税金を回収するのに様々な手段を用いていると報告されている。最も一般的には、AGEは市民の旅行者から金銭を強要するために検問所を運営している。アフガニスタンの一部では、AGEが地元の学校の教師に違法な税金を課していると報告されている。また、東部地方の一部では、AGEがushar (農産物の 10%) および/またはzakat (貯金の 2.5%) をコミュニティの構成員に強要し、大部分はタリバンの代理人として行動する村のイマームにより回収されている。特に地元住民がケシの栽培に頼っている地域では、AGEは、時には麻薬撲滅キャンペーンに対する「保護サービス」の対価として、ケシ農家に特別税を課している。UNAMA、同上書、26 頁。

⁴⁵¹ ハッカーニ・ネットワークに関しては、Special Inspector General for Afghanistan Reconstruction, *Quarterly Report to the United States Congress*, 30 January 2013, <http://www.sigar.mil/pdf/quarterlyreports/2013-01-30qr.pdf> (米国議会に対する四半期報告書) 130 頁を参照。

⁴⁵² 例えば、Center for International Private Enterprise, *Roundtable on "Illegal Payments and Extortion:*

さらに、裕福な実業家およびその親族（子どもを含む）は、犯罪組織による誘拐の危険に晒されている。⁴⁵³

違法な課税の慣行やその他の犯罪の形態は、通常、迫害のレベルには達しない。身代金目的の誘拐など一定の強奪方法は迫害のレベルに達することがある。また、強奪のその他の形態は、蓄積的な根拠により、迫害につながり得る。しかし、アフガニスタンの文脈においては、強奪の多くの事例では、強奪的な慣行と1951年条約上の根拠のいずれかとの間に連関は存在しない。例えば、裕福な個人がその民族または（帰属された）政治的意見に基づき誘拐の標的とされる場合など、連関が存在する場合、当該個人は、ケースの個別の事情によっては、国際的な保護を必要とする可能性がある。

UNHCRは、裕福な実業家の家族の状況については別個の考慮事項が適用されると考える。問題となる裕福な個人との家族関係を理由に子どもを含む家族に身代金目的の誘拐のおそれがある場合、そうした家族は、ケースの個別の事情によっては、特定の社会的集団の構成員であることに基づき国際的な保護を必要とする可能性がある。

B. 迫害の危機に瀕した個人の国内避難・移住の選択可能性

国内避難・移住の選択可能性 (IFA/IRA) は、時に国内保護の選択可能性とも呼ばれるが⁴⁵⁴、

Combating Corruption in Afghanistan” - Discussion Paper, March 2009, <http://www.cipe.org/sites/default/files/publicationdocs/CIPE%20AFG%20ROUNDTABLE%20DISCUSSION%20PAPER.pdf> (「違法な支払いと強奪：アフガニスタンにおける汚職との闘い」に関する円卓会議—ディスカッション・ペーパー) 4 頁を参照。

⁴⁵³ Reuters, *Kidnap Gangs Use Leaked Bank Details to Prey on Afghan Tycoons*, 16 December 2012, <http://www.reuters.com/article/2012/12/16/us-afghanistan-kidnappings-idUSBRE8BF0J420121216> (誘拐組織、アフガニスタンの実業家を餌食にするために、漏洩した銀行情報を使用) カブール犯罪捜査長であるMohammad Zahirは誘拐犯が個人的な刑務所を運営し、被害者が支払いを拒否した場合にはそこで被害者を拷問しているとして非難した。Reuters、同上書。

⁴⁵⁴ European Union, *Council Directive 2004/83/EC of 29 April 2004 on Minimum Standards for the Qualification and Status of Third Country Nationals or Stateless Persons as Refugees or as Persons Who Otherwise Need International Protection and the Content of the Protection Granted*, 19 April 2004, 2004/83/EC, <http://www.refworld.org/docid/4157e75e4.html> (難民又はその他の国際的な保護を必要とする者としての第三国国民又は無国籍者の資格および地位ならびに付与される保護の内容に関する最低基準に関する 2004 年 4 月 29 日の理事会指令 2004/83/EC) 第 8 条; European Union, *Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)*, 13 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4f06fa5e2.html> (難民又は補完的保護の資格を持つ者の地位の共通化及び付与される保護内容のための第三国国民又は無国籍者の国際保護の享受者としての資格についての基準に関する欧州議会・理事会指令 2011/95/EU) 第 8 条。

Formatted: English (U.S.)

その存否の評価のための詳細な分析的枠組みはUNHCR「国際保護に関するガイドライン第4号：1951年の難民の地位に関する条約第1条A（2）および／または1967年の難民の地位に関する議定書における『国内避難または移住の選択可能性』」（仮訳）（UNHCR *Guidelines on International Protection No. 4: “Internal Flight or Relocation Alternative” Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*）に含まれている。⁴⁵⁵

移住の可能性の評価は、提案されるIFA/IRAの妥当性および合理性に関する評価を必要とする。⁴⁵⁶ 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖が出身国の一部の局所的な地域において立証された場合、国内避難または移住先の候補とされる地域が適切な選択肢か否かの決定は、恐れられる危険が起り、出身地からの避難にいたった事情だけでなく、将来的に候補とされる地域が有効な選択肢となるかどうかの長期的な評価を必要とする。個別の申請者の個人的な事情と移住先の地域の状況が考慮される必要がある。⁴⁵⁷

庇護手続きにおいてIFA/IRAが検討される場合、移住先の候補となる具体的な地域が特定され、申請者は提案されたIFA/IRAについて主張された妥当性および合理性について発言する十分な機会を与えられなくてはならない。⁴⁵⁸

⁴⁵⁵ UNHCR「国際保護に関するガイドライン第4号：1951年の難民の地位に関する条約第1条A（2）および／または1967年の難民の地位に関する議定書における『国内避難または移住の選択可能性』」（仮訳）（UNHCR *Guidelines on International Protection No. 4: “Internal Flight or Relocation Alternative” Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees HCR/GIP/03/04*, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>)

⁴⁵⁶ EU加盟国における国際保護申請について、2004年資格指令の第8条（2013年12月までの参加EU加盟国による移行後）および2011年資格指令第8条が適用される。2004年資格指令の第8条は合理性判断に明確に言及している一方で（第8条（1））、妥当性の判断については明確に言及していない。しかし、*Salah Sheekh v. The Netherlands, Council of Europe: European Court of Human Rights, Application no. 1948/04*, 11 January 2007, <http://www.refworld.org/docid/45cb3dfd2.html>における欧州人権裁判所の判決を受け、国内移住の選択可能性の評価の一環として妥当性の判断も行なわなくてはならないのは明らかである。欧州人権裁判所によるこの判決の結果、2004年資格指令の第8条は妥当性と合理性の判断の両方を含めるよう改正され、それにより、合理性と妥当性の判断を両方適用する必要性の明確な法的承認がされた（2011年資格指令代8条）。

⁴⁵⁷ UNHCR「国際保護に関するガイドライン第4号：1951年の難民の地位に関する条約第1条A（2）および／または1967年の難民の地位に関する議定書における『国内避難または移住の選択可能性』」（仮訳）（UNHCR *Guidelines on International Protection No. 4: “Internal Flight or Relocation Alternative” Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees HCR/GIP/03/04*, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>) 第7段落。EU加盟国における国際保護の申請に関して、それぞれ「加盟国は、申請に関する決定を行なう際、国内の該当地域において支配的な一般的な状況および申請者の個別の事情を考慮する」と規定する2004年資格指令の第8条(2)および2011年資格指令の第8条（2）も参照のこと。

⁴⁵⁸ UNHCR「国際保護に関するガイドライン第4号：1951年の難民の地位に関する条約第1条A（2）および／または1967年の難民の地位に関する議定書における『国内避難または移住の選択可能性』」（仮訳）（UNHCR *Guidelines on International Protection No. 4: “Internal Flight or Relocation*

1. 妥当性の分析

アフガニスタン出身の申請者についてのIFA/IRAの妥当性を評価するにあたり、(i) 恒久的に安全な移動先地域の候補を特定することの困難さという観点から見たアフガニスタンにおける武力紛争の変動性および流動性、および(ii) IFA/IRAの候補となる地域が、当該個人にとって実際に、安全に、合法的にアクセス可能でなくてはならないという事実を考慮することが特に重要である。⁴⁵⁹ 後者の要件は、提案された移動先地域に安全にアクセスできる具体的な見込みの評価（アフガニスタン全土における広範に及ぶIED・地雷の使用、路上で発生する攻撃・戦闘およびAGEsによって課された市民の移動の自由に対する制限と関連したリスクの評価を含む）を必要とする。⁴⁶⁰

申請者が国家またはその機関による迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する場合、国家の支配下にある地域についてはIFA/IRAは妥当ではないと推定される。⁴⁶¹ AGEsの実効支配下にある地域でのAGEsによる深刻な広範に及ぶ人権侵害およびこれらの地域における人権侵害に対して国家が保護を提供する能力がないことについての利用可能な情報を踏まえ、UNHCRは、提案された移動先の地域のAGEs指導者と過去に関係があった申請者が例外となり得ることを除いて、AGEの実効的支配の下にあるアフガニスタンの地域においてIFA/IRAは利用可能ではないと考える。

UNHCRは、紛争継続により影響を受けた地域においては、迫害の主体にかかわらず、

Alternative” Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>
第6段落。

⁴⁵⁹ UNHCR「国際保護に関するガイドライン第4号：1951年の難民の地位に関する条約第1条A(2)および/または1967年の難民の地位に関する議定書における『国内避難または移住の選択可能性』」(仮訳) (UNHCR *Guidelines on International Protection No. 4: “Internal Flight or Relocation Alternative” Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>*)
第7段落。

⁴⁶⁰ アフガニスタンの多くの地域は、相当数の主要道路が安全ではないと考えられるため、安全にアクセスすることができない。審査官は、現在の国の状況およびこの点に関するリスクを慎重に考慮しなくてはならない。例えば、UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html>* (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護)を参照。

⁴⁶¹ UNHCR「国際保護に関するガイドライン第4号：1951年の難民の地位に関する条約第1条A(2)および/または1967年の難民の地位に関する議定書における『国内避難または移住の選択可能性』」(仮訳) (UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: “Internal Flight or Relocation Alternative” Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>*)
第7段落、第13段落、第27段落。

IFA/IRAは存在しないと考える。

迫害の主体がAGEである場合、迫害者が移住先の候補とされる地域において申請者を追及する可能性について考慮される必要がある。

AGEの一部の広い地理的行動範囲に鑑みて、そのようなグループに標的とされている個人には実行可能なIFA/IRAは存在しない可能性がある。特に、政府派の部隊の実効的な支配下にある都市部における大規模な複合攻撃に関する報告などからも明らかのように、タリバン、ハッカーニ・ネットワーク、ヘズブ・エ・イスラミ・ヘクマティヤールおよびその他の武装グループのアフガニスタン全土（AGEの実効的支配の下にない地域も含む）で攻撃を実行する軍事行動能力について留意することが重要である。⁴⁶²

申請者が移住先の候補とされる地域におけるAGEによるさらなる迫害または深刻な危害のおそれに晒される可能性がある場合、無能な統治と高いレベルの汚職による国家が保護を提供する能力の制限に関して、セクションII.Cに挙げられる証拠が考慮される必要がある。

女性、子ども、LGBTIの個人など有害な伝統的慣習および迫害的な宗教的規範の結果としての危害を恐れる個人は、社会の大部分または国家政府・地方政府のあらゆるレベルの有力な保守勢力によってそのような慣習および規範が是認されていることが、FA/IRAの妥当性に対する要素として考慮される必要がある。

2. 合理性の分析

IFA/IRAが「合理的」かどうかは、個々の場合に依りて、過去の迫害の申請者への影響を含む個人的な事情を考慮して、決定されなくてはならない。⁴⁶³

考慮されなくてはならないその他の要因には、移住先の候補とされる地域の安全および治安状況、当該地域における人権の尊重、経済的生き残りの可能性が含まれる。⁴⁶⁴

⁴⁶² 例えば、UNAMA, *Mid-Year Report 2012: Protection of Civilians in Armed Conflict, July 2012*, <http://www.refworld.org/docid/502233982.html> (2012年中間報告書：武力紛争における市民の保護) 32頁を参照。

⁴⁶³ UNHCR「国際保護に関するガイドライン第4号：1951年の難民の地位に関する条約第1条A(2)および/または1967年の難民の地位に関する議定書における『国内避難または移住の選択可能性』」(仮訳)(UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees HCR/GIP/03/04*, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>) 第25～26段落。

⁴⁶⁴ UNHCR、同上書、第24段落、第27～30段落。

UNHCRは、紛争継続により影響を受けた地域においては、IFA/IRAは存在しないと考える。アフガニスタンのその他の地域については、申請者が、危険や負傷のおそれなく、そこで安心して安全に暮らせる場合にのみIFA/IRAが利用可能であると考えられる。そうした条件は錯覚的または予測不可能なものではなく、恒久的なものでもなくてはならない。⁴⁶⁵ これらのガイドラインのセクションII.B に挙げられる情報および移住先の候補とされる地域の治安状況に関する信頼できる最新の情報が、提案されたIFA/IRA の合理性を評価するにあたり重要な要素となるだろう。

これらのガイドラインのセクションII.Cで挙げられたアフガニスタンにおけるAGEによる深刻で広範に及ぶ人権侵害およびそのようなAGEの実効的支配下にある地域で政府がAGEによる人権侵害から個人を保護することができないことに関する利用可能な情報を踏まえ、UNHCRは、提案された移動先の地域のAGEs指導者層との間に過去に築き上げた絆がある申請者が例外となり得ることを除いて、タリバンまたはその他のAGEsの実効的な支配下にあるアフガニスタン国内の地域は合理的なIFA/IRAを提供するものではないと考える。⁴⁶⁶

AGEsによって支配された地域または戦闘継続による影響を受けた地域外で提案されたIFA/IRAの合理性を評価するには、以下に特に注意が払われなくてはならない。

- (i) 申請者の拡大家族の構成員または民族的集団の構成員により提供される伝統的な支援メカニズムの利用可能性
- (ii) 移住先の候補とされる地域での住居へのアクセス
- (iii) 移住先の候補とされる地域における基盤インフラの利用可能性および衛生、医療および教育などの不可欠なサービスへのアクセス
- (iv) 農村出身のアフガニスタン人の土地へのアクセスを含む生計の機会の存在⁴⁶⁷
- (v) 移住先の候補とされる地域における国内避難の規模。

申請者は、拡大家族の構成員またはより広い民族的集団の構成員による支援に頼ることができるかもしれない。しかし、アフガニスタンの低い人道援助・開発指標および人口の大部分に影響を与える広範な経済的制約に鑑みて、申請者の拡大家族またはより広い民族的グループが申請者に支援を提供することを真に望み、実際にそれを提供することができる

⁴⁶⁵ UNHCR、同上書、第 27 段落を参照。

⁴⁶⁶ UNHCR、同上書、第 28 段落を参照。

⁴⁶⁷ 農村出身のアフガニスタン人は、農業と畜産の他に需要のある職業的スキルを持つ者はほとんどいないため、他の場所での再統合がより困難である。そうした人々は、(移動の間に、財産が破壊、略奪されたり、財産を置いてきたりしてしまったために) 貯金や財産がほとんどまたはまったくない可能性が高く、移住先で社会的な支援ネットワークを持たず、言語または方言による制限により、コミュニケーション上の困難がある場合すらある。

と評価された場合にのみ、そのような伝統的な支援ネットワークの存在は提案された IFA/IRA が合理的であるとの判断に有利に働くものとして推定されることができると。さらに、移住先の候補とされる地域における申請者と同じ民族的背景を持つ人々の存在は、申請者と当該民族コミュニティをつなぐ具体的な既存の社会的関係ない場合、それ自体で、申請者がそのようなコミュニティから意味のある支援を得られると理解することはできない。⁴⁶⁸

移住先の候補とされる地域が、申請者が予め特定された住居および生計手段の選択肢へのアクセスを持たず、意味のある支援ネットワークに頼ることができると合理的に期待できない都市部においては、申請者は他の都市IDPと同じような状況に陥る可能性が高い。そのような結果の合理性を評価するためには、審査官は移住先の候補地域における国内避難の規模およびその場所におけるIDPの生活環境を考慮する必要がある。この点について考慮されるべき関連事項には、IDPはアフガニスタンにおいて最も脆弱なグループの一つと見なされており、その多くに人道機関の手が届かないという事実⁴⁶⁹、そして都市部IDPは、特に

⁴⁶⁸ そのため、Maley教授は、ハザラ民族のカブールへのIFA/IRAの枠組みにおける生計手段と関連して、「また、この地域における真剣な研究が社会的関係の重要性を強調した。KantorとPainによる最近の調査は、アフガニスタン農村部での生計手段における関係性の重要性を強調し、彼らが挙げる点は、都市部にも同様に適用される (Paula Kantor and Adam Pain, *Securing Life and Livelihoods in Afghanistan: The Role of Social Relationships* (Kabul: Afghanistan Research and Evaluation Unit, December 2010 (アフガニスタンで生活と生計手段を確保する：社会的関係性の役割))。民族的アイデンティティー自体が家族のつながりから生じる個人的親近感と相互関係の結び付きを生じさせるものではないため、単に候補となる移住先に同様の民族的背景を持つ人々がいるという事実は、この問題を克服するものではない。(そのため、観察者(アフガニスタン人観察者さえも)時に犯す間違いは、ハザラ民族などのグループ間の分化の程度(エリート層と非エリート層の人物の間の区分、出身地区や部族に基づく区分および価値やイデオロギーに基づく区分を含む)を過小評価することである。)社会的つながりを持たずにカブールに帰還するハザラ族は貧窮するか、重大な搾取または犯罪に晒されることになる可能性が高い。) William Maley, *On Relocation to Kabul of Members of the Hazara Minority in Afghanistan*, 19 November 2012 (アフガニスタンのハザラ少数民族の構成員のカブールへの移住について)(写しはUNHCRにファイルされている)。より一般的に、審査官は、上述のとおり、アフガニスタンの様々な民族的集団は必ずしも均質なコミュニティではないことを考慮しなくてはならない。例えば、パシュトゥーン民族の間には、異なる小集団の間の強い敵対関係が緊張関係および紛争の原因となり得る。例えば、Civil-Military Fusion Centre, *Afghanistan Ethnic Groups: A Brief Investigation*, August 2011, <http://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-ethnic-groups-briefinvestigation> (アフガニスタンの民族グループ：簡易調査) ; Tribal Analysis Center, *Pashtun Tribal Dynamics*, October 2009, <http://www.tribalanalysiscenter.com/PDFTAC/Pashtun%20Tribal%20Dynamics.pdf> (パシュトゥーン民族の部族的原動力) を参照のこと。

⁴⁶⁹ UNHCR, *Conflict-Induced Internally Displaced Persons in Afghanistan: Interpretation of Data as of 31 May 2012*, July 2012, <http://www.refworld.org/docid/5035f0fe2.html> (アフガニスタンにおける紛争国内避難民：2012年5月31日データの解釈) 19～20頁; Internal Displacement Monitoring Centre, *Afghanistan: Durable Solutions Far from Reach amid Escalating Conflict*, 16 April 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e50cd2.html> (アフガニスタン：紛争激化で、恒久的解決は遠い) 1頁; UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/728 – S/2012/133, 5 March 2012,

失業・十分な住居への限定的なアクセス・水および衛生への限定的なアクセス・食糧確保の危機の影響を受けており、都市部の定住貧困層よりも脆弱であることを示す利用可能な情報（セクションII.Eも参照のこと）が含まれる。⁴⁷⁰

保護者のいない子どもまたは保護・養育者から別離した子どもに特有な事情および児童の権利条約の下での国家の法的義務が、IFA/IRAの合理性を評価するにあたり考慮される必要がある。⁴⁷¹ 審査官は、成人にとって単に不便と見なされることが、子どもにとっては不当な困難となり得るという事実に十分配慮する必要がある。⁴⁷²

<http://www.refworld.org/docid/4fbf60732.html>（アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響）第52段落。

⁴⁷⁰ Humanitarian Policy Group, *Sanctuary in the City? Urban Displacement and Vulnerability in Kabul*, June 2012,

<http://www.odi.org.uk/sites/odi.org.uk/files/odi-assets/publications-opinion-files/7722.pdf>（都市の聖域？カブールの都市部移住と脆弱性）；Internal Displacement Monitoring Centre, *Afghanistan: Durable Solutions Far from Reach amid Escalating Conflict*, 16 April 2012, <http://www.refworld.org/docid/511e50cd2.html>（アフガニスタン：紛争激化で、恒久的解決は遠い）1頁、6頁；Amnesty International, *Fleeing War, Finding Misery: The Plight of the Internally Displaced in Afghanistan*, 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f48e3862.html>（遠くに逃れ、不幸に遭う：アフガニスタンの国内避難民の窮状）12頁；World Bank and UNHCR, *Research Study on IDPs in Urban Settings – Afghanistan*, May 2011, <http://www.refworld.org/docid/511e51382.html>（都市部のIDPに関する研究－アフガニスタン）31～37頁。2012年1月および2月、限られた住居の選択肢、基本的なサービスや収入創出の機会の欠如が、非常に過酷な冬の気候と相俟って、カブールの非公式な居住地で暮らしていた数十名の子どもたちの死亡につながった。UN General Assembly / Security Council, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security*, A/66/728 – S/2012/133, 5 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fbf60732.html>（アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響）第52段落。また、UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW), *Concluding Observations on the Combined Initial and Second Periodic Reports of Afghanistan*, 23 July 2013, CEDAW/C/AFG/CO/I-2, <http://www.refworld.org/docid/51ff5ac94.html>（アフガニスタンの第1回及び第2回一括定期報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解）第40段落。

⁴⁷¹ 国連総会「児童の権利に関する条約」（1989年11月20日）国連条約集第1577巻3頁（<http://www.refworld.org/docid/3ae6b38f0.html>）また、UN High Commissioner for Refugees, *Special Measures Applying to the Return of Unaccompanied and Separated Children to Afghanistan*, August 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c91dbb22.html>（アフガニスタンに帰還する保護者のいない子どもまたは保護・養育者から別離した子どもに適用される特別措置）

⁴⁷² UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/09/08, 22 December 2009, <http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html>（国際保護に関するガイドライン第8号：難民の地位に関する1951年条約・1967年議定書第1条A(2)および第1条Fの下での子どもによる庇護申請）第53～57段落。また、上訴審判所が「背景証拠は、アフガニスタンに帰還する保護者のいない子どもは、その個別の事情と帰還先の場所によっては、とりわけ、無差別の暴力、強制的徴兵、性暴力、人身取引および子どもの保護のために十分な用意の不足による深刻な危害のおそれにより晒され得ることを示している」（第92段落）と判断したAA (*unattended children*) *Afghanistan v. Secretary of State for the Home Department*, CG [2012] UKUT 00016 (IAC), United Kingdom: Upper Tribunal (Immigration and Asylum Chamber), 6 January 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f293e452.html>も参照のこと。さらに、Catherine Gladwell and Hannah Elwyn, *Broken Futures: Young Afghan Asylum Seekers in the UK and on Return to their Country of*

障がいを持つ人々に関連してIFA/IRA の合理性を評価するにあたり、食糧確保の危機、生計の機会へのアクセスの欠如および適切な医療を含む不可欠なサービスへのアクセスの欠如に関して、アフガニスタン国内の障がい者の高い脆弱性に特別な注意を払う必要がある。

473

女性の低い雇用率と並び、女性の移動の自由に対する伝統的な制約を踏まえ、UNHCRは男性による保護のない家族の単身家長である女性は、都市部を含め、不当な困難なしで生活することはできないため、IFA/IRAは合理的ではないと考える。⁴⁷⁴

Origin (UNHCR, *New Issues in Refugee Research*, Research Paper No. 246), October 2012, <http://www.unhcr.org/5098d2679.html> (壊された未来：英国内および出身国に帰国する若いアフガニスタン人庇護希望者)

⁴⁷³例えば、2013年アフガニスタン共通人道措置計画は、「市民一般よりも、深刻な食糧確保の危機のリスクが高いグループが存在する。主要グループには、IDP、帰還難民、帰還IDP、安全ではない地域に住んでいる家族、女性が家長である家族（とりわけ、配偶者と死別した女性が家長である家族）、障害者および高齢者のいる家族および現在、安全ではない地域に住んでいる人々が含まれる」と指摘している。OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画) 52頁。障害のある帰還民は、深刻な食糧確保の危機のより高いリスクと関連して特に懸念される複数のリスクとなる性質を持つ人のカテゴリーに該当するだろう。IRIN, *Disability Deprives Children of Education*, 21 October 2008, <http://www.irinnews.org/Report/81016/AFGHANISTAN-Disability-deprives-childrenof-education>; New York Times, *Afghanistan's Disability Crisis*, 8 October 2008, <http://www.nytimes.com/video/2008/10/08/world/asia/1194822634676/afghanistan-s-disability-crisis.html> (アフガニスタンの障がい者危機); およびIRIN, *Disabled People Have Tough Time, Lack Education, Jobs*, 3 December 2007, <http://www.irinnews.org/Report/75645/AFGHANISTAN-Disabled-peoplehave-tough-time-lack-education-jobs> (障がい者、教育、仕事がなく、苦境に立たされる)

⁴⁷⁴Civil-Military Fusion Centreは、「USIPは、女性の移動に関する伝統的な慣習および低い雇用レベルは、女性はアフガニスタンでは独立して生き残ることができないことを意味すると指摘している」としている。Civil-Military Fusion Centre, *The Peace Process and Afghanistan's Women*, April 2012, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Governance/Afghanistan_Women_Reconciliation.pdf (和平プロセスとアフガニスタンの女性) 6頁。また、上訴裁判所が「しかしながら、この立場は(カブールおよびその他の国内移住の候補地に関して)一定のカテゴリーの女性については、限定される。現在の内務省アフガニスタンに関するOGNの趣旨は、男性の支援ネットワークを持つ女性は国内で移住できるかもしれないが、『単身の女性および女性家長が国内で移住することを期待することは不合理であろう』」(February 2012 OGN, 3.10.8)と延べ、審判所は他の見解をとる根拠はないとした内務省AK (Article 15(c)) *Afghanistan CG v. Secretary of State for the Home Department*, [2012] UKUT 00163(IAC), United Kingdom: Upper Tribunal (Immigration and Asylum Chamber), 18 May 2012, <http://www.refworld.org/docid/4fba408b2.html>を参照のこと。N v. Sweden, Application no. 23505/09, 20 July 2010, <http://www.refworld.org/docid/4c4d4e4e2.html>では、欧州人権裁判所は、社会、伝統または法制度によるジェンダーの役割に合致しないと見なされた場合、アフガニスタンにおいて不当な取扱いを受ける特に高いおそれがあると判断した。単に申請者がスウェーデンに住んでいたという事実が、許容される振る舞いの一線を越えたと見なされる可能性が十分にある。彼女が夫と離婚したがっており、とにかく彼とはもう一緒に暮らしたくないという事実は、アフガニスタン帰国に際して、深刻な声明を脅かす影響につながる可能性がある。さらに、報告書は、アフガニスタンの女性の多くの割合が、当局が正当なもののみなし、つまり、

こうした背景に照らして、UNHCRは、個人が移住先候補地において自分の（拡大）家族、コミュニティまたは部族による意味のある支援から恩恵を受けられることが期待できる場合にのみ、IFA/IRAが合理的な選択肢となり得ると考える。この外部支援の要件の唯一の例外が、独身の身体的に健全な男性および上述の具体的な脆弱性のない就労年齢の結婚した夫婦である。これらの者は、ある特定の状況においては、生活上の基本的なニーズを満たすために必要なインフラと生計を立てるための機会があり、政府の実効的支配の下にある都市部または準都市部においては、家族およびコミュニティによる支援がなくても生活できるかもしれない。

C. UNHCRの広義のマンデート基準または地域的取極の下での難民の地位または補完的形態の保護の資格

1951年条約は、国際的な難民保護体制の基盤をなすものである。1951年条約にいう難民の地位の基準は、その基準を満たす個人または集団が同条約の下で正当に認定され、保護されるよう解釈されべきである。庇護希望者が1951年条約の難民認定基準を満たさないと判断された場合にのみ、補完的保護を含むUNHCRのマンデートおよび地域的取極にいうより広義の保護基準が検討されるべきである。⁴⁷⁵

ガイドラインのこのセクションは、1951年条約第1条Aに含まれる難民認定基準を満たさないと判断されたアフガニスタン人庇護希望者の国際保護資格の認定におけるガイダンスを提供する。1951年条約に規定された基準に該当しない個人も国際保護を必要とする可能性がある。とりわけ、1951年条約上の根拠との連関が存在しない暴力の状況から避難する個人は、UNHCRのマンデートの文言または地域的取極に規定された基準に該当すると判断される可能性がある。⁴⁷⁶

訴迫しない行為である家庭内暴力による影響を受けていることを示している。保護者のいない女性または男性の「指導者」がいない女性は、私生活または職業生活に対する継続的な深刻な制限、そして社会的排除に直面した。また、彼女たちは、男性の親族に守られていなければ、完全に生き残りの手段を持たないことが多い。その結果、裁判所は、もしNがアフガニスタンに強制退去されれば、スウェーデンは欧州人権条約第3条に違反すると判断した。

⁴⁷⁵ UNHCR Executive Committee, *Conclusion on the Provision on International Protection Including through Complementary Forms of Protection*, No. 103 (LVI) – 2005, 7 October 2005, <http://www.refworld.org/docid/43576e292.html>（補完的保護を含む国際保護の付与に関する結論）

⁴⁷⁶ 地域的取極に関しては、1969年OAU条約（Organization of African Unity, *Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa* ("OAU Convention"), 10 September 1969, 1001 U.N.T.S. 45, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36018.html>）、カタルヘナ宣言（Cartagena Declaration on Refugees, Colloquium on the International Protection of Refugees in Central America, Mexico and Panama, 22 November 1984, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36ec.html>）における難民の定義および2011年資格指令（European Union, Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries

アフガニスタンにおける紛争の流動的性質に鑑みて、アフガニスタン出身者によるUNHCRの広義のマンダート基準または地域的取極の下での国際保護の申請、あるいは、2011年EU資格指令第15条の下での補完的保護を含む補完的形態の保護の申請は、申請者が提出した証拠およびアフガニスタンの状況に関するその他の最新で信頼できる情報を踏まえ、慎重に評価されるべきである。

1. UNHCRの広義のマンダート基準および地域的取極の下での難民の地位

a) UNHCRの広義のマンダート基準の下での難民の地位

UNHCRのマンダートは、1951年条約および1967年議定書の下での難民認定基準を満たす個人を含むものであるが⁴⁷⁷、その後の国連総会および経済社会理事会（ECOSOC）の決議を通じて拡大され、その他の様々な無差別な暴力または社会的混乱から生じる強制移住の状況を含むようになった。⁴⁷⁸この発展を踏まえ、難民に国際保護を提供するUNHCRの権限は、国籍国または常居所を有していた国の外にいる者であって、一般的な暴力または公の秩序を著しく乱す出来事から生じる生命、身体の安全または自由に対する深刻な脅威のために、その国籍国または常居所を有していた国に帰ることができない者または帰ることを望まない者にまで及ぶ。⁴⁷⁹

アフガニスタンの文脈においては、一般的な暴力による生命、身体の安全または自由に対

of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast), 13 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4f06fa5e2.html>) の第 15 条の下での補完的保護を含む補完的な形態の保護 (European Union, Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast), 13 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4f06fa5e2.html>.) を参照のこと。

⁴⁷⁷ 「難民の地位に関する条約」(1951年7月28日) 国際連合条約集第189巻137頁 (<http://www.refworld.org/docid/3be01b964.html>) および国連総会「難民の地位に関する議定書」(1967年1月31日) 国際連合条約集第606巻267頁 (<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3ae4.html>)。

⁴⁷⁸ UNHCR, *Providing International Protection Including Through Complementary Forms of Protection*, 2 June 2005, EC/55/SC/CRP.16, available at: <http://www.refworld.org/docid/47fdb49d.html> (補完的保護を含む国際保護の提供); UN General Assembly, *Note on International Protection*, 7 September 1994, A/AC.96/830, <http://www.refworld.org/docid/3f0a935f2.html> (国際保護に関する覚書)

⁴⁷⁹ 例えば、UNHCR, *MM (Iran) v. Secretary of State for the Home Department - Written Submission on Behalf of the United Nations High Commissioner for Refugees*, 3 August 2010, C5/2009/2479, <http://www.refworld.org/docid/4c6aa7db2.html> (MM (Iran) v. Secretary of State for the Home Department事件: 国連難民高等弁務官を代表した書面提出) 第10段落。

する脅威を評価するための指標として、(i) 爆撃、空爆、自爆攻撃、IED爆発および地雷を含む無差別的な暴力行為による市民の死傷者の数（セクションII.B.1を参照）、(ii) 紛争に関連した安全関連の事件の数（セクションII.B.2を参照）および(iii) 紛争のために移住を強いられた人々の数（セクションII.Eを参照）が挙げられる。しかし、そのような考慮事項は、暴力の直接の影響に限られない。それには、個別または蓄積的に、生命、身体の安全または自由に対する脅威を生じさせる紛争に関連する暴力の長期に渡るより間接的な影響も含まれる。

この点について、関連する要素には、(i) 反政府勢力（AGEs）による市民の支配（並列的な司法構造の強制および不法な刑罰の実施、市民に対する脅迫・威嚇、移動の自由に対する制限、強奪および違法な課税の使用による支配を含む）、(ii) 強制的徴集、(iii) 食糧確保の危機、貧困および生計手段の破壊として現れる人道面の状況への暴力および治安悪化の影響、(iv) 政府支配地域における組織的犯罪の増加および軍閥や腐敗した政府役人が処罰を受けることなく活動する能力、(v) 治安悪化の結果としての教育または基本的な医療へのアクセスの系統的な制限、(vi) 社会生活への参加に対する系統的な制限（とりわけ、女性に対する制限を含む）⁴⁸⁰に関してセクションII.CおよびII.Dで提供された情報が含まれる。

アフガニスタンの例外的な状況において、公の秩序を著しく乱す事件から生じる生命、身体の安全または自由に対する脅威を評価するために考慮すべき関連事項には、国土の一部において、政府がAGEsに対して実効的な支配を失い、市民に保護を与えることができないという事実が含まれる。利用可能な情報によれば、これらの地域における人々の生活の主要な側面に対する統制権の行使は抑圧的で強制的なものであり、法の支配および人間の尊厳の尊重に基づく公序（*ordre public*）を損なうものである。そのような状況は、広範に及ぶ人権侵害の風潮の中で市民の向けられた脅迫および暴力の組織的使用によって特徴付けられる。

このような背景を踏まえ、UNHCRは親政府派部隊とAGEsの間の戦闘継続によって影響を受

⁴⁸⁰ UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence; Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa*, 20 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html> (武力紛争およびその他の暴力の状況から逃れる人々の国際保護に関する結論要旨：2012年9月13日・14日南アフリカ・ケープタウン円卓会議) 第10～12段落。また、A.H. Cordesman (Center for Strategic and International Studies), *Coalition, ANSF, and Afghan Casualties in the Afghan Conflict from 2001 through August 2012*, 4 September 2012, http://csis.org/files/publication/120904_Afghan_Iraq_Casualties.pdf (アフガニスタン紛争における2001年から2012年8月までの連合軍、ANSFおよびアフガニスタン人死傷者数) 3頁、6頁、7頁も参照。また、OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画) 10頁も参照のこと。

けた地域の出身者または上記の特徴を持つAGEsの実効的な支配の下にある地域の出身者は、ケースの個別の事情によっては、国際保護を必要とする可能性があると考えられる。1951年条約の難民認定基準を満たさないと判断された者は、一般的な暴力または公の秩序を著しく乱す事件から生じる生命、身体、安全または自由に対する深刻な脅威を根拠として、UNHCRの広義のマンデートの下での国際保護の資格を有する可能性がある。

b) 1969年OAU条約の下での難民の地位

1969年OAU条約の締約国で国際保護を求めるアフガニスタン人およびその他のアフガニスタン出身者は、アフガニスタンの一部または全体における公の秩序を著しく乱す事件によって、常居所を逃れることを余儀なくされたことを根拠として、同条約第I条(2)の下での難民の地位に該当する可能性がある。⁴⁸¹

1969年OAU条約の文脈においては、「公の秩序を著しく乱す事件」の文言は、市民の生命、自由または安全を脅かす紛争または暴力の状況およびその他の公序 (*ordre public*) の深刻な混乱も包含する。⁴⁸² 上記と同じ理由で、UNHCRは、政府派の部隊およびAGEsの間の支配を懸けた継続的な戦いの一環としての戦闘継続から影響を受けるアフガニスタンの地域およびAGEsの実効的支配の下にあるアフガニスタンの地域は、公の秩序を著しく乱す事件による影響を受けた地域と見なされるべきであると考えられる。その結果、UNHCRは、そのような地域出身の個人は、公の秩序を著しく乱す事件から生じる生命、身体、安全または自由に対する深刻な脅威のために常居所から逃れることを余儀なくされたことを根拠として、1969年OAU条約の第I条(2)の規定の下での国際保護を必要とする可能性があると考えられる。

⁴⁸¹ アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規律する難民条約(「OAU条約」)(1969年9月10日) 1001 U.N.T.S. 45 (<http://www.refworld.org/docid/3ae6b36018.html>)。1969年OAU条約の第I条にいう「難民」の文言の定義は、「1966年難民の地位と処遇についてのバンコク原則」(バンコク原則)の第I条にも導入された。Asian-African Legal Consultative Organization (AALCO), *Bangkok Principles on the Status and Treatment of Refugees* (Final Text of the AALCO's 1966 Bangkok Principles on Status and Treatment of Refugees, as adopted on 24 June 2001 at the AALCO's 40th Session, New Delhi), <http://www.refworld.org/docid/3de5f2d52.html> (1966年難民の地位と処遇についてのバンコク原則 (AALCOの第40会期 (ニューデリー) において2001年6月24日に採択されたAALCOの1966年難民の地位と処遇についてのバンコク原則の最終文書)) を参照のこと。

⁴⁸² OAU条約の「公の秩序を著しく乱す事件」の文言の意味については、以下を参照のこと。Marina Sharpe, *The 1969 OAU Refugee Convention and the Protection of People fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence in the Context of Individual Refugee Status Determination*, January 2013, <http://www.refworld.org/docid/50fd3edb2.html> (1969年OAU難民条約と個別難民認定の枠組みにおける武力紛争・その他の暴力の状況から逃れる人々の保護)。Alice Edwards, “Refugee Status Determination in Africa”, 14 *African Journal of International and Comparative Law* 204-233 (2006) (アフリカにおける難民認定) ; UNHCR, *Extending the Limits or Narrowing the Scope? Deconstructing the OAU Refugee Definition Thirty Years On*, April 2005, ISSN 1020-7473, <http://www.refworld.org/docid/4ff168782.html> (限界の拡大か範囲の縮小か。OAU難民の定義の脱構築の30年後)。

c) カタルヘナ宣言の下での難民の地位

難民に関するカタルヘナ宣言（「カタルヘナ宣言」）を国内法に組み入れた国において国際保護を求めるアフガニスタン人庇護希望者は、一般的な暴力、国内紛争、大規模人権侵害または公の秩序を著しく乱すその他の事態によってその生命、安全または自由が脅かされていることを根拠として難民の地位に該当する可能性がある。⁴⁸³

UNHCRの広義のマンデート基準および1969年OAU条約と同様の検討（セクションIII.C.1.aおよびb）の結果、UNHCRは、政府派の部隊とAGEsの間の戦闘継続により影響を受けるアフガニスタン国内の地域の出身者またはAGEsの実効的支配の下にある地域の出身者は、紛争に関連する暴力の直接的または間接的な影響の形で、または、AGEsの実効的支配の下にある地域でのAGEsによる深刻で広範に及ぶ人権侵害の結果として、その生命、安全または自由が公の秩序を著しく乱す事態により脅かされたことを根拠として、カタルヘナ宣言の下での国際保護を必要とする可能性があると考えられる。

2. UNHCRの広義のマンデート基準および地域的取極の下での国内避難・移住の選択可能性

1969年OAU条約の第I条（2）に含まれる難民認定基準の下で難民としての国際保護を必要とする判断された個人については、国内避難・移住の選択可能性の検討は妥当ではない。

484

UNHCRの広義のマンデート基準またはカタルヘナ宣言の下で難民としての国際保護を必要とする判断された個人については、移住の可能性の評価には、提案されたIFA/IRAの妥当性および合理性について個々の場合に依りての評価が必要となる。セクションIII.Bに挙

⁴⁸³ *Cartagena Declaration on Refugees, Colloquium on the International Protection of Refugees in Central America, Mexico and Panama, 22 November 1984*, <http://www.refworld.org/docid/3ae6b36ec.html>（中央アメリカ、メキシコ、パナマにおける難民の国際保護に関する会議難民に関するカタルヘナ宣言）。OAU条約とは異なり、カタルヘナ宣言は法的拘束力のある文書ではない。その規定は国内法化によるのみ、法律効果が生じる。

⁴⁸⁴ UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees HCR/GIP/03/04*, 23 July 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>（国際保護に関するガイドライン第4号：難民の地位に関する1951年条約・1967年議定書第1条A（2）の文脈における「国内避難・移住の選択可能性」）第5段落。1969年条約の第I条（2）は、難民の定義を「外部からの侵略、占領、外国の支配または出身国もしくは国籍国の一部もしくは全体における公の秩序を著しく乱す事件の故に出身国または国籍国外に避難所を求めるため常居所地を去ることを余儀なくされた者」（強調追加）に拡大している。同様の考慮事項は、1969年OAU条約の難民の定義と同一のバンコク原則の第I条（2）に含まれる難民の定義に該当する個人にも適用される。

げた妥当性判断・合理性判断の個別要請が適用される。

1951年難民条約の下での国際保護申請に関するIFA/IRAの場合（セクションIII.B.2を参照）と同じく、UNHCRは、提案された移動先の地域のAGEs指導者層との間に過去に築き上げた絆がある申請者が例外となり得ることを除いて、タリバンおよび／またはAGEの実効的支配の下にあるアフガニスタンの地域においてIFA/IRAは存在しないと考える。⁴⁸⁵UNHCRは、戦闘継続による影響を受け地域においてもIFA/IRAは存在しないと考える。⁴⁸⁶

3. EU資格指令の下での補完的保護の資格

欧州連合の加盟国で国際保護を求め、1951年条約にいう難民ではないと判断されたアフガニスタン人は、アフガニスタンで深刻な危害の現実的なおそれと直面すると信じる実質的な根拠がある場合、EU資格指令第15条の下での補完的保護の資格を有する可能性がある。⁴⁸⁷

本書のセクションII.Cで紹介される利用可能な証拠を踏まえ、申請者は、ケースの個別の事情によっては、国家またはその機関あるいはAGEsによる深刻な危害の関連する形態（死刑⁴⁸⁸または処刑、拷問または非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰）の現実的

⁴⁸⁵ UNHCR、同上書、第28段落を参照。

⁴⁸⁶ UNHCR、同上書、第27段落を参照。

⁴⁸⁷ 資格指令にいう深刻な危害は、(a) 死刑または処刑、(b) 申請者の出身国における拷問あるいは非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰、または、(c) 国際武力紛争または国内武力紛争の状況における無差別の暴力を理由とした文民の生命または身体に対する深刻で個別的な脅威と定義されている。European Union, *Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)*, 13 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4f06fa5e2.html>（難民又は補完的保護の資格を持つ者の地位の共通化及び付与される保護内容のための第三国国民又は無国籍者の国際保護の享受者としての資格についての基準に関する欧州議会・理事会指令2011/95/EU（改正）第2条f項および第15条。

⁴⁸⁸ アフガニスタン刑法の第24条では、重罪について死刑が科され得る。刑法（アフガニスタン）第1980号（1976年9月22日）（<http://www.refworld.org/docid/4c58395a2.html>）。2012年11月、カルザイ大統領は、14名の受刑者の署名を承認した。UN General Assembly (Human Rights Council), *Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on Situation of Human Rights in Afghanistan*, A/HRC/22/37, 28 January 2013, <http://www.refworld.org/docid/5113aeeb2.html>（アフガニスタンの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書）第11段落。また、以下も参照のこと。New York Times, *Afghanistan Executes Six in Gesture on Taliban*, 21 November 2012, <http://www.nytimes.com/2012/11/22/world/asia/afghan-suicide-bomber-kills-3-near-us-embassy.html>（アフガニスタン、タリバンに対する姿勢として6名を処刑）。刑法第1条では、フドゥード(hudood)の罪で有罪判決を受けた者は、シャリヤ法のハナフィ法学の原則にしたがって処罰される。フドゥードの刑罰には、処刑および石打ちによる死刑が含まれる。Hossein Gholami, *Basics of Afghan Law and Criminal Justice*, undated, <http://www.auswaertiges-amt.de/cae/servlet/contentblob/343976/publicationFile/3727/Polizei-Legal-Manual.pdf>（アフガニスタン法および刑事司法の基礎）。

なおそれを根拠として、第15条 (a) または第15条 (b) の下での補完的保護を必要とする可能性がある⁴⁸⁹

同様に、アフガニスタンは国内武力紛争によって影響を受け続けているという事実を踏まえ、また、本書のセクションII.B、II.C、II.D およびII.Eで紹介する証拠を踏まえ、紛争の影響を受けた地域の出身者またはそのような地域に以前居住していた者は、ケースの個別の事情によっては、無差別の暴力により、生命または身体に対する深刻な個別の脅威に直面することを根拠として、第15条 (c) による補完的保護を必要としている可能性がある。

アフガニスタンでの武力紛争の文脈においては、国内の特定の場所における無差別な暴力を理由とした申請者の生命または身体の安全に対する脅威を評価するために考慮すべき要素には、市民の死傷者・安全関連の事件の数および生命または自由に対する脅威を構成する国際人道法の深刻な違反の存在が含まれる。しかし、そのような考慮事項は、暴力の直接の影響に限られず、紛争の人権状況への影響や国家が人権を守る能力を紛争が妨げる程度など、より長期に渡り、間接的な暴力の影響も包含する。アフガニスタン国内の紛争の文脈においては、この点に関連する要因には、(i) 反政府勢力 (AGEs) による市民の支配（並列的な司法構造の強制および不法な刑罰の実施、市民に対する脅迫・威嚇、移動の自由に対する制限、強奪および違法な課税の使用による支配を含む）、(ii) 強制的徴集、(iii) 食糧確保の危機、貧困および生計手段の破壊として現れる人道面の状況への暴力および治安悪化の影響、(iv) 政府支配地域における組織的犯罪の増加および軍閥や腐敗した政府役人が処罰を受けることなく活動する能力、(v) 治安悪化の結果としての教育または基本的な医療へのアクセスの系統的な制限、(vi) 社会生活への参加に対する系統的な制限（とりわけ、女性に対する制限を含む）が含まれる。⁴⁹⁰

これらの要因は、個別または累積的に、申請者が危害のおそれを増加させる個別の要因または事情を示す必要はなく、第15条 (c) を適用するのに十分に深刻な状況をアフガニスタ

⁴⁸⁹申請者が1951年条約上の根拠を理由に真正にそのようなおそれに直面する場合、条約上の難民の地位が付与されるべきであることに留意すべきである（第1F条により難民条約による保護の利益から除外される場合を除く）。深刻な危害と条約上の根拠の一つの間に連関が存在しない場合にのみ、申請者は補完的保護を付与されるべきである。

⁴⁹⁰ UNHCR, *Summary Conclusions on International Protection of Persons Fleeing Armed Conflict and Other Situations of Violence; Roundtable 13 and 14 September 2012, Cape Town, South Africa*, 20 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/50d32e5e2.html> (武力紛争およびその他の暴力の状況から逃れる人々の国際保護に関する結論要旨: 2012年9月13日・14日南アフリカ・ケープタウン円卓会議) 第10～12段落。また、A.H. Cordesman (Center for Strategic and International Studies), *Coalition, ANSF, and Afghan Casualties in the Afghan Conflict from 2001 through August 2012*, 4 September 2012, http://csis.org/files/publication/120904_Afghan_Iraq_Casualties.pdf (アフガニスタン紛争における2001年から2012年8月までの連合軍、ANSFおよびアフガニスタン人死傷者数) 3頁、6頁、7頁も参照。さらに、OCHA, *Afghanistan Common Humanitarian Action Plan 2013*, 26 December 2012, <http://www.refworld.org/docid/5118bc382.html> (2013年アフガニスタン共通人道措置計画) 10頁も参照。

ンの特定の地域において生じさせるものと判断される可能性がある。⁴⁹¹ すべての関連証拠が考慮された後に、申請者のアフガニスタン国内の出身地域には該当しないと判断された場合は、申請者の個別の特徴は、暴力の性質および程度と相俟って、申請者の生命または身体の安全に深刻で個別的な脅威を生じさせる特有の脆弱性を示すものではないかについて検討が始められる。

4. EU資格指令の下での深刻な危害のおそれがある個人のための国内保護の検討

ある個人がアフガニスタンの出身地域において深刻な危害のおそれがあると証明された場合、EU加盟国の審査官は、資格指令第8条の下でのアフガニスタンの別の場所での国内保護の可能性についての検討に進むことができる。⁴⁹² アフガニスタンでの国内保護の利用可能性に関する決定に関連して、セクションIII.Bに挙げられた代替的国内保護の妥当性・合理性に関する考慮事項が適用される。

D. 国際的難民保護からの除外

アフガニスタンの武力紛争の長い歴史における深刻な人権侵害および国際人道法違反を踏まえ、1951年条約の第1条Fの除外条項の検討が、アフガニスタン人庇護希望者による個別申請において生じるかもしれない。除外条項の検討は、申請者による申請にその者が第1条Fにいう犯罪に関与したかもしれないことを示す要素が存在する場合に発生するだろう。国際難民保護からの除外の深刻な影響の可能性に鑑みて、除外条項は厳格に解釈され、慎重に適用される必要がある。すべてのケースにおいて、個別ケースの事情の完全な評価が要

⁴⁹¹ 欧州司法裁判所が(第43段落で)、発生している武力紛争を特徴付ける無差別な暴力の程度が(中略)、ある市民が、該当国または該当地域に帰国すれば、その国または地域の領域にいることのみを理由として、そのような脅威に晒される現実的なおそれと直面すると信じるに値する実質的な根拠が示されるような高いレベルに達する場合、申請者の生命または身体に対する深刻で個別的な脅威の存在が例外的に立証されたと見なされると判断した、Court of Justice of the European Union, *Elgafaji v. Staatssecretaris van Justitie*, C-465/07, 17 February 2009, <http://www.refworld.org/docid/499aace52.html>を参照。

⁴⁹² European Union, *Council Directive 2004/83/EC of 29 April 2004 on Minimum Standards for the Qualification and Status of Third Country Nationals or Stateless Persons as Refugees or as Persons Who Otherwise Need International Protection and the Content of the Protection Granted*, 19 April 2004, 2004/83/EC, <http://www.refworld.org/docid/4157e75e4.html> (難民又はその他の国際的な保護を必要とする者としての第三国国民又は無国籍者の資格および地位ならびに付与される保護の内容に関する最低基準に関する2004年4月29日の理事会指令2004/83/EC)第8条; European Union, *Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)*, 13 December 2011, <http://www.refworld.org/docid/4f06fa5e2.html> (難民又は補完的保護の資格を持つ者の地位の共通化及び付与される保護内容のための第三国国民又は無国籍者の国際保護の享受者としての資格についての基準に関する欧州議会・理事会指令2011/95/EU)第8条。2011年資格指令8条は、2013年12月22日より適用される。2011年資格指令第41条。

求される。⁴⁹³

アフガニスタンの文脈においては、除外条項の検討は、特定の背景および経歴を持つ庇護希望者、特にPDPAを権力の座につけ、その後の暴動に対する残酷な弾圧が続いた1979年4月の革命に参加した者、1979年から現在にいたるアフガニスタンの武力紛争、つまり、(i) 1979年夏から1979年12月24日のソビエト侵攻までのPPDA政権と地元エリートによる支援を受けた武装反対勢力の間の国内武力紛争、(ii) 1979年12月27日の当時のアフガン政府の崩壊とその後のソビエト連邦によるアフガニスタン占領から1989年2月に完了したソビエト軍の撤退までの国際武力紛争の10年⁴⁹⁴、(iii) 1996年9月にタリバンがカブールを制圧するまでの間、様々な司令官に率いられたイスラム聖戦士軍が政府および親政府派武装グループと戦ったその後の国内武力紛争、(iii) 1996年から2001年のタリバン追放までの、タリバンと北部同盟として知られる反タリバン連合運の間の国内武力紛争、(iv) 米国が主導した2001年10月6日の侵攻から始まり、タリバン政権の崩壊からの占領期の後、2002年6月のアフガニスタン政府の選出により終了した国際武力紛争⁴⁹⁵に關与した者のケースで発生し得る。

以上に列挙した事件および武力紛争に關与した個人の申請を検討する際、第1条F (a) が特に關連する。申請者が武力紛争との關連で犯した行為または武力紛争と關連する行為と關連した可能性がある場合、除外に關する分析の開始点は、それらの行為が適用可能な国際人道法の規定および対応する国際刑事法の規定に違反するものであるかどうか、そして、第1条F (a) にいう戦争犯罪を構成するかどうかを検討することである。⁴⁹⁶ 当該犯罪が市

⁴⁹³ 1951年第1条Fの解釈および適用に關する詳細なガイダンスについては、UNHCR, *Guidelines on International Protection No. 5: Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/05, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857684.html> (国際保護に關するガイドライン第5号: 除外条項の適用: 難民の地位に關する1951年条約第1条F) および *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html>. (除外条項の適用に關する背景覚書: 1951年難民の地位に關する条約第1条F) を参照のこと。

⁴⁹⁴ 1979年ソビエト侵攻までの出来事の概要と適用可能な国際人道法に關する議論については、Michael Reisman and James Silk, "Which Law Applies to the Afghan Conflict?", Faculty Scholarship Series, Paper 752, 1988, http://digitalcommons.law.yale.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1745&context=fss_papers (どの法がアフガニスタン紛争に適用されるのか)

⁴⁹⁵ See International Committee of the Red Cross (ICRC), *International Law and Terrorism: Questions and Answers*, 1 November 2011, <http://www.icrc.org/eng/resources/documents/faq/terrorism-faq-050504.htm>. (国際法とテロリズム: 質疑応答)

⁴⁹⁶ 戦争犯罪は、国際法の下での個人の直接的な責任を伴う国際人道法 (IHL) の深刻な違反である。適用可能なIHL および対応する国際刑事法の規定は、武力紛争がその性質において国際的なものであるか (占領の状況を含む)、非国際的なものであるかによって異なる。さらに詳細なガイダンスについては、UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses:*

民に対する広範に及ぶ攻撃または組織的な攻撃の一環として犯された根本的に非人道的な行為を構成する場合、第1条F(2)にいう人道に対する罪の除外の根拠も関連し得る。⁴⁹⁷ 報告によれば、アフガニスタンの様々な武力紛争の当事者によって犯された行為には、とりわけ、誘拐および強制失踪、市民に対する無差別攻撃、拷問およびその他の残酷な、非人道的なおよび品位を傷つける取扱い(政治的暗殺、大量殺戮、超法規的および略式処刑、子どもの徴用を含む兵役および/または労働を目的とした強制的徴用)が含まれる。⁴⁹⁸

報告によれば、様々なアクターが、違法な麻薬取引、違法な課税、武器の密輸、人身取引を含む深刻な犯罪に関与した。⁴⁹⁹ これらのアクターには、組織犯罪ネットワークだけでな

Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html> (除外条項の適用に関する背景覚書: 1951年難民の地位に関する条約第1条F) 第30~32段落。非国際紛争の文脈においては、「戦争犯罪」の概念は、1990年代初頭からの関連するIHL規則の深刻な違反に適用され得る(ジュネーブ条約の共通3条、第二追加議定書の特定の規定および慣習国際法の規則など)。旧ユーゴ国際刑事裁判所は、その頃までに非国際武力紛争に適用される国際人道法違反は、慣習国際法の下での刑事責任を伴うと見なされ得ると判断した。*Prosecutor v. Dusko Tadic aka "Dule", Decision on the Defense Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction, IT-94-1, 2 October 1995*, <http://www.refworld.org/docid/47fd520.html> 第134段落を参照。それ以前に起こった上記のIHLの規則の深刻な違反は「戦争犯罪」と見なすことはできないが、「深刻な非政治犯罪」(第1条F(b)、または、状況によっては、「人道に対する罪」(第1条F(b))に該当し得る。

⁴⁹⁷ さらに詳細なガイダンスについては、UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html> (除外条項の適用に関する背景覚書: 1951年難民の地位に関する条約第1条F) 第33~36条を参照。

⁴⁹⁸ アフガニスタンにおける様々な人権法および人道法違反の概要については、例えば、Afghan Civil Society Forum, *A First Step on a Long Journey: How People Define Violence and Justice in Afghanistan (1958-2008)*, 2011, [http://www.af.boell.org/downloads/PDVJ_Final_20.4.2011\(1\).pdf](http://www.af.boell.org/downloads/PDVJ_Final_20.4.2011(1).pdf) (長い旅の一步: 人々はアフガニスタンにおいてどのように暴力および正義を定義するのか); Amnesty International, *Afghanistan - All Who Are Not Friends, Are Enemies: Taliban Abuses against Civilians*, 19 April 2007, <http://www.refworld.org/docid/4631c3ad2.html> (アフガニスタン-友でないすべての者は敵だ: タリバン、市民を虐待); Human Rights Watch, *The Human Cost: The Consequences of Insurgent Attacks in Afghanistan*, 16 April 2007, <http://www.refworld.org/docid/463724452.html> (人的損失: アフガニスタンにおける反政府攻撃の影響); Afghanistan Justice Project, *Casting Shadows: War Crimes and Crimes against Humanity: 1978-2001*, 2005, <http://www.refworld.org/docid/46725c962.html> (影を落とす: 戦争犯罪および人道に対する罪; および *Crimes of War: Afghanistan* (undated), <http://www.crimesofwar.org/a-zguide/afghanistan/> (戦争の犯罪: アフガニスタン) 人権侵害を記録したその他の報告書への参照については、Afghanistan Analysts Network (Ahmed Rashid), 27 July 2012, *The Cloak of Silence: Afghanistan's Human Rights Mappings*, <http://www.aan-afghanistan.org/index.asp?id=2885> (沈黙の口実: アフガニスタンの人権のマッピング) 2013年初頭までに、1978年から2001年までの戦争犯罪および人道に対する罪を記録したAIHRCによる報告書の公表は、アフガニスタン政府により妨げられている。Human Rights Watch, *Afghanistan: Rights at Risk as Military Drawdown Advances*, 1 February 2013, <http://www.refworld.org/docid/5118bd4d2.html> (アフガニスタン: 軍事撤退の進展に伴い、危機に瀕する権利); およびAfghanistan Analysts Network (Ahmed Rashid), 同上書を参照のこと。

⁴⁹⁹ UNODCによれば、アフガニスタンの不安定かに関与しているすべてのアクターは、麻薬経済に直接的または間接的に関係している。反徒によるアヘン経済へのアクセスが軍事的能力の拡大につながり、紛争を長期化させ、グループが道路および領土の支配を巡って戦うにあたり、アフ

く、軍閥およびAGEsも含まれる。問題となる犯罪は、アフガニスタンにおける武力紛争に関係している可能性がある。⁵⁰⁰ その場合、申請は国際人道法の適用可能な規定に照らして評価される必要があり、1990年初頭以降に犯された場合、第1条F (a) にいう戦争犯罪の範囲に該当する可能性がある。⁵⁰¹ あるいは、そのような犯罪は、1951年条約第1条F (b) の意味での重大な非政治的犯罪として除外の対象となり得る。⁵⁰²

場合によっては、1951年条約 第1条F (c) がアフガニスタン人申請者によって犯された行為について適用可能であるかが問題となり得る。UNHCRの見解では、この除外規定は、その性質および深刻性のために、国際平和・安全または国家間の友好関係侵害できるという意味でを国際的影響を持つ犯罪にのみ適用され得る。⁵⁰³

除外が正当化されるためには、第1条Fの範囲内の犯罪と関連して個人の責任が立証されなくてはならない。そのような責任は、犯罪を行った者または刑事責任を生じさせるような方法（命令、扇動、補助、教唆、貢献などを通じて共通の目的をもって行動する人々の集団による犯罪に加担するなど）によりその犯罪に加担した者から生じる。軍または文民の支配層の権威のある立場にある者については、司令官／上司の責任に基づき責任が生じる

ガニスタン全土で治安悪化を煽る。また、UN Office on Drugs and Crime, *Addiction, Crime and Insurgency. The Transnational Threat of Afghan Opium*, October 2009, <http://www.refworld.org/docid/4ae1660d2.html>. See also Civil-Military Fusion Centre, Counter-Narcotics in Afghanistan, August 2012, https://www.cimicweb.org/cmo/afg/Documents/Economic/CFC_Afghanistan-Counter-Narcotics-Volume_Aug2012.pdf (中毒、犯罪および反乱。アフガニスタンのアヘンの越境的脅威)；およびEkaterina Stepanova, *Illicit Drugs and Insurgency in Afghanistan, Perspectives on Terrorism*, Vol. 6, No. 2 (2012), <http://www.terrorismanalysts.com/pt/index.php/pot/article/view/stepanova-illicit-drugs/375> (アフガニスタンにおける違法薬物および反乱、テロリズムに関する見解) 4～18 頁。

⁵⁰⁰ 例 えば、UNODC, *Afghanistan Opium Survey 2012*, May 2013, http://www.unodc.org/documents/cropmonitoring/Afghanistan/Afghanistan_OS_2012_FINAL_web.pdf (アフガニスタン・アヘン調査) 47～48 頁。

⁵⁰¹ 上記脚注 496 で述べた通り、そのような行為が非国際武力紛争と関連し、1990年初頭以降に起こった場合、第1条F (a) 「戦争犯罪」の下での除外を生じさせ得る。その時点までの非国際紛争に適用されるIHL規則の深刻な違反は、第1条F (b) 「難民として避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪(政治犯罪を除く)を行ったこと」または第1条F (a) 「人道に対する犯罪」に基づく除外につながる可能性がある。

⁵⁰² For more detailed guidance, see UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html> (除外条項の適用に関する背景覚書：1951年難民の地位に関する条約第1条F) 第37～45段落。

⁵⁰³ さらに詳細なガイダンスについては、UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html> (除外条項の適用に関する背景覚書：1951年難民の地位に関する条約第1条F) 第46～49段落。また、UNHCR, *Yasser al-Sirri (Appellant) v. Secretary of State for the Home Department (Respondent) and DD (Afghanistan) (Appellant) v. Secretary of State for the Home Department (Respondent): UNHCR'S Composite Case in the Two Linked Appeals*, 23 March 2012, <http://www.refworld.org/docid/4f6c92b12.html>.

こともある。刑事責任に対する抗弁が存在する場合、均衡性に関する考慮事項と並んで、適用される。特に子どもの強制的徴集を含む強制的徴集に関する証拠は、この点について、考慮される必要がある。

政府軍、警察、諜報機関・治安機関への所属または部族グループまたは民兵への所属は、それ自体で、ある個人を難民の地位から除外する十分な根拠とならない。このことは、政府役人および公務員にも適用される。そのようなケースのすべてにおいて、当該個人が除外可能な行為に個人的に関与したかどうか、または、国際法の関連基準の下で個人の責任を生じさせるような方法でそのような行為に加担したかどうかを検討することが必要である。各個別ケースに関する事情の慎重な評価が要求される。⁵⁰⁴

2008年、政府は国家安定和解法（National Stability and Reconciliation Law）⁵⁰⁵を採択したが、同法は2001年12月のアフガニスタン暫定政権発足前の武力紛争に従事したすべての者に対して訴追からの恩赦を与えるものである。⁵⁰⁶ UNHCRの見解では、このことは、第1条Fの範囲に該当する犯罪がその期日以前に犯された場合、除外条項が適用できないことを意味しない。アフガニスタンの様々な主体によって犯された多くの罪の凶悪性に鑑みて、UNHCR

⁵⁰⁴ これらの考慮事項は、2001年12月から2002年7月の間のアフガニスタン暫定政権、2002年7月から2004年10月のアフガニスタン移行政権または2004年後半のカルザイ大統領率いる最初の政府の発足移行の政府の政府役人または公務員として公務を占めていた申請者に適用され得る。さらに詳細なガイダンスについては、UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html> (除外条項の適用に関する背景覚書：1951年難民の地位に関する条約第1条F) 第50～73段落および第76～78段落を参照のこと。

⁵⁰⁵ 同法可決の正確な日付および状況については、いくつかの混乱が存在する。同法は2007年に議会により可決されたが、国際社会による圧力を受け、カルザイ大統領は署名しないと約束した。2010年1月、法は2008年に官報で公布されていたことが明らかになったが、一部の情報源は、同法は2010年1月まで公布されなかったとしている。UN General Assembly, *The Situation in Afghanistan and Its Implications for International Peace and Security: Report of the Secretary-General*, A/64/705-S/2010/127, 10 March 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bb44c5c2.html> (アフガニスタン情勢と国際平和・安全への影響)；およびHuman Rights Watch, *Afghanistan: Repeal Amnesty Law*, 10 March 2010, <http://www.hrw.org/en/news/2010/03/10/afghanistan-repeal-amnesty-law> (アフガニスタン：恩赦法を撤回せよ)

⁵⁰⁶ 同法の可決は広範に渡る国内外の批判と撤回の要請を呼んだ。例えば、Afghanistan Research and Evaluation Unit, *The State of Transitional Justice in Afghanistan: Actors, Approaches and Challenges*, April 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bc6ccb42.html> (アフガニスタンの暫定司法の状態：アクター、アプローチおよび課題)；UN News Centre, *Top UN Human Rights Official in Afghanistan Calls for Repeal of Amnesty Law*, 25 March 2010, <http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=34198> (アフガニスタンの国連人権高官、恩赦法の撤回を呼びかけ)；Human Rights Watch, *Afghanistan: Repeal Amnesty Law*, 10 March 2010, <http://www.hrw.org/en/news/2010/03/10/afghanistan-repeal-amnesty-law> (アフガニスタン：恩赦法を撤回せよ)；およびAIHRC, *Discussion Paper on the Legality of Amnesties*, 21 February 2010, <http://www.refworld.org/docid/4bb31a5e2.html> (恩赦の合法性に関するディスカッション・ペーパー)

は、恩赦は第1条Fにおける除外条項の適用の可能性の審査において生じないと考える。⁵⁰⁷

アフガニスタンの文脈においては、特に以下の経歴について、慎重な検討がされる必要がある。

- (i) KhAD/WADの隊員、共産党政権の元役人を含む軍隊または諜報・治安組織の元構成員。
- (ii) 共産党政権中または共産党政権後の武装グループまたは民兵部隊の元構成員。
- (iii) タリバン、ハッカーニ・ネットワーク、ヘズブ・エ・イスラミ・ヘクマティヤール、その他のAGEの（元）構成員。
- (iv) 国家保安局（NDS）、アフガニスタン国家警察（ANP）およびアフガニスタン地方（ALP）警察を含むアフガニスタン治安部隊（ANSF）の（元）構成員。
- (v) 準軍事組織および民兵の（元）構成員。
- (vi) 組織的犯罪に関与する集団およびネットワークの（元）構成員。

上記の最初の4つのグループの構成員による深刻な人権侵害および国際人道法違反に関する詳細情報は、以下で提供される。

1. 共産党政権：KhAD/WADの隊員、元役人を含む軍隊または諜報・治安組織の元構成員。

タラキー政権、ハフィーズッラー・アミン政権、バブラク・カールマル政権、ナジーブッラー政権⁵⁰⁸の軍、警察、治安部隊および政府高官は、市民を逮捕、失踪、拷問、非人道的および品位を傷つける取扱いおよび刑罰、超法規的処刑の対象とする作戦に関与した。⁵⁰⁹

⁵⁰⁷ UNHCR, *Background Note on the Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, <http://www.refworld.org/docid/3f5857d24.html> (除外条項の適用に関する背景覚書：1951年難民の地位に関する条約第1条F) 第75段落。そのような訴追からの恩赦は、国際人道法の下での犯罪および逸脱不能な人権法の違反について捜査・訴追する国家の義務に反する可能性がある。例えば、Rule 159 (Amnesty) of the ICRC, *Customary International Humanitarian Law*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2005, reprinted 2009, http://www.icrc.org/customary-ihl/eng/docs/v1_rul_rule159 (慣習国際人道法)を参照のこと。複数の国際裁判書は、戦争犯罪および深刻な人権法違反は恩赦の対象にできないと述べている。例えば、*Prosecutor v. Anto Furundzija (Trial Judgement)*, IT-95-17/1-T, International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY), 10 December 1998, <http://www.refworld.org/docid/40276a8a4.html>; and *Case of Barrios Altos v. Peru*, Inter-American Court of Human Rights, 14 March 2001, http://www.corteidh.or.cr/docs/casos/articulos/seriec_75_ing.pdf.

⁵⁰⁸ 最近のアフガニスタンの歴史のこの期間は、PDPAが多数派を占める政府を政権の座につけた1978年4月27日の軍事クーデターに始まり、1979年12月27日に始まったソビエト占領の間、継続し、1992年4月15日のナジーブッラー政権の崩壊まで続いた。

⁵⁰⁹ 例えば、UN Commission on Human Rights, *Report on the Situation of Human Rights in Afghanistan prepared by the Special Rapporteur, Mr. Felix Ermacora, in accordance with Commission on Human Rights Resolution 1985/38, E/CN.4/1986/24, 17 February 1986*, <http://www.refworld.org/docid/482996d02.html> (人権委員会決議 1985/38 にしたがって特別報告者 Felix Ermacora氏によって準備されたアフガニスタンの人権状況に関する報告書) ; Human Rights

それには、1978年のクーデター後の大量殺戮およびハフィーズッラー・アミン政権の下で出された土地改革令への反抗に対する報復が含まれる。さらに、軍事作戦中に故意に市民を標的とした事例が多く記録されている。⁵¹⁰

この文脈において、*Khadamate Ettelaate Dowlati* (KhAD)、後に*Wezarat-e Amniyat-e Dowlati* (WAD) となった国家諜報局 (State Information Service) または国家安全保障賞 (Ministry of State Security) の元職員の場合に対しては慎重な検討が必要である。⁵¹¹ KhAD/WADの機能は時と共に変化し、1989年のソビエト軍撤退後は軍事作戦の調整・実施となったが、中央・州・地区レベルで非軍事作戦 (補佐) 局も含んでいた。⁵¹² UNHCRが入手した情報は、補佐局を軍事作戦部隊と同じ方法で人権侵害に結び付けるものではない。UNHCRがKhAD/WAD内で組織的な配置転換ポリシーがあったことを確認できなかったことを考慮し、KhAD/WADの職員であったという単なる事実は、自動的に除外につながるものではない。⁵¹³

Watch, "Tears, Blood and Cries" *Human Rights in Afghanistan since the Invasion 1979 – 1984*, US Helsinki Watch Report, December 1984, <http://hrw.org/reports/1984/afghan1284.pdf> (「涙、血と叫び」1979年–1984年侵攻以降のアフガニスタンの人権) ; and Amnesty International, *Violations of Human Rights and Fundamental Freedoms in the Democratic Republic of Afghanistan*, ASA/11/04/79, September 1979 (アフガニスタン民主共和国における人権および基本的自由の侵害)

⁵¹⁰ Human Rights Watch, *The Forgotten War: Human Rights Abuses and Violations of the Laws of War since the Soviet Withdrawal*, 1 February 1991, <http://www.hrw.org/reports/1991/afghanistan/> (忘れられた戦争：ソビエト撤退以降の人権侵害および戦争法違反) ; および Human Rights Watch, *By All Parties to the Conflict: Violations of the Laws of War in Afghanistan*, Helsinki Watch/Asia Watch report, March 1988, <http://hrw.org/reports/1988/afghan0388.pdf> (紛争のすべての当事者によって：アフガニスタンにおける戦争法違反)

⁵¹¹ 1986年、KhADは省レベルに格上げされ、その後はWAD (Wezarat-e Amniyat-e Dowlati または Ministry of State Security (国家安全保障省) として知られている。(i) KhAD/WADの起源; (ii) その構造と人員; (iii) これらの業務とアフガニスタン軍および民兵との関係; (iv) 作戦業務と補佐業務の区分; および (v) KhAD/WAD内の配置転換・昇進政策の詳細については、UNHCR, *Note on the Structure and Operation of the KhAD/WAD in Afghanistan 1978-1992*, May 2008, <http://www.refworld.org/docid/482947db2.html> (アフガニスタンのKhAD/WADの構造および業務に関するノート 1978年~1992年) を参照のこと。

⁵¹² これらの局には管理および財務、人事、プロパガンダ・対抗プロパガンダ、調達、遠隔通信・復号が含まれる。UNHCR, *Note on the Structure and Operation of the KhAD/WAD in Afghanistan 1978-1992*, May 2008, <http://www.refworld.org/docid/482947db2.html> (アフガニスタンのKhAD/WADの構造および業務に関するノート 1978年~1992年) 第15~17段落。

⁵¹³ UNHCR, *Note on the Structure and Operation of the KhAD/WAD in Afghanistan 1978-1992*, May 2008, <http://www.refworld.org/docid/482947db2.html> (アフガニスタンのKhAD/WADの構造および業務に関するノート 1978年~1992年) このノートにおいて、UNHCRは、「UNHCRは組織的な交代政策があったことを確認できなかった。UNHCRが参照した情報源は、KhAD/WAD構造内の交代は専門性および経験に基づくものであったことを支持するものである。緊急事態においては、所定の作戦に従事するために職員が移された可能性があるが、専門分野内であった。軍人はその階級および専門性のレベル内で行動した。ある専門家は、(中略) 彼の意見では、必須の配置転換は存在しなかった。専門家は、人々がKhAD/WAD内で仕事を変える可能性はあるが、それは規則または要件ではなかった。同情報源の見解では、そのような交代政策は、機関内での専門意識に反する可能性があった。他の情報源は、KhAD/WAD職員の活動は、多くの原則により規制され、その一つが秘密保持であった。この理由により、一般的な交代政策はある局から他の局へ

個別の除外評価は、機関内の個人の役割、階級および機能を考慮する必要がある。

申請者が共産党政権の間に公務についていた場合、その者に与えられた地位、任務および責任の性質について検討する必要がある。これの政権の元役人に対して第1条Fの下での除外を適用する可能性について検討するにあたり、申請者が個人の責任を生じさせる方法で第1条Fの範囲に該当する犯罪に関与したかどうかを判断することが要求される。

除外可能な罪を犯したまたは個人の責任を発生させる国際法で確立された様式を通じて除外可能な犯罪に加担したという証拠もなく、そのような者を以前、国家行政の構成員であったことのみに基づいて除外することは、国際難民法と合致しない。

2. 共産党政権中または共産党政権後の武装グループまたは民兵部隊の元構成員

共産党政権およびソビエト占領に対する武力抵抗の期間（1989年4月27日から1992年4月のナジーブラー政権崩壊まで）の武装グループおよび民兵部隊⁵¹⁴の構成員の活動は、除外条項に関する懸念を生じさせるかもしれない。関連する行為の例には、政治的暗殺、報復および超法規的殺害および強姦が含まれる。これらの行為には市民に対するものも含まれ、政府機関や学校で働いているまたはイスラム教の原則および規範に反しているといった理由によるものも含まれる。その他の報告されている武装グループおよび民兵部隊による犯罪には、戦争捕虜の超法規的処刑および非軍事標的に対する攻撃が含まれる。⁵¹⁵ 特に1992年から1995年の武力紛争は、紛争の全当事者による都市中心部の爆撃など国際人権法・人

の情報開示のおそれがあるために、彼らはKhAD/WADは一般的な交代政策を用いることができなかつた」としている。同上書、第24段落。また、Khadの職員として働いたタジク人である申請者が北部同盟の上級司令官など非国家主体による迫害のおそれがあると主張した*DS (Afghanistan) v. Secretary of State for the Home Department [2009] EWCA Civ 226*, 24 March 2009 (England and Wales Court of Appeal), <http://www.refworld.org/docid/49ca60ae2.html>も参照のこと。裁判所は、申請者は大規模な拷問に関与した組織のメンバーであり、虐待について知っていたため、難民としての保護から除外されるとした庇護上訴の判断を棄却した。また、*Judgment of the Hague District Court in the Case concerning a KhAD/WAD member from Afghanistan*, 20 May 2008 (Netherlands, Hague District Court), <http://www.refworld.org/docid/49997af9d.html>（アフガニスタンのKhAD/WADメンバーに関するハーグ地方裁判所の判決）も参照のこと。

⁵¹⁴ 慎重な精査を必要とする特定の司令官および武装部門を持つイスラム諸党の構成員には、Hezb-e-Islami (Hekmatyar派およびKhalis派)、Hezb-e-Wahdat（両支部またはHezb-e-Wahdatを構成する9つの党の全て）、Jamiat-e-Islami（Shura-e-Nezarを含む）、Jonbesh-e-Melli-Islami、Ittehad-e-Islami、Harakat-e-Inqilab-e-Islami（IMohammad Nabi Mohammadiが主導）およびHarakat-e-Islamiが含まれる。

⁵¹⁵ Human Rights Watch, *The Forgotten War: Human Rights Abuses and Violations of the Laws of War since the Soviet Withdrawal*, 1 February 1991, <http://www.hrw.org/reports/1991/afghanistan/>（忘れられた戦争：ソビエト撤退以降の人権侵害および戦争法違反）；およびHuman Rights Watch, *By All Parties to the Conflict: Violations of the Laws of War in Afghanistan*, Helsinki Watch/Asia Watch report, March 1988, <http://hrw.org/reports/1988/afghan0388.pdf>（紛争のすべての当事者によって：アフガニスタンにおける戦争法違反）

道法の深刻な違反によって特徴付けられた。⁵¹⁶

3. タリバン、ハッカーニ・ネットワーク、ヘズブ・エ・イスラミ・ヘクマティヤール、その他のAGEの(元)構成員。

前タリバン政権の要員は、新兵と共に、2002年にはアフガニスタンで武力作戦を開始した。同グループは、アフガニスタン政府にとって主要な脅威であり続けている。⁵¹⁷

除外条項の適用可能性は、申請者が深刻な人権侵害および／または人道法違反に関連していたと考える重要な理由の裏付けるのに十分な証拠が存在する場合に、タリバン政権時代およびその崩壊後のタリバンの元構成員および軍事司令官との関連で関連する。セクションII.C.1.bで指摘したとおり、タリバン部隊による市民に対する故意の攻撃、略式処刑およびタリバンにより執行される並列的司法構造によって行なわれる違法な刑罰に関する広範に及ぶ報告が存在する。これらの行為のいくつかは、戦争犯罪を構成する。

除外条項の適用可能性は、アルカイダ⁵¹⁸、ハッカーニ・ネットワーク⁵¹⁹、ヘズブ・エ・イ

⁵¹⁶ 例えば、Human Rights Watch, *Blood-Stained Hands: Past Atrocities in Kabul and Afghanistan's Legacy of Impunity*, 7 July 2005, <http://www.refworld.org/docid/45c2c89f2.html> (血まみれの手：カブールにおける過去の残虐行為および免責の遺産)；Amnesty International, *Afghanistan: Executions, Amputations and Possible Deliberate and Arbitrary Killings*, ASA 11/05/95, April 1995, <http://www.refworld.org/docid/48298bca2.html> (アフガニスタン：処刑、切断および意図的・恣意的な殺害の可能性)；and Amnesty International, *Afghanistan: The Human Rights Crisis and the Refugees*, ASA 11/002/1995, 1 February 1995, <http://www.refworld.org/docid/3ae6a9a613.html> (アフガニスタン：人権危機および難民)を参照のこと。

⁵¹⁷ Afghanistan Research and Evaluation Unit, *Thirty Years of Conflict: Drivers of Anti-Government Mobilisation in Afghanistan 1978-2011*, January 2012, <http://www.areu.org.af/EditionDetails.aspx?EditionId=573&ContentId=7&ParentId=7&Lang=en-US> (30年間の紛争：アフガニスタンの反政府動員の推進者たち)；Council on Foreign Relations, *The Taliban in Afghanistan: Backgrounder*, 6 October 2011, <http://www.cfr.org/afghanistan/taliban-afghanistan/p10551> (アフガニスタンのタリバン：背景説明)；International Crisis Group, *The Insurgency in Afghanistan's Heartland*, Asia Report No. 207, 27 June 2011, <http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-asia/afghanistan/207-the-insurgency-in-afghanistans-heartland.aspx> (アフガニスタンの中心地での反乱) タリバンは、ムラー・モハメッド・オマル (Mullah Mohammad Omar) が率いている。彼と指導者評議会はパキスタンのクウェッタに拠点を置いている。タリバン部隊の間には相当な断片化みられるが、ムラー・オマルと指導者評議会のその他の者からアフガニスタンの地区および村のレベルまでつながる階層構造が存在する。International Crisis Group, 同上書、13頁。

⁵¹⁸ 2011年5月にパキスタン・アボッタバードで実行された米国部隊による襲撃中のオサマ・ビン・ラディンの殺害の後、アルカイダの副司令官であったアイマン・アルザワヒリがアルカイダの指導者としてビン・ラディンの継承者となった。American Foreign Policy Council, *World Almanac of Islamism: Taliban* (page accessed on 31 January 2013; last updated 14 July 2011), <http://almanac.afpc.org/al-qaeda> (イスラム教年鑑：タリバン)を参照。

⁵¹⁹ ハッカーニ・ネットワークは、大幅な戦略的自治を有しているが、タリバンの政治的、イデ

スラミ（イスラム党）・ヘクマティヤール⁵²⁰およびTora-Bora Nizami Mahaz（トラボラ軍事戦線）⁵²¹の個別構成員および軍事司令官との関連でも考慮される必要があるだろう。

4. NDS、ANPおよびALPを含むアフガニスタン治安部隊の構成員

除外条項の適用可能性は、申請者が深刻な人権侵害および／または人道法違反に関与していたかもしれないという兆候が存在する場合、ANSFの構成員との関連でも考慮される必要があるだろう。セクションII.C.1.aで示したとおり、ANSFの要員は、不法な殺害、拷問および残虐な、非人道的なまたは品位を傷付ける取扱いまたは刑罰、非拘禁者の強姦や子どもの性的搾取を含む性的暴力を含む深刻な人権侵害を犯したと報告されている。

オロギー的な目的の多くを共有している。Institute for the Study of War, *The Haqqani Network: A Foreign Terrorist Organization*, 5 September 2012, <http://www.understandingwar.org/backgrounder/haqqani-network-foreign-terrorist-organization>（ハッカーニ・ネットワーク：外国テロ組織）；American Foreign Policy Council, *World Almanac of Islamism: Taliban* (page accessed on 31 January 2013; last updated 14 July 2011), <http://almanac.afpc.org/taliban>（イスラム教年鑑：タリバン）；Combatting Terrorism Center at West Point, *The Haqqani Nexus and the Evolution of al-Qaida*, 14 July 2011, http://www.ctc.usma.edu/wpcontent/uploads/2011/07/CTC-Haqqani-Report_Rassler-Brown-Final_Web.pdf（ハッカーニの連関とアルカイダの発展）

⁵²⁰ American Foreign Policy Council, *World Almanac of Islamism: Taliban* (page accessed on 31 January 2013; last updated 14 July 2011), <http://almanac.afpc.org/taliban>（イスラム教年鑑：タリバン）；National Consortium for the Study of Terrorism and Responses to Terrorism (START), *Hizb-I Islami Gulbuddin (HIG)* (undated, page accessed on 31 January 2013), http://www.start.umd.edu/start/data_collections/tops/terrorist_organization_profile.asp?id=4405（ヘズブ・エ・イスラミ・グルブッディーン（HIG））；International Crisis Group, *The Insurgency in Afghanistan's Heartland*, Asia Report No. 207, 27 June 2011, <http://www.crisisgroup.org/en/regions/asia/south-asia/afghanistan/207-theinsurgency-in-afghanistans-heartland.aspx>（アフガニスタンの中心地での反乱）；およびHuman Rights Watch, *The Human Cost: The Consequences of Insurgent Attacks in Afghanistan*, Volume 19 No. 6(C), April 2007, <http://www.hrw.org/reports/2007/afghanistan0407/>（人的損失：アフガニスタンにおける反政府攻撃の影響）

⁵²¹ Tora-Bora Nizami Mahaz（トラボラ軍事戦線）は、ヘズブ・エ・イスラミ（Khalis）の分派であり、アフガニスタンのイスラム聖戦士指導者Maulvi Yunis Khalisの息子であるAnwarul Haq Mujahidにより、主にアフガニスタン東部での米国率いる外国部隊に対する抵抗運動を組織するために創設された。American Foreign Policy Council, *World Almanac of Islamism: Taliban* (page accessed on 31 January 2013; last updated 14 July 2011), <http://almanac.afpc.org/taliban>（イスラム教年鑑：タリバン）；およびThe News International, *New Taleban Group Named after Tora-Bora*, 26 February 2007, <http://www.afghanistannewscenter.com/news/2007/february/feb272007.html#20>（新タリバングループ、トラボラにちなんで名付けられる）